

第2表 小樽市における毎年の最低温度観測記録
(気象庁ホームページより)

年	最低気温 [°C]	年	最低気温 [°C]	年	最低気温 [°C]	年	最低気温 [°C]
1943	-16.3	1963	-11.0	1983	-11.3	2003	-14.9
1944	-16.7	1964	-13.8	1984	-13.2	2004	-10.7
1945	-17.2	1965	-11.6	1985	-15.2	2005	-12.0
1946	-13.4	1966	-14.0	1986	-13.9	2006	-13.6
1947	-13.8	1967	-14.1	1987	-12.2	2007	-9.1
1948	-11.7	1968	-16.0	1988	-12.3	2008	-11.3
1949	-11.7	1969	-13.1	1989	-9.8	2009	-11.2
1950	-13.8	1970	-14.1	1990	-13.6	2010	-13.2
1951	-15.3	1971	-13.8	1991	-13.5	2011	-10.6
1952	-13.5	1972	-12.4	1992	-11.2	2012	-12.3
1953	-13.6	1973	-9.6	1993	-8.8	2013	-10.7
1954	-18.0	1974	-11.5	1994	-14.3	2014	-12.6
1955	-11.1	1975	-14.0	1995	-11.4	2015	-9.5
1956	-12.0	1976	-13.6	1996	-13.9	2016	-9.6
1957	-11.7	1977	-14.1	1997	-9.7	2017	-13.0
1958	-11.2	1978	-17.2	1998	-15.1	2018	-11.4
1959	-11.8	1979	-13.2	1999	-12.1	2019	-13.6
1960	-10.9	1980	-12.0	2000	-10.8	2020	-13.9
1961	-13.3	1981	-11.0	2001	-13.5		
1962	-12.3	1982	-11.8	2002	-10.6		

凍結防止対策について

凍結するおそれがある箇所に設置されている設備のうち、通常内部流体が流動せず静止している露出配管は、低温による影響を受ける可能性があるため、ヒーティングケーブル又は配管寸法に応じた厚さの保温材による保温対策を実施している。凍結防止対策を実施する外部事象防護対象施設である原子炉補機冷却海水系配管等に対する凍結防止対策の概要を図1に示す。

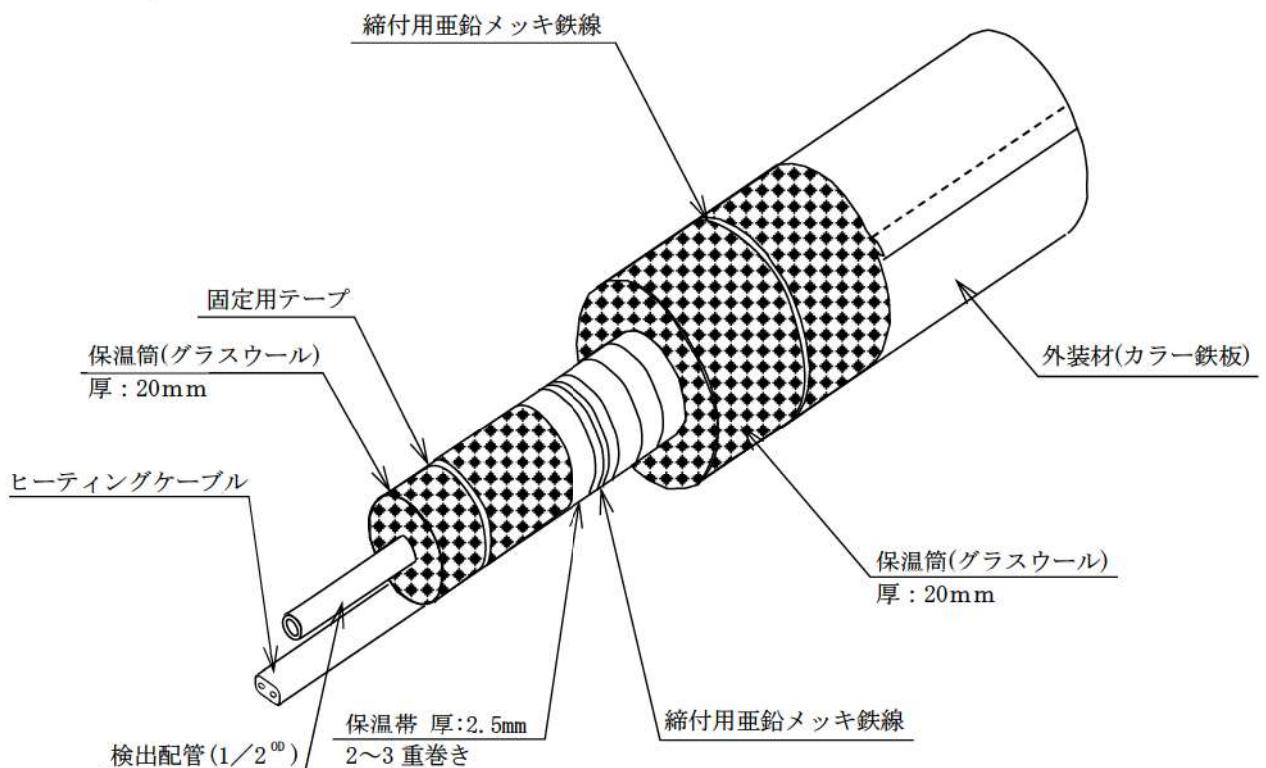


図1 凍結防止保温の例

(1) 環境条件

- ・霧氷気温度 : -7°C

(2) 凍結防止対策の構造

ヒーティングケーブルは対象配管に取付けた温度検出器により温度を検知し、配管表面温度が□℃になると、ヒーティングケーブルがオンし、□℃になるとオフする。

以 上

■ 桁組みの内容は機密情報に属しますので公開できません。

補足資料 12

降水影響評価について

1. 基本方針

予想される最も苛酷と考えられる条件として設計基準を設定の上、安全施設のうち外部事象防護対象施設は、設計基準降水量による浸水、荷重に対して維持され、安全機能を損なわない設計とする。

2. 設計基準降水量の設定

設計基準降水量は、以下の(1)及び(2)を参照し設定する。

(1) 規格・基準類

降水に対する排水施設の規格・基準は、森林法に基づく林地開発許可に関する審査基準等を示した北海道の手引き⁽¹⁾であり、排水施設の設計雨量強度として、雨水の 10 年確率で想定される到達時間内の雨量強度を用いることとしている。また、北海道の大雨水資料（第 14 編）⁽²⁾では、降雨継続時間毎の北海道内の 10 年確率雨量強度表が示されており、流域面積の規模で区分した単位時間が採用される。同手引きによる発電所敷地における対象区域の確率雨量強度は「神恵内」又は「共和」に分類され、32mm/h が採用される。

(2) 観測記録（別紙 1）

気象庁の気象統計情報における降水量の観測記録⁽³⁾によれば、泊発電所の最寄りの気象官署である寿都特別地域気象観測所及び小樽特別地域気象観測所における地域気象観測システム（アメダス）の最大 1 時間降水量の観測記録史上 1 位は 57.5mm/h（1990 年 7 月 25 日）である。

以上より、設計基準降水量は最大 1 時間降水量の 57.5mm/h と定める。

3. 外部事象防護対象施設の健全性評価

外部事象防護対象施設が、降水によって安全機能を損なうことのない設計であることを評価・確認するため、設計基準降水量（57.5mm/h）による浸水及び荷重が安全施設に作用した場合の影響について評価し、安全機能が維持されることを確認した。

本評価における基本的な考え方は、以下のとおり。また、第 1 図に降水に対する安全施設の評価フローを示す。

○外部事象防護対象施設について、以下の①又は②に分類の上評価し、安全機能が維持できることを確認した。

①建屋外に設置されている設備は、当該の設備に設計基準降水量（57.5mm/h）の降水に対する浸水及び荷重が作用した場合においても、構内排水設備等による排水等によって、安全機能を損なわないことを確認した。（別紙2）

②頑健性のある建屋内に設置されている設備は、設計基準降水量（57.5mm/h）の降水に対し、構内排水設備等による排水によって影響がないことを確認した。

なお、頑健性のある建屋（原子炉建屋等）は、雨水の侵入防止措置として1階床の基準高さを雨水による外部からの水の侵入防止を考慮し、地表面の基準高さに対して30cm高く設定している。また、地表面からの30cmの高さ及び地表面以下の範囲に存在する建屋の貫通部については、すべてシール材や閉止処置を施工している。

○上記以外の安全施設については、降水に対して機能を維持すること若しくは降水による損傷を考慮して代替設備により必要な機能を確保すること、安全上支障のない期間での修復等の対応を行うこと又はそれらを適切に組み合わせることにより、安全機能を損なわない設計とする。

4. 重大事故等対処設備に対する考慮

第2図の降水による重大事故等対処設備への影響評価フローに基づき、設計基準降水量の降水に対し、必要な安全機能を維持できることを確認した。

なお、降水に対する重大事故等対処設備の設計方針は、設置許可基準規則第43条（重大事故等対処設備）にて考慮する。

5. 参考文献

(1) 北海道林地開発許可制度の手引き（令和4年9月）

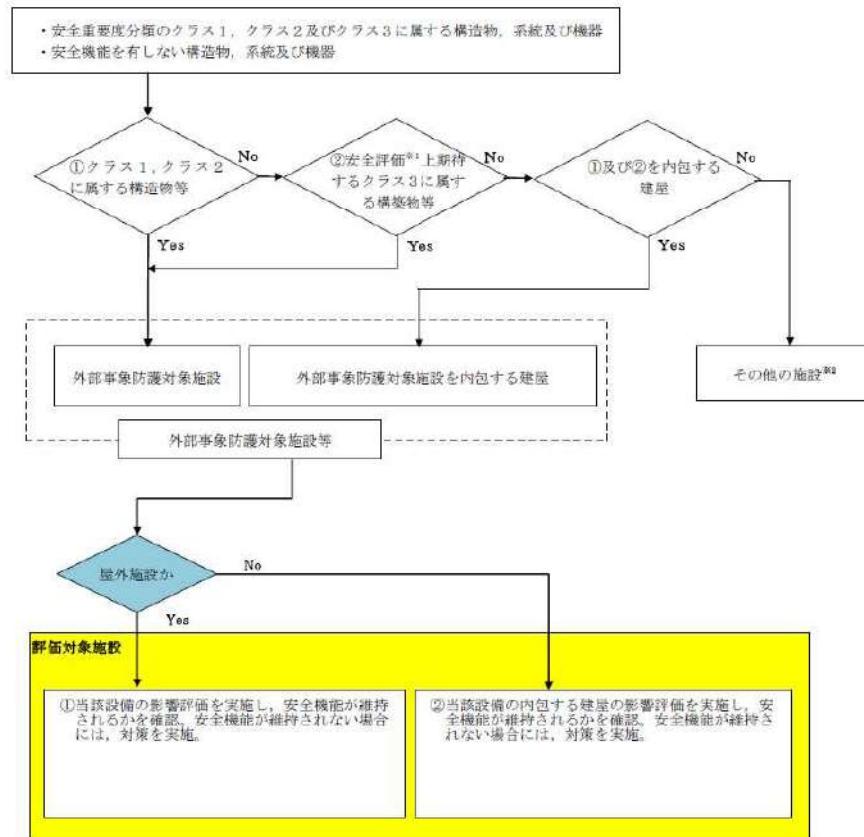
:<https://www.pref.hokkaido.lg.jp/sr/tsn/rin/tebiki/tebiki.html>

(2) 北海道の大雨資料（第14編）（令和3年1月）

:<https://www.pref.hokkaido.lg.jp/kn/kss/ksn/ooameshiryou14.html>

(3) 気象庁：<http://www.jma.go.jp/jma/index.html>

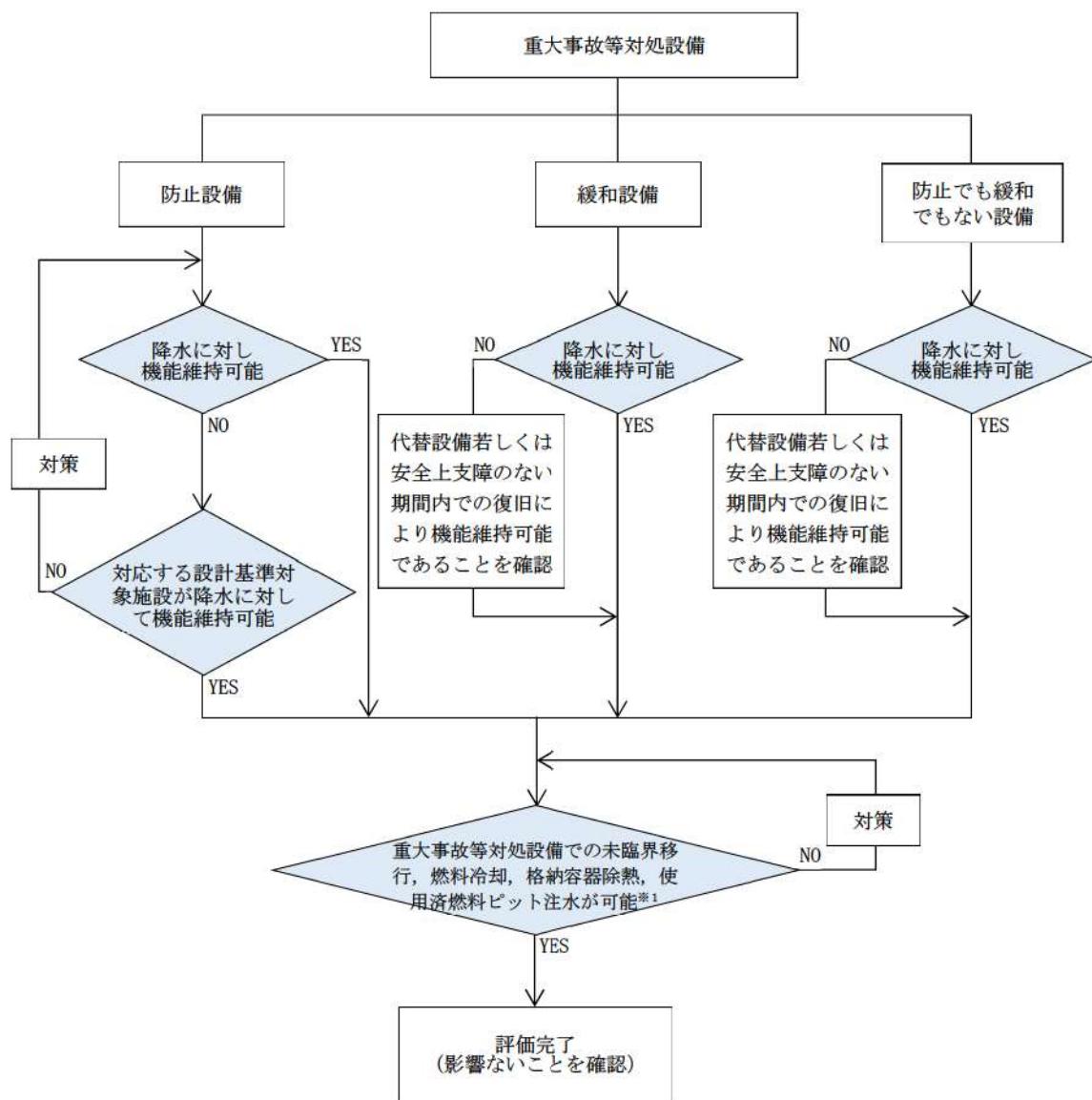
(4) 気象庁年報（地上気象観測原簿データ）



※1 運転時の異常な過渡変化及び設計基準事故解析

※2 その他の施設のうち安全施設は、構造健全性の確保、若しくは損傷を考慮して代替設備、修復等で安全機能を確保

第1図 降水に対する安全施設の評価フロー



※1：基準になる降水量により重大事故等対処設備と設計基準対象施設の機能が同時に損なわれることはないが、安全上支障ない期間内での復旧により機能維持可能であることを確認

第2図 降水による重大事故等対処設備への影響評価フロー

寿都町及び小樽市における降水量の観測記録

第1表 寿都町における毎年の最大1時間降水量観測記録
(気象庁ホームページより)

年	最大1時間 降水量 [mm]	年	最大1時間 降水量 [mm]	年	最大1時間 降水量 [mm]	年	最大1時間 降水量 [mm]
1938	34.5]	1963	12.5	1988	17.5	2013	24.5
1939	11.4]	1964	15.8]	1989	17.0	2014	15.5
1940	19.5]	1965	25.6	1990	57.5	2015	17.0
1941	13.4]	1966	26.5	1991	20.0	2016	22.5
1942	17.6]	1967	19.0	1992	25.5	2017	30.0
1943	23.9]	1968	24.5	1993	12.5	2018	13.5
1944	16.6]	1969	15.0	1994	22.5	2019	22.5
1945	9.7]	1970	28.0	1995	22.5	2020	28.5
1946	22.1]	1971	15.0	1996	20.5		
1947	43.5]	1972	13.0	1997	24.0		
1948	41.2]	1973	49.0	1998	21.0		
1949	29.7]	1974	33.5	1999	34.5		
1950	27.0]	1975	34.0	2000	20.0		
1951	14.3]	1976	23.5	2001	16.5		
1952	25.4]	1977	13.5	2002	19.5		
1953	24.7]	1978	11.5	2003	24.5		
1954	19.4]	1979	15.0	2004	23.5		
1955	34.4]	1980	22.0	2005	25.5		
1956	16.5]	1981	24.5	2006	32.0		
1957	22.5]	1982	12.5	2007	19.0		
1958	10.9]	1983	20.5	2008	24.0]		
1959	21.3]	1984	23.0	2009	28.0		
1960	21.7]	1985	42.0	2010	41.5		
1961	29.1]	1986	22.5	2011	34.0		
1962	21.5	1987	19.5	2012	27.5		

値] : 資料不足値

統計を行う対象資料が許容範囲を超えて欠けている。

第2表 小樽市における毎年の最大1時間降水量観測記録
(気象庁ホームページより)

年	最大1時間 降水量 [mm]	年	最大1時間 降水量 [mm]	年	最大1時間 降水量 [mm]	年	最大1時間 降水量 [mm]
1943	28.9]	1968	19.0	1993	9.5	2018	21.5
1944	16.8]	1969	16.0	1994	36.5	2019	16.0
1945	15.2]	1970	32.0	1995	16.5	2020	33.0
1946	25.8]	1971	12.0	1996	20.5		
1947	15.6]	1972	13.0	1997	22.0		
1948	31.8]	1973	38.0	1998	18.5		
1949	27.0]	1974	11.0	1999	14.0		
1950	11.9]	1975	23.5	2000	25.0		
1951	10.8]	1976	14.5	2001	13.5		
1952	12.7]	1977	12.0	2002	15.0		
1953	15.7]	1978	28.0	2003	21.5		
1954	40.2]	1979	21.0	2004	23.0		
1955	39.0]	1980	29.5	2005	33.5		
1956	17.1]	1981	16.0	2006	17.5		
1957	17.7]	1982	20.5	2007	14.0		
1958	13.1]	1983	10.5]	2008	9.5		
1959	12.7]	1984	10.5	2009	13.5		
1960	26.7]	1985	31.5	2010	37.5		
1961	23.7]	1986	15.0	2011	22.0		
1962	21.1]	1987	13.0	2012	26.0		
1963	27.7]	1988	35.0	2013	23.5		
1964	20.6	1989	17.5	2014	19.5		
1965	17.8	1990	22.5	2015	24.0		
1966	15.7	1991	12.5	2016	27.5		
1967	30.9	1992	33.0	2017	50.5		

値] : 資料不足値

統計を行う対象資料が許容範囲を超えて欠けている。

降水による浸水の影響評価

1. 概要

屋外の外部事象防護対象施設の設置場所は、設計基準降水量(57.5mm/h)の降水による浸水（敷地内滞留水）に対し、構内排水設備による排水等により、安全機能を損なうことのない設計とする。

外部事象防護対象施設は、設計基準降水量(57.5mm/h)の降水による荷重に対し、排水口による排水等により影響を受けない設計とし、安全機能を損なうことのない設計とする。

また、その他の安全施設は、降水による荷重及び浸水に対して、排水口による排水等、構内排水設備等による排水、若しくは、降水による損傷を考慮し安全上支障のない期間での修復等の対応、又は、それらを適切に組み合わせた設計とする。

2. 降水による敷地内滞留水の影響評価

2.1 浸水量評価

設計基準降水量(57.5mm/h)における敷地内の浸水量は以下の条件のもと評価した。

<評価条件>

降雨強度：

57.5mm/h（寿都特別地域気象観測所において平成11年7月25日に観測された日最大1時間降水量の既往最大値）

雨水流入量：

「北海道林地開発許可制度の手引き」（令和4年9月北海道水産林務部林務局治山課）に基づく合理式より算出

排水可能流最：

「北海道林地開発許可制度の手引き」（令和4年9月北海道水産林務部林務局治山課）に基づき、マニング式より算出

2.2 浸水量評価の結果

(1) 雨水流入量

泊発電所周辺の雨水は、第3図のように敷地内に配置された1号炉系統流末、2号炉系統流末及び3号炉系統流末の構内排水設備に集水され、海域に排水される。

評価にあたっては、防潮堤横断部における構内排水設備の集水面積を算定した上で、設計基準降水量(57.5mm/h)降水時の雨水流入量を算出する。

その際、「北海道林地開発許可制度の手引き」（令和4年9月北海道水産林務部林務局治山課）に基づき以下の合理式を用い、流出係数については、すべての流域を1.0とする。

$$Q = 1/360 \cdot f \cdot r \cdot A$$

Q : 雨水流入量 (m^3/s)

f : 流出係数

r : 降雨強度 (mm/h)

A : 集水面積 (ha)

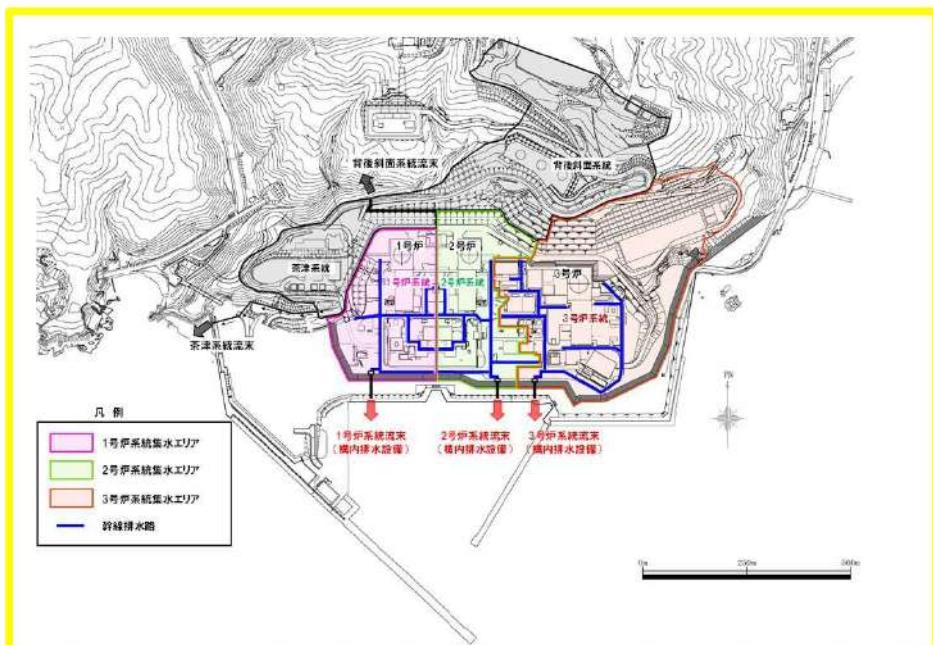
(2) 排水可能流量

設計基準降水量(57.5mm/h)により想定される雨水流入量に対して、裕度を持って排水可能な流量とする。構内排水設備の仕様を第3表に示す。

第3表 校内排水設備の仕様

	仕様	断面積 (m^2)
1号炉系統流末	鋼管 $\phi 1800$	2.545
2号炉系統流末		
3号炉系統流末		

※校内排水設備については構造検討中



第3図 構内排水設備の配置概要図

(3) 評価結果

構内排水設備における雨水流入量と排水可能流量の比較結果を第4表に示す。

各号炉系統流末ともに防潮堤横断部における排水可能流量は、設計基準降水量(57.5mm/h)降水時の雨水流入量を上回り、余裕をもって雨水排水が可能であると評価される。

第4表 57.5mm/h 降水時の雨水流入量と排水可能流量との比較

	集水面積※ (ha)	雨水流出量 a (m ³ /s)	排水可能流量 b (m ³ /s)	安全率 b/a
1号炉系統流末	7.87	1.26	3.89	3.10 (排水可能)
2号炉系統流末	7.75	1.24	3.89	3.14 (排水可能)
3号炉系統流末	19.74	3.15	3.89	1.23 (排水可能)

※校内排水設備については構造検討中

3. 降水による荷重の影響について

設計基準降水量(57.5mm/h)による荷重の影響として、原子炉建屋等は多量の降水に対しても、雨水排水口を介して排水する設計としていることから、滞留水による荷重の影響が及ぶことはない。また、排気筒等の屋外設備については、降水が滞留する構造ではないことから、滞留水による荷重の影響が及ぶことはない。

以上から、屋外の外部事象防護対象施設の安全機能が降水による荷重によって損なわれることはない。

積雪影響評価について

1. 基本方針

予想される最も過酷と考えられる条件として設計基準を設定の上、安全施設のうち外部事象防護対象施設は、設計基準積雪量による荷重、積雪による換気空調設備の給排気口の閉塞により、安全機能を損なわない設計とする。

2. 設計基準積雪量の設定

設計基準積雪量は、以下の(1)及び(2)を参照し設定する。

(1) 規格・基準類（別紙 1）

積雪に対する規格・基準として、建築物については建築基準法及び同施行令第 86 条第 3 項に基づく北海道建築基準法施行細則において、地域毎に垂直積雪量が定められている。泊村の垂直積雪量は 150cm である。

(2) 観測記録（別紙 2）

気象庁の気象統計情報における積雪深の観測記録⁽¹⁾によれば、泊発電所の最寄りの気象官署である寿都特別地域気象観測所及び小樽特別地域気象観測所における地域気象観測システム（アメダス）の月最深積雪の最大値は 189cm（1945 年 3 月 17 日）である。

○積雪時の発電所の対応について

泊発電所が立地する泊村は、多雪区域であるため降雪量が多く、降雪があった場合は必要に応じ発電所構内の除雪活動を実施する。

また、建屋屋上の除雪に関しては、気象情報（降雪予報）及び構内に設置している監視システム等による積雪深を監視し、必要に応じ除雪を実施する。

以上より、設計基準積雪量は月最深積雪の最大値 189cm を考慮する。

3. 外部事象防護対象施設の健全性評価

2. にて示した設計基準積雪量に対する外部事象防護対象施設への影響を評価する。設計基準積雪量に対して、外部事象防護対象施設を有する各建屋又は外部の外部事象防護対象施設が積雪荷重、空気、流体の取入口の閉塞によって機能喪失に至ることがないことを確認する。

本評価における基本的な考え方は、以下の通り。また、第 1 図に積雪に対する安全施設

の評価フローを示す。

○外部事象防護対象施設について、以下の①から③に分類の上、評価し、積雪による荷重等に対して安全機能が損なわれないことを確認する。なお、積雪荷重は地震、津波、火山の影響に対して適切に組み合わせる。

- ①屋外の設備は設計基準積雪量の荷重に対して健全であることを確認する。
- ②屋内の設備は、当該設備を有する建屋が設計基準積雪量の荷重に対して 機械的強度を有する設計であることを確認する。
- ③流体の取り入れ口等の閉塞による影響について、各建屋の換気口等の高さが設計基準積雪量に対して高い位置に設置してあること及び上向きに開口部がない設計であることを確認する。また、積雪と風等により給気口等の閉塞が考えられるが、この場合には、運転員、保修員がガラリに付いた積雪を落とすことにより閉塞を防止する。

○上記以外の安全施設については、積雪に対して機能維持すること若しくは風（台風）による損傷を考慮して、代替設備により必要な機能を確保すること、安全上支障のない期間での修復等の対応を行うこと又はそれらを適切に組み合わせることにより、安全機能を損なわない設計とする。

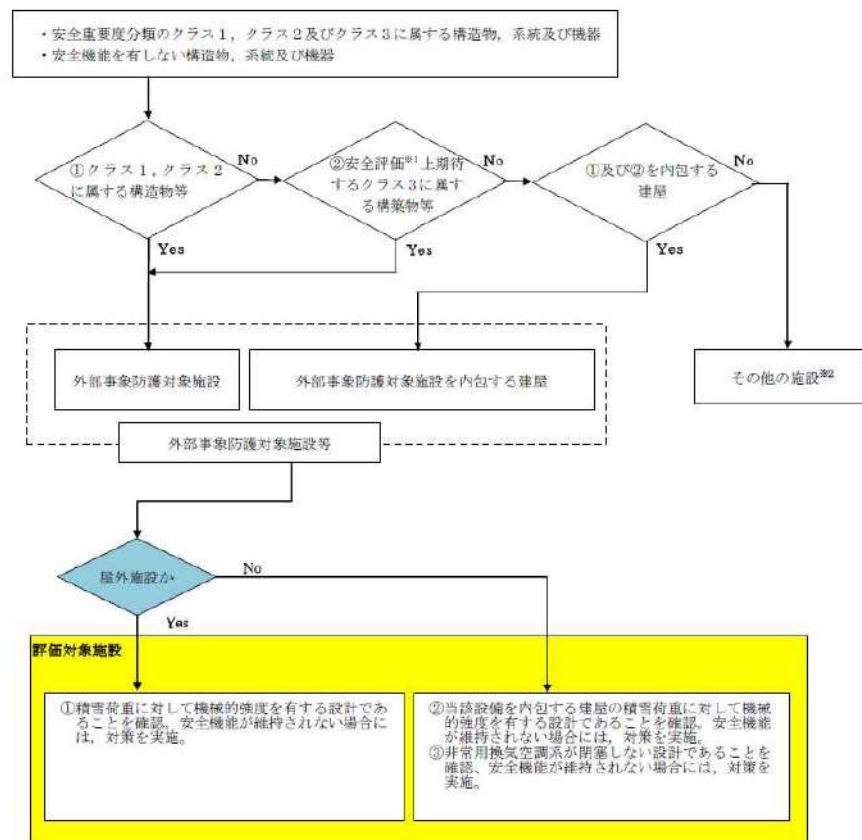
4. 重大事故等対処施設に対する考慮

第2図の積雪に対する重大事故等対処設備の評価フローに基づき、設計基準積雪量の荷重に対し、必要な安全機能が確保されていることを確認する。

なお、積雪に対する重大事故等対処設備の設計方針は、設置許可基準規則第43条（重大事故等対処設備）にて考慮する。

5. 参考文献

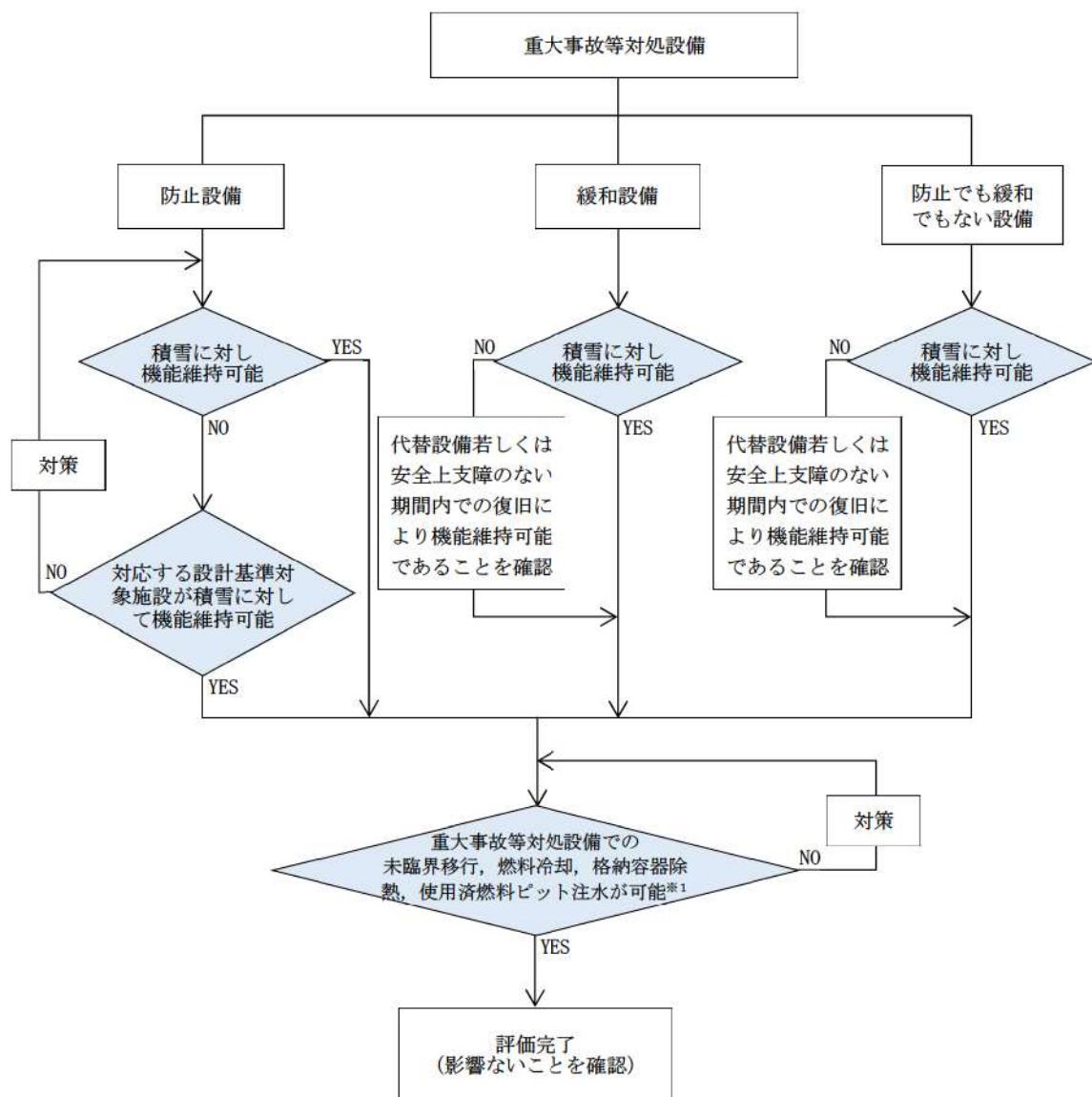
- (1) 気象庁：<http://www.jma.go.jp/jma/index.html>
- (2) 気象庁年報（地上気象観測原簿データ）



※1 運転時の異常な過渡変化及び設計基準事故解析

※2 その他の施設のうち安全施設は、構造健全性の確保、若しくは損傷を考慮して代替設備、修復等で安全機能を確保

第1図 積雪に対する安全施設の評価フロー



第2図 積雪による重大事故等対処設備への影響評価フロー

別紙 1

北海道建築基準法施行細則について

建築基準法施行令（以下「政令」）の一部が改正（平成 12 年政令第 211 号）され、政令第 86 条の規定において、垂直積雪量を特定行政庁が規則で定めることとなった。北海道建築基準法施行細則⁽¹⁾における積雪に関する記載は以下のとおりである。

（積雪荷重）

第 17 条 政令第 86 条第 2 項ただし書の規定により、多雪区域は、別表第 1 に掲げる区域とする。

- 2 前項の多雪区域における積雪の単位重量は、政令第 86 条第 2 項本文の規定にかかわらず、積雪 1cm ごとに 1 平方メートルにつき、30N 以上としなければならない。
- 3 政令第 86 条第 3 項に規定する垂直積雪量の数値は、別表第 2 の適用区域の区分に応じた垂直積雪量とする。

別表第 2（後志総合振興局管内を抜粋）

	区域	垂直積雪量（単位：cm）
(1)	島牧村、寿都町	130
(2)	共和町、岩内町	140
(3)	泊村、神恵内村、積丹町、古平町、仁木町、余市町	150
(4)	黒松内町、蘭越町	180
(5)	赤井川村	210
(6)	ニセコ町、真狩村、留寿都町、喜茂別町、京極町、俱知安町	230

(1) 北海道 建築基準法施行細則(昭和 48 年 1 月 15 日 北海道規則第 9 号)

別紙2

寿都町及び小樽市における積雪深の観測記録

第1表 寿都町における毎年の積雪観測記録
 (気象庁ホームページ及び気象庁年報(地上気象観測原簿データ)より)

年	最大日 降雪量 [cm]	月最深 積雪 [cm]									
1893	なし	177]	1928	なし	103	1963	37	97	1998	17	54
1894	なし	なし	1929	なし	139	1964	14	76	1999	33	74
1895	なし	なし	1930	なし	63	1965	26	60	2000	32	103
1896	なし	なし	1931	なし	111	1966	13	62	2001	31	77
1897	なし	なし	1932	なし	65	1967	19	90	2002	41	62
1898	なし	なし	1933	なし	165]	1968	26	96	2003	26	54
1899	なし	なし	1934	なし	103]	1969	22	80	2004	25	71
1900	なし	なし	1935	なし	83	1970	50	120	2005	30	88
1901	なし	なし	1936	なし	130]	1971	28	65	2006	30	99
1902	なし	なし	1937	なし	73	1972	11	32	2007	16]	28]
1903	なし	なし	1938	なし	84	1973	22	52	2008	45	75
1904	なし	4]	1939	なし	126	1974	38	116	2009	39	53
1905	なし	6]	1940	なし	120	1975	23	94	2010	28	103
1906	なし	なし	1941	なし	70	1976	24	60	2011	35	85
1907	なし	なし	1942	なし	150]	1977	39	102	2012	22	81
1908	なし	なし	1943	なし	87	1978	21	107	2013	19	107
1909	なし	31]	1944	なし	80	1979	30	58	2014	26	71
1910	なし	なし	1945	なし	189]	1980	22	67	2015	31	90
1911	なし	97	1946	なし	139]	1981	37	116	2016	28	64
1912	なし	61	1947	なし	97]	1982	28	83	2017	28	44
1913	なし	8]	1948	なし	90	1983	33	88	2018	26	107
1914	なし	78	1949	なし	33	1984	19	93	2019	30	63
1915	なし	60	1950	なし	64	1985	37	81	2020	22	28
1916	なし	72	1951	なし	117	1986	22	89			
1917	なし	32	1952	なし	98	1987	14	56			
1918	なし	99	1953	なし	94	1988	26	66			
1919	なし	160]	1954	なし	65	1989	22	26			
1920	なし	74	1955	なし	85	1990	22	51			
1921	なし	78	1956	なし	98	1991	27	94			
1922	なし	170]	1957	なし	142]	1992	33	78			
1923	なし	123	1958	なし	129	1993	19	66			
1924	なし	74	1959	なし	38	1994	23	55			
1925	なし	92	1960	なし	54	1995	36	66			
1926	なし	80	1961	17]	61]	1996	32	61			
1927	なし	85	1962	18	68	1997	20	49			

なし：観測を行っていない場合、機器の故障等で観測できなかった場合、火災や戦災等で資料を失った場合等

値]：資料不足値

統計値を求める対象となる資料が許容する資料数を満たさない場合。

第2表 小樽市における毎年の積雪観測記録
 (気象庁ホームページ及び気象庁年報(地上気象観測原簿データ)より)

年	最大日 降雪量 [cm]	月最深 積雪 [cm]	年	最大日 降雪量 [cm]	月最深 積雪 [cm]	年	最大日 降雪量 [cm]	月最深 積雪 [cm]
1943	なし	134]	1973	25	77	2003	28	112
1944	なし	128	1974	30	108	2004	31	99
1945	なし	173]	1975	24	92	2005	31	153
1946	なし	139]	1976	42	108	2006	41	172
1947	なし	116	1977	25	99	2007	28	92
1948	なし	150]	1978	23	108	2008	35	126
1949	なし	59	1979	34	82	2009	27	87
1950	なし	89]	1980	32	114	2010	24	102
1951	なし	37]	1981	36	157	2011	36	133
1952	なし	35]	1982	34	155	2012	31	125
1953	なし	5]	1983	36	125	2013	30	155
1954	なし	172]	1984	24	111	2014	34	148
1955	なし	151]	1985	28	102	2015	36	140
1956	なし	5]	1986	37	118	2016	32	89
1957	なし	105]	1987	26	139	2017	30	103
1958	なし	128	1988	38	135	2018	26	134
1959	なし	51	1989	34	101	2019	23	92
1960	なし	112	1990	47	141	2020	26	69
1961	21]	108]	1991	31	123			
1962	31	102	1992	38	110			
1963	31	76	1993	30	123			
1964	24	98	1994	46	139			
1965	36	135	1995	25	107			
1966	33	134	1996	84	149			
1967	35	120	1997	26	121			
1968	45	141	1998	28	99			
1969	24	90	1999	40	142			
1970	54	125	2000	29	143			
1971	21	88	2001	35	97			
1972	43	118	2002	28	66			

なし：観測を行っていない場合、機器の故障等で観測できなかった場合や、火災や戦災等で資料を失った場合等

値]：資料不足値

統計値を求める対象となる資料が許容する資料数を満たさない場合。

落雷影響評価について

1. 基本方針

予想される最も過酷と考えられる条件を設計基準として設定の上、安全施設のうち外部事象防護対象施設は、落雷による雷撃電流に対して維持され、安全機能を損なわない設計とする。

2. 基準雷撃電流値の設定

基準雷撃電流値の設定は、以下の(1)及び(2)を参照し設定する。

(1) 規格・基準類

原子力発電所における耐雷設計の規格・基準には電気技術指針 JEAG4608「原子力発電所の耐雷指針」⁽¹⁾があり、以下のように規定している。

a. JEAG4608 では、電力設備の避雷設備の設計について、電力中央研究所報告 T40 「発変電所及び地中送電線の耐雷設計ガイド」⁽²⁾を参照している。

同ガイドでは、275kV 発電所における送電線並びに電力設備に対し、100kA を想定雷撃電流として推奨している。

b. JEAG4608 では、建築物等の避雷設備に関して、日本産業規格 JIS A 4201:2003 「建築物等の雷保護」や日本産業規格 JIS A 4201-1992 「建築物等の避雷設備（避雷針）」を参照している。JIS A 4201:2003 では、雷保護システムについて、設備を保護する効率に応じ設定するグレード分けである保護レベルごとに規定している。保護レベルは、I, II, III, IV の 4 段階に設定され、保護レベル I は最も小さい雷撃電流をもつ雷まで捕捉できる。

保護レベルの設定にあたって、JEAG4608 では原子力発電所の危険物施設に対する保護レベルを IEC/TR 61662 「Assessment of the risk of damage due to lightning」⁽³⁾に基づく選定手法により保護レベルIVと評価している。

一方、泊発電所 3 号炉の危険物施設は、消防庁通知⁽⁴⁾に基づき保護レベルを決定するが、泊発電所 3 号炉の屋外危険物施設である 3 号炉燃料油貯油槽タンクは地下設置であり、危険物の規制に関する政令⁽⁵⁾により、地下タンク貯蔵所として扱われることから、避雷設備の設置要求がないため、消防通知に基づく保護レベルの設定対象外となる。

日本産業規格 JIS-Z 9290-4 「建築物内の電気及び電子システム」⁽⁶⁾において、建築物の保護レベルに応じた最大雷撃電流値が定められており、保護レベルIVの場合

の最大雷撃電流値は 100kA と規定されている。

よって、落雷の設計基準電流値は、JEAG 等の規格・基準類による 100kA とする。

(2) 観測記録

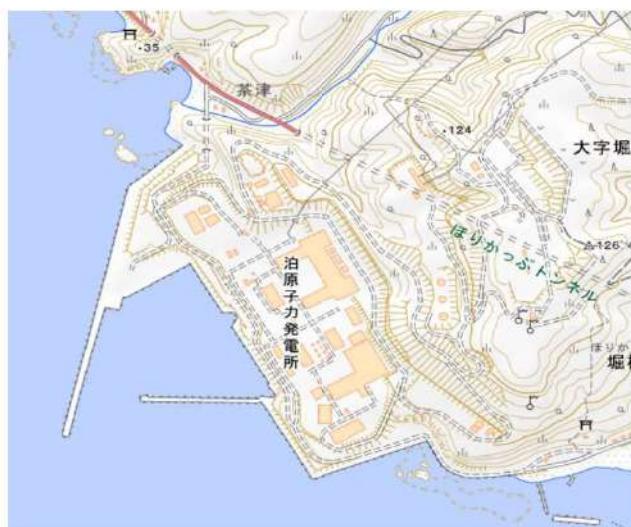
雷撃電流の観測記録として、発生した雷放電の発生時刻・位置を標定し、雷撃電流の大きさを推定できる落雷位置標定システム (LLS^{※1}) により観測された落雷データから、発電所を中心とした標的面積 3km² の範囲の落雷密度は 1.1 回／年・km² であり、当社管内（北海道）の落雷密度 0.65 回／年・km² と比較して頻度が高くなっているものの、過去 PWR 5 社にて、「原子力発電所の耐雷設計に関する研究」を実施し、
[REDACTED]

2006 年 1 月～2020 年 12 月 (15 年間) の間に、泊発電所構内敷地面積を包絡する標的面積 3km²^{※2} 面の範囲において LLS により観測された、最大雷撃電流値は 48kA であり、設計基準電流値 100kA に包絡されている。

※1 LLS…落雷から放射される電波をセンサで捉え、システム内で基準としている電波の波形（基準波形）との照合により落雷を判別し、データ解析により落雷の位置時刻等をリアルタイムで推定するシステム。

※2 泊発電所構内敷地面積を包絡する標的面積は以下のとおり算出した。

- ・範囲：北緯 43.030～43.044[度]、東経 140.502～140.524[度]
- ・面積：1.66 [km] × 1.77 [km] = 3.0 [km²]



第 1 図 泊発電所の標的面積

[REDACTED] 案内のみの内容は機密情報に属しますので公開できません。

3. 外部事象防護対象施設の健全性評価

外部事象防護対象施設が、設計基準の雷撃電流値（100kA の雷撃電流）によって安全機能を損なうことがない設計であることを確認するために、第1図に示すフローに沿って評価・確認を実施した。

(1) 建屋及び内包される外部事象防護対象施設

原子炉建屋等の建築基準法に定められる高さ 20m を超える建築物等には避雷設備を設けている。また、避雷設備の接地極を構内接地網と連接し接地抵抗を下げる等の対策を実施していることから影響を受けにくい設計としている。さらに、安全保護回路は雷サージ抑制対策がなされており、外部事象防護対象施設の安全機能に影響を及ぼすことはない。

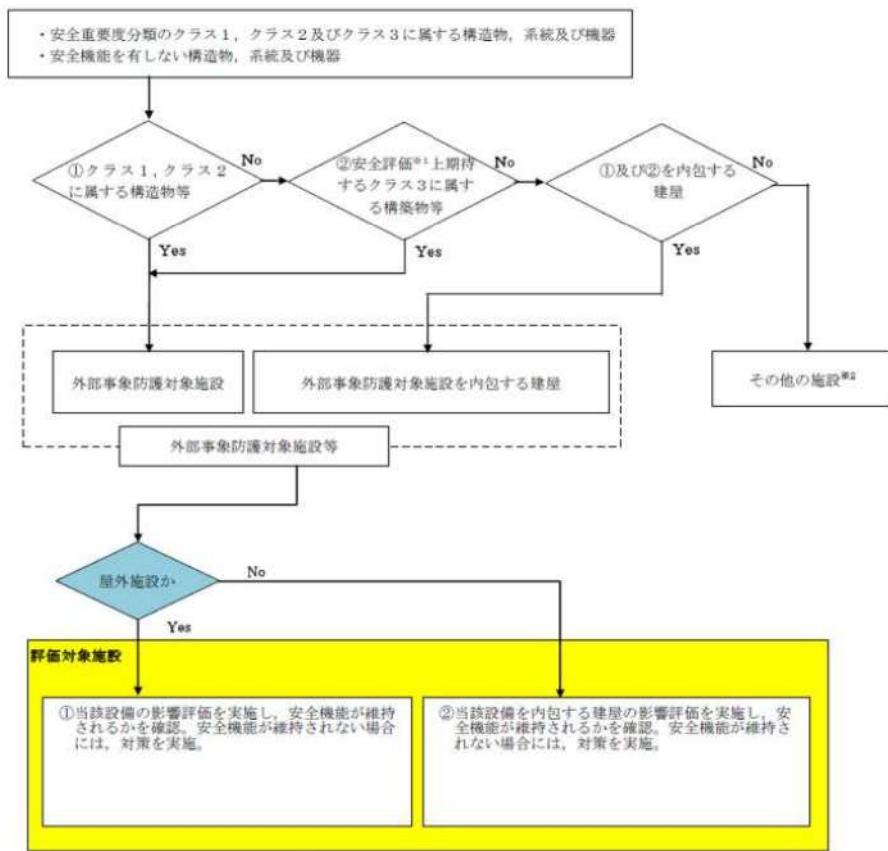
また、電磁的障害として、サージ・ノイズ及び電磁波の侵入があり、これらは低電圧の計測制御回路に対して影響を及ぼすおそれがある。

このため、計測制御回路を構成する制御盤及びケーブルは、鋼製筐体及び金属シールド付ケーブルの適用により電磁波の侵入を防止する設計としている。

(2) 屋外の外部事象防護対象施設

屋外の外部事象防護対象施設は、地下ピット構造としていることから影響を受けにくい設計、又は避雷設備保護範囲内であることから影響を受けにくい設計としている。

上記以外の安全施設については、落雷に対して機能維持すること若しくは落雷による損傷を考慮して代替設備により必要な機能を確保すること、安全上支障のない期間での修復等の対応を行うこと又はそれらを適切に組み合わせることにより、安全機能を損なわない設計とする。



※1 運転時の異常な過渡変化及び設計基準事故解析
 ※2 その他の施設のうち安全施設は、構造健全性の確保、若しくは損傷を考慮して代替設備、修復等で安全機能を確保

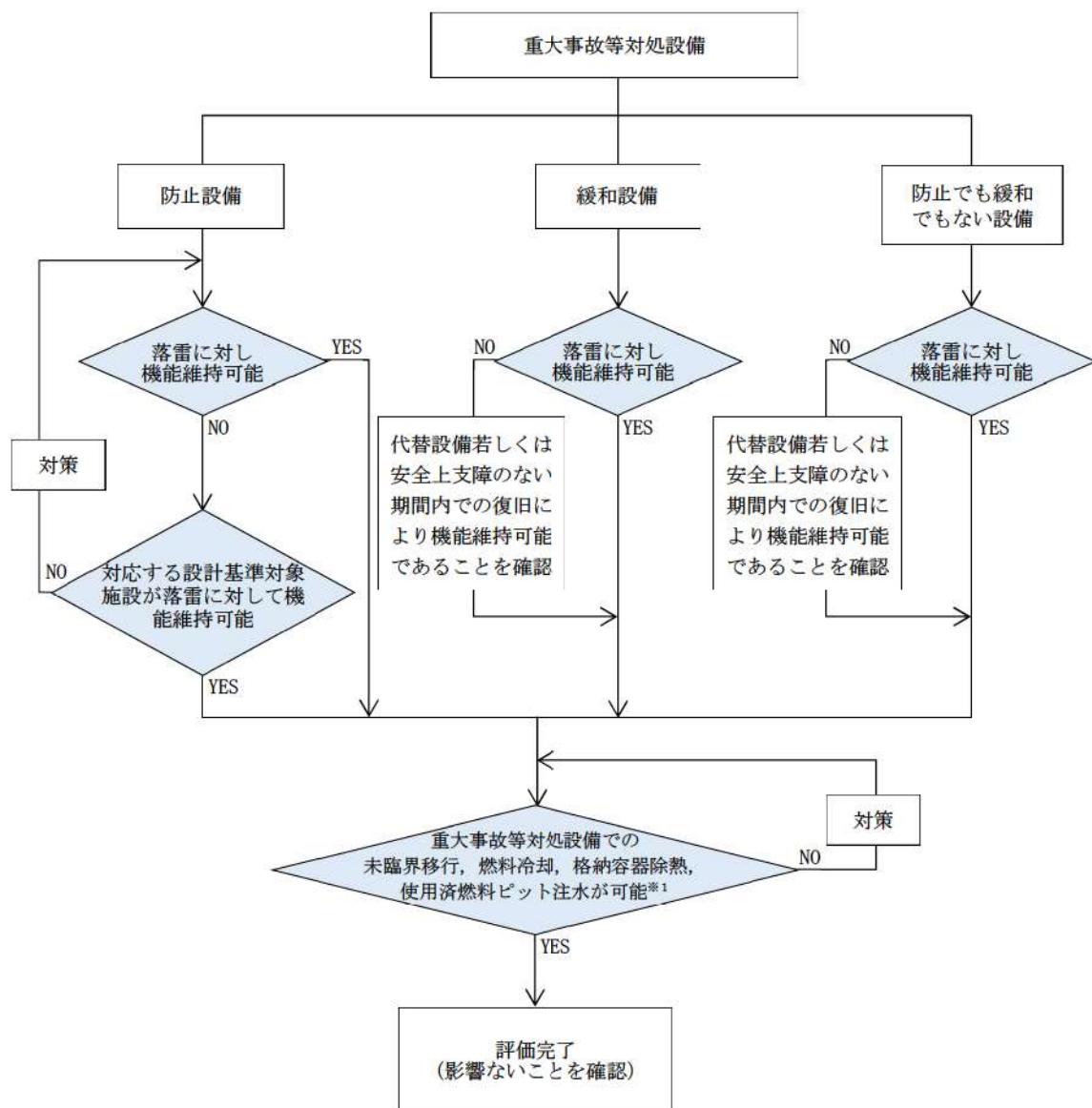
第1図 落雷に対する安全施設の評価フロー

4. 重大事故等対処設備に対する考慮

重大事故等対処施設のうち、屋内設備については、建屋内にあることから落雷の影響を受けにくい。また、屋外の常設代替交流電源設備は、避雷設備を設置していることから落雷の影響を受けにくく、屋外の可搬型設備は分散配置することにより必要な安全機能を維持できる。さらに、重大事故等対処施設の安全機能が喪失した場合においても、建屋による防護の観点から、代替手段により必要な安全機能を維持できることを確認した。

第2図に落雷に対する重大事故等対処施設の評価フローを示す。

なお、落雷に対する重大事故等対処設備の設計方針は、設置許可基準規則第43条（重大事故等対処設備）にて考慮する。



※1：基準になる落雷により重大事故等対処設備と設計基準対象施設の機能が同時に損なわれることはないが、安全上支障ない期間内での復旧により機能維持可能であることを確認

第2図 落雷による重大事故等対処設備への影響評価フロー

5. 参考文献

- (1) 電気技術指針 JEAG4608(2007) :「原子力発電所の耐雷指針」
- (2) 電力中央研究所報告 T40「発変電所及び地中送電線の耐雷設計ガイド (1996)」
- (3) IEC/TR 61662(1995) :「Assessment of the risk of damage due to lightning」
- (4) 消防庁通知(2005) 平成17年1月14日消防危第14号危険物の規則に関する規則の一部を改正する省令等の施行について」
- (5) 危険物の規制に関する政令（昭和三十四年政令第三百六号）
- (6) JIS-Z 9290-4(2009)雷保護第4部「建築物内の電気及び電子システム」

泊発電所の耐雷設計について

1. 当社における耐雷設計

(雷害防止対策)

- ・雷害防止対策として、建築基準法に基づき高さ20mを超える原子炉建屋等へ日本産業規格（JIS）に準拠した避雷設備を設置するとともに、構内接地網と連接することにより、接地抵抗の低減や雷撃に伴う構内接地系の電位分布の平坦化を図っている。

(機器保護対策)

- ・安全保護回路への雷サージ抑制を図る回路設計としていることから、安全施設の安全機能を損なうことの無い設計としている。
 - ・原子力発電所における雷サージの侵入経路としては、「送電鉄塔・架空地線への落雷」、「所内電源系統、発電所避雷針への落雷」、「排気筒、建屋避雷針への落雷」がある。JEAG 4608-2007^{※1}に基づき、これらからの侵入を抑制するために、避雷器の設置やシールド付ケーブルを採用する設計としている。
 - ・また、安全保護回路のデジタル計算機が収納された盤は、JEC-210-1981^{※2}に基づいて耐力を確認し、JISC 1000-4-4-1999^{※3}の設計を踏まえて、ラインフィルタや金属シールド付ケーブルを設置する設計としている。
 - ・プラントトリップ機能等を有する安全保護回路については、過去PWR 5社にて、「原子力発電所の耐雷設計に関する研究」を実施し、

避雷針より雷サージ模擬インパルス小電

流 [] を印加し、接地系の過渡特性・回路への雷サージ伝搬特性に関するデータを取得した。低レベル信号回路に観測されたサージ誘導電圧は最大でも

である。そのた

め、想定雷撃電流 150kA を越える雷（仮に 200kA と設定）の落雷による回路への影響評価を実施すると、雷サージ誘導電圧約 [] となり、安全保護系の許容値 2kV 以内となるため設計的に影響はない。

- ・万一、落雷により、安全上重要な設備が故障した場合にも、計器類は多重化されており、原子炉を安全に停止し、かつ、原子炉の停止後に炉心を冷却するための設備が動作するとともに、原子炉格納容器の健全性の確保のための設備が動作することができる設計としている。
 - ・現時点においては、追加対策は不要と考えるが、今後新知見等が得られれば、検討していく。

□ 枠囲みの内容は機密情報に属しますので公開できません。

六ヶ所再処理施設における落雷事象について

1. はじめに

日本原燃株式会社六ヶ所再処理施設において、平成 27 年 8 月に発生した落雷に起因すると考えられる設備故障に関連し、泊発電所 3 号炉における耐雷設計について述べる。

なお、事象の内容については「再処理施設分離建屋における安全上重要な機器の故障について」（平成 27 年 12 月 7 日、日本原燃株式会社）による。

2. 事象

六ヶ所再処理施設において、「高レベル廃液供給槽セル漏えい液受皿の漏えい液受皿液位計」（安全上重要な機器）の B 系の異常を示す警報の発報及び A 系の指示値が表示されない等の事象が発生した。調査の結果、安全上重要な機器について 17 機器の故障が見られた。これらの機器の故障は、要因分析の結果、落雷によるものである可能性が高いとしている。

3. 再処理施設における推定原因及び対策

本事象の推定原因としては、主排気筒への落雷による雷撃電流が、構内接地網に伝搬する過程で、信号ケーブルに電圧を誘起し、この誘導電圧により計器を損傷させた。また、地表面近くにトレンチ等の構造物が埋設されている再処理施設特有の構造が影響したと推定している。

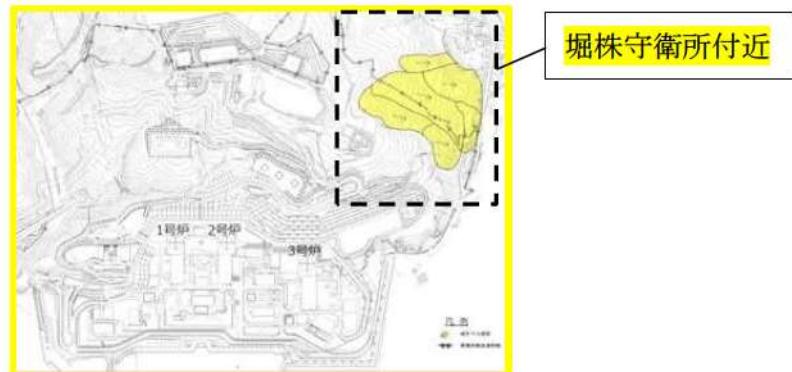
対策として、建屋間を跨るケーブルへの雷サージによる影響を防止することを目的に保安器を設置している。

4. 泊発電所における耐雷設計

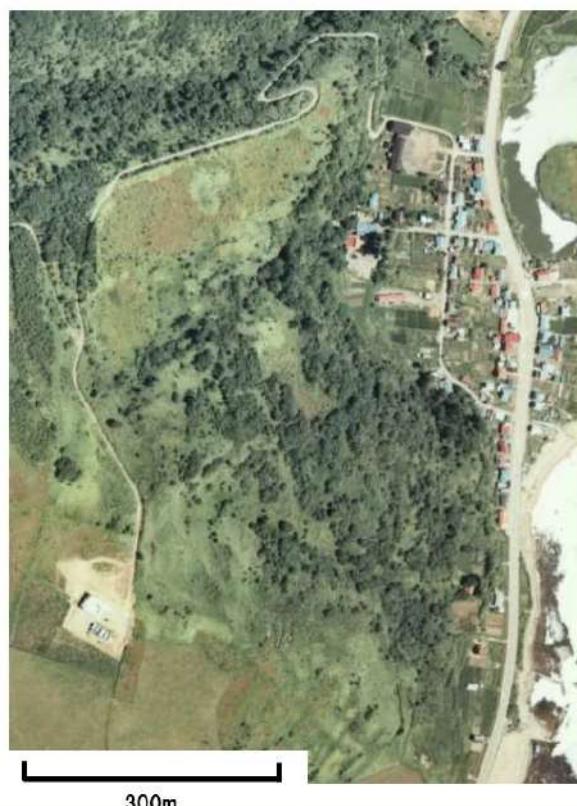
安全保護回路のケーブルに、建屋（原子炉建屋、原子炉補助建屋、ディーゼル発電機建屋及び循環水ポンプ建屋）間を跨るケーブルものがあるものの、各建屋は距離的に近接しており、六ヶ所再処理施設のように広範な敷地に点在した建屋間をトレンチ内ケーブルで結ぶ構造ではないこと、電気的に同じ接地網に接続していることから、トレンチ内ケーブルの安全保護回路の損傷による影響は無い。

地滑り影響評価について

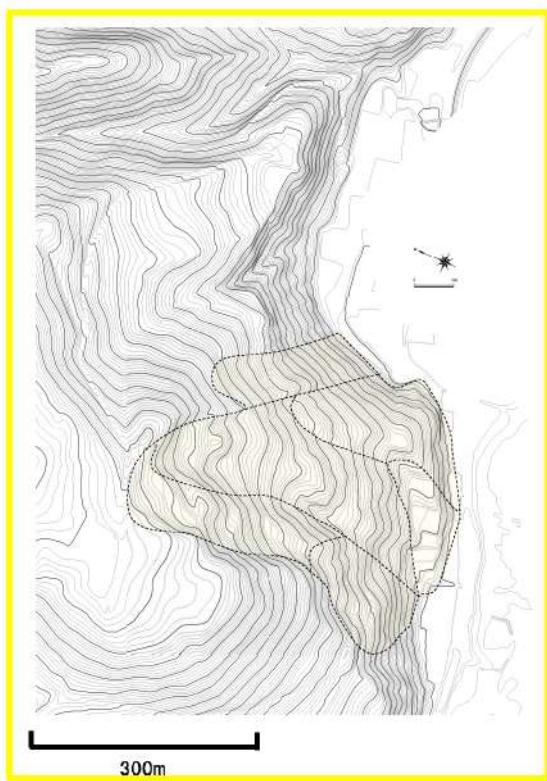
- ・地滑り地形については、公刊の地滑りに関する知見を把握した上で、空中写真判読を実施している。
- ・当該箇所（堀株守衛所付近）は重要安全施設設から距離があるため安全機能を損なうことはない。
- ・なお、防災科学研究所において地滑り地形が示される当該範囲を含め、発電所敷地周辺の現地調査を行っており、現在その結果について取りまとめ中である。



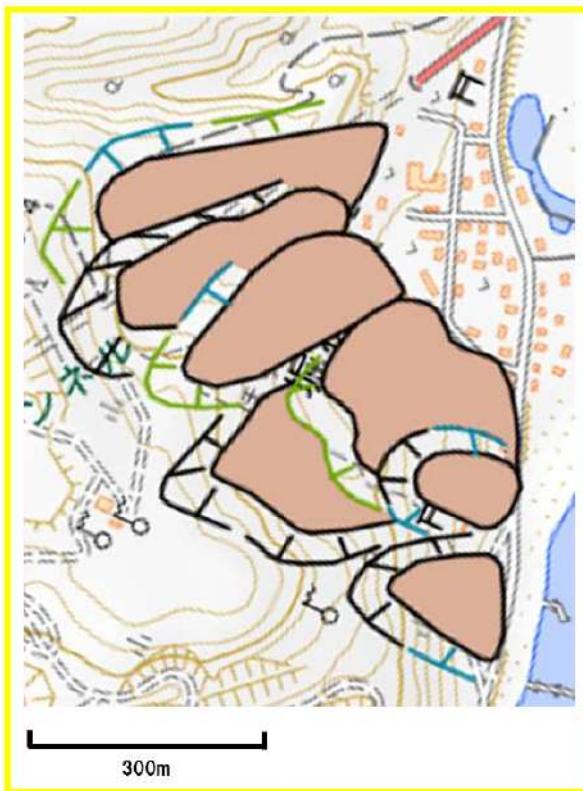
第1図 第2図から第4図に示す調査範囲



第2図 空中写真「敷地の南東（堀株）側」（1976年国土地理院撮影）



第3図 当社で抽出した地すべり地形（地形図は、1976年国土地理院撮影の空中写真を使用した空中写真図化により作成（1mセンター））



第4図 防災科学技術研究所「1：50,000 地すべり分布図」

有毒ガス影響評価について

1. 評価概要

有毒ガスの毒性が人に与える影響に着目し、中央制御室等(3号炉中央制御室、緊急時対策所)の居住性評価を実施する。有毒ガスの発生源として、泊発電所敷地外の石油コンビナート等の施設を想定する。

2. 影響評価

(1) 評価対象

敷地外からの有毒ガスの発生源は、石油コンビナート等の固定施設の流出事故、及びタンクローリや海上を航海するケミカルタンカー等の可動施設の輸送事故が想定される。第1表に、評価対象に選定した事故の種類を示す。

第1表 評価対象事故（原子力発電所敷地外）

原子力発電所敷地外	固定施設	石油コンビナート等の固定施設の流出事故
	可動施設	陸上トラックの輸送事故
		鉄道車両の輸送事故
		海上船舶の輸送事故

(2) 敷地外固定施設の流出事故の影響

石油化学コンビナート等の固定施設については、石油コンビナート等災害防止法に基づき、災害の発生のおそれ及び災害による影響について科学的知見に基づく調査、予測、評価及び対策の実施が求められており、当該施設の敷地外へは影響がないことが確認されている。

また、泊発電所の周辺の石油化学コンビナート等の大規模な有毒物質を貯蔵する固定施設は、最も近いものでも70km以上離れているため影響を及ぼすことはない。(第1図)



第1図 泊発電所周辺の石油コンビナート等特別防災区域の位置

(3) 敷地外可動施設からの流出の影響

全国的に生産量及び輸送量が特に多く、専用の大型輸送容器が使用されている毒性物質の中で、特に毒性の強い物質として塩素（輸送時の性状は液化塩素）を代表として想定する。塩素専用の大型輸送容器による輸送は、陸上輸送ではタンクローリーや鉄道のタンク貨車、海上輸送では塩素を専用でばら積み輸送するケミカルタンカーにて行われる。

液化塩素ガスを積載するタンクローリーは、高压ガス保安法や毒物及び劇物取締法によって容器の設計、製造、取扱いの規制を受ける。事故等の衝撃により弁等の突出部が破損しガスが漏えいすることを防ぐための保護枠の設置やガス容器が二重構造であることから信頼性が高く、交通事故等が発生した場合であっても流出に至りにくい。また、万一流出に至った場合の対応に必要な、中和剤（消石灰、苛性ソーダ）や呼吸器、防護

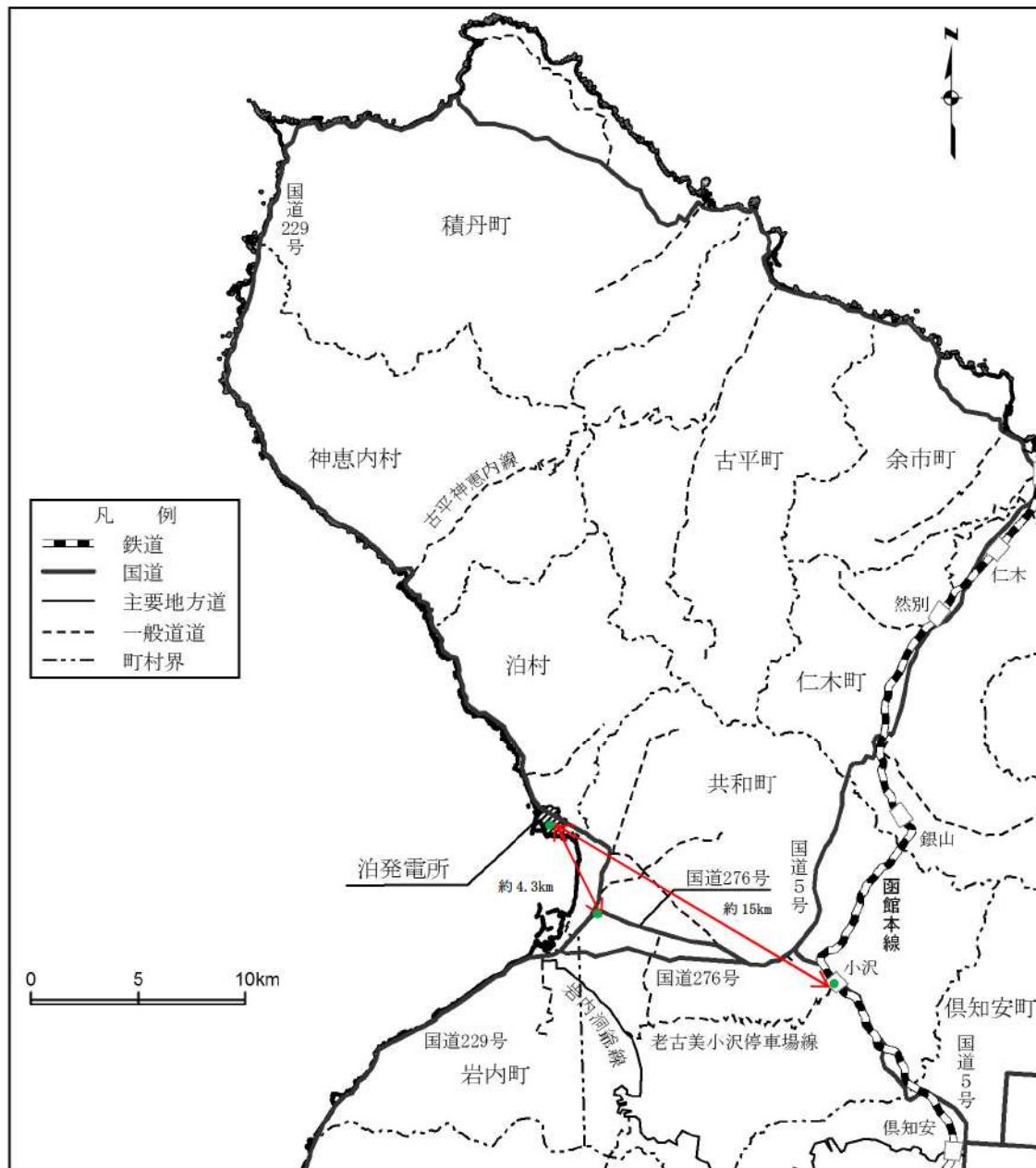
具等を積載している。このため、タンクローリーの輸送事故による中央制御室等への影響はない。なお、主要な道路としては、発電所から南方向約4.3kmのところを東西に通る国道276号線がある（第2図）。

本発電所に近い鉄道路線としては、函館本線（函館～旭川）があり、最寄りの小沢駅までは約15km程度の距離がある。（第2図）このため、有毒ガスを積載した鉄道車両の事故等による有毒ガスの中央制御室等への影響はない。また、タンク貨車についても高圧ガス保安法や毒物及び劇物取締法によりタンクローリーと同様の規制を受けており流出に至りにくい構造である。

航路に関して調査したところ、最も距離の近い航路は、南方向約5kmに岩内港がある。なお、発電所への大型重量物の運搬は発電所前面に設けた荷揚施設により、海送搬入するが周辺にはフェリー航路はない。（第3図）

また、船舶に関しては漏えい時に自動で作動する緊急遮断弁や二重構造等による特殊な船体構造を有しており、万一船舶がプラント内に進入し、座礁、転覆した場合においても、積荷が漏えいすることは考えにくい。また流出が生じても中和剤（苛性ソーダ）を介してから海上に放出される構造となっている。このため、有毒ガスを積載した船舶の事故等による有毒ガスの中央制御室等への影響はない。

以上より、敷地外可動施設からの有毒物質が大気に放出され中央制御室等に影響が及ぶことはない。



第2図 発電所周辺の鉄道及び主要道路図



第3図 発電所周辺の主要航路図
(北海道沿岸水路誌 2019年3月刊行に加筆)

比較的短期での気候変動に対する考慮について

1. 気候変動に対する考慮

設計基準設定の際には、①規格・基準類からの要求事項、②気象観測記録を参照し、発電所立地地域の地域性を考慮した値を採用している。

基本的に、プラント寿命は大規模な気候変動の周期よりも短いと考えられるが、将来的な気候変動により各自然現象が厳しい傾向となることは否定できない。そのため、過去の気象観測記録を用いて将来的なハザードを予測するということについては十分な吟味が必要であり、特に、プラント寿命の間に変化が予想される事象については、最新のデータ・知見をもって気候変動の影響を注視し、必要に応じて設計基準の見直し等の配慮を行う必要がある。

現時点でも予想される大規模な気候変動としては地球温暖化が挙げられ、地球温暖化が進行した際には、気温の上昇、台風の強度が強まる等の影響が想定される。これらの影響は、地球規模で顕在化していくものと考えられるが、気候変動が原子力発電所の安全性に与える影響について議論する場合は、発電所の周辺地域における気候変動を考慮し、立地地域における気象観測記録に基づく議論を行うことが重要である。

上記の観点から、最寄りの気象官署である寿都特別地域気象観測所（寿都町）及び小樽特別地域気象観測所（小樽市）における過去の気象観測記録を確認し、発電所周辺における比較的短期での気候変動が発電所の安全性に与える影響及び設計基準の見直しの必要性について以下のとおり考察した。

- ・降水量は、寿都特別地域気象観測所及び小樽特別地域気象観測所の観測記録には増加傾向が見られるものの、設計基準と比較して余裕がある。
- ・積雪深は、寿都特別地域気象観測所の観測記録には減少傾向があるが、有意な変化は見られない。小樽特別地域気象観測所の観測記録には増加傾向が見られるものの、設計基準と比較して余裕がある。
- ・風速は、最大風速では、寿都特別地域気象観測所及び小樽特別地域気象観測所の観測記録には減少傾向があり、設計基準と比較して余裕がある。

最大瞬間風速では、寿都特別地域気象観測所の観測記録には減少傾向があるものの、小樽特別地域気象観測所の観測記録には有意な変化は見られず、設計竜巻の最大風速 100m/s に十分包絡される。

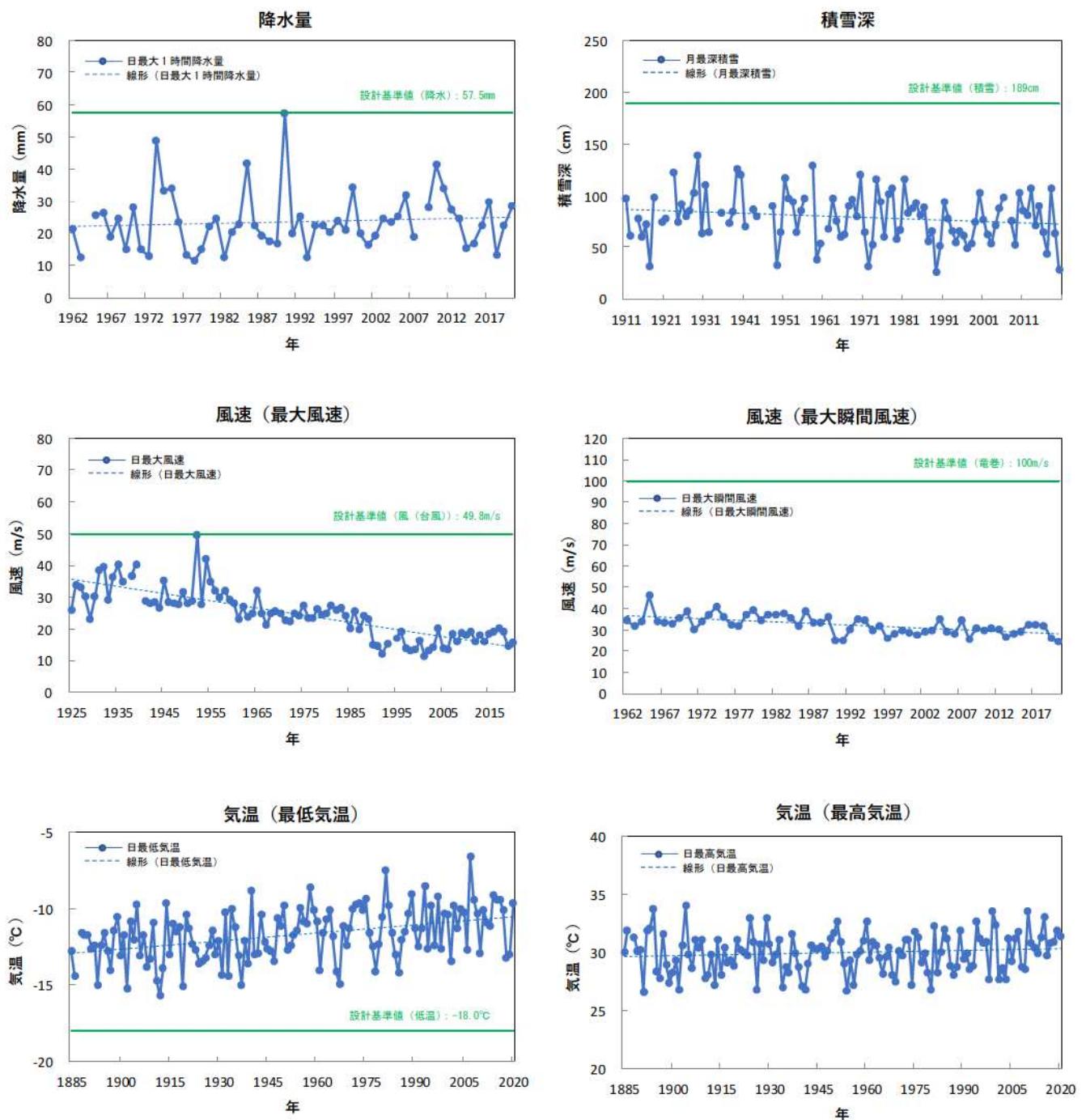
- ・気温は、最低気温では上昇傾向が見られるものの、設計基準に対して緩やかになる方向である。

最高気温では、若干の上昇傾向が見られるものの、設備の機能に悪影響を与える程度で

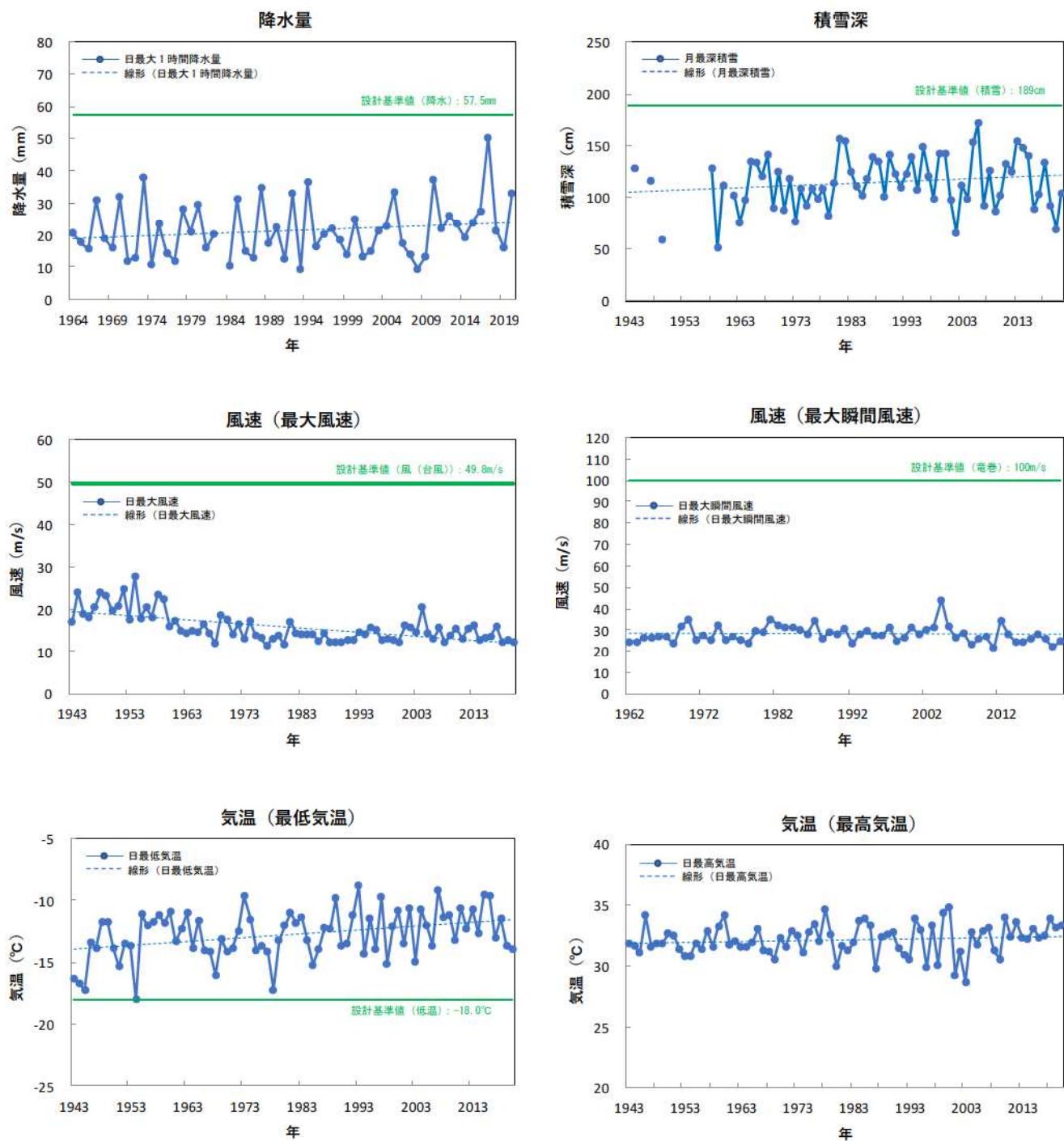
はなく、安全施設への影響はない。

これらのことから、過去の泊発電所周辺の観測記録からは、降水量、積雪深（小樽）及び最高気温・最低気温に増加・上昇の傾向が確認されたものの、安全施設への影響はなく、立地地域における将来的な気候変動とプラント寿命を考慮しても設計基準の見直し等の対応は不要と考える。（第1図及び第2図参照）

ただし、気候変動を完全に予測することは難しいため、今後も最新のデータ・知見をもって気候変動の影響に注視し、必要に応じて設計基準の見直し等を実施していくものとする。



第1図 気候トレンド（寿都特別地域気象観測所）
資料不足値を除く
(気象庁ホームページより作成)



第2図 気候トレンド（小樽特別地域気象観測所）
資料不足値を除く
(気象庁ホームページより作成)

補足資料 18

外部事象に対する津波防護施設、浸水防止設備及び津波監視設備の 防護方針について

1. 概要

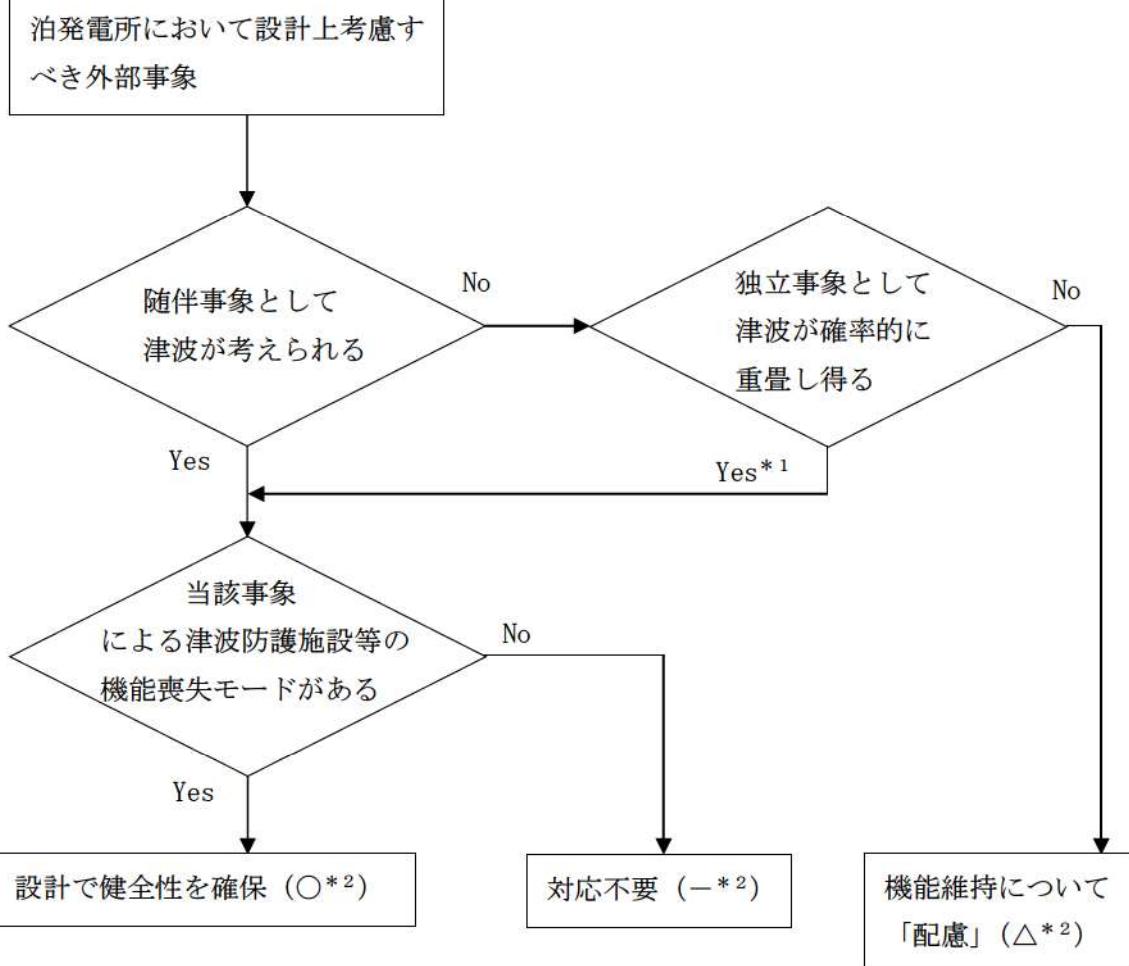
津波防護施設、浸水防止設備及び津波監視設備（以下「津波防護施設等」という。）の外部事象に対する防護方針を以下に示す。

2. 防護に関する考え方

以下の考え方に基づき、泊発電所において設計上考慮すべき外部事象に対する津波防護施設等の機能維持のための対応要否について整理した。

外部事象に対する津波防護施設等の機能維持対応要否判断フローを第1図に示す。

- (1) 設計上考慮すべき事象が、津波若しくは津波の随伴、重畳が否定できない事象に該当するかを確認する。定量的な重畳確率が求められない事象については、保守的にその影響を考慮する。
- (2) 津波の随伴、重畳が否定できない場合は、当該事象による津波防護施設の機能喪失モードの有無を確認する。機能喪失モードが認められる場合は、設計により健全性を確保する。
- (3) 津波の随伴、重畳が有意でないと評価される事象についても、泊発電所の津波防護施設については、基準津波の高さや防護範囲の広さ等その重要性に鑑み、自主的に機能維持のための配慮を行う。



第1図 自然事象に対する津波防護施設等の機能維持対応要否判断フロー

3. 検討結果

上記フローに基づく各事象に対する防護方針の検討結果を以下に示す。
(詳細は第1表のとおり)

(1) 津波の随伴、重畠が否定できない事象^{*1}に対する防護方針

これらの外部事象に対しては、津波との随伴若しくは重畠の可能性を否定できないため、荷重の重ね合わせのタイミングも考慮した上で設計への反映の要否を検討し、津波防護施設等への影響が考えられる事象に対しては、津波防護施設等の機能を維持する設計とする。

※1：地震、風（台風）、凍結、降水、積雪、落雷、地滑り、生物学的事象、森林火災

(2) 津波の随伴、重畠が有意ではない事象（竜巻、火山の影響）に対する防護方針「竜巻」、「火山の影響」の2つの外部事象に津波は随伴せず、また、基準津波との重畠の確率も有意ではないため、津波防護施設等を防護対象施設とはしないものの、津波防護施設等の機能が要求される時にはその機能を期待できるように以下の対応を自主的に実施する。

a. 「竜巻」

設計竜巻と基準津波が重畠する年超過確率は約●（／年）であり、竜巻と津波の重畠は有意ではないと評価されるが、竜巻が襲来した場合には必ず作用する風荷重に対しては、津波防護施設等の健全性を維持する設計とする。また、竜巻が襲来した場合でも、必ずしも津波防護施設に作用するとは限らない竜巻飛来物の衝撃荷重に対しては、大規模な損傷に至り難い構造とする。

b. 「火山の影響」

設計で想定する降下火碎物の噴火と基準津波が重畠する年超過確率は約●（／年）^{*2}であり、火山の影響と基準津波の重畠は有意ではないと評価されるが、降下火碎物の堆積荷重について長期荷重に対する構造健全性を確保するとともに、降灰後に適宜除去が可能な設計とする。

※2：約●万年前の●を考慮

追而【地震津波側審査の反映】
(上記の●については、地震津波側審査結果を受けて反映のため)

- : 津波の随伴、重畳が否定できないため、設計で健全性を確保する事象 (○)
■ : 津波の随伴、重畳は有意ではないが、機能維持については設計上配慮する事象 (△)
■ : 対応が不要な事象 (-)

表1 外部事象に対する津波防護施設等の対応方針整理表

設計上考慮すべき外部事象	① 副伴事象として津波を考慮要	② 独立事象として津波が重畳し得る	津波との重畳を考慮要 (①か②が○)	津波防護施設の機能喪失による安全施設等の機能喪失の可能性	設計への反映要否	機能維持ための対応方針
地震	○	-	○	地盤荷重により損傷した場合、安全施設等への津波の到達、浸水による機能喪失が想定される。	○	耐震Sクラスとして基準地震動 Ss に対し健全性を維持し、津波に対する防護機能を維持する。 また、津波と余震の組み合せも考慮する。
風(台風)	-	○	○	風荷重により損傷した場合、安全施設等への津波の到達、浸水による機能喪失が想定される。	○	・風荷重、津波荷重を考慮した設計とする。 ・津波監視カメラは、風荷重を考慮した設計とする。
竜巻	-	-	-	なし		防潮堤・3号炉取水ピットスクリーン室防水壁の設計においては、自主的に以下の配慮を行い、信頼性を高める。 ・風圧力に対しては、健全性を維持する設計とする。 ・飛来物については、大規模な損傷に至り難い構造とする。 ・津波監視カメラは、風荷重を考慮した設計とする。
凍結	-	○	○	あり	○	止水目地は最低気温を考慮した設計とする。
降水	-	○	○	なし	-	-

- : 津波の随伴、重量が否定できないため、設計で健全性を確保する事象 (○)
 ■ : 津波の随伴、重量は有意ではないが、機能維持については設計上配慮する事象 (△)
 □ : 対応が不要な事象 (-)

第1表 外部事象に対する津波防護施設等の対応方針整理表 (2 / 2)

設計上考慮すべき外部事象	① 随伴事象として 津波を考慮要 する事象とし て 津波から重量し得る	② 独立事象として 津波の重量 を考慮要 する事象とし て 津波から重量し得る	津波との重疊 を考慮要 する事象とし て 津波から重量し得る	津波防護施設の機能喪失による 安全施設等の機能喪失の可能性 (①か②か○)	設計への 反映要否	機能維持のための 対応方針
積雪	-	○	○	あり 積雪荷重により損傷した場合、安全施設等への津波の到達、浸水による機能喪失が想定される。 並り	○	積雪荷重と津波荷重を考慮した設計とする。
落雷	-	○	○	落雷による津波監視設備の機能喪失が想定される なし	○	津波監視設備については、既設避雷設備の遮へい範囲内への設置を行う。
火山の影響	-	-	-	以下のとおり、重量の頻度は無視し得る。 ・想定する火山の確率： $\bullet/\text{年}^{*2}$ ・基準津波の年超過率： $\bullet/\text{年}^{*3}$ ⇒重量確率： $\bullet/\text{年}^{*4}$ 年超過率が $1 \times 10^{-7}/\text{年未満}$ であり有意ではない。 なし	△	設計にて長期荷重に対する構造健全性を確保するとともに、陥没後に落下火碎物を適守除去做可能な措置とする。
地滑り	-	○	○	地滑りにより津波防護施設が機能喪失に至ることはない。 なし	-	-
生物的事象	-	○	○	生物による影響（閉塞、侵入）による機能喪失モードを有しない。 なし	-	-
森林火災	-	○	○	防火帯により森林との距離距離が確保されたため、熱影響を受けることはない。 なし	-	-

* 2 : 敷地で確認された落下火碎物の層厚は $\bullet\text{cm}$ と評価しており、この落下火碎物噴出年代は約 \bullet 万年前であることを考慮

* 3 : 設置変更許可申請書添付書類六「●● 超過確率の参照」を考慮

追而【地震津波則審査の反映】
(上記●については、地震津波則審査結果を受けて反映のため)

自然現象等に対する監視カメラの扱いについて

1. 概要

中央制御室には、発電用原子炉施設の外の状況を把握するために、3号炉原子炉建屋屋上他に設置した監視カメラの映像により、津波等の自然現象を昼夜にわたり監視できる設備を設置することとしている。本設備について、自然現象等の影響を考慮した防護方針について以下にまとめる。

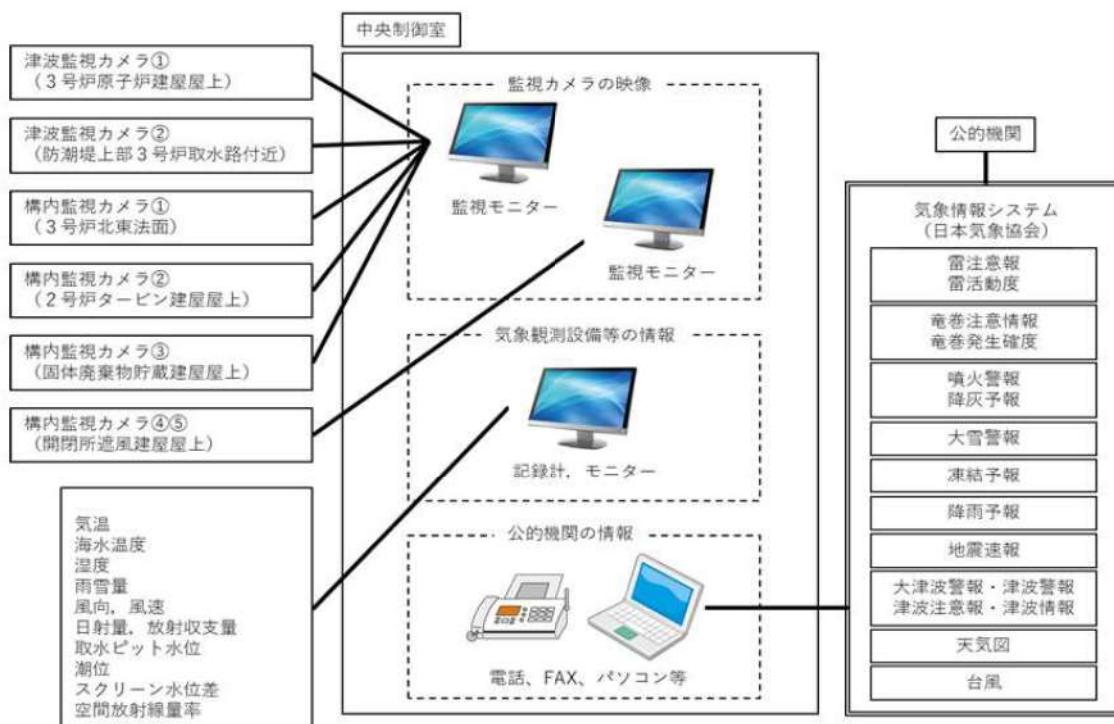
2. 自然現象等の影響について

(1) 設計方針

監視カメラは外部事象防護対象施設ではなく、想定する自然現象等に対して損傷した場合には、各事象に対し機能維持、又は損傷を考慮して、代替設備により必要な機能を確保すること、必要に応じプラントを停止し、安全上支障のない期間に修復する等の対応により安全機能を損なわない設計としている。ただし、表1に示すように自然現象等による荷重に対して考慮を行うこととしている。

また、監視カメラが損傷したとしても代替設備及び措置（運転員による確認）によって、原子炉施設に影響を及ぼす可能性がある自然現象等を把握することが可能である。

(図1及び表1参照)



第1図 中央制御室における外部状況把握のイメージ

表1 監視カメラにより把握可能な自然現象等

自然現象等	監視カメラにより把握できる 原子炉施設の外の状況	監視カメラ以外の 設備等による把握手段
地震	地震による発電所構内及び原子炉施設の損壊状況	公的機関（地震速報）
津波	津波の襲来状況や発電所構内の浸水状況	取水ピット水位計
		潮位計
		公的機関（津波警報、注意報）
風（台風）	風（台風）・竜巻（飛来物含む）による発電所構内及び原子炉施設の損壊状況	気象観測設備（風向、風速）
竜巻		公的機関（台風、竜巻注意報）
降水	発電所構内の浸水状況	気象観測設備（雨雪量） 公的機関（降雨予報）
積雪	発電所構内及び原子炉施設の積雪状況	気象観測設備（雨雪量）
落雷	発電所構内及び原子炉施設周辺の落雷状況	公的機関（雷注意報）
地滑り	地震や降雨による地滑りの有無や施設への影響有無	目視確認
火山の影響	発電所構内及び原子炉施設の落下火砕物堆積状況	目視確認
生物学的事象	発電所前方の海面における海生生物（クラゲ等）の襲来状況	取水ピット水位計 スクリーン水位差
森林火災	火災状況、ばい煙の方向確認	目視確認*
飛来物 (航空機落下)	飛来物による発電所構内及び原子炉施設の損壊状況	目視確認*
近隣工場等の火災	火災状況、ばい煙の方向確認	目視確認*
船舶の衝突	船舶の衝突による原子炉施設の損壊状況	目視確認*

※建屋外で状況確認

以上

設計竜巻荷重と積雪荷重の考慮について

設置許可基準規則第 6 条のうち「外部事象の考慮」において、竜巻と積雪は荷重により安全施設に大きな影響を及ぼすおそれがあると想定される自然現象として抽出しており、組合せの要否の検討を実施している。

また、積雪事象は気象情報によって予測可能であることも踏まえて、積雪が確認された場合には除雪等に必要な資機材を確保するとともに手順等を整備することによって、雪を長期間堆積状態にしない方針としている。

一方、「原子力発電所の竜巻影響評価ガイド」では設計竜巻荷重と組み合わせる荷重として、竜巻以外の自然現象による荷重を挙げており、竜巻との同時発生が想定され得る雪等の発生頻度を参照し、設計対象施設に常時作用する荷重、運転時荷重等と組み合わせることの適切性や設定する荷重の大きさ等を判断するとしている。

これらの方針を踏まえて、設計竜巻荷重と積雪荷重の組合せの考え方について以下のとおり整理する。

1. 設計竜巻荷重と設計積雪荷重の組合せの考え方

竜巻及び積雪による堆積荷重は、同時に発生する場合を考慮し、設計上考慮すべき荷重評価における自然現象の組合せとして、竜巻による荷重及び積雪による荷重の組合せを設定している。荷重の組合せは、主たる作用（主事象）の最大値と、従たる作用（副事象）の任意時点の値（平均値）の和として作用の組合せを考慮する Turkstra の法則^{*1}の考え方に基づき設定している。この考え方は、日本建築学会「建築物荷重指針・同解説」や建築基準法、土木学会「性能設計における土木構造物に対する作用の指針」、国土交通省「土木・建築にかかる設計の基本」、EN1990（ヨーロコード）、ASCE 7-02（米国土木学会）、ANSI（米国国家規格協会）、ISO 等でも採用されている。

竜巻は発生頻度が低い偶発荷重であるが、発生すると荷重が大きく、安全機能への影響が大きいと考えられることから、設計上の主荷重として扱う。一方、積雪は発生頻度が主荷重と比べて相対的に高いが、荷重は主荷重に比べて小さく、安全機能への影響も主荷重に比べて小さいため、従荷重として扱う。竜巻と積雪の発生頻度、影響の程度を第 1 表に示す。また、主荷重と従荷重の組合せを第 2 表に示す。（第 1 表、第 2 表は「別添資料 1 外部事象の考慮について」より抜粋）

第 1 表 竜巻および積雪荷重の性質

荷重の種類		荷重の大きさ	最大荷重の 継続時間	発生頻度 (/年)
主荷重	竜巻	大	短（数十秒）	2.5×10^{-7}
従荷重	積雪	中	長 ^{*1}	1.0×10^{-2} ^{*2}

※1 積雪は冬季の限定した期間のみ発生する。除雪を行うことで、継続期間は短縮することが可能

※2 100 年再現期待値

第2表 竜巻（主荷重）と積雪（従荷重）の組合せ

竜巻（主荷重）		
積雪 (従荷重)	建築基準法	記載なし
	継続時間	短（竜巻）×長（積雪）
	荷重の大きさ	大（竜巻）+中（積雪）

上記のとおり、竜巻の作用時間は極めて短時間であること、積雪の荷重は冬季の限定された期間に発生し、積雪荷重の大きさや継続時間は除雪を行うことで低減できることから、発生頻度が極めて小さい設計竜巻の風荷重と積雪による荷重が同時に発生し、設備に影響を与えることは考えにくいため、組合せを考慮しない。また、雪が堆積した状態における竜巻の影響については、除雪により雪を長期間堆積状態にしない方針であることから、組合せを考慮しない。

2. 竜巻との同時発生が想定される雪との組合せの考え方

「原子力発電所の竜巻影響評価ガイド」で設計竜巻荷重に組み合せる荷重として考慮することが要求される竜巻と同時発生が想定される雪は、冬期に竜巻が襲来する場合に考慮すべき事象である。

竜巻通過前後の気象条件において降雪を伴う可能性はあるが、上昇流の竜巻本体周辺では、竜巻通過時に雪は降らない。また、下降流の竜巻通過時は、竜巻通過前に積もった雪の大部分は竜巻の風により吹き飛ばされ、雪による荷重は十分小さく設計竜巻荷重に包絡される。よって、「原子力発電所の竜巻影響評価ガイド」で考慮することが要求される竜巻と同時発生が想定される雪は荷重として影響を及ぼさないことから、組合せを考慮しない。

[参考文献]

※1：建築物荷重指針・同解説（2015）（2章 荷重の種類と組合せ、付5.5 許容応力度設計に用いる組合せ荷重のための荷重係数）

補足資料 21

降下火碎物と積雪荷重との組合せについて

火山（降下火碎物）と積雪は相関性が低い事象同士の組合せであるが、重畠した場合には堆積荷重が増加することになるため、組合せを考慮することとしている。以下に火山（降下火碎物）と組み合わせる際の積雪荷重の設定について整理する。

1. 関連する基準要求に対する適合確認

設置許可基準規則第6条（外部からの衝撃による損傷の防止）のうち「外部事象の考慮」において、火山の影響（降下火碎物）と積雪を安全施設に影響を及ぼすおそれがある自然現象として抽出しており、荷重の組合せの要否の検討を実施している。具体的な荷重の組合せの考え方は以下のとおり。

(1) 荷重の組合せの考え方

【荷重の組合せの考え方については、地震・津波側審査の火山影響評価結果を反映】

【荷重の組合せの考え方については、地震・津波側審査の火山影響評価結果を反映】

【荷重の組合せの考え方については、地震・津波側審査の火山影響評価結果を反映】

【積雪荷重を主荷重、降下火砕物による荷重を従荷重と想定した場合の確認結果については、地震・津波側審査の火山影響評価結果を反映】

以 上

タービントリップ機能が損なわれた場合の影響について

1. はじめに

外部事象防護対象施設等は、「発電用軽水型原子炉施設の安全機能の重要度分類に関する審査指針」で規定されている重要度分類（以下「安全重要度分類」という。）のクラス1、クラス2及び安全評価上その機能に期待するクラス3に属する構築物、系統及び機器並びにそれらを内包する建屋としている。その上で、屋内施設、屋外施設に分類し、想定される外部事象の特徴を考慮の上、評価対象施設を抽出している。

タービントリップ機能を有するクラス3設備としてタービン保安装置及び主蒸気止め弁があり、タービントリップ機能は、安全評価指針の運転時の異常な過渡変化事象における「蒸気発生器への過剰給水」事象で影響緩和のための安全機能として期待している。

ただし、タービン保安装置及び主蒸気止め弁を内包するタービン建屋は外壁が板厚0.5mmの鋼板で構成されていること等により、外部事象により損傷が想定される。（第1図）

ここでは、タービントリップ機能喪失による具体的な対応について以下に示す。

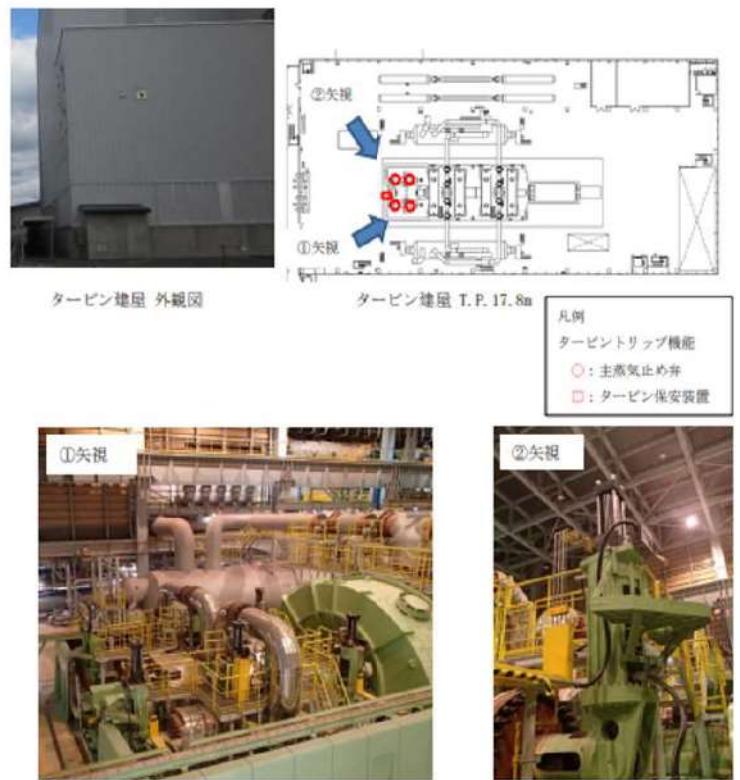
2. タービントリップ機能喪失による影響

タービントリップ機能が期待される「蒸気発生器への過剰給水」事象については、原子炉の出力運転中に、給水制御系の故障、誤操作等により、主給水制御弁が1個全開し、蒸気発生器への給水が過剰となり、1次冷却材の温度が低下して反応度が添加され、原子炉出力が上昇する事象を想定している。

主給水制御弁は原子炉建屋内の主蒸気管室に設置されていることから、外部事象を起因として蒸気発生器への過剰給水が発生することはない。

通常運転中は中央制御室で、「蒸気発生器水位」、「主給水流量」等の監視を行い、また、警報として「蒸気発生器水位偏差大」を設けている。蒸気発生器の水位が異常に上昇した場合には、「蒸気発生器水位高」信号により主給水制御弁を全閉する。その後「蒸気発生器水位異常高」信号が発信した場合は、タービントリップ機能により自動的にタービントリップとなり、主給水ポンプを自動停止し、主給水設備のすべての制御弁及び主給水隔離弁を全閉とすることで原子炉をトリップさせる。仮にタービントリップ機能が損なわれた場合においても、運転員による蒸気発生器水位の監視状況によって異常が認められた場合は、原子炉をトリップさせる。

原子炉トリップによりタービントリップ機能の要求がない期間に補修等の対応を行うことで、安全機能を損なわない設計とする。



第1図 タービン建屋概要図

泊発電所 3号炉審査資料	
資料番号	DB062T r. 5.0
提出年月日	令和5年3月31日

泊発電所 3号炉

設置許可基準規則等への適合状況について (設計基準対象施設等)

第6条 外部からの衝撃による損傷の防止 (竜巻)

令和5年3月
北海道電力株式会社



枠囲みの内容は機密情報に属しますので公開できません。

第6条：外部からの衝撃による損傷の防止
(竜巻)

<目次>

1. 基本方針

- 1.1 要求事項の整理
- 1.2 追加要求事項に対する適合性
 - (1) 位置、構造及び設備
 - (2) 安全設計方針
 - (3) 適合性説明
- 1.3 気象等
- 1.4 設備等

2. 外部からの衝撃による損傷の防止 (竜巻)

別添資料1 竜巻影響評価について

別添資料2 運用、手順説明資料

<概要>

- 1.において、設計基準対象施設の設置許可基準規則、技術基準規則の追加要求事項を明確化するとともに、それら要求に対する泊発電所3号炉における適合性を示す。
- 2.において、設計基準対象施設について、追加要求事項に適合するために必要となる機能を達成するための設備又は運用等について説明する。

1. 基本方針

1.1 要求事項の整理

外部からの衝撃による損傷の防止について、設置許可基準規則第6条及び技術基準規則第7条において、追加要求事項を明確化する（表1）。

表1 設置許可基準規則第6条及び技術基準規則第7条 要求事項

設置許可基準規則	技術基準規則	備考
第6条（外部からの衝撃による損傷の防止）	第7条（外部からの衝撃による損傷の防止）	追加要求事項
安全施設（兼用キャスクを除く。）は、想定される自然現象（地震及び津波を除く。）次項において同じ。）が発生した場合においても安全機能を損なわないものでなければならない。	設計基準対象施設（兼用キャスクを除く。）が想定される自然現象（地震及び津波を除く。）によりその安全性を損なうおそれがある場合は、防護措置、基礎地盤の改良その他の適切な措置を講じなければならない。	追加要求事項
2 重要安全施設は、当該重要安全施設に大きな影響を及ぼすおそれがあると想定される自然現象により当該重要安全施設に作用する衝撃及び設計基準事故時に生ずる応力を適切に考慮したものでなければならない。		追加要求事項
3 安全施設（兼用キャスクを除く。）は、工場等内又はその周辺において想定される発電用原子炉施設の安全性を損なわせる原因となるおそれがある事象であつて人為によるもの（故意によるもの）を除く。以下「人為による事象」という。）に対して安全機能を損なわないのでなければならぬ。	2 周辺監視区域に隣接する地域に事業所、鉄道、道路その他の外部からの衝撃が発生するおそれがある要因がある場合には、事業所における火災又は爆発事故、危険物を搭載した車両、船舶又は航空機の事故その他の敷地及び敷地周辺の状況から想定される事象であつて人為によるもの（故意によるものを除く。以下「人為による事象」という。）により発電用原子炉施設（兼用キャスクを除く。）の安全性が損なわれないよう、防護措置その他の適切な措置を講じなければならない。 3 航空機の墜落により発電用原子炉施設（兼用キャスクを除く。）の安全性を損なうおそれがある場合は、防護措置その他の適切な措置を講じなければならない。	追加要求事項

1.2 追加要求事項に対する適合性

(1) 位置、構造及び設備

五 発電用原子炉及びその附属施設の位置、構造及び設備

ロ. 発電用原子炉施設の一般構造

(3) その他の主要な構造

(i) 本発電用原子炉施設は、(1)耐震構造、(2)耐津波構造に加え、以下の基本的方針のもとに安全設計を行う。

a. 設計基準対象施設

(a) 外部からの衝撃による損傷の防止

安全施設は、発電所敷地で想定される洪水、風（台風）、竜巻、凍結、降水、積雪、落雷、地滑り、火山の影響、生物学的事象、森林火災及び高潮の自然現象（地震及び津波を除く。）又はその組合せに遭遇した場合において、自然現象そのものがもたらす環境条件及びその結果として施設で生じ得る環境条件においても安全機能を損なわない設計とする。

なお、発電所敷地で想定される自然現象のうち、洪水については、立地的要因により設計上考慮する必要はない。

上記に加え、重要安全施設は、科学的技術的知見を踏まえ、当該重要安全施設に大きな影響を及ぼすおそれがあると想定される自然現象により当該重要安全施設に作用する衝撃及び設計基準事故時に生じる応力について、それぞれの因果関係及び時間的变化を考慮して、適切に組み合わせる。

また、安全施設は、発電所敷地又はその周辺において想定される飛来物（航空機落下）、ダムの崩壊、爆発、近隣工場等の火災、有毒ガス、船舶の衝突又は電磁的障害の発電用原子炉施設の安全性を損なわせる原因となるおそれがある事象であって人為によるもの（故意によるものを除く。）に対して安全機能を損なわない設計とする。

なお、発電所敷地又はその周辺において想定される人為事象のうち、飛来物（航空機落下）については、確率的要因により設計上考慮する必要はない。また、ダムの崩壊については、立地的要因により考慮する必要はない。

自然現象及び発電所敷地又はその周辺において想定される発電用原子炉施設の安全性を損なわせる原因となるおそれがある事象であって人為によるもの（故意によるものを除く。）の組合せについては、地震、津波、風（台風）、竜巻、凍結、降水、積雪、落雷、地滑り、火山の影響、生物学的事象、森林火災等を考慮する。事象が単独で発生した場合の影響と比較して、複数の事象が重畠することで影響が増長される組合せを特定し、そ

の組合せの影響に対しても安全機能を損なわない設計とする。

ここで、想定される自然現象及び発電所敷地又はその周辺において想定される発電用原子炉施設の安全性を損なわせる原因となるおそれがある事象であって人為によるもの（故意によるものを除く。）に対して、安全施設が安全機能を損なわないために必要な安全施設以外の施設又は設備等（重大事故等対処設備を含む。）への措置を含める。

(a-2) 竜巻

安全施設は、想定される竜巻が発生した場合においても、作用する設計荷重に対して、その安全機能を損なわない設計とする。また、安全施設は、過去の竜巻被害状況及び発電所のプラント配置から想定される竜巻に随伴する事象に対して、安全機能を損なわない設計とする。

竜巻に対する防護設計を行うための設計竜巻の最大風速は、100m/s とし、設計荷重は、設計竜巻による風圧力による荷重、気圧差による荷重及び飛来物が安全施設に衝突する際の衝撃荷重を組み合わせた設計竜巻荷重並びに安全施設に常時作用する荷重、運転時荷重及びその他竜巻以外の自然現象による荷重等を適切に組み合わせたものとして設定する。

安全施設の安全機能を損なわないようにするために、安全施設に影響を及ぼす飛来物の発生防止対策を実施するとともに、作用する設計荷重に対する安全施設及び安全施設を内包する区画の構造健全性の確保若しくは飛来物による損傷を考慮して、代替設備により必要な機能を確保すること、安全上支障のない期間での修復等の対応を行うこと又はそれらを適切に組み合わせることで、その安全機能を損なわない設計とする。

飛来物の発生防止対策として、飛来物となる可能性のあるもののうち、資機材、車両等については、飛來した場合の運動エネルギー又は貫通力が設定する設計飛来物より大きなものに対し、固縛、固定又は防護すべき施設からの離隔を実施する。

(2) 安全設計方針

1. 安全設計

1.8 外部からの衝撃による損傷の防止に関する基本方針

安全施設は、想定される自然現象（地震及び津波を除く。）及び想定される発電用原子炉施設の安全性を損なわせる原因となるおそれがある事象であって人為によるもの（故意によるものを除く。）に対して、安全機能を損なわない設計とする。安全機能が損なわれないことを確認する必要がある施設を、「発電用軽水型原子炉施設の安全機能の重要度分類に関する審査指針」で規定されている重要度分類（以下1.8では「安全重要度分類」という。）のクラス1、クラス2及びクラス3に属する構築物、系統及び機器とする。

その上で、上記構築物、系統及び機器の中から、発電用原子炉を停止するため、また、停止状態にある場合は引き続きその状態を維持するために必要な異常の発生防止の機能又は異常の影響緩和の機能を有する構築物、系統及び機器並びに使用済燃料ピットの冷却機能及び給水機能を維持するために必要な異常の発生防止の機能又は異常の影響緩和の機能を有する構築物、系統及び機器として安全重要度分類のクラス1、クラス2及び安全評価上その機能に期待するクラス3に属する構築物、系統及び機器を外部事象から防護する対象（以下「外部事象防護対象施設」という。）とし、機械的強度を有すること等により安全機能を損なわない設計とする。

また、外部事象防護対象施設を内包する建屋は、機械的強度を有すること等により、内包する外部事象防護対象施設の安全機能を損なわない設計及び外部事象防護対象施設へ波及的影響を及ぼさない設計とする。ここで、外部事象防護対象施設及び外部事象防護対象施設を内包する建屋を併せて、外部事象防護対象施設等という。

上記に含まれない構築物、系統及び機器は、機能を維持すること若しくは損傷を考慮して代替設備により必要な機能を確保すること、安全上支障のない期間での修復等の対応を行うこと又はそれらを適切に組み合わせることにより、その安全機能を損なわない設計とする。

1.8.2 竜巻防護に関する基本方針

1.8.2.1 設計方針

1.8.2.1.1 竜巻に対する設計の基本方針

安全施設が竜巻に対して、発電用原子炉施設の安全性を確保するために必要な安全機能を損なわないよう、基準竜巻、設計竜巻及び設計荷重を適切に設定し、以下の事項に対して、対策を行い、建屋による防護、構造健

全性の維持、代替設備の確保等によって、安全機能を損なわない設計とする。

また、安全施設は、設計荷重による波及的影響によって、安全機能を損なわない設計とする。

- (1) 飛来物の衝突による施設の貫通及び裏面剥離
- (2) 設計竜巻による風圧力による荷重、気圧差による荷重及び設計飛来物による衝撃荷重を組み合わせた設計竜巻荷重並びにその他の組合せ荷重（常時作用している荷重、運転時荷重、竜巻以外の自然現象による荷重及び設計基準事故時荷重）を適切に組み合わせた設計荷重
- (3) 竜巻による気圧の低下
- (4) 外気と繋がっている箇所への風の流入

設計竜巻によってその安全機能が損なわれないことを確認する必要がある施設を、安全重要度分類のクラス1、クラス2及びクラス3に属する構築物、系統及び機器とする。

設計竜巻によってその安全機能が損なわれないことを確認する必要がある施設のうち、外部事象防護対象施設は、設計荷重に対し機械的強度を有すること等により、安全機能を損なわない設計とする。

竜巻影響評価の対象施設としては、「1.8.2.1.3 外部事象防護対象施設等のうち評価対象施設」及び「1.8.2.1.4 外部事象防護対象施設等に波及的影響を及ぼし得る施設」に示す施設を、竜巻影響評価の対象施設とする。

なお、「基準地震動及び耐震設計方針に係る審査ガイド」の重要度分類における耐震Sクラスの設計を要求される設備（系統、機器）及び建屋、構築物のうち、竜巻の影響を受ける可能性がある施設を抽出した結果、追加で「1.8.2.1.3 外部事象防護対象施設等のうち評価対象施設」に反映する施設はない。

竜巻に対する防護設計を行う、外部事象防護対象施設等のうち評価対象施設及び外部事象防護対象施設等に波及的影響を及ぼし得る施設を「評価対象施設等」という。

外部事象防護対象施設等の安全機能を損なわないようにするため、外部事象防護対象施設等に影響を及ぼす飛来物の発生防止対策を実施するとともに、作用する設計荷重に対する外部事象防護対象施設の構造健全性の維持、外部事象防護対象施設を内包する区画の構造健全性の確保若しくは飛来物による損傷を考慮して、代替設備により必要な機能を確保すること、

安全上支障のない期間での修復等の対応又はそれらを適切に組み合わせた設計とする。

屋外に設置する外部事象防護対象施設の構造健全性の維持又は外部事象防護対象施設を内包する区画の構造健全性の確保において、それらを防護するために設置する竜巻飛来物防護対策設備は、竜巻防護ネット、竜巻防護鋼板等から構成し、飛来物から外部事象防護対象施設等を防護できる設計とする。

1.8.2.1.2 設計竜巻の設定

「添付書類六 9. 竜巻」において設定した基準竜巻の最大風速は92m/sとする。

設計竜巻の設定に際して、発電所は敷地前面（北西～南西方向）が日本海に面し、背後は積丹半島中央部の山嶺に続く標高40mから130mの丘陵地であり、地形効果による風の増幅について評価した結果、増幅を考慮する必要はないことを確認したが、将来的な気候変動による竜巻発生の不確実性を踏まえ、基準竜巻の最大風速を安全側に切り上げて、設計竜巻の最大風速は100m/sとする。

1.8.2.1.3 外部事象防護対象施設等のうち評価対象施設

外部事象防護対象施設等は、設計荷重に対し機械的強度を有すること等により安全機能を損なわない設計とする。

外部事象防護対象施設は、外殻となる施設（建屋、構築物）（以下「外殻となる施設」という。）に内包され、外気と繋がっておらず設計竜巻荷重の影響から防護される施設（以下「外殻となる施設に内包され防護される施設（外気と繋がっている施設を除く。）」という。）、設計竜巻荷重の影響を受ける屋外施設（以下「屋外施設」という。）、外殻となる施設に内包されるため、設計竜巻の風圧力による荷重及び設計飛来物による衝撃荷重の影響から防護されるが、外気と繋がっており設計竜巻の気圧差による荷重の影響を受ける施設（以下「屋内の施設で外気と繋がっている施設」という。）及び外殻となる施設に内包されるが設計竜巻荷重の影響から防護が期待できない施設（以下「外殻となる施設による防護機能が期待できない施設」という。）に分類し、このうち、外殻となる施設に内包され防護される施設（外気と繋がっている施設を除く。）は内包する建屋により防護する設計とすることから、評価対象施設は、屋外施設、屋内の施設で外気と繋がっている施設及び外殻となる施設による防護機能が期待できない施設とし、以下のように抽出する。

なお、外殻となる施設による防護機能が期待できない施設については、「1.8.2.1.3(1) 屋外施設」のうち外部事象防護対象施設を内包する区画の構造健全性維持可否の観点並びに設計飛来物の衝突等による開口部の開放及び開口部建具の貫通の観点から抽出する。

また、上記に含まれない構築物、系統及び機器は、竜巻及びその随伴事象により損傷した場合であっても、代替手段があること等により安全機能は損なわれない。

(1) 屋外施設（外部事象防護対象施設を内包する区画を含む。）

- ・排気筒（建屋外）

<以下、外部事象防護対象施設を内包する区画>

外部事象防護対象施設を内包する区画を、以下のとおり抽出する。

- ・外部遮へい建屋（原子炉容器他を内包）
- ・周辺補機棟（主蒸気管他を内包）
- ・燃料取扱棟（使用済燃料ピット他を内包）
- ・原子炉補助建屋（中央制御室他を内包）
- ・ディーゼル発電機建屋（ディーゼル発電機他を内包）
- ・A1, A2-燃料油貯油槽タンク室（A1, A2-ディーゼル発電機燃料油貯油槽を内包）
- ・B1, B2-燃料油貯油槽タンク室（B1, B2-ディーゼル発電機燃料油貯油槽を内包）
- ・循環水ポンプ建屋（原子炉補機冷却海水ポンプ他を内包）
- ・タービン建屋（タービン保安装置他を内包）

(2) 屋内の施設で外気と繋がっている施設

- ・換気空調設備（アニュラス空气净化設備、格納容器空調装置、補助建屋空調装置、試料採取室空調装置、中央制御室空調装置、電動補助給水ポンプ室換気装置、制御用空気圧縮機室換気装置、ディーゼル発電機室換気装置及び安全補機開閉器室空調装置）
- ・排気筒（建屋内）

(3) 外殻となる施設による防護機能が期待できない施設

- ・使用済燃料ピット
- ・使用済燃料ラック
- ・新燃料ラック
- ・燃料移送装置
- ・使用済燃料ピットクレーン
- ・燃料取扱棟クレーン
- ・燃料取扱キャナル
- ・キャスクピット
- ・燃料検査ピット
- ・原子炉補機冷却海水ポンプ
- ・原子炉補機冷却海水ポンプ出口ストレーナ
- ・配管及び弁（原子炉補機冷却海水系統）
- ・原子炉補機冷却水サージタンク（配管及び弁含む）
- ・主蒸気系統配管他
- ・制御用空気系統配管
- ・蓄熱室加熱器
- ・タービン保安装置及び主蒸気止め弁

なお、タービン保安装置、主蒸気止め弁及びタービン建屋は、以下の設計とすることにより、以降の評価対象施設には含めないものとする。

評価対象施設のうちタービン保安装置及び主蒸気止め弁については、蒸気発生器への過剰給水の緩和手段（タービントリップ機能）として期待している。竜巻を起因として蒸気発生器への過剰給水が発生することはないが、独立事象としての重畠の可能性を考慮し、タービン建屋も含め安全上支障のない期間に補修等の対応を行うことで、安全機能を損なわない設計とする。

1.8.2.1.4 外部事象防護対象施設等に波及的影響を及ぼし得る施設

外部事象防護対象施設等に波及的影響を及ぼし得る施設としては、当該施設の破損等により外部事象防護対象施設等に波及的影響を及ぼして安全機能を喪失させる可能性がある施設又はその施設の特定の区画とする。

外部事象防護対象施設等に波及的影響を及ぼし得る施設としては、外部事象防護対象施設等を除く構築物、系統及び機器の中から、外部事象

防護対象施設等に機械的影響を及ぼし得る施設及び外部事象防護対象施設に機能的影響を及ぼし得る施設を以下のとおり抽出する。

(1) 外部事象防護対象施設等に機械的影響を及ぼし得る施設

外部事象防護対象施設等に機械的影響を及ぼし得る施設としては、施設の高さと外部事象防護対象施設等との距離を考慮して、倒壊により外部事象防護対象施設等を損傷させる可能性がある施設を、外部事象防護対象施設等に機械的影響を及ぼし得る施設として抽出する。

- ・タービン建屋
- ・電気建屋
- ・出入管理建屋
- ・循環水ポンプ建屋

(2) 外部事象防護対象施設に機能的影響を及ぼし得る施設

外部事象防護対象施設に機能的影響を及ぼし得る施設としては、屋外にある外部事象防護対象施設の付属設備で、風圧力及び設計飛来物の衝突等による損傷により外部事象防護対象施設の安全機能を損なわせる可能性がある施設及び外部事象防護対象施設を内包する区画の外気と繋がっている換気空調設備を、外部事象防護対象施設に機能的影響を及ぼし得る施設として抽出する。

<屋外にある外部事象防護対象施設の付属設備>

- ・ディーゼル発電機排気消音器
- ・主蒸気逃がし弁消音器
- ・主蒸気安全弁排気管
- ・タービン動補助給水ポンプ排気管
- ・ディーゼル発電機燃料油貯油槽ベント管

<外部事象防護対象施設を内包する区画の外気と繋がっている換気空調設備>

- ・換気空調設備（蓄電池室排気装置）

1.8.2.1.6 設計飛来物の設定

敷地全体を俯瞰した現地調査及び検討を行い、発電所構内の資機材、車両等の設置状況を踏まえ、評価対象施設等に衝突する可能性のある飛来物を抽出する。

飛来物に係わる現地調査結果及び「原子力発電所の竜巻影響評価ガイド（平成25年6月19日 原規技発13061911号 原子力規制委員会決定）」に示されている設計飛来物の設定例を参照し設定する。

設計飛来物は、浮き上がりの有無、運動エネルギー及び貫通力を踏まえ、鋼製材を設定する。

また、竜巻飛来物防護対策設備の竜巻防護ネットを通過し得る可能性があり、鋼製材にて包含できない砂利、及び竜巻防護ネットを通過しないが外部事象防護対象防護施設である使用済燃料ピット等に侵入した場合に燃料集合体に直接落下する可能性があり、鋼製材にて包含できない鋼製パイプも設計飛来物とする。

第1.8.2.1表に発電所における設計飛来物を示す。

飛来物の発生防止対策については、現地調査により抽出した飛来物や発電所に持ち込まれる資機材、車両等の寸法、質量及び形状から飛来の有無を判断し、運動エネルギー及び貫通力を考慮して、衝突時に建屋等又は竜巻飛来物防護対策設備に与えるエネルギー又は貫通力が設計飛来物のうち鋼製材によるものより大きく、外部事象防護対象施設等を防護できない可能性があるものは固縛、固定又は評価対象施設等からの離隔を実施し、確実に飛来物とならない運用とする。

1.8.2.1.7 荷重の組合せと許容限界

竜巻に対する防護設計を行うため、評価対象施設等に作用する設計竜巻荷重の算出、設計竜巻荷重の組合せの設定、設計竜巻荷重と組み合わせる荷重の設定及び許容限界について以下に示す。

(1) 評価対象施設等に作用する設計竜巻荷重

設計竜巻により評価対象施設等に作用する荷重として「風圧力による荷重 (W_w)」、「気圧差による荷重 (W_p)」及び「設計飛来物による衝撃荷重 (W_m)」を以下に示すとおり算出する。

a. 風圧力による荷重 (W_w)

設計竜巻の最大風速による荷重であり、「建築基準法施行令」（昭和25年11月16日政令第338号）、「日本建築学会 建築物荷重指針・同解説」及び建設省告示1454号（平成12年5月31日）に準拠して、次式のとおり算出する。

$$W_w = q \cdot G \cdot C \cdot A$$

ここで、

W_w ：風圧力による荷重

q ：設計用速度圧

G ：ガスト影響係数 ($=1.0$)

C ：風力係数 (施設の形状や風圧力が作用する部位 (屋根・壁等) に応じて設定する。)

A ：施設の受圧面積

$$q = (1/2) \cdot \rho \cdot V_d^2$$

ここで、

ρ ：空気密度

V_d ：設計竜巻の最大風速

ただし、竜巻による最大風速は、一般的には水平方向の風速として算定されるが、鉛直方向の風圧力に対してせい弱と考えられる評価対象施設等が存在する場合には、鉛直方向の最大風速等に基づいて算出した鉛直方向の風圧力についても考慮した設計とする。

b. 気圧差による荷重 (W_p)

外気と隔離されている区画の境界部が気圧差による圧力影響を受ける設備及び外部事象防護対象施設を内包する区画の外壁、屋根等においては、設計竜巻による気圧低下によって生じる評価対象施設等の内外の気圧差による圧力荷重が発生する。保守的に「閉じた施設」を想定し次式のとおり算出する。

$$W_p = \Delta P_{max} \cdot A$$

ここで、

W_p ：気圧差による荷重

ΔP_{max} ：最大気圧低下量

A ：施設の受圧面積

c. 設計飛来物による衝撃荷重 (W_m)

飛来物の衝突方向及び衝突面積を考慮して設計飛来物が評価対象施設等に衝突した場合の影響が大きくなる向きで衝撃荷重を算出する。

(2) 設計竜巻荷重の組合せ

評価対象施設等の設計に用いる設計竜巻荷重は、設計竜巻による風圧力による荷重 (W_w)、気圧差による荷重 (W_p) 及び設計飛来物による衝撃荷重 (W_m) を組み合わせた複合荷重とし、複合荷重 W_{T1} 及

び W_{T_2} は米国原子力規制委員会の基準類を参考として、以下のとおり設定する。

$$W_{T_1} = W_P$$

$$W_{T_2} = W_W + 0.5 \cdot W_P + W_M$$

なお、評価対象施設等には W_{T_1} 及び W_{T_2} の両荷重をそれぞれ作用させる。

(3) 設計竜巻荷重と組み合わせる荷重の設定

設計竜巻荷重と組み合わせる荷重は、以下のとおり設定する。

a. 評価対象施設等に常時作用する荷重、運転時荷重

評価対象施設に作用する荷重として、自重等の常時作用する荷重、内圧等の運転時荷重を適切に組み合わせる。

b. 竜巻以外の自然現象による荷重

竜巻は、積乱雲及び積雲に伴って発生する現象であり⁽¹⁾、積乱雲の発達時に竜巻と同時発生する可能性がある自然現象は、雷、雪、ひょう及び降水である。これらの自然現象の組合せにより発生する荷重は、以下のとおり設計竜巻荷重に包絡される。

なお、竜巻と同時に発生する自然現象については、今後も継続的に新たな知見等の収集に取組み、必要な事項については適切に反映を行う。

① 雷

竜巻と雷が同時に発生する場合においても、雷によるプラントへの影響は、雷撃であるため雷による荷重は発生しない。

② 雪

竜巻の作用時間は極めて短時間であること、積雪の荷重は冬季の限定された期間に発生し、積雪荷重の大きさや継続時間は除雪を行うことで低減できることから、発生頻度が極めて小さい設計竜巻の風荷重と積雪による荷重が同時に発生し、設備に影響を与えることは考えにくいため、組合せを考慮しない。また、雪が堆積した状態における竜巻の影響については、除雪により雪を長期間堆積状態にしない方針であることから、組合せを考慮しない。

冬期に竜巻が襲来する場合は竜巻通過前後に降雪を伴う可能性はあるが、上昇流の竜巻本体周辺では、竜巻通過時に雪は降らない。また、下降流の竜巻通過時は、竜巻通過前に積もった雪の大部分は竜巻の風により吹き飛ばされ、雪による荷重は十分小さく設計竜巻荷重に包絡される。

③ ひょう

ひょうは、積乱雲から降る直径 5 mm 以上の氷の粒⁽²⁾であり、仮に直径 10 cm 程度の大型のひょうを想定した場合、その重量は約 0.5 kg である。直径 10 cm 程度のひょうの終端速度は 59 m/s⁽³⁾、運動エネルギーは約 0.9 kJ であり、設計飛来物の運動エネルギーと比べ十分に小さく、ひょうの衝突による荷重は設計竜巻荷重に包絡される。

④ 降水

竜巻と降水が同時に発生する場合においても、雨水により屋外施設に荷重の影響を与えることはなく、また降雨による荷重は十分小さいため、設計竜巻荷重に包絡される。

c. 設計基準事故時荷重

外部事象防護対象施設は、当該外部事象防護対象施設に大きな影響を及ぼすおそれがあると想定される自然現象により当該外部事象防護対象施設に作用する衝撃及び設計基準事故時に生ずる応力を、それぞれの因果関係及び時間的変化を考慮して、適切に組み合わせて設計する。

(4) 許容限界

建屋及び構築物の設計において、設計飛来物の衝突による貫通及び裏面剥離発生の有無の評価については、貫通及び裏面剥離が発生しない部材厚さ（貫通限界厚さ及び裏面剥離限界厚さ）と部材の最小厚さを比較することにより行う。さらに、設計荷重により、発生する変形又は応力が以下の法令、規格、基準、指針類等に準拠し算定した許容限界を下回る設計とする。

- ・建築基準法
- ・日本産業規格
- ・日本建築学会及び土木学会等の基準・指針類
- ・原子力発電所耐震設計技術指針 JEAG4601-1987 (日本電気協会)
- ・日本機械学会の基準・指針類
- ・震災建築物の被災度区分判定基準及び復旧技術指針 (日本建築防災協会)
- ・原子力エネルギー協会 (NEI) の基準・指針類

系統及び機器の設計において、設計飛来物の衝突による貫通の有無の評価については、貫通が発生しない部材厚である貫通限界厚さと部材の最小厚さを比較することにより行う。設計飛来物が貫通すること

を考慮する場合には、設計荷重に対して防護対策を考慮した上で、系統及び機器に発生する応力が以下の規格、基準及び指針類に準拠し算定した許容応力度等に基づく許容限界を下回る設計とする。

- ・日本産業規格
- ・日本機械学会の基準・指針類
- ・原子力発電所耐震設計技術指針 JEAG4601-1987（日本電気協会）

1.8.2.1.8 評価対象施設等の防護設計方針

評価対象施設等の設計荷重に対する防護設計方針を以下に示す。

(1) 屋外施設（外部事象防護対象施設を内包する区画を含む。）及び屋内の施設で外気と繋がっている施設

外部事象防護対象施設等のうち屋外施設は、設計荷重に対して、安全機能が維持される設計とし、必要に応じて竜巻飛来物防護対策設備又は運用による竜巻防護対策を講じる方針とする。

外殻となる施設に内包され防護される外部事象防護対象施設のうち、外気と繋がっている施設は、設計荷重に対して、安全機能が維持される設計とし、必要に応じて竜巻飛来物防護対策設備である竜巻防護鋼板の設置又は運用による竜巻防護対策を講じる方針とする。

a. 排気筒

排気筒は、周辺補機棟に内包されている部分と、周辺補機棟に内包されていない部分がある。周辺補機棟に内包されている部分については、竜巻防護鋼板の設置による竜巻防護対策を行う周辺補機棟に内包されていることを考慮すると、風圧力による荷重及び設計飛来物による衝撃荷重は作用しないため、気圧差による荷重及び排気筒に常時作用する荷重に対して、構造健全性が維持され、安全機能を損なわない設計とする。

また、周辺補機棟に内包されていない部分については、設計飛来物の衝突により貫通し構造健全性が維持されないことを考慮して、補修が可能な設計とすることにより、設計基準事故時における安全機能を損なわない設計とする。さらに、風圧力による荷重、気圧差による荷重及び排気筒に常時作用する荷重に対して、構造健全性が維持され、安全機能を損なわない設計とする。

b. 換気空調設備（アニュラス空气净化設備、格納容器空調装置、補助建屋空調装置、試料採取室空調装置、中央制御室空調装置、電動補助給水ポンプ室換気装置、制御用空気圧縮機室換気装置、ディーゼル発電機室換気装置及び安全補機開閉器室空調装置）

換気空調設備（アニュラス空気浄化設備、格納容器空調装置、補助建屋空調装置、試料採取室空調装置、中央制御室空調装置、電動補助給水ポンプ室換気装置、制御用空気圧縮機室換気装置、ディーゼル発電機室換気装置及び安全補機開閉器室空調装置）は、外部遮へい建屋、竜巻防護鋼板の設置による竜巻防護対策を行う周辺補機棟及び原子炉補助建屋に内包されていることを考慮すると、風圧力による荷重及び設計飛来物による衝撃荷重は作用しないことから、気圧差による荷重及び設備に常時作用する荷重に対して、構造健全性が維持され、安全機能を損なわない設計とする。

<以下、外部事象防護対象施設を内包する区画>

c. 外部遮へい建屋

外部遮へい建屋は、風圧力による荷重、気圧差による荷重、設計飛来物による衝撃荷重及び常時作用する荷重に対して、構造骨組の構造健全性が維持されるとともに、屋根、壁及び開口部（扉類）の破損により当該建屋内の外部事象防護対象施設が安全機能を損なわない設計とする。また、設計飛来物の衝突時においても、貫通及び裏面剥離の発生により、当該建屋内の外部事象防護対象施設が安全機能を損なわない設計とする。

d. 周辺補機棟、燃料取扱棟、原子炉補助建屋及びディーゼル発電機建屋

周辺補機棟、燃料取扱棟、原子炉補助建屋及びディーゼル発電機建屋は、風圧力による荷重、気圧差による荷重、設計飛来物による衝撃荷重及び常時作用する荷重に対して、構造骨組の構造健全性が維持されるとともに、屋根、壁及び開口部（扉類）の破損により当該建屋内の外部事象防護対象施設が安全機能を損なわない設計とする。また、設計飛来物の衝突時においても、貫通及び裏面剥離の発生により、当該建屋内の外部事象防護対象施設が安全機能を損なわない設計とする。

ただし、風圧力による荷重、気圧差による荷重、設計飛来物による衝撃荷重及び常時作用する荷重又は設計飛来物の衝突による影響を受け、屋根、壁及び開口部（扉類）が損傷し当該建屋内の外部事象防護対象施設の安全機能を損なう可能性がある場合には、当該建屋内の外部事象防護対象施設が安全機能を損なわないかを評価し、安全機能を損なう可能性がある場合には、竜巻飛来物防護対策設備又は運用による竜巻防護対策を実施する。

e. A1, A2-燃料油貯油槽タンク室及びB1, B2-燃料油貯油槽タンク室

A1, A2-燃料油貯油槽タンク室及びB1, B2-燃料油貯油槽タンク室は、地下埋設されており風圧力による荷重、気圧差による荷重は作用しないことから、設計飛来物による衝撃荷重に対して、構造健全性が維持され、ディーゼル発電機燃料油貯油槽が安全機能を損なわない設計とする。

f. 循環水ポンプ建屋

循環水ポンプ建屋は、風圧力による荷重、気圧差による荷重、設計飛来物による衝撃荷重及び常時作用する荷重又は設計飛来物の衝突による影響を受け、屋根、壁及び開口部（扉類）が損傷する可能性があるため、当該建屋内の外部事象防護対象施設が安全機能を損なわないかを評価し、安全機能を損なう可能性がある場合には、竜巻飛来物防護対策設備又は運用による竜巻防護対策を実施する。

(2) 外殻となる施設による防護機能が期待できない施設

外殻となる施設による防護機能が期待できない施設は、設計荷重に対して、安全機能が維持される設計とし、必要に応じて竜巻飛来物防護対策設備である竜巻防護鋼板等の設置又は運用による竜巻防護対策を講じる方針とする。

a. 使用済燃料ピット

設計飛来物が燃料取扱棟の壁を貫通し使用済燃料ピットに侵入する場合でも、設計飛来物の衝撃荷重により、使用済燃料ピットのライニング及びコンクリートの一部が損傷して、ピット水が漏えいすることはほとんどなく、使用済燃料ピットの冷却機能及び遮蔽機能に影響しないことにより使用済燃料ピットが安全機能を損なわない設計とする。

b. 使用済燃料ラック

設計飛来物が燃料取扱棟の壁を貫通し使用済燃料ピットに侵入し使用済燃料ラックに衝突する場合でも、設計飛来物が使用済燃料ラックに貯蔵している燃料の燃料有効部に達することではなく、使用済燃料ラックに貯蔵している燃料の構造健全性が維持されることにより安全機能を損なわない設計とする。

c. 新燃料ラック

設計飛来物が燃料取扱棟の壁を貫通し新燃料貯蔵庫に侵入し新燃料ラックに衝突する場合でも、設計飛来物が新燃料ラックに貯蔵している燃料の燃料有効部に達することなく、新燃料ラック

に貯蔵している燃料の構造健全性が維持されることにより安全機能を損なわない設計とする。

また、設計飛来物が新燃料ラックに貯蔵している燃料に直接衝突し、燃料の構造健全性が損なわれることを考慮して、竜巻防護鋼板の設置による竜巻防護対策を行うことにより、設計飛来物が新燃料ラックに貯蔵している燃料に直接衝突することを防止し、燃料の構造健全性が維持され安全機能を損なわない設計とする。

d. 燃料移送装置、使用済燃料ピットクレーン、燃料取扱棟クレーン、燃料取替キャナル、キャスクピット、燃料検査ピット
燃料移送装置、使用済燃料ピットクレーン、燃料取扱棟クレーン、燃料取替キャナル、キャスクピット、燃料検査ピットは、設計飛来物が燃料取扱棟の壁を貫通し、燃料移送装置、使用済燃料ピットクレーン、燃料取扱棟クレーン、燃料取替キャナル、キャスクピット、燃料検査ピットに衝突し移送中又は取扱い中の燃料の構造健全性が損なわれることを考慮して、竜巻襲来が予想される場合には、燃料取扱作業を中止し、移送中の燃料は燃料移送装置にて外部遮へい建屋内に移動する又は取扱い中の燃料は使用済燃料ピットクレーンにて使用済燃料ラックに貯蔵することにより、移送中又は取扱い中の燃料の構造健全性が維持され安全機能を損なわない設計とする。

なお、使用済燃料ピットクレーンは使用済燃料ラック及び使用済燃料ラックに貯蔵している燃料に影響を及ぼさない待機位置への退避措置を行う。

e. 原子炉補機冷却海水ポンプ

原子炉補機冷却海水ポンプは、設計飛来物の衝突により貫通することを考慮し、竜巻防護ネットの設置による竜巻防護対策を行うことにより、設計飛来物の衝突を防止し、風圧力による荷重、気圧差による荷重及び原子炉補機冷却海水ポンプに常時作用する荷重に対して、構造健全性が維持され、安全機能を損なわない設計とする。

f. 原子炉補機冷却海水ポンプ出口ストレーナ

原子炉補機冷却海水ポンプ出口ストレーナは、設計飛来物の衝突により貫通することを考慮し、竜巻防護ネットの設置による竜巻防護対策を行うことにより、設計飛来物の衝突を防止し、風圧力による荷重、気圧差による荷重及び原子炉補機冷却海水出口ストレーナに常時作用する荷重に対して、構造健全性が維持され、

安全機能を損なわない設計とする。

g. 配管及び弁（原子炉補機冷却海水系統）

配管及び弁（原子炉補機冷却海水系統）は、設計飛来物の衝突により貫通することを考慮し、竜巻防護ネットの設置による竜巻防護対策を行うことにより、設計飛来物の衝突を防止し、風圧力による荷重、気圧差による荷重及び配管及び弁（原子炉補機冷却海水系統）に常時作用する荷重に対して、構造健全性が維持され、安全機能を損なわない設計とする。

h. 原子炉補機冷却水サージタンク（配管及び弁含む）

原子炉補機冷却水サージタンク（配管及び弁含む）は、設計飛来物が周辺補機棟の開口部建具である扉を貫通し、原子炉補機冷却水サージタンク（配管及び弁含む）に衝突し安全機能を損なうことを考慮して、竜巻防護壁の設置による竜巻防護対策を行うことにより、設計飛来物の原子炉補機冷却水サージタンク（配管及び弁含む）への衝突を防止し、原子炉補機冷却水サージタンク（配管及び弁含む）の構造健全性が維持され安全機能を損なわない設計とする。

i. 主蒸気系統配管他

主蒸気系統配管他は、設計飛来物が周辺補機棟又はディーゼル発電機建屋の開口部建具であるブローアウトパネル、扉又はガラリを貫通し、主蒸気系統配管他に衝突し安全機能を損なうことを考慮して、竜巻防護鋼板等で開口部建具の竜巻防護対策を行うことにより、設計飛来物の主蒸気系統配管他への衝突を防止し、主蒸気系統配管他の構造健全性が維持され安全機能を損なわない設計とする。

j. 制御用空気系統配管

制御用空気系統配管は、設計飛来物が原子炉補助建屋の開口部建具である扉を貫通し、制御用空気系統配管に衝突し安全機能を損なうことを考慮して、竜巻防護壁の設置による竜巻防護対策を行うことにより、設計飛来物の制御用空気系統配管への衝突を防止し、制御用空気系統配管の構造健全性が維持され安全機能を損なわない設計とする。

k. 蓄熱室加熱器

蓄熱室加熱器は、設計飛来物がディーゼル発電機建屋の開口部建具である扉又はガラリを貫通し、蓄熱室加熱器に衝突し安全機能を損なうことを考慮して、竜巻防護鋼板等の設置による竜巻防

護対策を行うことにより、設計飛来物の蓄熱室加熱器への衝突を防止し、蓄熱室加熱器の構造健全性が維持され安全機能を損なわない設計とする。

(3) 外部事象防護対象施設等に波及的影響を及ぼし得る施設

外部事象防護対象施設等に波及的影響を及ぼし得る施設については、設計荷重による影響を受ける場合においても外部事象防護対象施設等に影響を及ぼさないよう、必要に応じて施設の補強、竜巻飛来物防護対策設備又は運用による竜巻防護対策を実施することにより、外部事象防護対象施設の安全機能を損なわない設計とする。

a. 循環水ポンプ建屋、タービン建屋、電気建屋及び出入管理建屋

循環水ポンプ建屋、タービン建屋、電気建屋及び出入管理建屋は、風圧力による荷重、気圧差による荷重、設計飛来物による衝撃荷重及び自重等の常時作用する荷重に対して、倒壊により外部事象防護対象施設等へ波及的影響を及ぼさない設計とする。

b. ディーゼル発電機排気消音器

ディーゼル発電機排気消音器は、設計飛来物の衝突により貫通することを考慮しても、ディーゼル発電機排気消音器が閉塞することなく、ディーゼル発電機の排気機能が維持される設計とする。

さらに、ディーゼル発電機排気消音器が風圧力による荷重、気圧差による荷重及び自重等の常時作用する荷重に対して、構造健全性を維持し、安全機能を損なわない設計とし、外部事象防護対象施設であるディーゼル発電機に機能的影響を及ぼさない設計とする。

c. 主蒸気逃がし弁消音器

主蒸気逃がし弁消音器は、設計飛来物の衝突により貫通することを考慮しても、主蒸気逃がし弁消音器が損傷して閉塞することはなく、主蒸気逃がし弁の排気機能が維持される設計とする。

さらに、主蒸気逃がし弁消音器が風圧力による荷重、気圧差による荷重及び自重等の常時作用する荷重に対して、構造健全性を維持し、安全機能を損なわない設計とする。

以上より、主蒸気逃がし弁消音器が、外部事象防護対象施設である主蒸気逃がし弁に機能的影響を及ぼさず、主蒸気逃がし弁が安全機能を損なわない設計とする。

d. 主蒸気安全弁排気管

主蒸気安全弁排気管は、設計飛来物の衝突により貫通することを考慮しても、主蒸気安全弁排気管が損傷して閉塞することではなく、主蒸気安全弁の排気機能が維持される設計とする。

さらに、主蒸気安全弁排気管が風圧力による荷重、気圧差による荷重及び自重等の常時作用する荷重に対して、構造健全性を維持し、安全機能を損なわない設計とする。

以上より、主蒸気安全弁排気管が、外部事象防護対象施設である主蒸気安全弁に機能的影響を及ぼさず、主蒸気安全弁が安全機能を損なわない設計とする。

e. タービン動補助給水ポンプ排気管

タービン動補助給水ポンプ排気管は、設計飛来物の衝突により貫通することを考慮しても、タービン動補助給水ポンプ排気管が損傷して閉塞することなく、タービン動補助給水ポンプの機関の排気機能が維持される設計とする。

さらに、タービン動補助給水ポンプ排気管が風圧力による荷重、気圧差による荷重及び自重等の常時作用する荷重に対して、構造健全性を維持し、安全機能を損なわない設計とする。

以上より、タービン動補助給水ポンプ排気管が、外部事象防護対象施設であるタービン動補助給水ポンプに機能的影響を及ぼさず、タービン動補助給水ポンプが安全機能を損なわない設計とする。

f. ディーゼル発電機燃料油貯油槽ベント管

ディーゼル発電機燃料油貯油槽ベント管は、設計飛来物の衝突により貫通することを考慮しても、ディーゼル発電機燃料油貯油槽ベント管が閉塞することがなく、ディーゼル発電機燃料油貯油槽のベント機能が維持される設計とする。

さらに、ディーゼル発電機燃料油貯油槽ベント管は風圧力による荷重、気圧差による荷重及び常時作用する荷重に対して、構造健全性を維持し、安全機能を損なわない設計とし、外部事象防護対象施設であるディーゼル発電機燃料油貯油槽に機能的影響を及ぼさない設計とする。

g. 換気空調設備（蓄電池室排気装置）

換気空調設備が原子炉補助建屋に内包されていることを考慮すると、風圧力による荷重及び設計飛来物による衝撃荷重は作用しない。気圧差による荷重及び設備に常時作用する荷重に対しては、換気空調設備の構造健全性が維持される設計とする。

以上より、換気空調設備が、外部事象防護対象施設である蓄電池に機能的影響を及ぼさず、蓄電池が安全機能を損なわない設計とする。

以上の評価対象施設等の防護設計を考慮して、設計竜巻から防護する評価対象施設及び竜巻防護対策等を第1.8.2.2 表に、外部事象防護対象施設等に波及的影響を及ぼし得る施設及び竜巻防護対策等を第1.8.2.3 表に、外部事象防護対象施設を内包する区画及び竜巻防護対策等を第1.8.2.4 表に示す。

1.8.2.1.9竜巻随伴事象に対する評価

竜巻随伴事象として、過去の竜巻被害事例及び発電所の施設の配置から、想定される事象である、火災、溢水及び外部電源喪失を抽出し、事象が発生する場合においても、外部事象防護対象施設の安全機能を損なわない設計とする。

(1)火災

竜巻随伴事象として、設計竜巻による飛来物が建屋開口部付近の発火性又は引火性物質を内包する機器に衝突する場合及び屋外の危険物貯蔵施設等に飛来物が衝突する場合の火災が想定される。

建屋内については、飛来物が侵入する場合でも、建屋開口部付近には、発電用原子炉施設の安全機能を損なわせる可能性がある発火性又は引火性物質を内包する機器は配置されておらず、設計竜巻により建屋内に火災が発生することなく、建屋内の外部事象防護対象施設の安全機能を損なわない。

建屋外については、発電所敷地内の屋外にある危険物貯蔵施設等の火災がある。火災源と外部事象防護対象施設の位置関係を踏まえて火災の影響を評価した上で、外部事象防護対象施設が安全機能を損なわない設計とすることを「1.10 外部火災防護に関する基本方針」に記載する。

以上より、竜巻随伴事象としての火災に対して外部事象防護対象施設が安全機能を損なわない設計とする。

(2)溢水

竜巻随伴事象として、設計竜巻による気圧低下の影響や飛来物が建屋開口部付近の溢水源に衝突する場合及び屋外タンク等に飛来物が衝突する場合の溢水が想定される。

外部事象防護対象施設を内包する建屋内については、飛来物が侵入する場合でも、建屋開口部付近に飛来物が衝突して外部事象防護対象施設の安全機能を損なう可能性がある溢水源が配置されておらず、設計竜巻により建屋内に溢水が発生することはない。また、建屋内は設計竜巻による気圧低下の影響を受けないことから建屋内の外部事象防護対象施設の安全機能を損なわない。

建屋外については、気圧低下の影響による屋外タンク等の破損は考え難いものの、設計竜巻による飛来物の衝突による屋外タンク等の破損に伴う溢水が想定されるが、「1.7 溢水防護に関する基本方針」にて、竜巻時の屋外タンク等の破損を想定し、溢水が安全系機器に影響を及ぼさない設計としていることから、竜巻随伴事象による屋外タンク等が損傷

して発生する溢水により外部事象防護対象施設の安全機能を損なわない。

以上より、竜巻随伴事象としての溢水に対して外部事象防護対象施設が安全機能を損なわない設計とする。

(3) 外部電源喪失

設計竜巻又は設計竜巻と同時に発生する雷又はダウンバースト等の影響により送電網に関する施設等が損傷して外部電源喪失が発生する場合が想定される。

設計竜巻に対してディーゼル発電機の構造健全性を維持することにより、外部電源喪失の影響がなく外部事象防護対象施設の安全機能を損なわない設計とする。

1.8.2.2 手順等

竜巻に対する防護については、竜巻に対する影響評価を行い、安全施設が安全機能を損なわぬよう手順等を定める。

- (1) 屋外の作業区画で飛散するおそれのある資機材、車両等については、飛来時の運動エネルギー及び貫通力等を評価し、外部事象防護対象施設等への影響の有無を確認する。外部事象防護対象施設等に影響を及ぼす資機材、車両等については、固縛、固定、外部事象防護対象施設等から離隔、頑健な建屋内に収納又は撤去する。これら飛来物発生防止対策について手順を定める。
- (2) 竜巻の襲来が予想される場合及び竜巻襲来後において、外部事象防護対象施設等を防護するための操作・確認、補修等が必要となる事項について手順を定める。

1.8.2.3 参考文献

- (1) 雷雨とメソ気象 大野久雄、東京堂出版
- (2) 気象庁ホームページ
- (3) 一般気象学 小倉義光、東京大学出版会

第1.8.2.1表 泊発電所における設計飛来物

飛来物の種類	砂利	鋼製パイプ	鋼製材
サイズ(m)	長さ×幅×奥行 0.04×0.04×0.04	長さ×直径 2×0.05	長さ×幅×奥行 4.2×0.3×0.2
質量(kg)	0.18	8.4	135
最大水平速度 (m/s)	62	49	57
最大鉛直速度 (m/s)	42	33	38

第1.8.2.2表 設計竜巻から防護する評価対象施設及び竜巻防護対策等(1/3)

設計竜巻から防護する評価対象施設	竜巻の最大風速条件	飛来物発生防止対策	防護設備(外殻となる施設)	想定する設計飛来物	手順等
・原子炉補機冷却海水ポンプ ・原子炉補機冷却海水ポンプ 出口ストレーナ ・配管及び弁(原子炉補機冷却 海水系統)		・竜巻飛来物防護対 策設備	・砂利	・砂利	—
・原子炉補機冷却水サークタ ンク(配管及び弁含む) ・制御用空気系統配管	・固定 ・縛 ・外部事象 防護対象 施設等と の離隔	・施設を内包する施 設 ・竜巻飛來物防護対 策設備	・施設を内包する施 設 ・竜巻飛來物防護対 策設備	・竜巻襲来が 予想される 場合の扉の 閉止確認	—
・主蒸気系統配管他 ・蓄熱室加熱器	・100m/s	・施設を内包する施 設 ・竜巻飛來物防護対 策設備	・施設を内包する施 設 ・竜巻飛來物防護対 策設備	・竜巻襲来が 予想される 場合の扉の 閉止確認	—
・排気筒(建屋外)			・鋼製材 —	・鋼製パイプ ・砂利	・補修
・使用済燃料ピット ・使用済燃料ラック		・施設を内包する施 設	・鋼製材 ・砂利	・鋼製パイプ ・砂利	—

第1.8.2.2表 設計竜巻から防護する評価対象施設及び竜巻防護対策等（2／3）

設計竜巻から防護する評価対象施設	竜巻の最大風速条件	飛来物発生防止対策	防護設備（外殻となる施設）	想定する設計飛来物	手順等
・新燃料ラック			・施設を内包する施設 ・竜巻飛来物防護対策設備	・鋼製材 ・鋼製パイプ ・砂利	—
・燃料移送装置 ・使用済燃料ピットクレーン ・燃料取扱機クレーン ・燃料取扱キヤナル ・キヤスクビット ・燃料検査ピット			・施設を内包する施設 ・固定 ・固縛	・竜巻襲来が予想される場合の燃料取扱作業の中止	
・排気筒（建屋内） ・換気空調設備（アニュラス空気淨化設備，格納容器空調装置，制御用空氣圧縮機室換気装置及びディーゼル発電機室換気装置）	・100m/s	・外部事象防護対象施設等と の離隔	・施設を内包する施設 ・竜巻飛来物防護対策設備	・竜巻襲來が予想される場合の扉の閉止確認	—
・換気空調設備（補助建屋空調装置，試料採取室空調装置，中央制御室空調装置，電動補助給水ポンプ室換気装置及び安全補機開閉器室空調装置）			・施設を内包する施設	—	—

第1.8.2.2表 設計竜巻から防護する評価対象施設及び竜巻防護対策等(3/3)

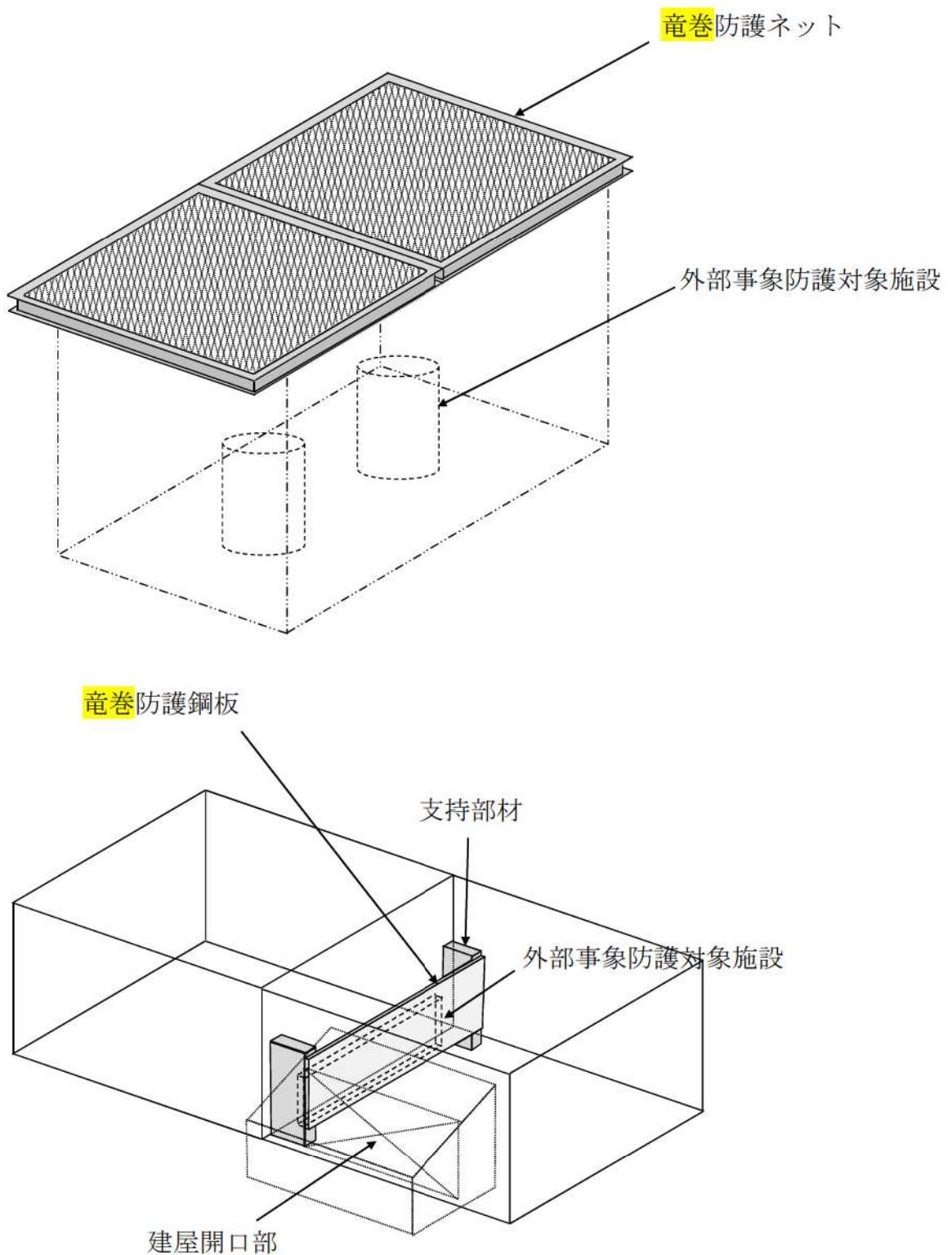
設計竜巻から防護する評価対象施設	竜巻の最大風速条件	飛来物発生防止対策	防護設備(外殻となる施設)	想定する設計飛来物	手順等
・安全重要度分類のクラス1及びクラス2に属する施設のうち上記以外の建屋、構築物内の施設	・固定 ・固縛	・施設を内包する施設	・施設を内包する施設	・代替設備の確保、補修、取替等	一
・安全重要度分類のクラス3に属する施設(下記以外の施設)	・100m/s	・外部事象防護対象施設等との離隔	・施設を内包する施設	・鋼製材 ・鋼製パイプ ・砂利	・補修
・安全評価上その機能に期待する構築物等(タービン保安装置及び主蒸気止め弁)					

第1.8.2.3表 外部事象防護対象施設等に波及的影響を及ぼし得る施設及び竜巻防護対策等

外部事象防護対象施設等に波及的影響を及ぼし得る施設	竜巻の最大風速条件	飛来物発生防止対策	防護設備(外殻となる施設)	想定する設計飛来物	手順等
循環水ポンプ建屋				・鋼製材 ・鋼製パイプ ・砂利	—
・タービン建屋					
・電気建屋					
・出入管理建屋					
・ディーゼル発電機排気消音器		・固定 ・固縛			
・主蒸気逃がし弁消音器	・100m/s	・外部事象 防護対象 施設等と の離隔		・鋼製材 ・鋼製パイプ ・砂利	—
・主蒸気安全弁排気管					
・タービン動補助給水ポンプ 排気管					
・ディーゼル発電機燃料油貯 油槽ベント管					
・換気空調設備(蓄電池室排氣 装置)		・施設を内包する施 設	—	—	—

第1.8.2.4表 外部事象防護対象施設を内包する区画及び竜巻防護対策等

外部事象防護対象施設 を内包する区画	竜巻の最大 風速条件	飛来物発生 防止対策	防護設備 (外殻となる施設)	想定する 設計飛来物	手順等
・周辺補機棟 ・ディーゼル発電機建屋		・固定 ・固縛		・竜巻襲来が 予想される 場合の扉の 閉止確認	
・外部遮へい建屋 ・燃料取扱棟	・100m/s	・外部事象 防護対象 施設等と の離隔	・鋼製材 ・鋼製パイプ ・砂利		
・原子炉補助建屋 ・A1, A2-燃料油貯油槽タンク室 ・B1, B2-燃料油貯油槽タンク室 ・循環水ポンプ建屋				・竜巻襲来が 予想される 場合の扉の 閉止確認	



第1.8.2.1図 竜巻飛来物防護対策設備概念図

(3) 適合性説明

(外部からの衝撃による損傷の防止)

第六条 安全施設（兼用キャスクを除く。）は、想定される自然現象（地震及び津波を除く。次項において同じ。）が発生した場合においても安全機能を損なわないものでなければならない。

- 2 重要安全施設は、当該重要安全施設に大きな影響を及ぼすおそれがあると想定される自然現象により当該重要安全施設に作用する衝撃及び設計基準事故時に生ずる応力を適切に考慮したものでなければならない。
- 3 安全施設（兼用キャスクを除く。）は、工場等内又はその周辺において想定される発電用原子炉施設の安全性を損なわせる原因となるおそれがある事象であって人為によるもの（故意によるものを除く。以下「人為による事象」という。）に対して安全機能を損なわないものでなければならない。

適合のための設計方針

第1項について

(3) 龍巻

安全施設は、設計竜巻の最大風速 100m/s による風圧力による荷重、気圧差による荷重及び設計飛来物の衝撃荷重を組み合わせた荷重等に対し安全機能を損なわないために、飛来物の発生防止対策及び竜巻防護対策を行う。

a. 飛来物の発生防止対策

竜巻により発電所構内の資機材等が飛来物となり、外部事象防護対象施設等が安全機能を損なわないために、以下の対策を行う。

- ・外部事象防護対象施設等へ影響を及ぼす資機材及び車両については、固縛、固定、外部事象防護対象施設等及び竜巻飛来物防護対策設備からの離隔、頑健な建屋内収納又は撤去する。

b. 竜巻防護対策

固縛等による飛来物の発生防止対策ができないものが飛来し、安全施設が安全機能を損なわないために、以下の対策を行う。

- ・外部事象防護対象施設を内包する区画及び竜巻飛来物防護対策設備により、外部事象防護対象施設を防護し、構造健全性を維持し安全機能を損なわない設計とする。

- ・外部事象防護対象施設の構造健全性が維持できない場合には、代替設備の確保、損傷した場合の取替え又は補修が可能な設計とすることにより安全機能を損なわない設計とする。

ここで、竜巻は積乱雲や積雲に伴って発生する現象であり、積乱雲の発達時に竜巻と同時発生する可能性のある自然現象は、雷、雪、ひょう及び降水である。これらの自然現象の組合せにより発生する荷重は、設計竜巻荷重に含まれる。

1.3 気象等

9. 竜巻

9.1 竜巻

竜巻影響評価は、「原子力発電所の竜巻影響評価ガイド（平成 25 年 6 月 19 日原規技発 13061911 号原子力規制委員会決定）」（以下「ガイド」という。）に基づき実施する。

基準竜巻及び設計竜巻の設定は、竜巻検討地域の設定、基準竜巻の最大風速の設定及び設計竜巻の最大風速の設定の流れで実施する。

9.1.1 竜巻検討地域の設定

発電所が立地する地域と、気象条件の類似性の観点で検討を行い、竜巻検討地域を設定する。

(1) 気候区分の確認

気象条件の類似性を確認するため、**気候区分による確認を実施する。**

泊発電所の立地地域は、第 9.1.1 図に示す一般的な気候区分⁽¹⁾によれば、**区分 I 2**に属する。

(2) 気象総観場の分析

気候区分の確認に加え気象条件の類似性の観点から、**気象総観場ごとの竜巻発生位置を整理し、発電所と類似の地域を抽出する。**竜巻発生要因の総観場は、気象庁「竜巻等の突風データベース」⁽²⁾を基に、「原子力発電所の竜巻影響評価ガイド（案）及び解説」⁽³⁾を参考に、台風、温帯低気圧、季節風（夏）、季節風（冬）、停滞前線、局地性及びその他の 7 つに分類する。第 9.1.1 表に総観場の分類法と発生分布の特徴を、第 9.1.2 図に全国で発生した竜巻の総観場ごとの F スケール別竜巻発生分布を示す。

ガイドでは、竜巻検討地域を設定する際に、IAEA の基準⁽⁴⁾が参考になるとされており、およそ 10 万 km² の範囲を目安とすることが挙げられている。

日本海側は太平洋側と気候的にも異なることを踏まえ、泊発電所を中心とする 10 万 km²（半径 180km）の範囲の沿岸を確認したところ、第 9.1.3 図に示すとおり、**気候区分 I 2**が該当する。

日本海側と太平洋側の気候的な類似性が無いことについては、以下に示す総観場の観点からも確認を行っている。

竜巻検討地域として、第 9.1.3 図に示した 10 万 km²（半径 180km）の範囲が適切であるか、又はさらに広げたエリアを設定することが適切であるかについて、総観場を用い、その類似性を確認することで評価を行う。

総観場の確認において、泊発電所が立地する気候区分 I 2 のエリアとして、宗谷岬から襟裳岬までを対象とした。また、日本海側の地域は共通して「I. 裏日本気候区」に属しているため、気候区分 I 3 の日本海側（青森県から山形県まで）、気候区分 I 4（新潟

県から兵庫県まで) 及び気候区分 I 5 (鳥取県から山口県萩市付近まで) のエリアも対象とした。なお、気候区分 I 1 にあたる宗谷岬以西のオホーツク海沿岸部は、竜巻が発生していないため対象外とした。第 9.1.4 図にエリアごとの総観場の確認結果を示す。

(3) 総観場の分析に基づく地域特性の確認

全国で発生した竜巻の総観場ごとの F スケール別竜巻発生分布 (第 9.1.2 図), 総観場ごとの確認結果 (第 9.1.2 表) 及び地域ごとの竜巻発生総観場及び寄与割合の比較結果 (第 9.1.4 図) より日本海側と太平洋側では竜巻発生要因となる気象条件 (総観場) が大きく異なっており、また、北海道から本州の日本海側及び北海道の襟裳岬以西は総観場的に類似性のあるエリアとして考慮する必要があると判断した。

(4) 過去の竜巻集中地域に基づく地域特性の確認

日本で竜巻が集中する地域については、「原子力発電所の竜巻影響評価ガイド（案）及び解説」⁽³⁾に、全国 19箇所の竜巻集中地域が示されており、第 9.1.5 図に示すとおり、泊発電所は、竜巻集中地域②（北海道の後志地方・渡島地方・檜山地方の一部）に立地している。

気象庁「竜巻等の突風データベース」⁽²⁾によると、1961 年 1 月から 2012 年 6 月の 51.5 年間に発生が確認された竜巻の個数は竜巻集中地域②で 21 個であり、この期間に竜巻集中地域②で観測されている最も強い竜巻は F2 となる。

竜巻発生の影響評価の観点からすると、データ数は多い方がよいため、竜巻検討地域としては北海道から本州の日本海側及び北海道太平洋側の襟裳岬以西の海岸線を設定する。竜巻検討地域での竜巻個数は 209 個であり、観測された最も強い竜巻は F2 である。

なお、竜巻検討地域と竜巻集中地域②の竜巻発生確率は、 1.0×10^{-4} , 1.1×10^{-4} (個/年/km²) であり、単位面積当たりの竜巻発生数はおおむね同程度である。竜巻集中地域②における竜巻の観測記録は 21 事例とかなり少なく、影響評価を行うにはデータ数が乏しい。

竜巻の地域特性を確認するため、第 9.1.6 図に示すとおり、竜巻集中地域②と竜巻検討地域、竜巻集中地域②に隣接する竜巻集中地域①（北海道の宗谷地方・留萌地方の一部）と⑩（北海道の胆振地方・日高地方の一部）における総観場の比較を行い、いずれの地域でも“季節風（冬）”と“温帯低気圧”が竜巻発生の主要因となっており、竜巻の発生要因には共通性がある。

(5) 突風関連指数に基づく地域特性の確認

気候区分及び総観場での検討に加え、大きな被害をもたらす強い竜巻の発生要因となる環境場の形成のしやすさについての地域特性を確認するため、気象庁や米国気象局においても竜巻探知・予測に活用されており、竜巻の発生しやすさを数値的に示すことができる突風関連指数を用いて地域特性の確認を行った。

大きな被害をもたらす竜巻の親雲の多くはスーパーセルであり、スーパーセルが発生

しやすい環境場として、大気下層の鉛直シア（異なる高度間での風向・風速差）と、強い上昇気流を発生させるきっかけとしての不安定な大気場が必要であることから、突風関連指数としては、竜巻の発生実態を解明する研究において国内外で広く利用され、大気の不安定度を表す指標である「CAPE」、鉛直シアに伴って発生する水平渦度が親雲に取り込まれる度合いを表す指標である「SReH」を採用し、両者の指標が同時に高くなる頻度について、地域的な特徴を確認する分析を実施する。また、両者をかけ合わせた指標「EHI」による分析も実施し、SReH 及び CAPE の同時超過頻度分析との比較を実施する（第 9.1.7 図、第 9.1.8 図）。

突風関連指数による、大規模な竜巻形成につながる環境場の発生頻度分析を行った結果、東北地方太平洋側及び日本海側は、茨城県以西の太平洋側と地域特性の違いがあることを確認した。

(6) 竜巻検討地域

発電所に対する竜巻検討地域について、「気候区分の確認」、「総観場の分析に基づく地域特性の確認」、「過去の竜巻集中地域に基づく地域特性の確認」及び「突風関連指標に基づく地域特性の確認」により地域特性を確認し、北海道から本州の日本海側及び北海道の襟裳岬以西の海岸線から陸側及び海側それぞれ 5 km の範囲を竜巻検討地域に設定する（面積約 38,895km²）。

第 9.1.9 図に竜巻検討地域を示す。

9.1.2 基準竜巻の最大風速 (V_B) の設定

基準竜巻の最大風速は、過去に発生した竜巻による最大風速 (V_{B1}) 及び竜巻最大風速のハザード曲線による最大風速 (V_{B2}) のうち、大きな風速を設定する。

(1) 過去に発生した竜巻による最大風速 (V_{B1})

過去に発生した竜巻による最大風速の設定に当たっては、日本で過去に発生した最大の竜巻は F3 であり、F スケールと 風速の関係より風速は 70m/s～92m/s であることから、日本で過去に発生した最大竜巻 F3 の風速範囲の上限値 92m/s を V_{B1} とする。

第 9.1.3 表に日本で過去に発生した F3 竜巻の観測記録を示す。

(2) 竜巻最大風速のハザード曲線による最大風速 (V_{B2})

竜巻最大風速のハザード曲線は、ガイドに従い、既往の算定方法に基づき、具体的には「竜巻による原子力施設への影響に関する調査研究」^⑤を参照して、算定する。本評価は、竜巻データの分析、竜巻風速、被害幅及び被害長さの確率密度分布の算定、相関係数の算定、並びにハザード曲線の算定によって構成される。

竜巻最大風速のハザード曲線の算定は、竜巻検討地域（海岸線から陸側及び海側それぞれ 5 km の範囲）の評価及び竜巻検討地域を海岸線に沿って 1 km 範囲ごとに短冊状に細分化した場合の評価の 2 とおりで算定し、そのうち大きな風速を設定する。

a. 海岸線から陸側及び海側それぞれ 5 km 全域の評価

本評価では、竜巻検討地域外で発生して竜巻検討地域内に移動した竜巻も発生数にカウントする。被害幅及び被害長さは、それぞれ被害全幅及び被害全長を用いる。

b. 竜巻の発生頻度の分析

気象庁「竜巻等の突風データベース」^②を基に、1961 年～2012 年 6 月までの 51.5 年間の統計量を F スケール別に算出する。第 9.1.10 図に気象庁「竜巻等の突風データベース」^②による 1961 年～2012 年までの竜巻年別発生確認数を示す。なお、観測体制の変遷による観測データ品質のばらつきを踏まえ、以下の(a)～(c)の基本的な考え方に基づいて整理を行う。

- (a) 被害が小さくて見過ごされやすい F0 及び F スケール不明竜巻に対しては、観測体制が強化された 2007 年以降の年間発生数及び標準偏差を用いる。
- (b) 被害が比較的軽微な F1 竜巻に対しては、観測体制が整備された 1991 年以降の年間発生数や標準偏差を用いる。
- (c) 被害が比較的大きく見逃されることないと考えられる F2 及び F3 竜巻に対しては、観測記録が整備された 1961 年以降の全期間の年間発生数や標準偏差を用いる。また、F スケール不明の竜巻については、以下の取扱いを行う。

陸上で発生した竜巻（以下「陸上竜巻」という。）及び海上で発生して陸上へ移動した竜巻については、被害があって初めてその F スケールが推定されるため、陸上での F スケ

ール不明の竜巻は、被害が少ない F0 竜巻とみなす。

海上で発生し、その後上陸しなかった竜巻（以下「海上竜巻」という。）については、その竜巻のスケールを推定することは困難であることから、「海岸線から海上 5 km の範囲における海上竜巻の発生特性が、海岸線から内陸 5 km の範囲における地上竜巻の発生特性と同様である。」という仮定に基づいて各 F スケールに分類する。

その結果、F スケール不明の海上竜巻の取扱いにより、第 9.1.4 表のとおり観測実績に対して保守性を高めた評価としている。

また、同表の分析結果に基づき竜巻最大風速のハザード曲線の算出に使用する竜巻の発生数を第 9.1.5 表に示す。

c. 年発生数の確率密度分布の設定

ハザード曲線の評価に当たっては、竜巻は気象事象の中でも極めてまれに発生する事象であり、発生数の変動（標準偏差）が大きい分布であることから、「竜巻による原子力施設への影響に関する調査研究」⁽⁵⁾にならって竜巻の発生がポアソン過程に従うと仮定し、使用する竜巻年発生数の確率密度分布はポリヤ分布を採用する。

竜巻年発生数の確率分布の設定には、ポアソン分布とポリヤ分布が考えられる。

ポアソン分布は、生起確率が正確に分からぬまゝ現象の場合に有用な分布である。一方、ポリヤ分布は、ガイドにおいて推奨されているポアソン分布を一般化したものであり、発生状況が必ずしも独立でないまゝ現象（ある事象が生ずるのはまれであるが、一旦ある現象が発生するとその周囲にもその現象が生じやすくなる性質）の場合に有用な分布である（例えば、伝染病の発生件数）。台風や前線により竜巻が発生した場合、同時多発的に複数の竜巻が発生する状況が考えられるため、ポリヤ分布の方が実現象をより反映できると考えられる。

また、国内を対象とした竜巻の年発生数の分布の適合性に関する検討結果は、「竜巻による原子力施設への影響に関する調査研究」⁽⁵⁾に示されており、地上及び海上竜巻の両方の発生数について、ポリヤ分布の適合性がポアソン分布に比べて優れているとしている。

発電所の竜巻検討地域で発生した竜巻を対象に、発生数に関するポアソン分布及びポリヤ分布の適合性を評価した結果、竜巻検討地域においても、ポリヤ分布の適合性がポアソン分布に比べて優れていることを確認している（第 9.1.11 図）。

なお、ポリヤ分布は、年発生数の年々変動の実態をポアソン分布よりも適合性が高い形で表現できることを確認している（第 9.1.12 図、第 9.1.13 図）。

d. 竜巻風速、被害幅及び被害長さの確率分布並びに相関係数

竜巻検討地域における 51.5 年間の竜巻の発生数、被害幅及び被害長さを基に、確率密度分布についてはガイド及びガイドが参考としている「竜巻による原子力施設への影響に関する調査研究」⁽⁵⁾を参照し、対数正規分布に従うものとする（第 9.1.14 図～第 9.1.19 図）。

なお、疑似的な竜巻の作成に伴う被害幅又は被害長さの情報がない竜巻には、被害幅又は被害長さを有する竜巻の観測値を与えていた。その際は、被害幅又は被害長さが大きいほうから優先的に用いることで、被害幅又は被害長さの平均値が大きくなるように工夫しているとともに、被害幅又は被害長さ 0 のデータについては計算に用いておらず、保守的な評価を行っている。

このように、前述の F スケール不明の竜巻の取扱い等も含め、データについては保守的な評価となる取扱いを行っている。また、1961 年以降の観測データのみを用いて、竜巻風速、被害幅及び被害長さについて相関係数を求める（第 9.1.6 表）。

e. 竜巻影響エリアの設定

竜巻影響エリアは、発電所の評価対象施設等の面積及び設置位置を考慮して、評価対象施設等を包絡する円形のエリア（直径 920m、面積約 664,000m²）として設定する（第 9.1.20 図）。

なお、竜巻影響エリアを円形とするため、竜巻の移動方向には依存性は生じない。

f. ハザード曲線の算定

T 年以内にいずれかの竜巻に遭遇し、かつ竜巻風速が V_0 以上となる確率を求め、ハザード曲線を求める。

前述のとおり、竜巻の年発生数の確率密度分布としてポリヤ分布の適合性が高い。ポリヤ分布は式（1）⁽⁶⁾で示される。

$$P_T(N) = \frac{(\nu T)^N}{N!} (1 + \beta \nu T)^{-N-1/\beta} \prod_{k=1}^{N-1} (1 + \beta k) \quad (1)$$

ここで、

N : 竜巻の年発生数

ν : 竜巻の年平均発生数

T : 年数

β は分布パラメータであり式（2）で示される。

$$\beta = \left(\frac{\sigma^2}{\nu} - 1 \right) \times \frac{1}{\nu} \quad (2)$$

ここで、

σ : 竜巻の年発生数の標準偏差

竜巻影響評価の対象となる構造物が風速 V_0 以上の竜巻に遭遇する事象を D と定義し、竜巻影響評価の対象構造物が 1 つの竜巻に遭遇し、その竜巻の風速が V_0 以上となる確率を $R(V_0)$ としたとき、T 年以内にいずれかの竜巻に遭遇し、かつ竜巻風速が V_0 以上と

なる確率は式(3)で示される。

$$P_{V_0,T}(D) = 1 - [1 + \beta v R(V_0)T]^{-1/\beta} \quad (3)$$

この $R(V_0)$ は、竜巻影響評価の対象地域の面積を A_0 (つまり竜巻検討地域の面積約 38,895km²)、1つの竜巻の風速が V_0 以上となる面積を $DA(V_0)$ とすると式(4)で示される。

$$R(V_0) = \frac{E[DA(V_0)]}{A_0} \quad (4)$$

ここで、 $E[DA(V_0)]$ は、 $DA(V_0)$ の期待値を意味する。

本評価では、以下のようにして $DA(V_0)$ の期待値を算出し、式(4)により $R(V_0)$ を推定して、式(3)により $P_{V_0,T}(D)$ を求める。風速を V 、被害幅 w 、被害長さ l 、移動方向 α 及び構造物の寸法を A, B とし、 $f(V, w, l)$ 等の同時確率密度関数を用いると、 $DA(V_0)$ の期待値は式(5)⁽⁷⁾で示される。

$$\begin{aligned} E[DA(V_0)] &= \int_0^\infty \int_0^\infty \int_{V_0}^\infty W(V_0) f(V, w, l) dV dw dl \\ &+ \int_0^{2\pi} \int_0^\infty \int_{V_0}^\infty H(\alpha) f(V, l, \alpha) dV dl d\alpha + \int_0^{2\pi} \int_0^\infty \int_{V_0}^\infty W(V_0) G(\alpha) f(V, w, \alpha) dV dw d\alpha \\ &+ AB \int_{V_0}^\infty f(V) dV \end{aligned} \quad (5)$$

ここで、式(5)の右辺第1項は、竜巻の被害幅と被害長さの積、つまり被害面積を表しており、いわゆる点構造物に対する被害、第2項及び第3項は、被害長さ・被害幅と構造物寸法の積、つまり構造物の被害面積を表す。第4項は構造物面積 AB に依存する項を示す。

また、 $W(V_0)$ は竜巻風速が V_0 以上となる幅であり、式(6)⁽⁷⁾⁽⁸⁾で示される。この式により、被害幅内の風速分布に応じて被害様相に分布があることが考慮されている。

$$W(V_0) = \left(\frac{V_{min}}{V_0} \right)^{1/16} w \quad (6)$$

ここで、

V_{min} : 被害幅 w 内の最小竜巻風速

V_0 : 被害が発生する最小風速

係数の 1.6 について、既往の研究では例えば 0.5 や 1.0 等の値も提案されている。ガイドにて参照している Garson et al.⁽⁸⁾では、観測値が不十分であるため 1.6 を用いることが推奨されており、本検討でも 1.6 を用いる。また、泊発電所の竜巻影響評価では、ランキン渦モデルによる竜巻風速分布に基づいて設計竜巻の特性値等を設定している。

ランキン渦モデルは高さ方向によって風速及び気圧が変化しないため、地表から上空まで式(6)を適用できる。なお、式(6)において係数を1.0とした場合がランキン渦モデルに該当する。

$H(\alpha)$ 及び $G(\alpha)$ はそれぞれ、竜巻の被害長さ及び被害幅方向に沿った面にリスク評価対象構造物を投影した時の長さであり、式(7)で示される。

$$\begin{aligned} H(\alpha) &= B|\sin\alpha| + A|\cos\alpha| \\ G(\alpha) &= A|\sin\alpha| + A|\cos\alpha| \end{aligned} \quad (7)$$

本評価ではリスク評価対象構造物を円形構造物（竜巻影響エリア）で設定しているため、 $H(\alpha)$ 、 $G(\alpha)$ ともに竜巻影響エリアの直径920mで一定（竜巻の移動方向に依存しない）となる。円の直径を D_0 とした場合の計算式は式(8)で示される。

$$\begin{aligned} E[DA(V_0)] &= \int_0^{\infty} \int_0^{\infty} \int_{V_0}^{\infty} W(V_0) f(V, w, l) dV dw dl \\ &\quad + D_0 \int_0^{\infty} \int_{V_0}^{\infty} l f(V, l) dV dl + D_0 \int_0^{\infty} \int_{V_0}^{\infty} W(V_0) f(V, w) dV dw \\ &\quad + \left(D_0^2 \pi / 4\right) \int_{V_0}^{\infty} f(V) HV \end{aligned} \quad (8)$$

また、風速の積分範囲の上限値はハザード曲線の形状が不自然にならない程度に大きな値として120m/sに設定する。

V_{\min} は、竜巻被害が発生する最小風速であり、Garsonはgale intensity velocityと呼んでいる(Galeとは非常に強い風の意)。米国の気象局(National Weather Service)では、34~47ノット(17.5~24.2m/s)とされている。日本の気象庁では、気象通報にも用いられている風力階級において、風力8が疾強風(gale, 17.2~20.7m/s)、風力9は大強風(strong gale, 20.8~24.4m/s)と分類されており、風力9では「屋根瓦が飛ぶ。人家に被害が出始める」とされている。

以上より、これらの風速を包括するよう、 $V_{\min}=25\text{m/s}$ とした。この値は、F0(17~32m/s)のほぼ中央値に相当する。

海岸線から陸側及び海側それぞれ5km範囲を対象に算定したハザード曲線より、年超過確率 10^{-5} における風速を求めると、67.9m/sとなる(第9.1.21図)。

g. 1km範囲に細分化した評価

1km範囲ごとに細分化した評価は、1km幅は変えずに順次ずらして移動するケース(短冊ケース)を設定して評価する。評価の条件として、被害幅及び被害長さは、それぞれ1km範囲内の被害幅及び被害長さを用いている。上記評価条件に基づいて、海岸線から陸側及び海側それぞれ5km範囲の評価と同様の方法でハザード曲線を算定する。

これら算定したハザード曲線より、年超過確率 10^{-5} における風速を求めると、海側0

km～1 kmを対象とした場合の70.7m/sが最大となる（第9.1.22図）。

h. 竜巻最大風速のハザード曲線による最大風速（ V_{B2} ）

海岸線から陸側及び海側それぞれ5 km全域（竜巻検討地域）の評価と1 km範囲ごとに細分化した評価を比較して、竜巻最大風速のハザード曲線により設定する最大風速 V_{B2} は、ガイドを参考に年超過確率 10^{-5} に相当する風速とし、70.7m/sとする（第9.1.23図）。

(3) 基準竜巻の最大風速（ V_B ）

過去に発生した竜巻による最大風速 $V_{B1}=92\text{m/s}$ 及び竜巻最大風速のハザード曲線による最大風速 $V_{B2}=70.7\text{m/s}$ より、発電所における基準竜巻の最大風速 V_B は92m/sとする。

9.1.3 設計竜巻の最大風速 (V_D) の設定

発電所が立地する地域の特性として、周辺の地形や竜巻の移動方向を考慮して、基準竜巻の最大風速の割り増しを検討し、設計竜巻の最大風速を設定する。

9.1.3.1 地形効果による竜巻風速への影響

地形効果が竜巻強度に及ぼす影響に関する知見として、(1)地形起伏による影響、(2)地表面粗度による影響、について既往の研究において示されており、その知見を踏まえ、発電所周辺の地形効果による竜巻の増幅可能性について検討する。

(1) 地形起伏による影響

竜巻のような回転する流れでは、角運動量保存則により「回転の中心からの距離」及び「周方向の回転速度」の積が一定になるという性質がある。そのため、竜巻の渦が上り斜面を移動する時、基本的に渦は弱まり、下り斜面を移動する時には強まる。

(2) 地表面粗度による影響

風は地表面の細かな凸凹が与える摩擦抵抗の影響を受けやすく、風速は、地表面において0となり上空に向かうにつれて増加する。地表面粗度は竜巻の旋回流を減衰させる効果を有し、地表面粗度の構成物が飛来物として運動することで風速が減衰することも示唆されている。

9.1.3.2 発電所周辺の地形

発電所周辺の地形を第9.1.24図、発電所周辺の地表面粗度を第9.1.25図、発電所周辺の標高及び防潮堤高さを第9.1.26図に示す。発電所が立地する敷地は、敷地前面（北西～南西方向）が日本海に面し、背後は積丹半島中央部の山嶺に続く標高40mから130mの丘陵地である。

9.1.3.3 竜巻の移動方向の分析

竜巻検討地域で発生した竜巻のうち移動方向が判明している竜巻の移動方向を確認した結果（第9.1.27図）、多くが海側から陸側の方向に移動していた。

147個の発生竜巻の内、竜巻の移動方向が海上から陸側へ向かう方向（東側方向）が129個で88%を占めている。以上より、泊発電所付近の竜巻は、海上から陸側へ向かう方向が卓越している。

竜巻の移動方向の分析結果から、泊発電所への竜巻の進入ルートは、地形が平坦な海側からとなる可能性が高い。

9.1.3.4 竜巻風速の増幅に関する検討

竜巻検討地域で発生した竜巻は、海側から陸側に進入する可能性が高く、竜巻が増幅することはないと考えられる。竜巻が海上から発電所に進入してきた場合は、地表面粗度の

影響を受けて竜巻は減衰した後、さらに防潮堤（T.P. 16.5m）で減衰するため、竜巻による施設への影響は限定的となると考えられる。また、山側から発電所の敷地に移動してきた場合についても、発電所周辺は広い丘陵地に森林が存在しており、森林による粗度の影響を大きく受けるため減衰する。

したがって、地形効果による竜巻の増幅の影響は受けないものと考えられる。

9.1.3.5 設計竜巻の最大風速 (V_D)

発電所では、地形効果による竜巻の増幅を考慮する必要はないと考えるが、将来的な気候変動による竜巻発生の不確実性を考慮し、設計竜巻の最大風速 V_D は、基準竜巻の最大風速 92m/s を安全側に切り上げた 100m/s とする。

9.1.4 設計竜巻の特性値

竜巻風速場として評価ガイドに示されるランキン渦モデルを用いた飛来物評価手法で用いる設計竜巻の特性値は、第 9.1.7 表のとおり設定する。

(1) 設計竜巻の移動速度 (V_T)

設計竜巻の移動速度 (V_T) は、ガイドに基づき、「竜巻による原子力施設への影響に関する調査研究」⁽⁵⁾による風速場モデルに依存しない日本の竜巻の観測記録に基づいた竜巻移動速度（平均値）と最大風速との関係を参照して設定されている以下の算定式を用いて、 V_D から V_T を算定する。

$$V_T = 0.15 \cdot V_D$$

(2) 設計竜巻の最大接線風速 (V_{Rm})

設計竜巻の最大接線風速 (V_{Rm}) は、ガイドに基づき、米国 NRC の基準類⁽⁹⁾を参考に設定されている風速場モデルに依存しない以下の式を用いて算定する。

$$V_{Rm} = V_D - V_T$$

(3) 設計竜巻の最大接線風速が生じる位置での半径 (R_m)

設計竜巻の最大接線風速が生じる位置での半径 (R_m) は、ガイドに基づき、「竜巻による原子力施設への影響に関する調査研究」⁽⁵⁾による日本の竜巻の観測記録を基に提案された風速場モデルに準拠して以下の値を用いる。

$$R_m = 30 \text{ (m)}$$

(4) 設計竜巻の最大気圧低下量 (ΔP_{max})・最大気圧低下率 ($(dp/dt)_{max}$)

設計竜巻の最大気圧低下量 (ΔP_{max})・最大気圧低下率 ($(dp/dt)_{max}$) は、ガイドに基づき、米国 NRC の基準類⁽¹⁴⁾を参考に設定されているランキン渦モデルによる風速分布に基づいて、以下の式を用いて算定する。

$$\Delta P_{max} = \rho \cdot V_{Rm}^2$$

$$(dp/dt)_{\max} = (V_t/R_m) \cdot \Delta P_{\max}$$

9.2 参考文献

- (1) 関口武「日本の気候区分」東京教育大学地理学研究報告（1959）
- (2) 気象庁 竜巻等の突風データベース
- (3) 井上博登, 福西史郎, 鈴木哲夫, 2013:原子力発電所の竜巻影響評価ガイド（案）及び解説, 独立行政法人原子力安全基盤機構, JNES-RE-2013-9009
- (4) IAEA Safety Standards, Meteorological and Hydrological Hazards in Site Evaluation for Nuclear Installations, Specific Safety Guide No. SSG-18, 2011
- (5) 東京工芸大学 (2011) : 平成 21~22 年度原子力安全基盤調査研究 (平成 22 年度) 竜巻による原子力施設への影響に関する調査研究, 独立行政法人原子力安全基盤機構
- (6) Wen. Y. K and Chu. S. L. (1973) : Tornado Risks and Design Wind Speed, Journal of the Structural Division, Proceedings of American Society of Civil Engineering, Vol. 99, No. ST12, pp. 2409-2421
- (7) Garson. R. C., Morla-Catalan J. and Cornell C. A. (1975) : Tornado Design Winds Based on Risk, Journal of the Structural Division, Proceedings of the American Society of Civil Engineers, Vol. 101, No. ST9, pp. 1883-1897
- (8) Garson. R. C., Morla-Catalan J. and Cornell C. A. (1975) : Tornado Risk Evaluation Using Wind Speed Profiles, Journal of the Structural. Division, Proceedings of American Society of Civil Engineering, Vol. 101, No. ST5, pp. 1167-1171
- (9) U. S. Nuclear Regulatory Commission, Regulatory Guide 1.76: Design- Basis Tornado and Tornado Missiles for Nuclear Power Plants, Revision 1, March 2007.

第9.1.1表 総観場の分類と特徴

総観場	気象庁竜巻データベースの分類	特徴
台風	台風	台風を取り巻く雲が竜巻を発生させる。関東以西の太平洋側で発生頻度が高く、F3竜巻も多くみられる。
温帯低気圧	南岸低気圧、日本海低気圧、二つ玉低気圧、東シナ海低気圧、オホーツク海低気圧、その他（低気圧）、寒冷前線、温暖前線、閉塞前線	寒気と暖気が接し傾圧不安定による組織的な雲が形成する環境場。主に南からの下層の暖湿流が親雲の発達に重要な働きをするため、暖湿流が山岳等で遮られない関東以西の太平洋側で発生頻度が高く、F3竜巻も見られる。 日本海側での頻度は比較的低め。
季節風（夏）	暖気の移流、熱帯低気圧、湿舌、太平洋高気圧	暖湿流が主要因で親雲を形成する環境場。 関東以西の太平洋側や内陸で多く確認されている。
季節風（冬）	寒気の移流、気圧の谷、大陸高気圧、季節風	大気上層に寒気が流入することで大気が不安定になり、竜巻の親雲が形成する環境場。 寒気は北～西から移流することが多いため、日本海側や関東以北で発生頻度が高い。
停滞前線	停滞前線、梅雨前線、前線帶、不安定線、その他（前線）	南からの暖湿流により親雲が形成されやすく、関東以西の太平洋側や内陸で発生頻度が高い。
局地性	局地性じょう乱、雷雨（熱雷）、雷雨（熱雷を除く）、地形効果、局地性降水	局地的な循環により親雲が形成する環境場。内陸で発生頻度が高い。
その他	移動性高気圧、中緯度高気圧、オホーツク海高気圧、帶状高気圧、その他（高気圧）、大循環異常、その他	上記に当てはまらない環境場。全体的に個数は少ない。

第9.1.2表 総観場ごとの竜巻発生分布の傾向

総観場	傾向
台風	<ul style="list-style-type: none"> ・太平洋側で多く発生しており日本海側では確認されていない。規模的には、関東以西の太平洋側ではF3を含む規模の大きな竜巻が発生しているが、東北地方太平洋側ではF1竜巻が1件発生しているのみである。 ・関東地方、中部地方の太平洋側及び九州地方の太平洋側では発生が集中しており、これらの地域は太平洋側の竜巻集中地域に整理されている。 ・台風は北上（低緯度から中高緯度に移動）するに従い減衰するため、東北地方や北海道など、北部での発生数は少なく、規模も小さくなると考えられる。本州に接近・上陸する台風の減衰は、地表面摩擦の増大による風速の減衰に加え、海水温が低下するため、台風の維持、発達に必要な海から供給される水蒸気量が減少し減衰する。
温帯低気圧	<ul style="list-style-type: none"> ・温帯低気圧起因の竜巻は全国で発生しているが、規模的には太平洋側でF3竜巻が発生しているのに対し、日本海側ではF2竜巻が最大となっている。 ・暖湿流が山岳等で遮られない関東以西の太平洋側で多くのF3竜巻の発生が確認できる。 ・日本海側では、寒冷前線やその通過後の寒気の流入により発達した親雲にて発生する竜巻が多い。西側に開けた地域で多く見られ、北海道南西部、日高地方南西部、青森から山形の海岸線沿い、などで多くの竜巻の発生がみられる。
季節風（夏）	<ul style="list-style-type: none"> ・季節風（夏）起因の竜巻は全国で発生しているが、関東以西の太平洋側や内陸で多く発生している。 ・規模的には、太平洋側でF3竜巻が発生しているのに対し、日本海側ではF2竜巻が最大となっている。
季節風（冬）	<ul style="list-style-type: none"> ・季節風（冬）起因の竜巻は、九州を除く日本海側地域に多く発生している。規模的には、北海道日本海側ではF2竜巻が1件発生しているのみで、F3竜巻は発生していない。 ・太平洋側では、大気下層に暖気が流入すると、大気が不安定になり親雲が発達しやすい環境が形成されるため、強い竜巻の発生が多くみられ、F3竜巻が最大となっている。
停滞前線	<ul style="list-style-type: none"> ・関東以西の太平洋側や内陸で発生頻度が高く、日本海側ではF2竜巻が1件発生している。
局地性	<ul style="list-style-type: none"> ・地形的な影響によるものであり、全国で発生している。
その他	<ul style="list-style-type: none"> ・全国的に発生数は少なく、地域差はみられない。

第9.1.3表 日本で過去に発生したF3竜巻
(気象庁「竜巻等の突風データベース」より作成)

Fスケール	発生日時	発生場所緯度	発生場所経度	発生場所
F3	1971年07月07日07時50分	35度52分45秒	139度40分13秒	埼玉県浦和市
F3	1990年12月11日19時13分	35度25分27秒	140度17分19秒	千葉県茂原市
F3	1999年09月24日11時07分	34度42分4秒	137度23分5秒	愛知県豊橋市
F3	2006年11月07日13時23分	43度58分39秒	143度42分12秒	北海道網走支庁佐呂間町
F3	2012年05月06日12時35分	36度6分38秒	139度56分44秒	茨城県常総市

第9.1.4表 竜巻発生数の分析結果

竜巻検討地域 (沿岸±5km)	発生数 の統計	小計	竜巻スケール				不明		総数
			F0	F1	F2	F3	(陸上)	(海上)	
1961～ 2012/6 (51.5年間)	期間内総数	87	29	45	13	0	12	110	209
	平均値(年)	1.69	0.56	0.87	0.25	-	0.23	2.14	4.06
	標準偏差(年)	2.53	1.99	1.03	0.52	-	0.68	5.89	7.91
1991～ 2012/6 (21.5年間)	期間内総数	58	29	26	3	0	11	110	179
	平均値(年)	2.70	1.35	1.21	0.14	-	0.51	5.12	8.33
	標準偏差(年)	3.49	2.95	1.15	0.36	-	0.98	8.37	10.98
2007～ 2012/6 (5.5年間)	期間内総数	31	25	6	0	0	5	92	128
	平均値(年)	5.64	4.55	1.09	-	-	0.91	16.73	23.27
	標準偏差(年)	6.22	4.94	1.34	-	-	1.69	10.96	15.13
疑似 51.5年間 (陸上竜巻)	期間内総数	358	235	63	13	0	47	862	1220
	平均値(年)	6.92	4.55	1.21	0.25	-	0.91	16.73	23.64
	標準偏差(年)	5.37	4.94	1.15	0.52	-	1.69	10.96	12.21
疑似 51.5年間 (全竜巻)	期間内総数	1222	962	215	45	0	0	0	1222
	平均値(年)	23.57	18.59	4.12	0.86	-	-	-	23.57
	標準偏差(年)	9.91	9.63	2.13	0.96	-	-	-	9.91

注1：切り上げの関係で総計数が一致していない箇所がある。

注2：色塗り部分については、竜巻発生頻度の分析に用いるデータを示している。

第9.1.5表 分析結果に基づき竜巻最大風速のハザード曲線の
算出に使用する竜巻の発生数

竜巻検討地域 (沿岸±5km)	発生数 の統計	竜巻スケール					小計
		F0	F1	F2	F3	不明	
疑似 51.5年間 (全竜巻)	期間内総数	962	215	45	0	0	1222
	平均値(年)	18.68	4.17	0.87	-	-	23.73
	標準偏差(年)	9.63	2.13	0.96	-	-	9.91

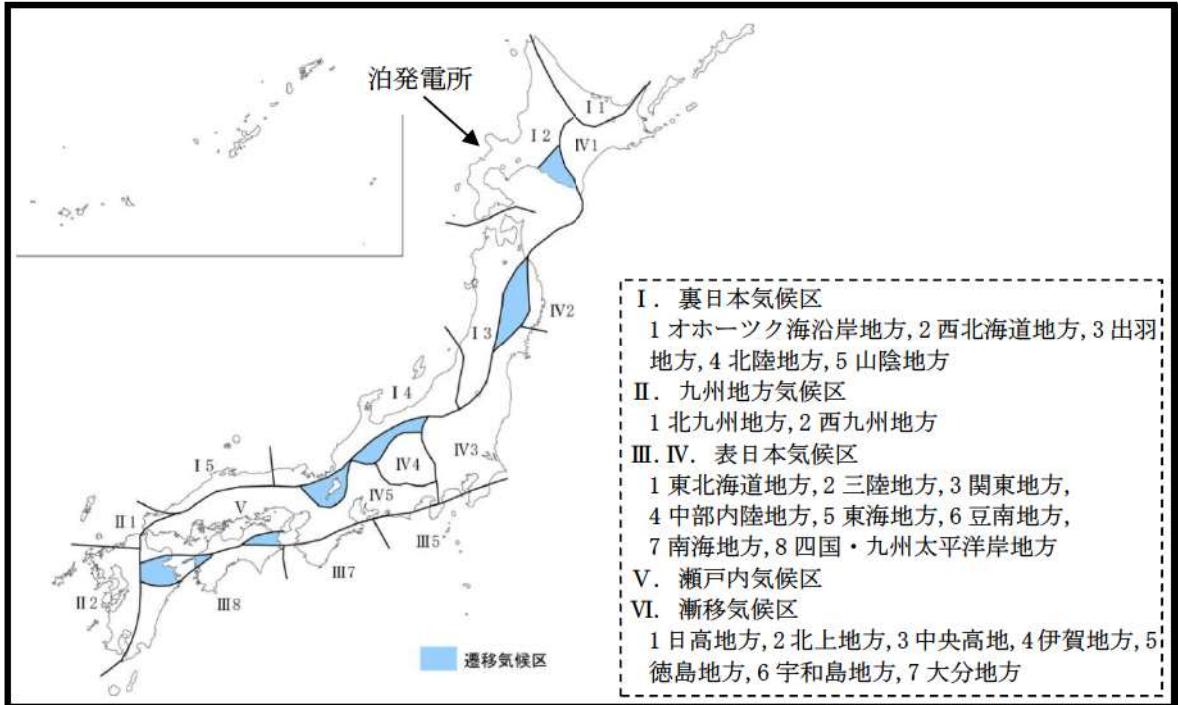
第 9.1.6 表 竜巻風速、被害幅、被害長さの相関係数（単位無し）

相関係数	風速	被害幅	被害長さ
風速	1. 000	-0. 060*	0. 319
被害幅	-0. 060*	1. 000	0. 457
被害長さ	0. 319	0. 457	1. 000

*風速と被害幅は無相関との知見が得られたため、ハザード算定の際には、相関係数0として計算

第 9.1.7 表 設計竜巻の特性値

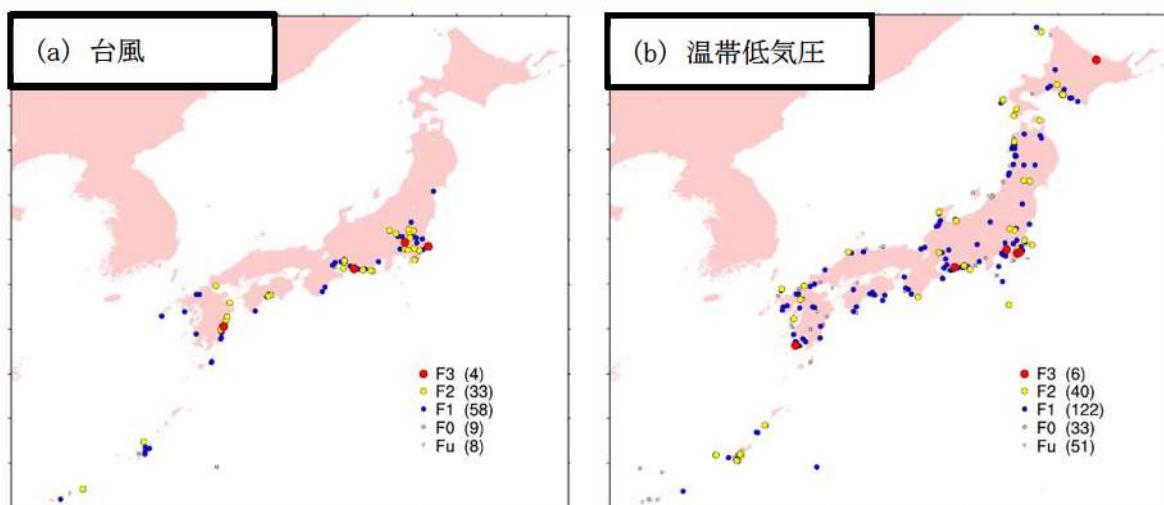
最大風速	移動風速	最大接線風速	最大接線 風速半径	最大気圧低下量	最大気圧低下率
V_D	V_T	V_{Rm}	R_m	ΔP_{max}	$(dp/dt)_{max}$
(m/s)	(m/s)	(m/s)	(m)	(hPa)	(hPa/s)
100	15	85	30	89	45



第9.1.1図 日本の気候区分

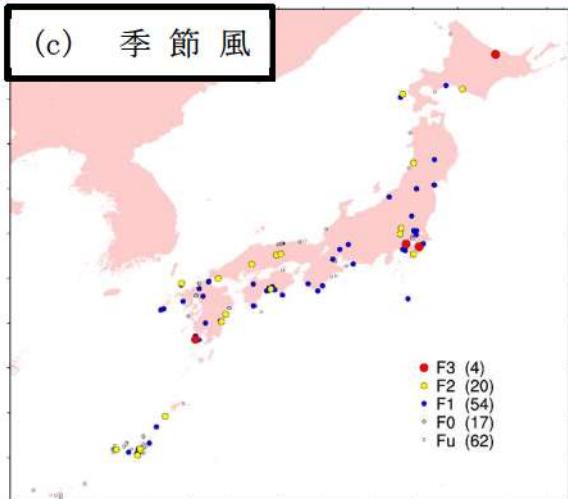
(内閣官房「第5回 道州制ビジョン懇談会 区割り基本方針検討専門委員会資料※」より引用)

※出典：関口武「日本の気候区分」東京教育大学地理学研究報告（1959）

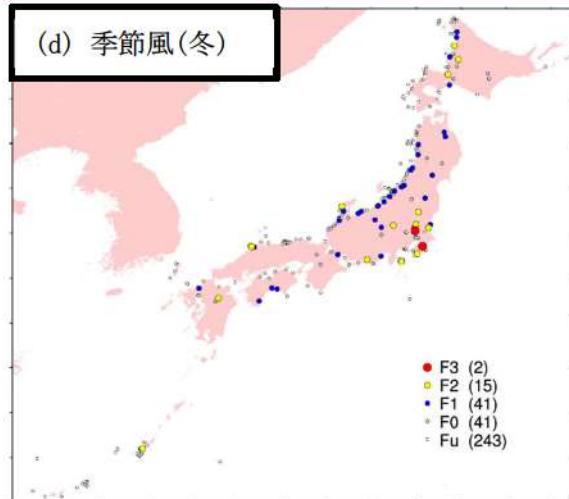


第9.1.2図 総観場ごとのFスケール別竜巻発生分布（1/2）

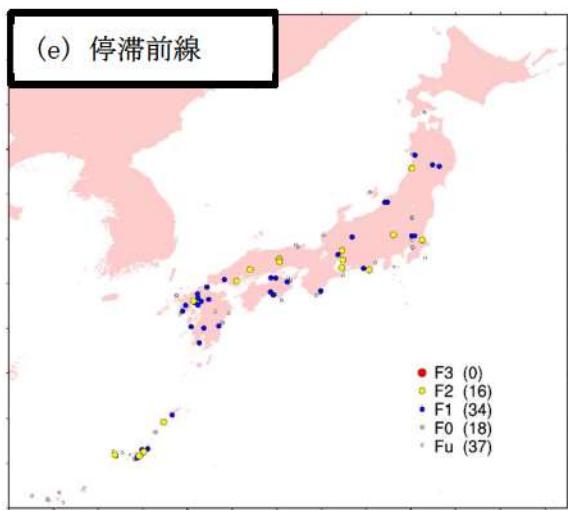
(c) 季節風



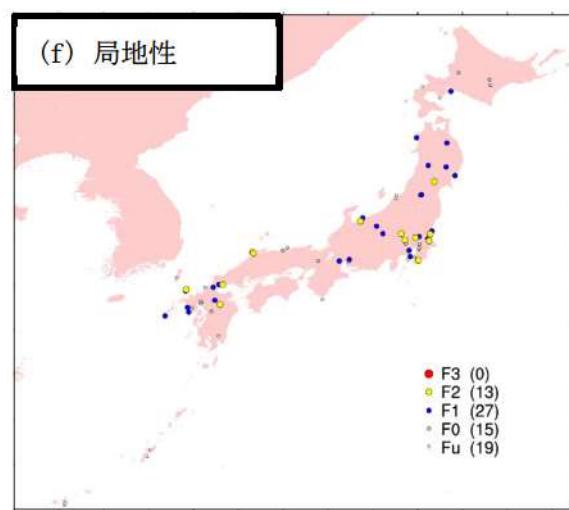
(d) 季節風(冬)



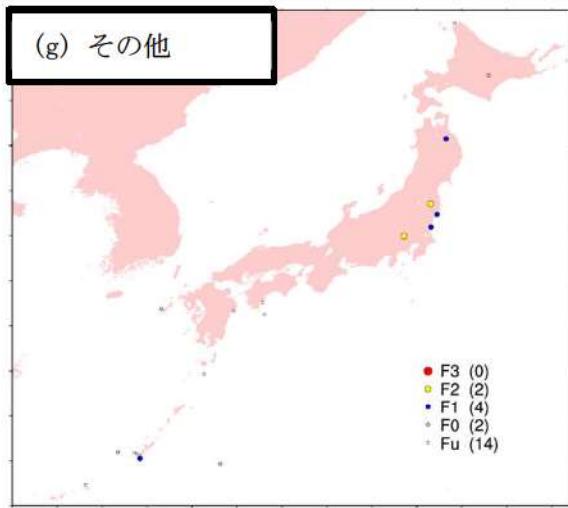
(e) 停滞前線



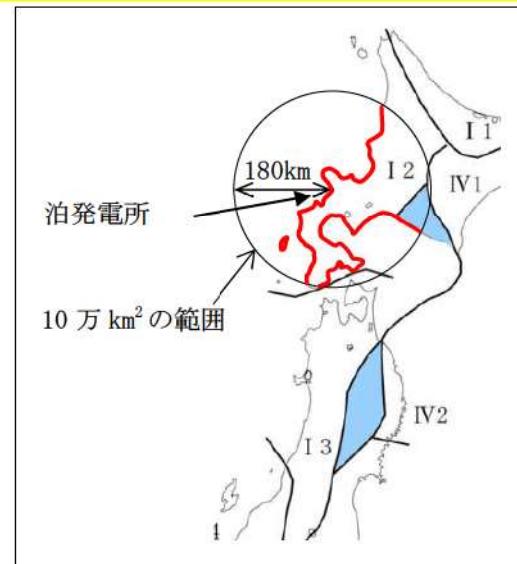
(f) 局地性



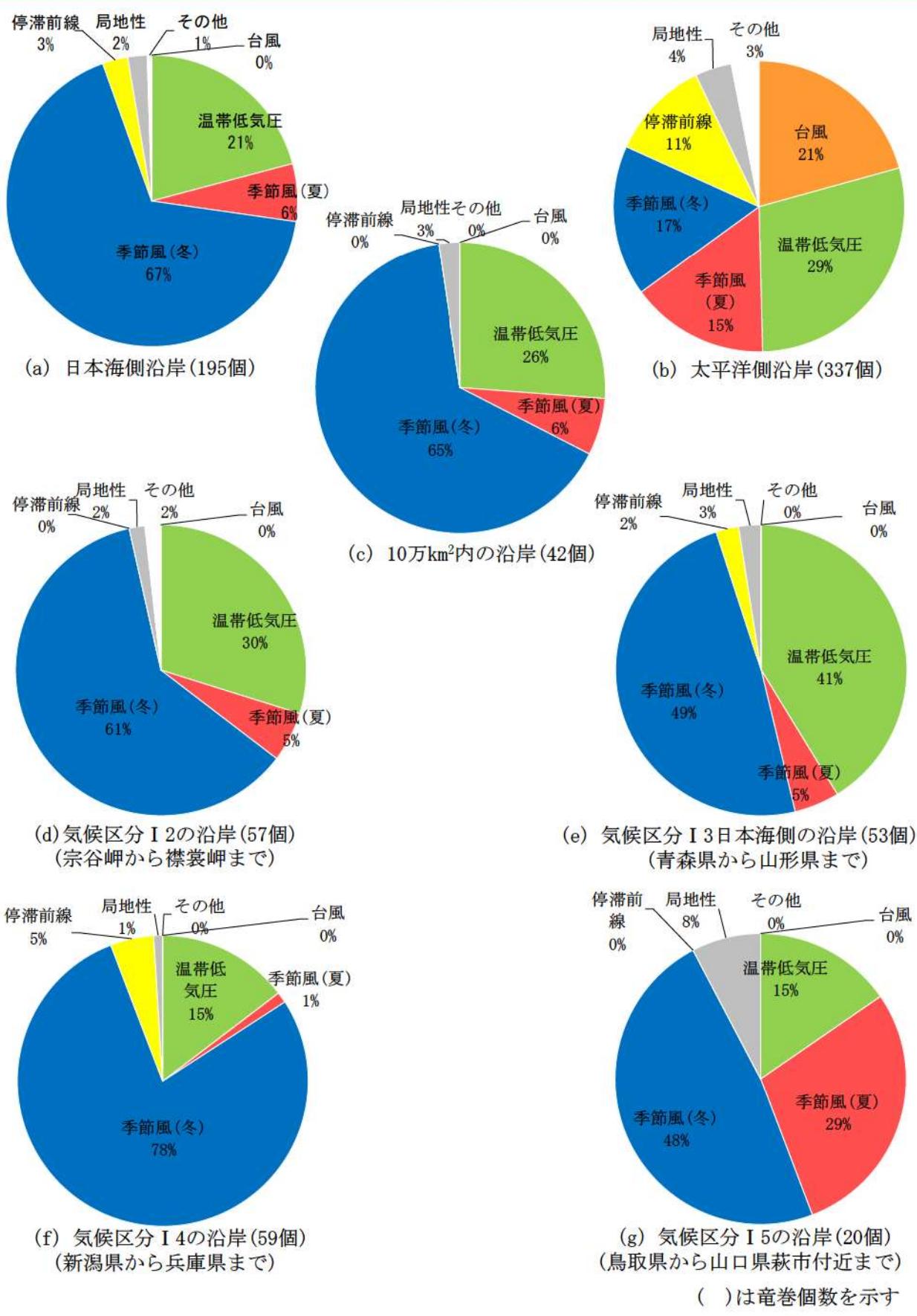
(g) その他



第9.1.2図 総観場ごとのFスケール別竜巻発生分布 (2/2)



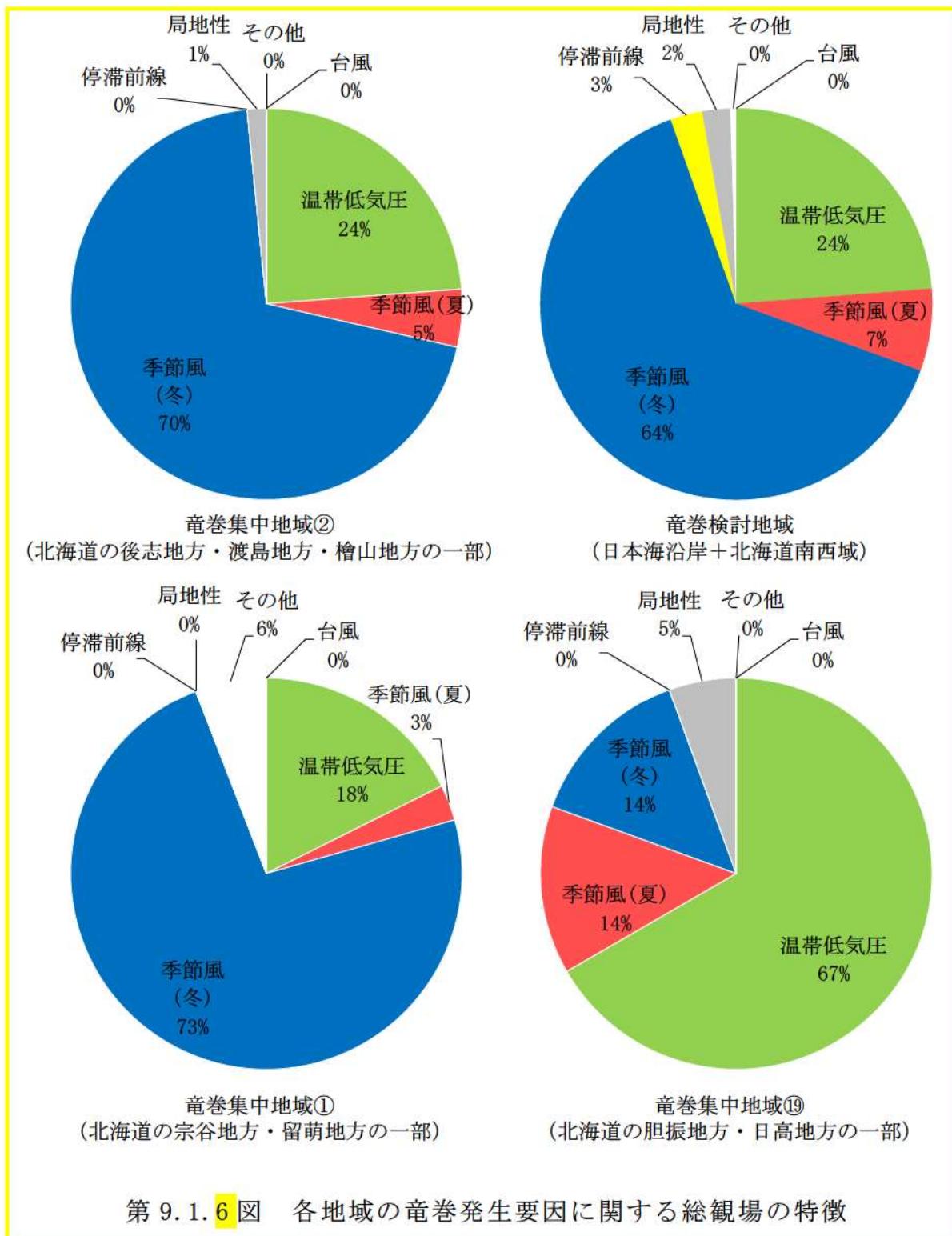
第 9.1.3 図 泊発電所を中心とする 10 万 km^2 の範囲



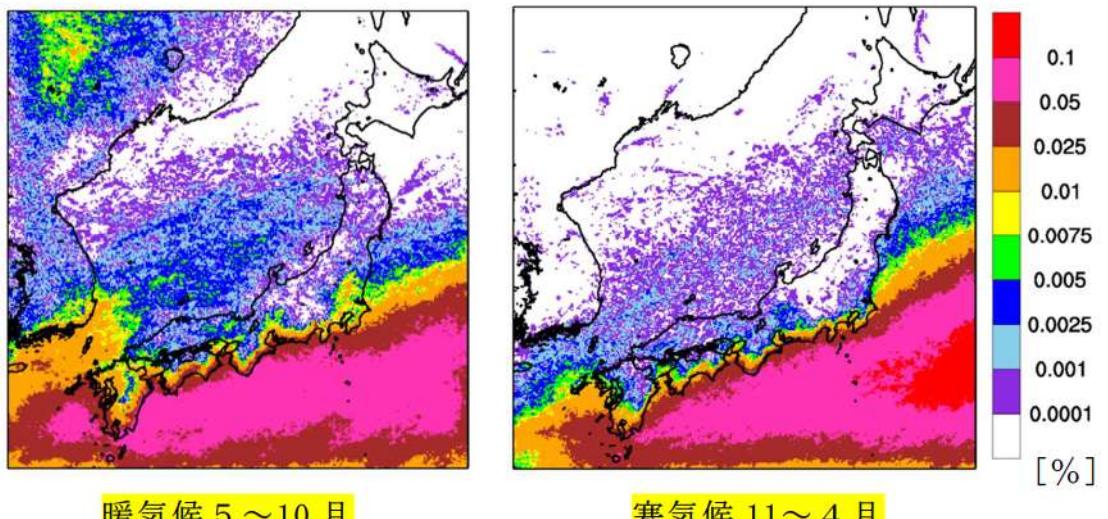
第9.1.4図 地域ごとの竜巻発生総観場及び寄与割合の比較



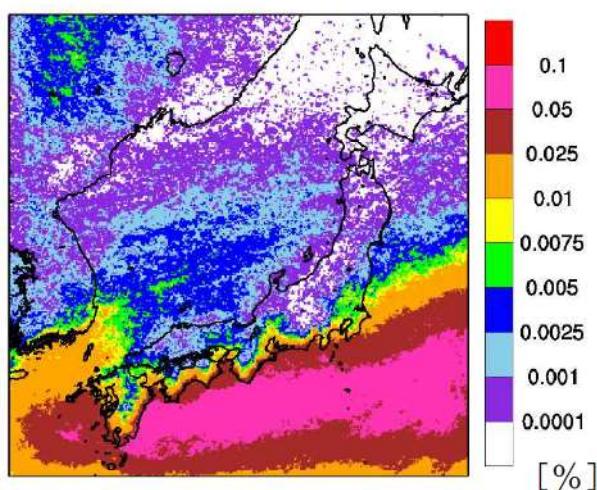
第9.1.5図 龍巻の発生する地点と龍巻が集中する19個の地域
(「原子力発電所の龍巒影響評価ガイド(案)及び解説」⁽³⁾より引用)



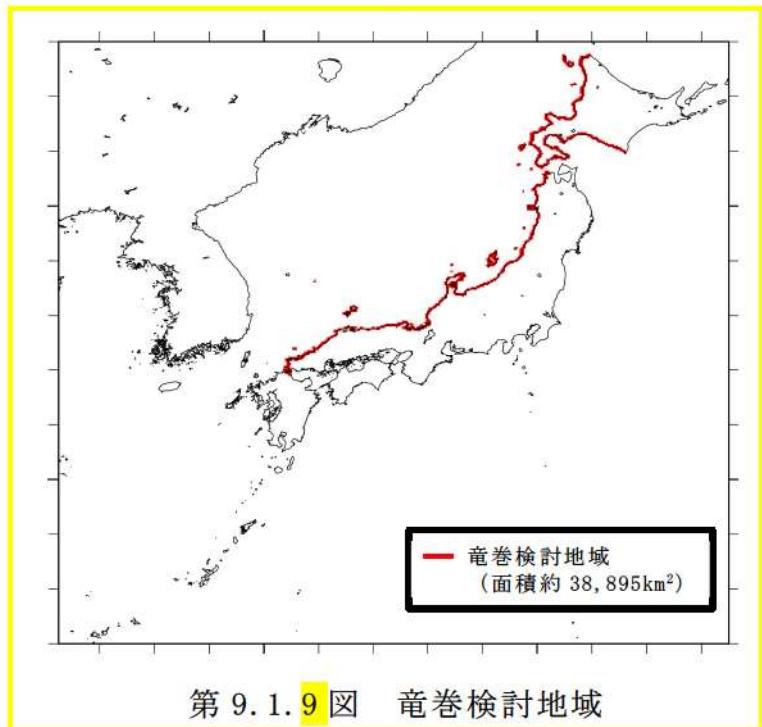
第 9.1.6 図 各地域の竜巻発生要因に関する総観場の特徴



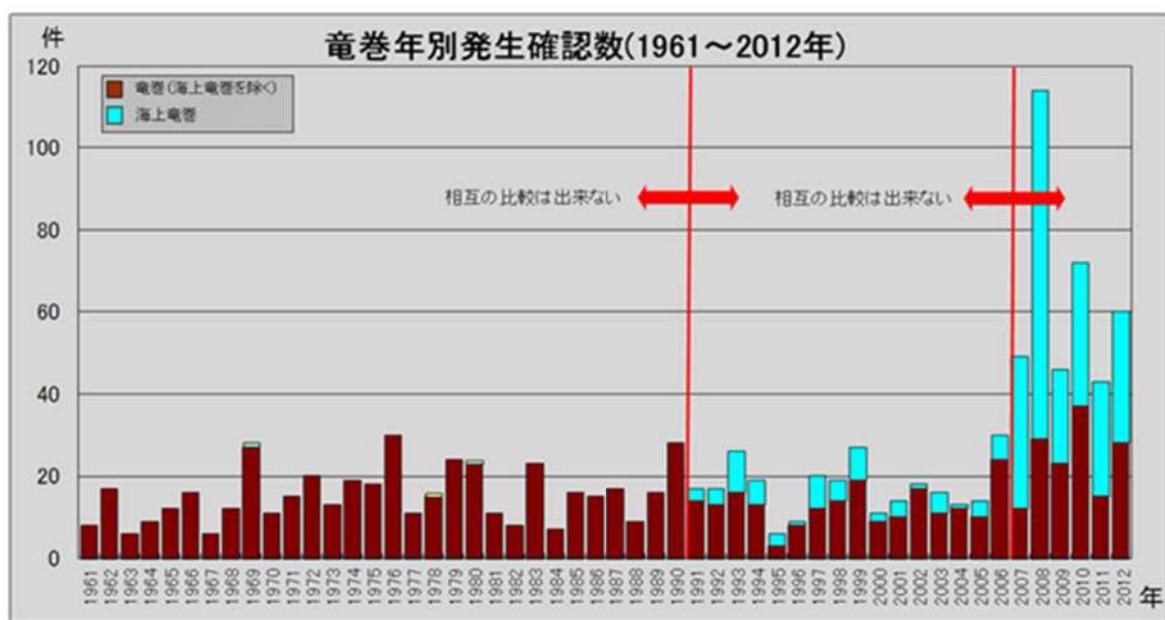
第 9.1.7 図 F3 規模以上を対象とした SReH, CAPE 同時超過頻度分布



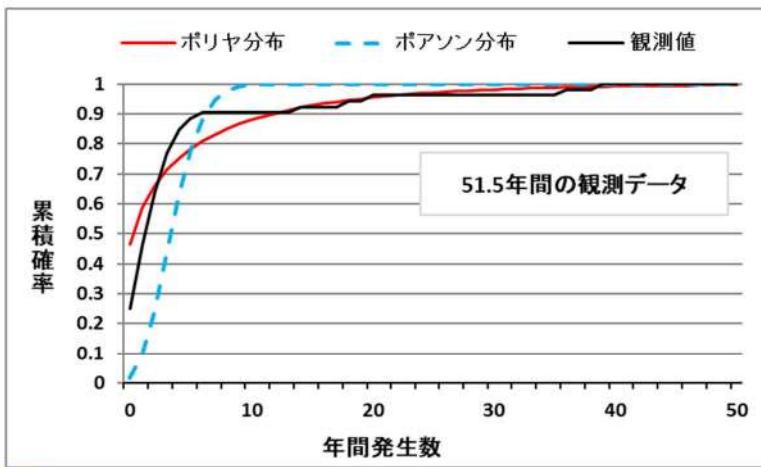
第 9.1.8 図 EHI の超過頻度分布（閾値 3.3）



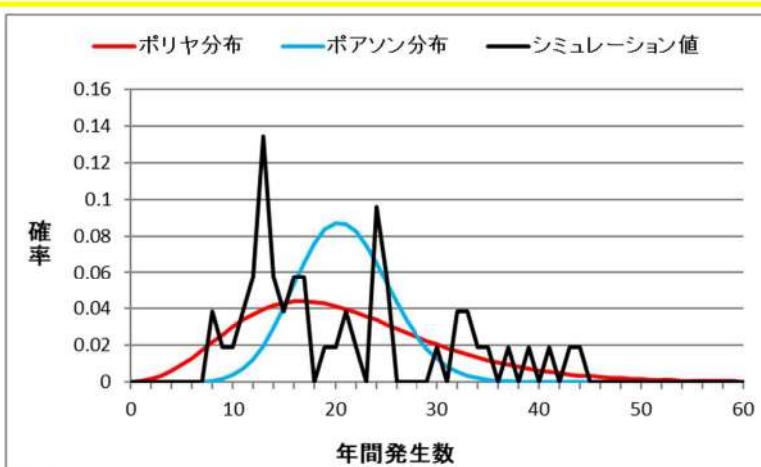
第 9.1.9 図 竜巻検討地域



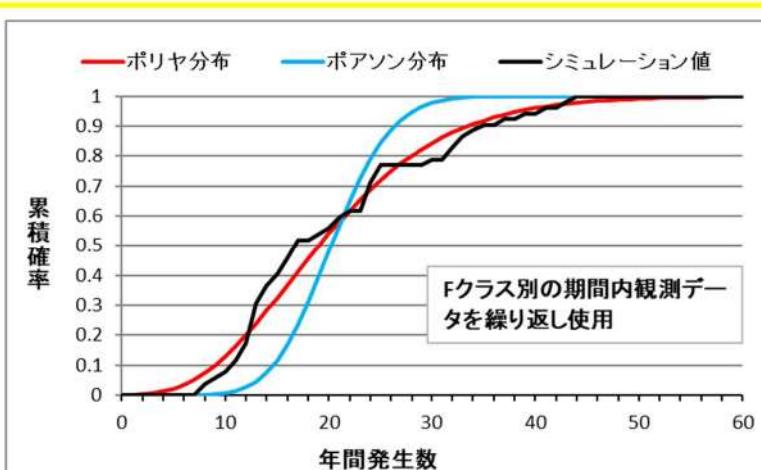
第 9.1.10 図 竜巻年別発生確認数（1961 年～2012 年）（出典：気象庁 HP）



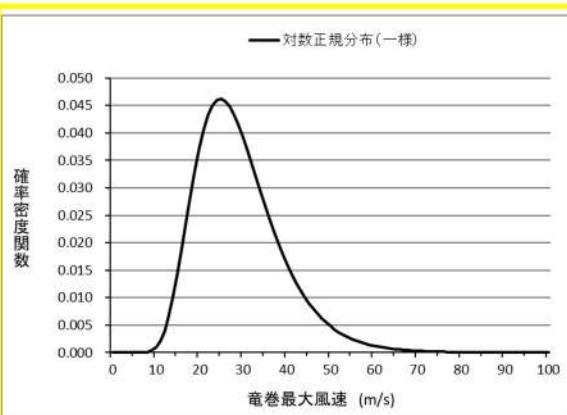
第 9.1.11 図 竜巻検討地域における竜巒の年発生数の累積確率
(観測値)



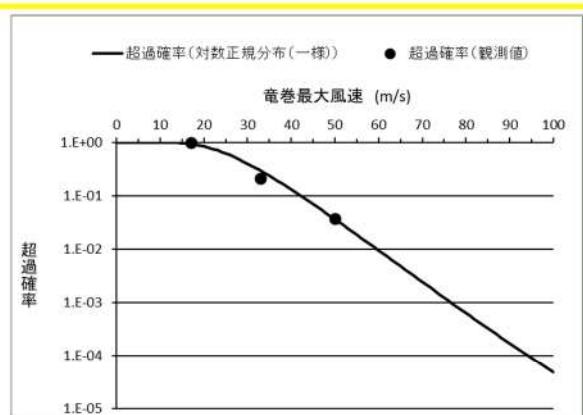
第 9.1.12 図 竜巒検討地域における竜巒の年発生数の分布関数
(シミュレーション値)



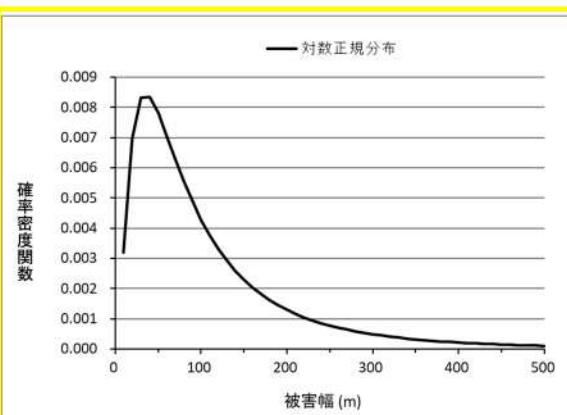
第 9.1.13 図 竜巒検討地域における竜巒の年発生数の累積確率
(シミュレーション値)



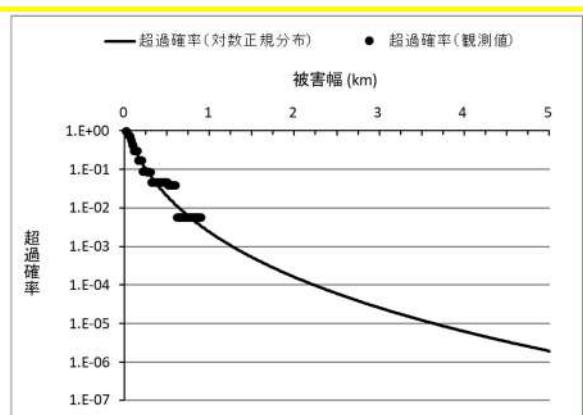
第 9.1.14 図 竜巻風速の確率密度分布



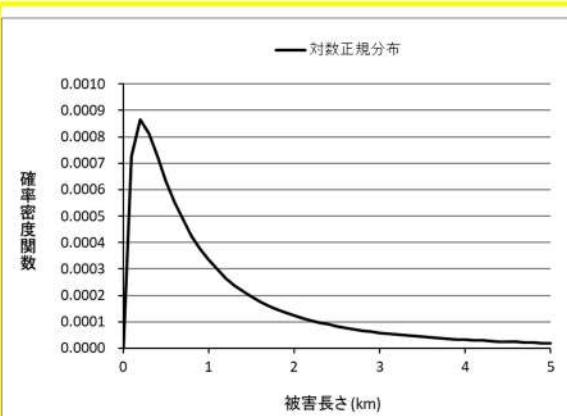
第 9.1.15 図 竜巻風速の超過確率分布



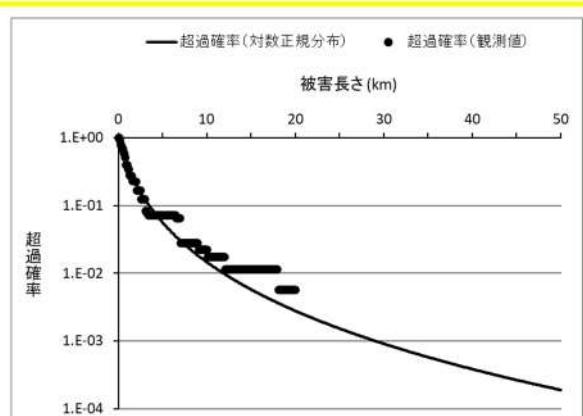
第 9.1.16 図 被害幅の確率密度分布



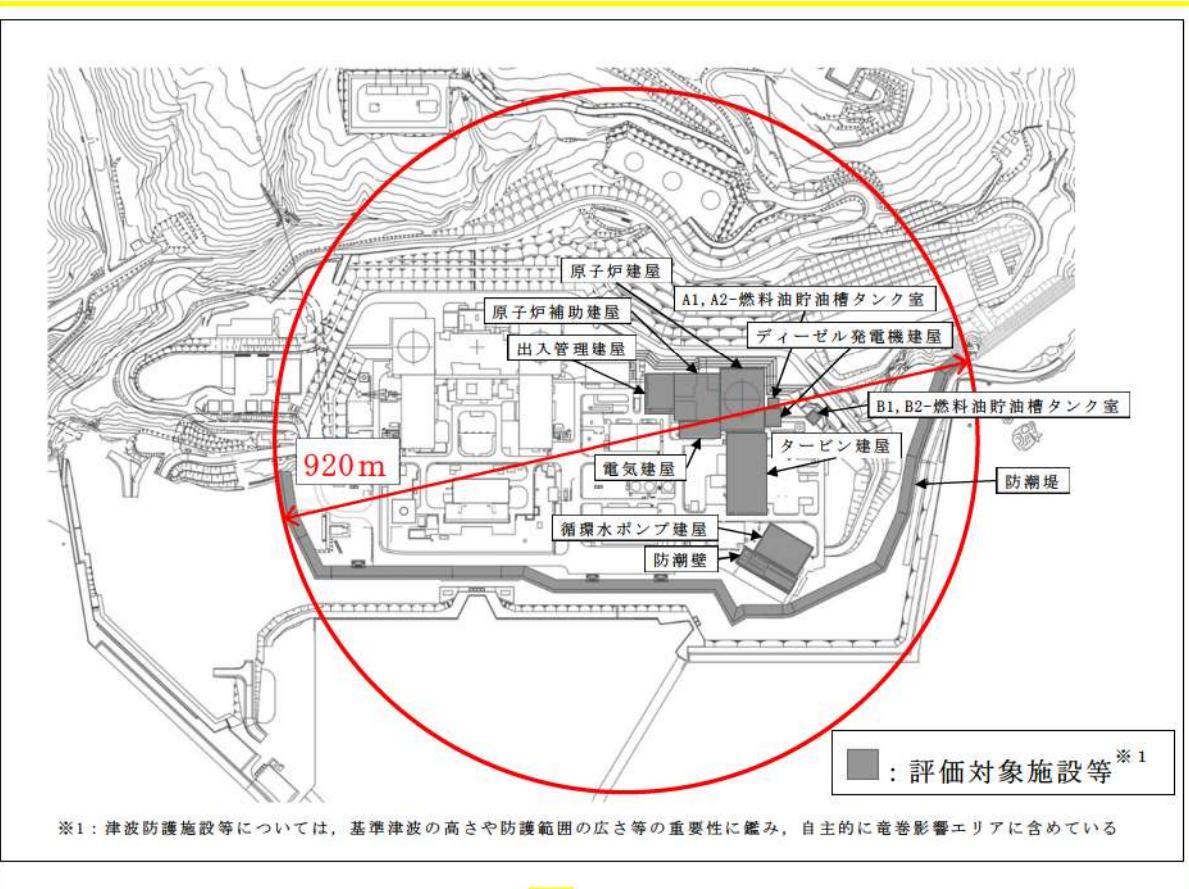
第 9.1.17 図 被害幅の超過確率分布



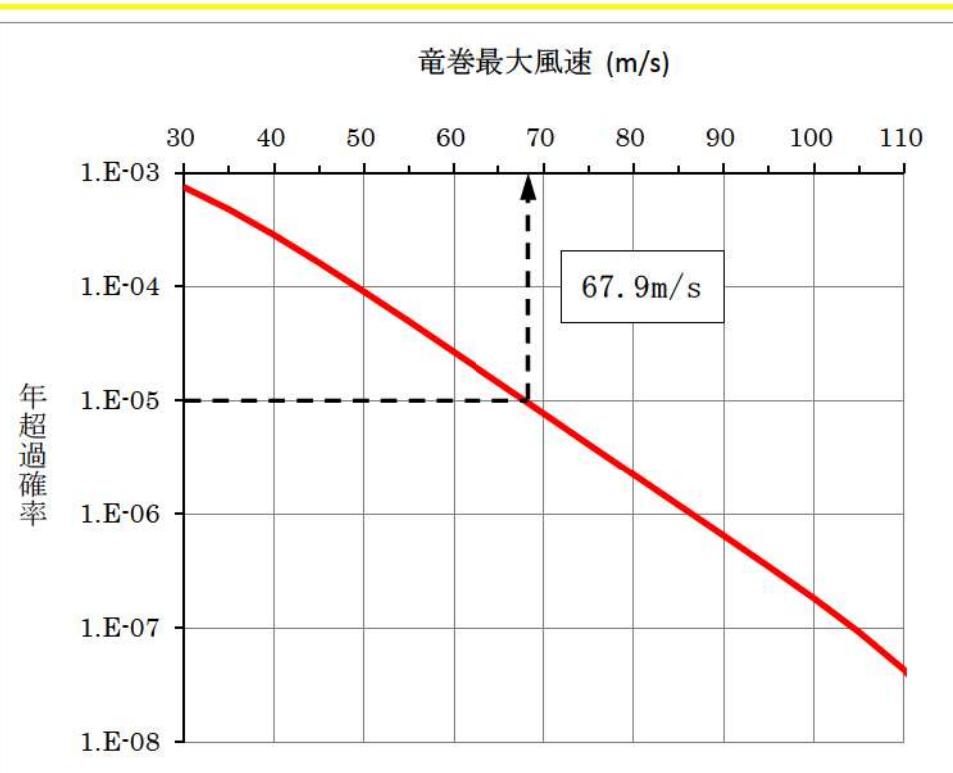
第 9.1.18 図 被害長さの確率密度分布



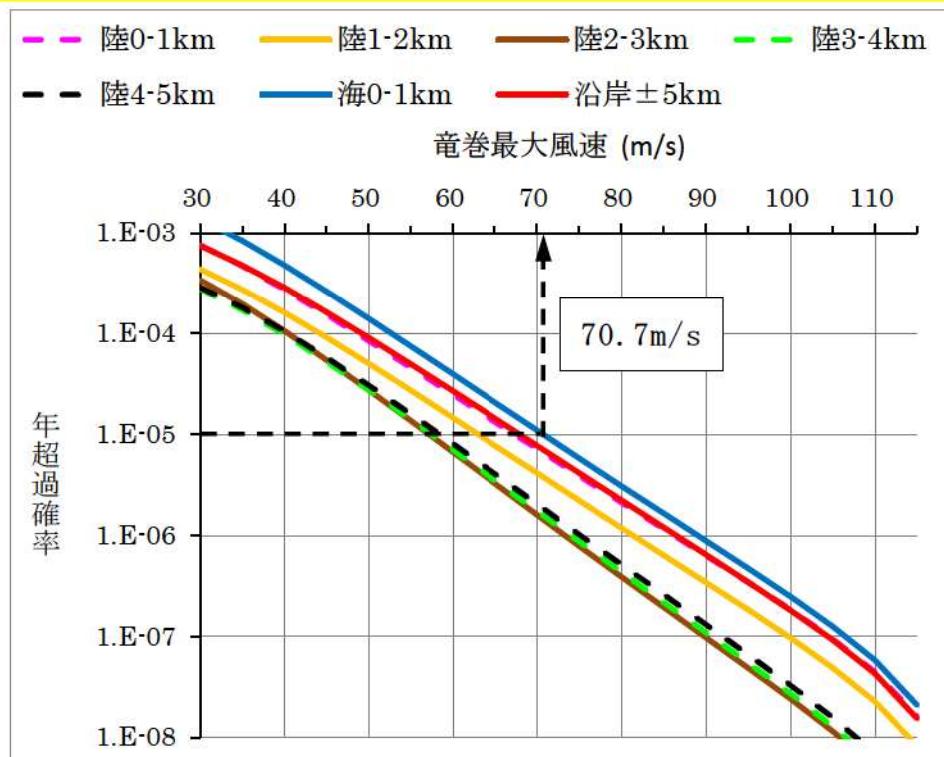
第 9.1.19 図 被害長さの超過確率分布



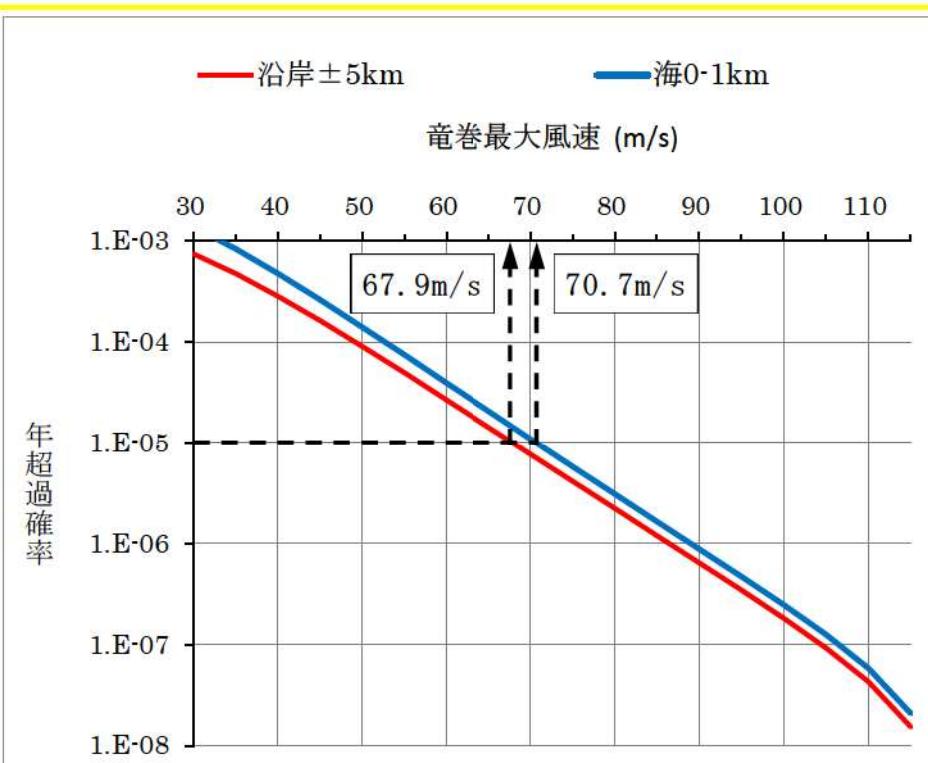
第9.1.20図 竜巻影響エリア



第9.1.21図 竜巻最大風速のハザード曲線（海側、陸側5km範囲）

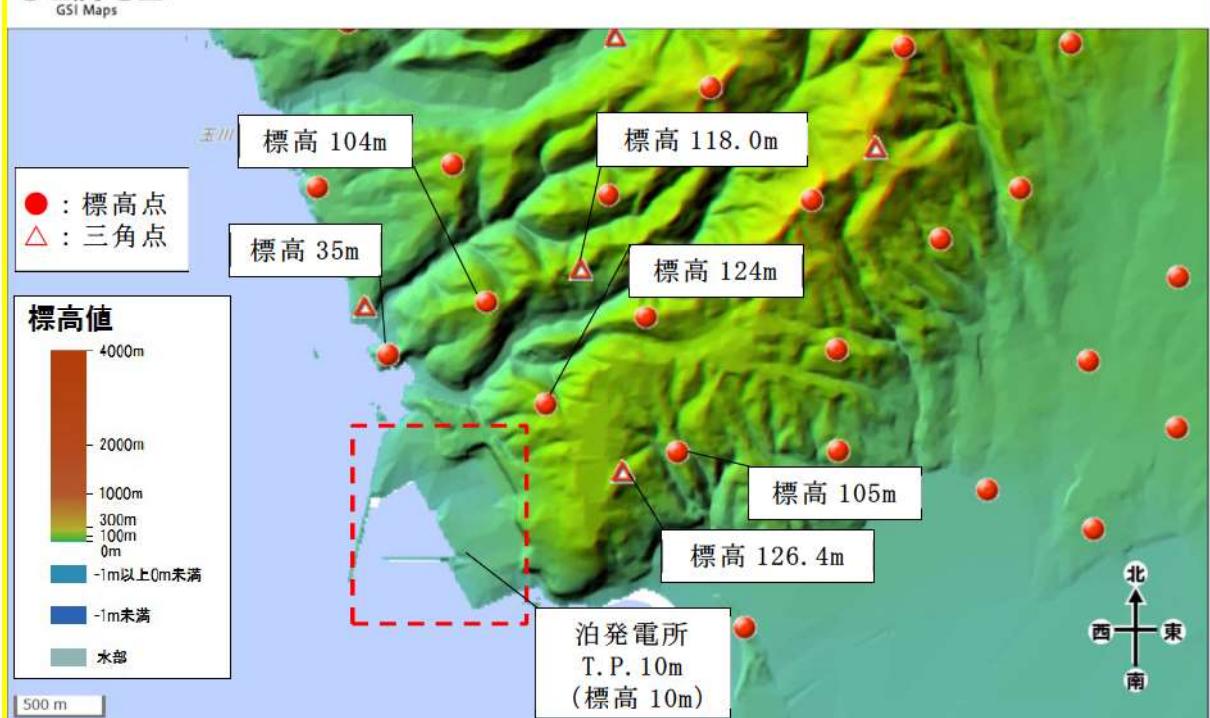


第 9.1.22 図 竜巻検討地域を 1 km 幅ごとに細分化したハザード曲線と
海側、陸側 5 km 範囲のハザード曲線

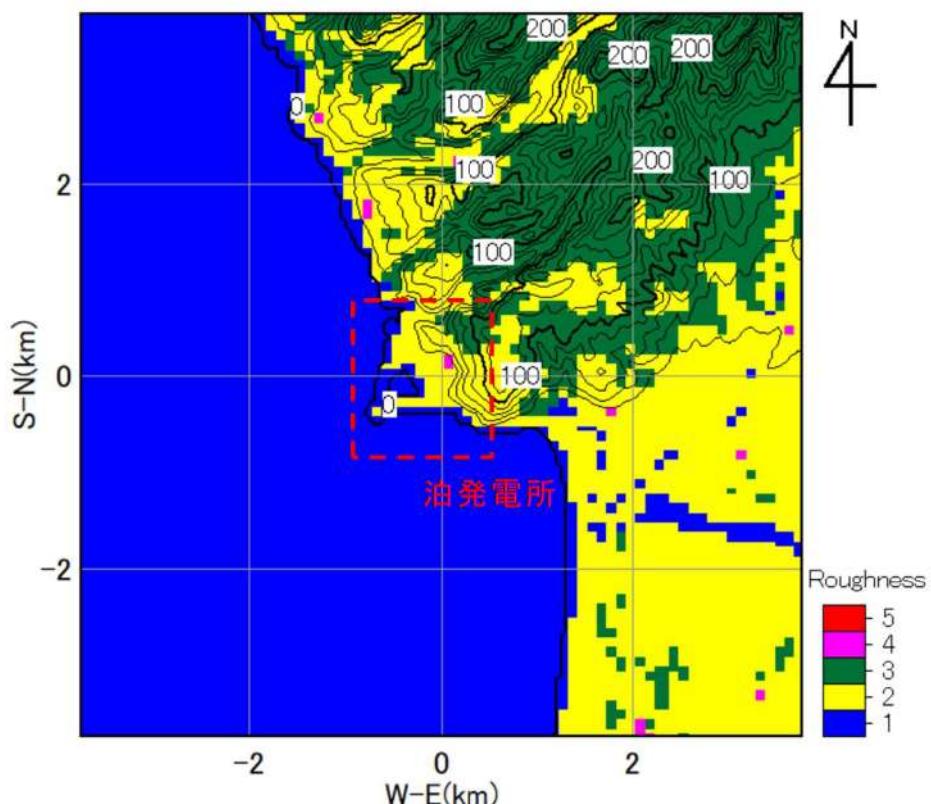


第 9.1.23 図 竜巻最大風速のハザード曲線

地理院地図

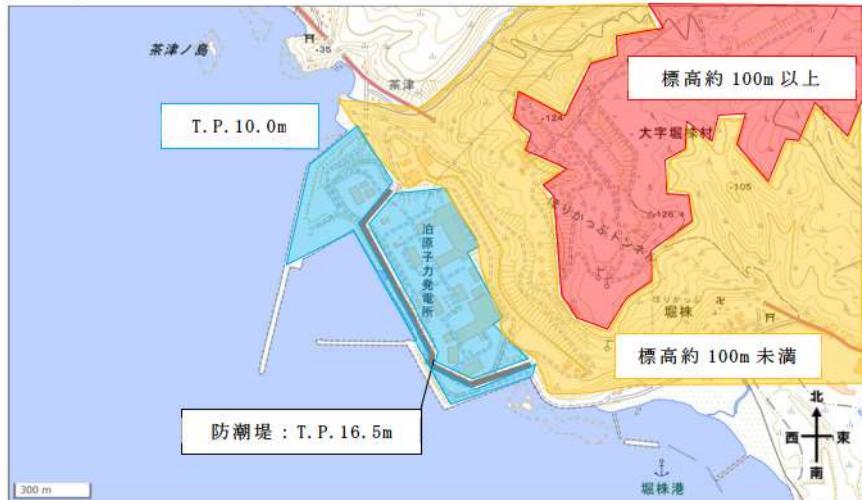


第 9.1.24 図 泊発電所周辺の地形（国土地理院「電子国土 Web」より作成）



第 9.1.25 図 泊発電所周辺の地表面粗度（国土地理院「電子国土 Web」より作成）

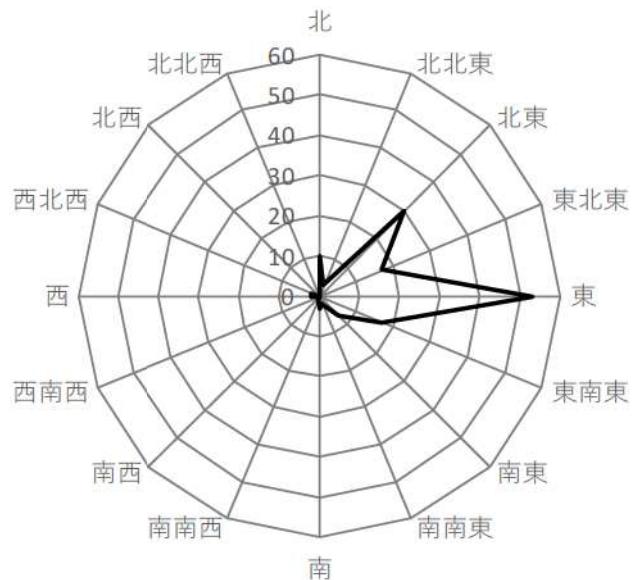
地理院地図
GSI Maps



第 9.1.26 図 泊発電所の周辺の標高及び防潮堤高さ
(国土地理院「電子国土 Web」より作成)

[個]

北	10
北北東	3
北東	30
東北東	17
東	53
東南東	17
南東	7
南南東	2
南	3
南南西	1
南西	0
西南西	0
西	2
西北西	2
北西	0
北北西	0
計	147



第 9.1.27 図 移動方向別の竜巻発生個数

1.4 設備等

該当なし

別添資料 1

泊発電所 3号炉

竜巻影響評価について

<目 次>

別添資料－1

1. 竜巻に対する防護
 1. 1 概要
 1. 2 評価の基本方針
 1. 3 評価の基本的な考え方
2. 基準竜巻・設計竜巻の設定
 2. 1 概要
 2. 2 竜巻検討地域の設定
 2. 3 基準竜巻の最大風速(V_B)の設定
 2. 4 設計竜巻の最大風速(V_D)の設定
 2. 5 設計竜巻の特性値
3. 竜巻影響評価
 3. 1 評価概要
 3. 2 評価対象施設等
 3. 3 設計荷重の設定
 3. 4 評価対象施設等の設計方針
 3. 5 竜巻随伴事象に対する評価

添付資料

1. 1 重大事故等対処設備に対する考慮について
1. 2 評価対象施設の抽出について
1. 3 外部事象防護対象施設等に波及的影響を及ぼし得る施設の抽出について
2. 1 気候区分について
2. 2 数値気象解析にもとづく竜巻検討地域の設定について
2. 3 竜巻検討地域及び全国で発生した竜巻
2. 4 竜巻最大風速のハザード曲線の求め方
2. 5 地形効果による竜巻風速への影響について
3. 1 竜巻影響評価の概要及び保守性について
3. 2 竜巻影響評価及び竜巻対策の概要
3. 3 設計飛来物の選定について
3. 4 竜巻随伴事象の抽出について
3. 5 飛来物化する可能性がある物品等の管理について
3. 6 設計竜巻荷重と積雪荷重との組み合わせについて

- 3.7 2次飛来物の抽出について
- 3.8 飛来物の飛散有無の判断方法、飛散距離および高さの算定の仕方について
- 3.9 浮き上がりに対する対策荷重の考え方について
- 3.10 車両管理エリア及び物品管理エリアの設定について
- 3.11 外部事象防護対象施設に影響を及ぼす可能性がある建屋開口部について
- 3.12 起因事象を竜巻とした場合の排気筒の取り扱いについて
- 3.13 竜巻防護ネットの構造設計について
- 3.14 解析コードについて
- 3.15 原子力発電所の竜巻影響評価ガイドへの適合状況について

1. 龍巻に対する防護

1.1 概要

原子力規制委員会の定める「実用発電用原子炉及びその附属施設の位置、構造及び設備の基準に関する規則（以下「設置許可基準規則」という。）」第六条において、外部からの衝撃による損傷の防止として、安全施設は、想定される自然現象（地震及び津波を除く。）が発生した場合においても安全機能を損なわないのでなければならないとしており、敷地周辺の自然環境を基に想定される自然現象の一つとして、龍巻の影響を挙げている。

発電用原子炉施設の供用期間中に極めてまれに突風・強風を引き起こす自然現象としての龍巒及びその随伴事象等によって発電用原子炉施設の安全性を損なうことのない設計であることを評価・確認するため、原子力規制委員会の定める「原子力発電所の龍巒影響評価ガイド（平成 25 年 6 月 19 日原子力規制委員会決定）」（以下「ガイド」※という。）を参照し、龍巒影響評価として以下を実施し、発電用原子炉施設の安全機能が維持されることを確認する。

- ・設計龍巒及び設計荷重（設計龍巒荷重及びその他の組合せ荷重）の設定
- ・泊発電所における飛来物に係る調査
- ・飛来物防止対策
- ・考慮すべき設計荷重に対する外部事象防護対象施設の構造健全性等の評価を行い、必要に応じ対策を行うことで安全機能が維持されることの確認

また、第四十三条の要求を踏まえ、設計龍巒によって、設計基準対象施設の安全機能と重大事故等対処設備の機能が同時に損なわれることがないことを確認するとともに、重大事故等対処設備の機能が喪失した場合においても、位置的分散又は頑健性のある外殻となる建屋による防護に期待できるといった観点から、代替手段により必要な安全機能を維持できることを確認する。【添付資料 1.1】

※「原子力発電所の龍巒影響評価ガイド（案）及び解説（平成 25 年 10 月、独立行政法人原子力安全基盤機構）」を含む。

1.2 評価の基本方針

1.2.1 龍巻から防護する施設の抽出

龍巻から防護する施設は、安全施設が龍巻の影響を受ける場合においても発電用原子炉施設の安全性を確保するために、「発電用軽水型原子炉施設の安全機能の重要度分類に関する審査指針」で規定される重要度分類（以下「安全重要度分類」という。）のクラス1，クラス2及びクラス3の設計を要求される構築物，系統及び機器とする。

その上で、上記構築物，系統及び機器の中から、発電用原子炉を停止するため、また停止状態にある場合は引き続きその状態を維持するために必要な異常の発生防止の機能又は異常の影響緩和の機能を有する構築物，系統及び機器として安全重要度分類のクラス1，クラス2及び安全評価^{*}上その機能に期待するクラス3に属する構築物，系統及び機器（以下「外部事象防護対象施設」という。）とし、機械的強度を有すること等により、安全機能を損なわない設計とする。

※ 運転時の異常な過渡変化及び設計基準事故解析

また、外部事象防護対象施設を内包する建屋は、機械的強度を有すること等により、内包する外部事象防護対象施設の安全機能を損なわない設計及び外部事象防護対象施設へ波及的影響を及ぼさない設計とする。ここで、外部事象防護対象施設及び外部事象防護対象施設を内包する建屋を併せて、外部事象防護対象施設等という。

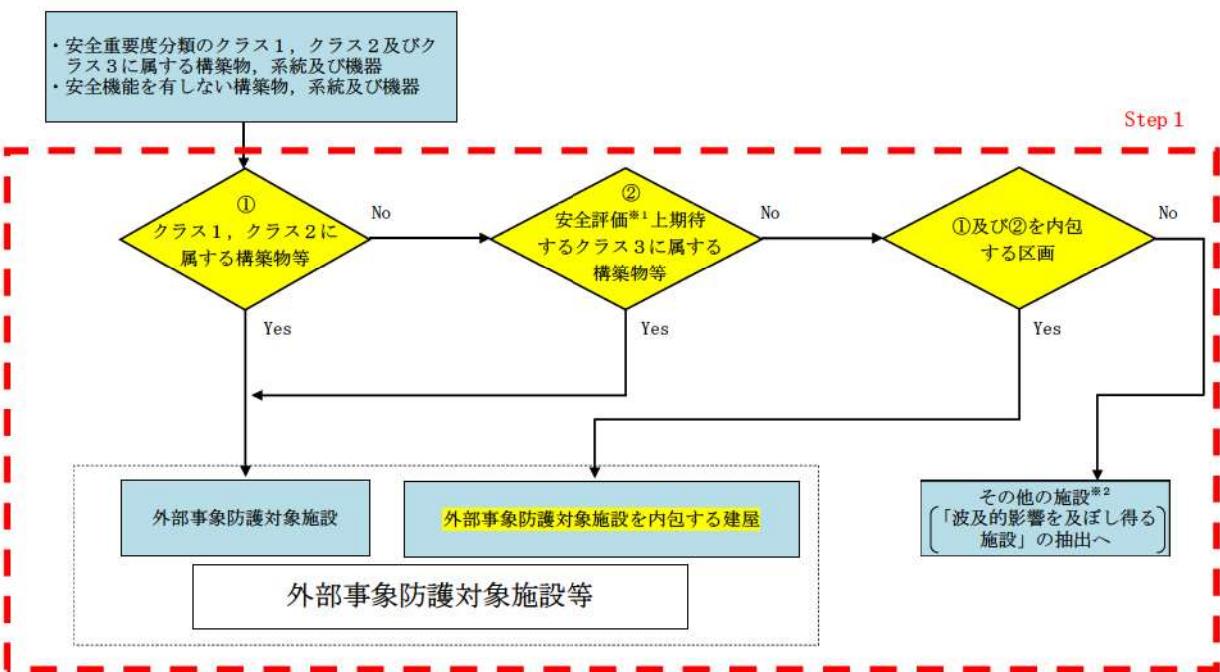
上記に含まれない構築物，系統及び機器は、龍巻及びその随伴事象に対して機能を維持すること若しくは龍巻及びその随伴事象による損傷を考慮して代替設備により必要な機能を確保すること、安全上支障のない期間での修復等の対応を行うこと又はそれらを適切に組み合わせることにより、その安全機能を損なわない設計とする。

1.2.2 龍巻影響評価の対象施設

以下の(1)外部事象防護対象施設等のうち評価対象施設及び(2)外部事象防護対象施設等に波及的影響を及ぼし得る施設に示す施設を龍巻影響評価の対象施設（以下「評価対象施設等」という。）とする。

外部事象防護対象施設等の抽出フローを第1.2.2.1図に示す。

なお、「基準地震動及び耐震設計方針に係る審査ガイド」の重要度分類における耐震Sクラスの設計を要求される施設についても、外部事象防護対象施設等として抽出すべきものがないことを確認した。【添付資料1.2】



※1 運転時の異常な過渡変化及び設計基準事故解析

※2 竜巻及びその随伴事象に対して機能維持すること、竜巒及びその随伴事象による損傷を考慮して、代替設備により必要な機能を確保すること又は安全上支障のない期間に修復すること等の対応が可能であることを確認する。

第1.2.2.1図 外部事象防護対象施設等の抽出フロー

(1) 外部事象防護対象施設等のうち評価対象施設【添付資料 1.2】

外部事象防護対象施設等のうち評価対象施設として、屋外施設（外部事象防護対象施設を内包する施設を含む。）、屋内の施設で外気と繋がっている施設及び外殻となる施設（建屋、構築物）（以下「外殻となる施設」という。）による防護機能が期待できない施設を抽出する。

なお、外殻となる施設による防護機能が期待できない施設については、外部事象防護対象施設を内包する区画の構造健全性の確認結果を踏まえ抽出する。

防護機能を期待できることが確認できた区画に内包される外部事象防護対象施設については、該当する外殻となる施設により防護されることから、個別評価は実施しない。

第 1.2.2.2 図に、外部事象防護対象施設等のうち評価対象施設の抽出フロー及び抽出された評価対象施設を示す。

また、第 1.2.2.2 図において抽出した評価対象施設の主な配置を第 1.2.2.3 図に示す。

a. 屋外施設（外部事象防護対象施設を内包する区画を含む。）

- (a) 排気筒（建屋外）

<以下、外部事象防護対象施設を内包する区画>

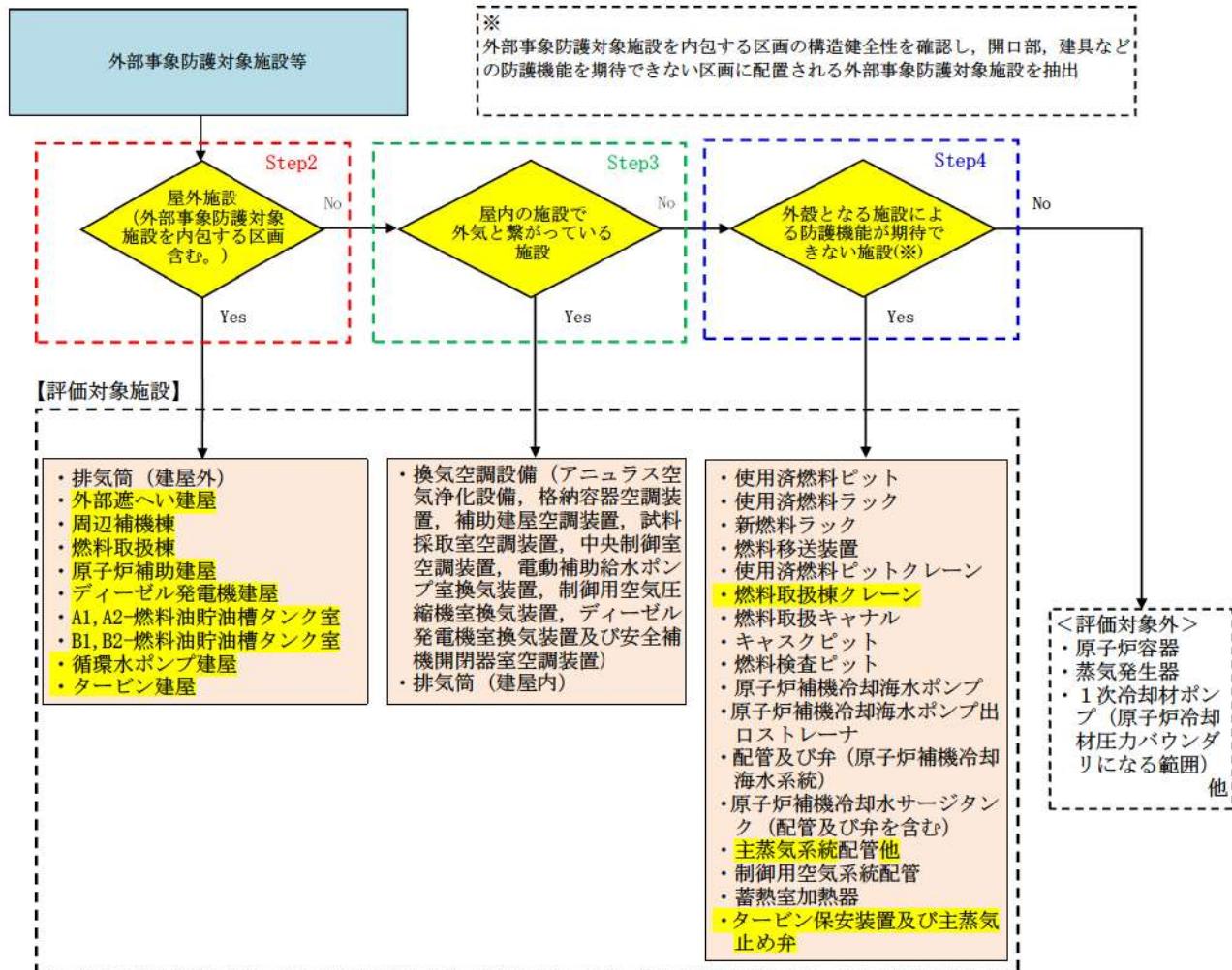
- (b) 外部遮へい建屋（原子炉容器他を内包）
- (c) 周辺補機棟（主蒸気管他を内包）
- (d) 燃料取扱棟（使用済燃料ピット他を内包）
- (e) 原子炉補助建屋（中央制御室他を内包）
- (f) ディーゼル発電機建屋（ディーゼル発電機他を内包）
- (g) A1, A2-燃料油貯油槽タンク室（A1, A2-ディーゼル発電機燃料油貯油槽を内包）
- (h) B1, B2-燃料油貯油槽タンク室（B1, B2-ディーゼル発電機燃料油貯油槽を内包）
- (i) 循環水ポンプ建屋（原子炉補機冷却海水ポンプ他を内包）
- (j) タービン建屋（タービン保安装置他を内包）

b. 屋内の施設で外気と繋がっている施設

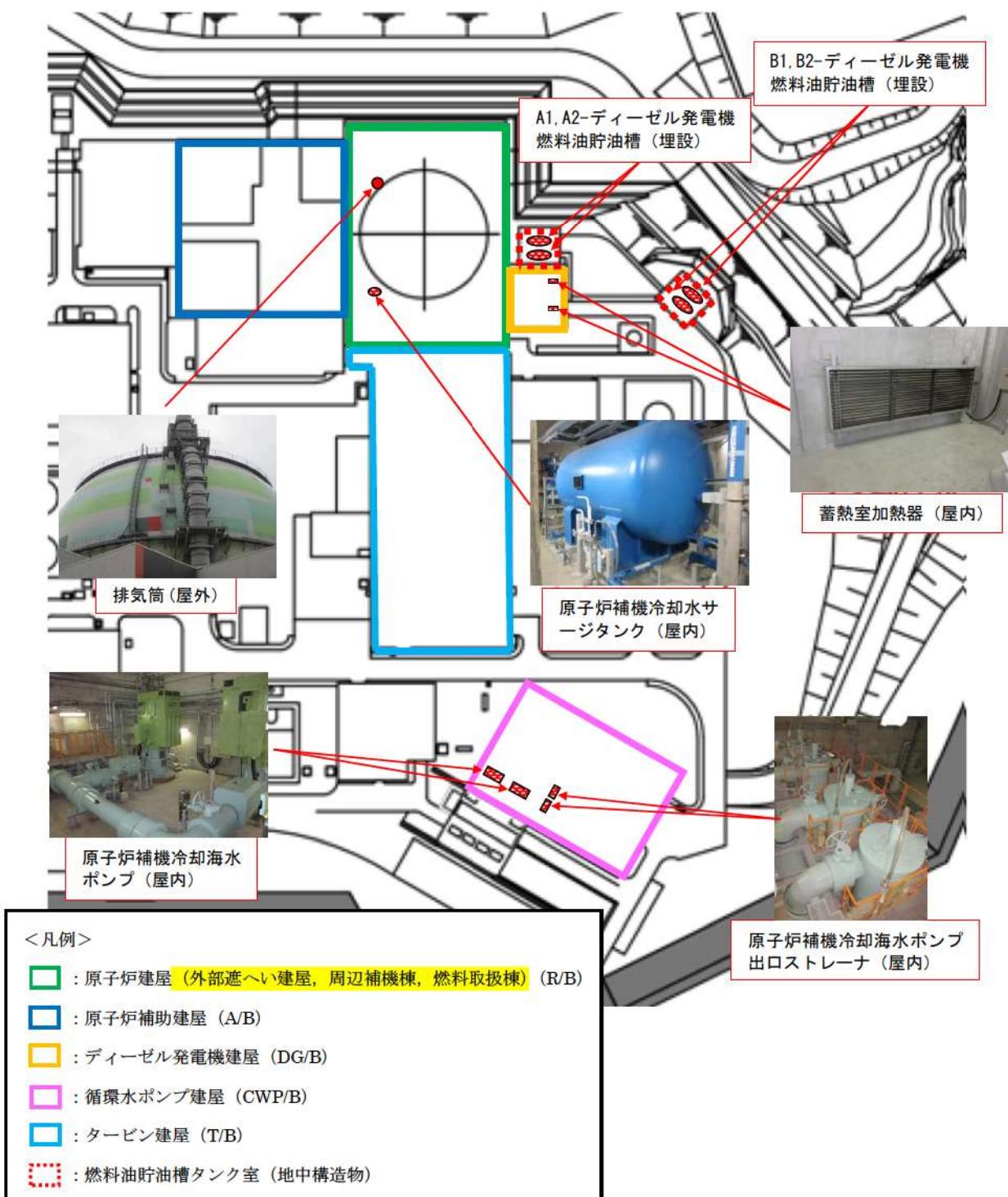
- (a) 換気空調設備（アニュラス空気浄化設備、格納容器空調装置、補助建屋空調装置、試料採取室空調装置、中央制御室空調装置、電動補助給水ポンプ室換気装置、制御用空気圧縮機室換気装置、ディーゼル発電機室換気装置、安全補機開閉器室空調装置）
- (b) 排気筒（建屋内）

c. 外殻となる施設による防護機能が期待できない施設

- (a) 使用済燃料ピット
- (b) 使用済燃料ラック
- (c) 新燃料ラック
- (d) 燃料移送装置
- (e) 使用済燃料ピットクレーン
- (f) 燃料取扱棟クレーン
- (g) 燃料取扱キャナル
- (h) キャスクピット
- (i) 燃料検査ピット
- (j) 原子炉補機冷却海水ポンプ
- (k) 原子炉補機冷却海水ポンプ出口ストレーナ
- (l) 配管及び弁（原子炉補機冷却海水系統）
- (m) 原子炉補機冷却水サージタンク（配管及び弁含む）
- (n) 主蒸気系統配管他
- (o) 制御用空氣系統配管
- (p) 蓄熱室加熱器
- (q) タービン保安装置及び主蒸気止め弁



第 1.2.2.2 図 外部事象防護対象施設等のうち評価対象施設の抽出フロー



第 1.2.2.3 図 外部事象防護対象施設等のうち主な評価対象施設

(2) 外部事象防護対象施設等に波及的影響を及ぼし得る施設【添付資料 1.3】

外部事象防護対象施設等に波及的影響を及ぼし得る施設は、その他の施設（外部事象防護対象施設以外の施設）のうち、倒壊により外部事象防護対象施設等を機能喪失させる（機械的影響）可能性があるもの、屋外に設置される外部事象防護対象施設の付属設備のうち、設計竜巻の風圧力、気圧差及び設計飛来物等の衝突による損傷により外部事象防護対象施設を機能喪失させる（機能的影響）可能性があるもの及び外部事象防護対象施設を内包する区画の外気と繋がっている換気空調設備（機能的影響）とする。

なお、津波防護施設等は、基準津波の高さや防護範囲の広さ等の重要性を鑑み、自主的に機能維持のための配慮を行う。

第 1.2.2.4 図に、外部事象防護対象施設等に波及的影響を及ぼし得る施設の抽出フロー及び抽出された施設を示す。

また、第 1.2.2.4 図において抽出した外部事象防護対象施設等に波及的影響を及ぼし得る施設の主な配置図を第 1.2.2.5 図に示す。

a. 外部事象防護対象施設等に機械的影響を及ぼし得る施設

- (a) タービン建屋
- (b) 電気建屋
- (c) 出入管理建屋
- (d) 循環水ポンプ建屋

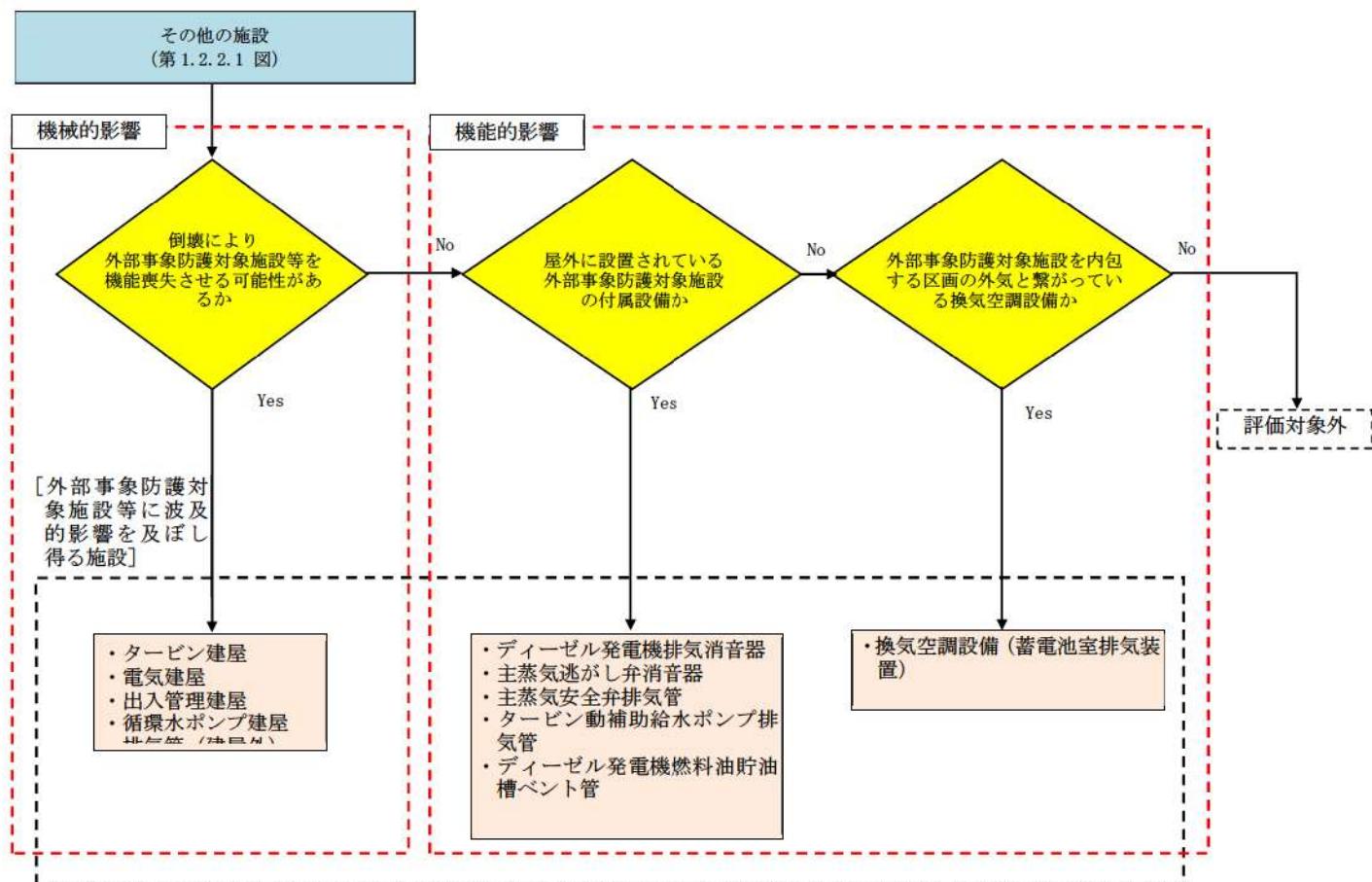
b. 外部事象防護対象施設に機能的影響を及ぼし得る施設

(外部事象防護対象施設の付属設備)

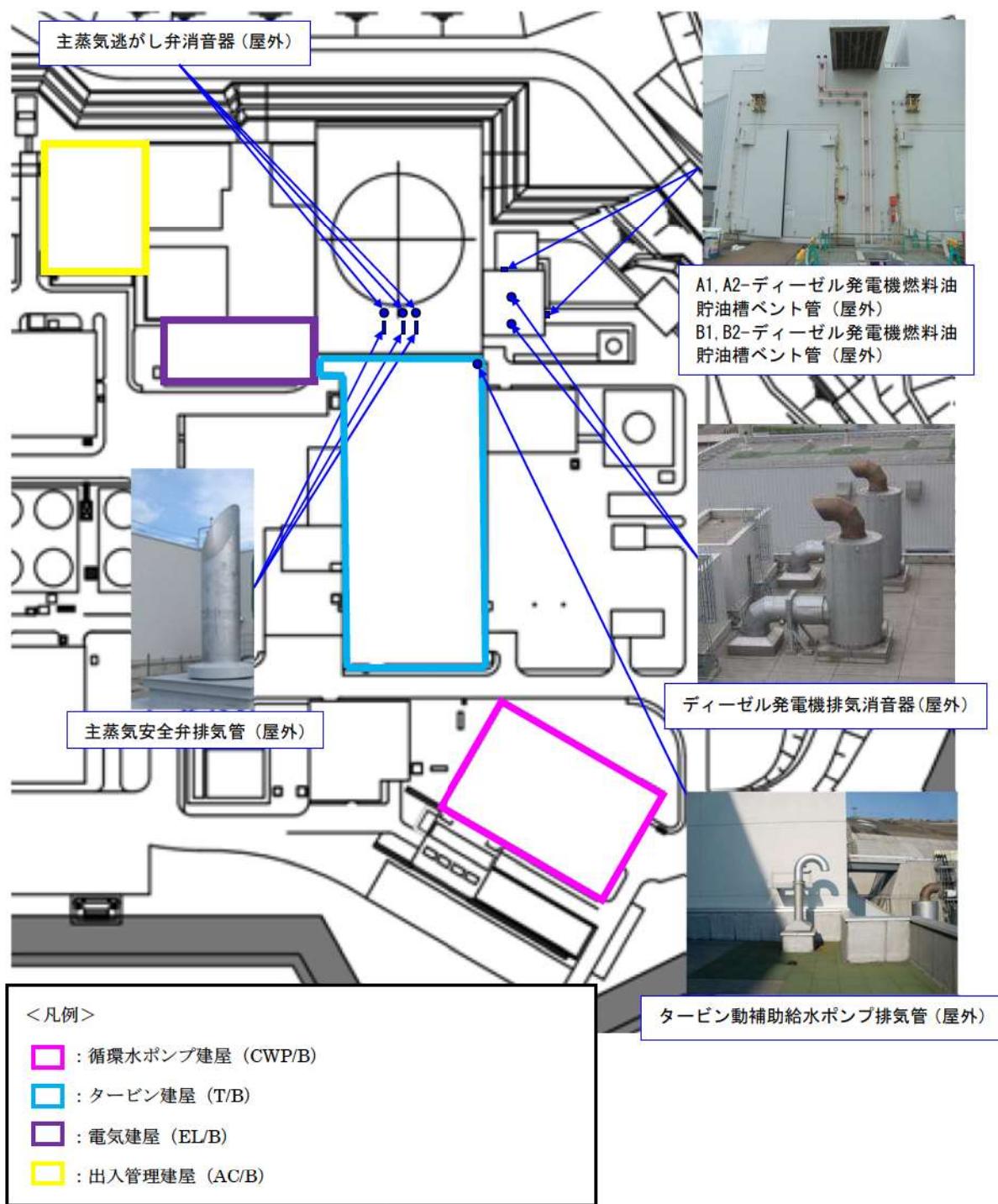
- (a) ディーゼル発電機排気消音器
- (b) 主蒸気逃がし弁消音器
- (c) 主蒸気安全弁排気管
- (d) タービン動補助給水ポンプ排気管
- (e) ディーゼル発電機燃料油貯油槽ベント管

(外部事象防護対象施設を内包する区画の外気と繋がっている換気空調設備)

- (a) 換気空調設備（蓄電池室排気装置）



第1.2.2.4図 外部事象防護対象施設等に波及的影響を及ぼし得る施設の抽出フロー



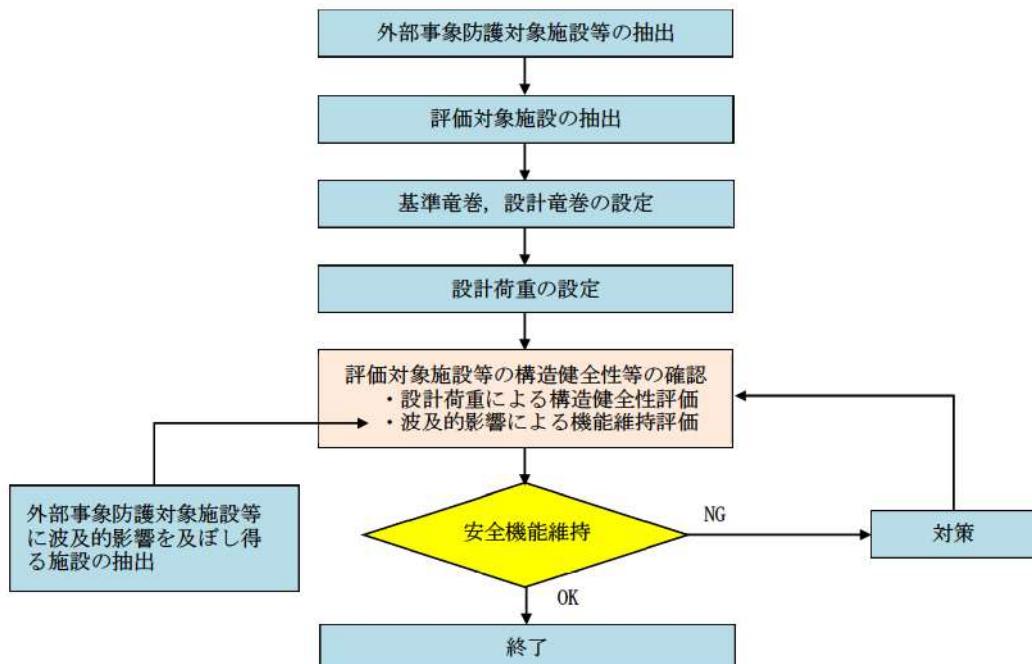
第 1.2.2.5 図 主な外部事象防護対象施設等に波及的影響を及ぼし得る施設

1.3 評価の基本的な考え方

1.3.1 評価方法

基準竜巻、設計竜巻及び設計荷重を適切に設定するとともに、評価対象施設等を抽出し、考慮すべき設計荷重に対する評価対象施設等の構造健全性等について評価を行い、必要に応じて対策を行うことで安全機能が維持されていることを確認する。

竜巻影響評価の基本フローを第1.3.1.1図に示す。



第1.3.1.1図 竜巻影響評価の基本フロー

1.3.2 評価対象施設等に作用する荷重

以下に示す設計荷重を適切に設定する。

(1) 設計竜巻荷重

設計竜巻荷重を以下に示す。

a. 風圧力による荷重

設計竜巻の最大風速による風圧力

b. 気圧差による圧力

設計竜巻における気圧低下によって生じる評価対象施設等の内外の気圧差による圧力

c. 飛来物の衝撃荷重

設計竜巻によって評価対象施設等に衝突し得る飛来物（設計飛来物）が評価対象

施設等に衝突する際の衝撃荷重

(2) 設計竜巻荷重と組み合わせる荷重

設計竜巻荷重と組み合わせる荷重を以下に示す。

- a. 評価対象施設等に常時作用する荷重、運転時荷重等
- b. 竜巻以外の自然現象による荷重、設計基準事故時荷重等

なお、上記(2)b. の荷重については、竜巻以外の自然現象及び事故の発生頻度等を参照して、上記(2)a. の荷重と組み合わせることの適切性や設定する荷重の大きさ等を考慮して判断する。

具体的な荷重については、「3.3.2 設計竜巻荷重と組み合わせる荷重の設定」に示す。

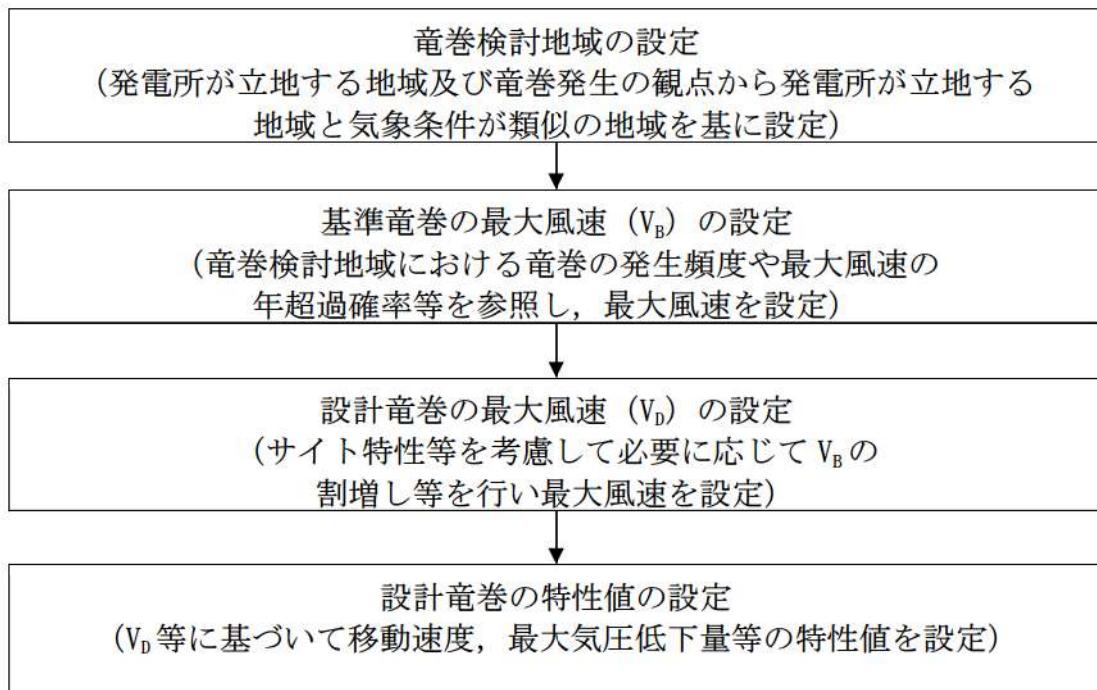
1.3.3 施設の安全性の確認方針

設計竜巻荷重及びその他組合せ荷重（常時作用している荷重、竜巻以外の自然現象による荷重、設計基準事故時荷重等）を適切に組み合わせた設計荷重に対して、評価対象施設等、あるいはその特定の区画の構造健全性等の評価を行い、必要に応じて対策を行うことで安全機能が維持されることを確認する。

2. 基準竜巻・設計竜巻の設定

2.1 概要

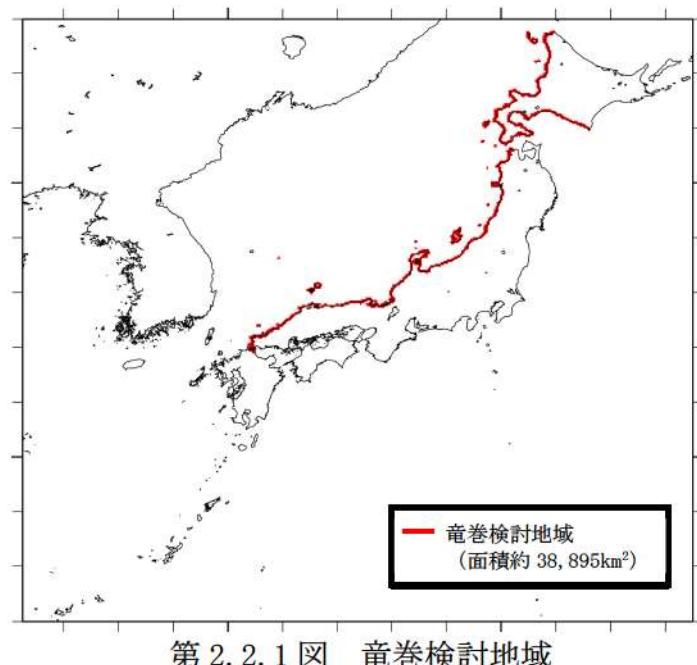
基準竜巻及び設計竜巻の設定フローを第 2.1.1 図に示す。



第 2.1.1 図 基準竜巻・設計竜巻の設定に係る基本フロー

2.2 竜巻検討地域の設定

泊発電所に対する竜巻検討地域について、ガイドを参考に、発電所が立地する地域と気象条件の類似性の観点で検討を行い、第 2.2.1 図に示すとおり北海道から本州の日本海側及び北海道の襟裳岬以西の海岸線から陸側及び海側それぞれ 5 km の範囲を竜巻検討地域に設定した（面積約 38,895km²）。以下にその妥当性確認の結果を示す。



第 2.2.1 図 竜巻検討地域

2.2.1 竜巻検討地域の妥当性確認

竜巻検討地域の妥当性について、以下の観点から確認を実施した。

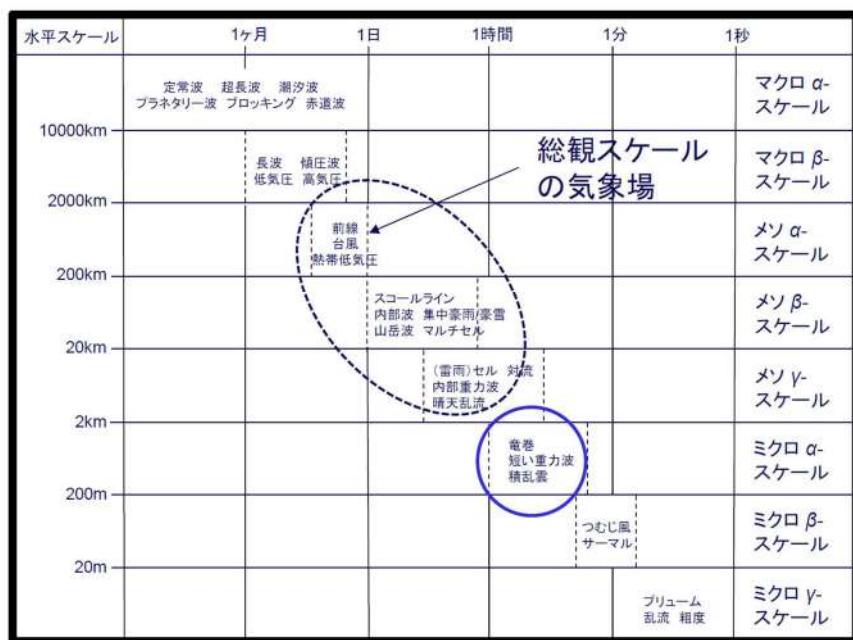
- (1) 気候区分による確認
- (2) 総観場の分析に基づく地域特性の検討
- (3) 過去の竜巻集中地域に基づく地域特性の検討
- (4) 突風関連指標に基づく地域特性の検討

竜巻検討地域は、(1)の確認により、日本海側と太平洋側が気候特性の異なる地域に整理されることを確認するとともに、泊発電所が立地する気候区分（区分I 2）を確認した。

独立行政法人原子力安全基盤機構「原子力発電所の竜巻影響評価ガイド（案）及び解説」の考え方に基づき、竜巻発生要因となる気象条件（総観場）を確認する観点から、(2), (3) の分析により地域特性を確認した。

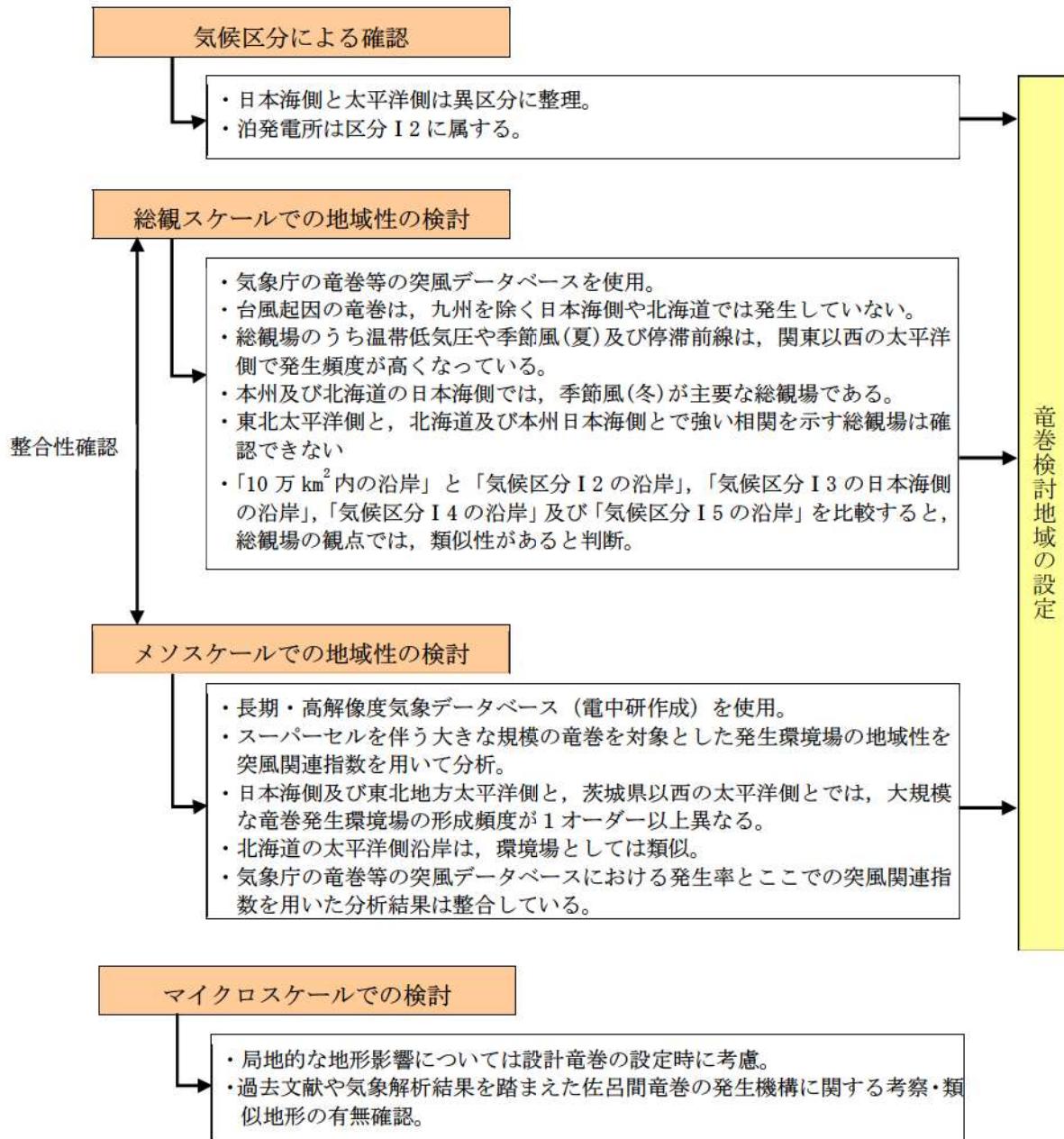
また、一般的に大気現象は時空間スケールの階層構造が見られ、ある大気現象はスケールの小さな現象を内包しているため、大きな竜巻の発生要因となる環境場の形成のし易さを把握する観点から、(4) の分析により、竜巻の発生スケールに近いメソスケールの気象場が有する地域性と齟齬がないことについても確認した。竜巻とその関連気象の時空間スケールを第 2.2.1.1 図に、検討の流れを示したフローを第 2.2.1.2 図に示す。

なお、(4)の突風関連指標を用いた分析は、“大きな竜巻の発生に対する大気場の必要条件”を把握する上で有効であることを踏まえ、(4)の分析結果のみで竜巻検討地域を設定するものではなく、設定した竜巻検討地域の妥当性を確認するために用いている。



第2.2.1.1図 竜巻とその関連気象の時空間スケール※

※：軽水型原子力発電所の竜巻影響評価における設計竜巻風速及び飛来物速度の設定に関するガイドライン，日本保全学会，原子力規制関連事項検討会，2015



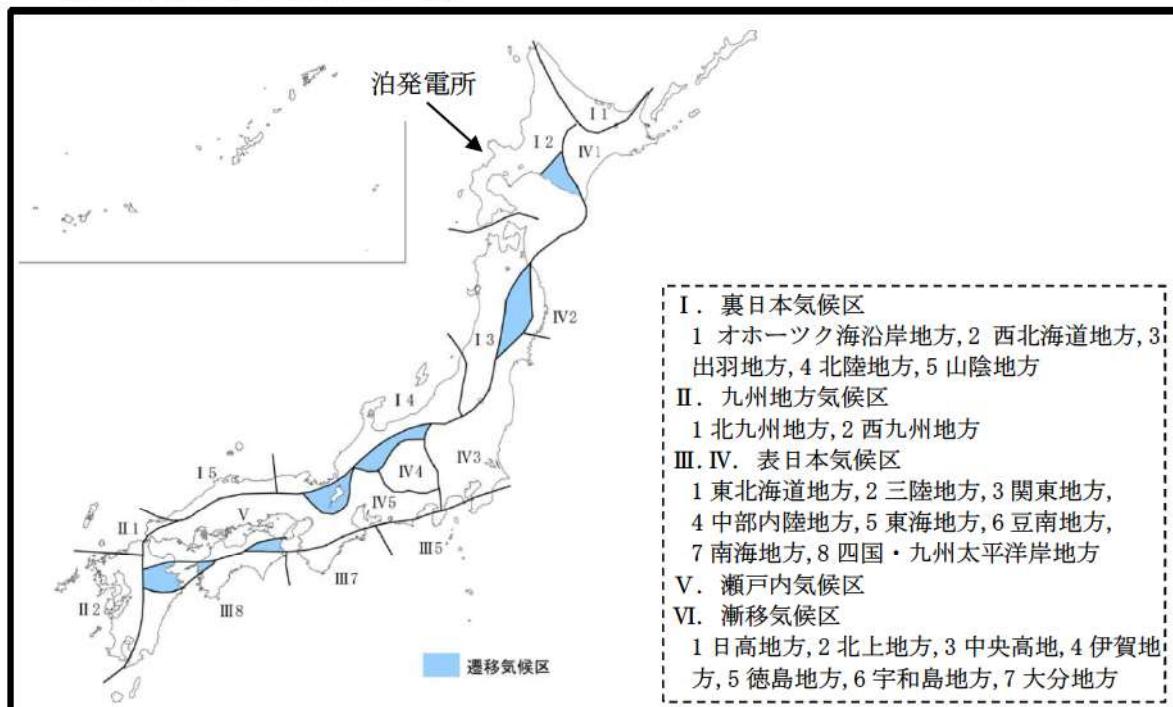
第 2.2.1.2 図 竜巒検討地域の検討フロー

2.2.2 気候区分による確認

泊発電所が立地している北海道後志地方は、第2.2.2.1図に示す日本の気候区分において、区分I2に属している。

区分I2の沿岸部は、北海道稚内市からえりも町までの北海道西側を広範囲にカバーする区域となっている。

また、ガイドにおいては、日本海側と太平洋側は気象条件が異なることが例示されており、第2.2.2.1図に示す気候区分においても日本海側と太平洋側は異なる区分であるとされている。



第2.2.2.1図 日本の気候区分

(内閣官房「第5回 道州制ビジョン懇談会 区割り基本方針検討専門委員会資料*」
より引用)

*出典：関口武「日本の気候区分」東京教育大学地理学研究報告（1959）

2.2.3 総観場の分析に基づく地域特性の検討

2.2.3.1 総観場ごとのFスケール別竜巻発生分布

気象庁の竜巻等の突風データベース*では、竜巻を発生させた総観場を約40種に分類しているが、独立行政法人原子力安全基盤機構「原子力発電所の竜巻影響評価ガイド（案）及び解説」を参考に、竜巻を発生させる親雲の発生要因を考慮して7種に再編し、発生分布の特徴を分析した。第2.2.3.1.1表に総観場の分類法と発生分布の特徴、第2.2.3.1.1図に全国で発生した竜巻の総観場ごとのFスケール別竜巻発生分布、第2.2.3.1.2図にF2以上の竜巻発生箇所を示す。

※ 気象庁 竜巻等の突風データベース (<http://www.data.jma.go.jp/obd/stats/data/bosai/tornado/index.html>)

2.2.3.2 総観場を用いた分析対象範囲

ガイドでは、竜巻検討地域を設定する際に、IAEA の基準*が参考になるとされており、およそ 10 万 km² の範囲を目安とすることが挙げられている。気候区分による確認結果を踏まえ、泊発電所を中心とする 10 万 km² (半径 180km) の範囲の沿岸を確認したところ、第 2.2.3.2.1 図に示すとおり、気候区分 I 2 の範囲が該当する。

竜巻検討地域として、第 2.2.3.2.1 図に示した 10 万 km² (半径 180km) の範囲が適切であるか、又はさらに広げたエリアを設定することが適切であるかについて、総観場を用い、その類似性を確認することで評価を行う。

総観場の確認において、10 万 km² の範囲が属している「I. 裏日本気候区」に着目し、気候区分 I 2 のエリア（宗谷岬から襟裳岬まで）、気候区分 I 3 の日本海側（青森県から山形県まで）、気候区分 I 4（新潟県から兵庫県まで）並びに気候区分 I 5（鳥取県から山口県萩市付近まで）のエリアを対象とした。なお、気候区分 I 1 にあたる宗谷岬以西のオホーツク海沿岸部は、竜巻が発生していないため対象外とした。

第 2.2.3.2.2 図に各エリアの総観場の確認結果を示す。

※ IAEA Safety Standards, Meteorological and Hydrological Hazards in Site Evaluation for Nuclear Installations, Specific Safety Guide No. SSG-18, 2011

2.2.3.3 総観場の分析結果

全国で発生した竜巻の総観場ごとの F スケール別竜巻発生分布（第 2.2.3.1.1 図）より、以下に示す①～③の地域性を確認した。また、総観場ごとの確認結果を第 2.2.3.3.1 表に示す。

- ①太平洋側では台風起因の大きな竜巻が多く発生しているのに対し、九州を除く日本海側地域や北海道では発生していない。（第 2.2.3.1.1 図(a)) また、台風は北上するにつれて衰弱しやすい特性を有していることから、仮に台風起因の竜巻が発生した場合も、規模の大きな竜巻の発生可能性は低いと考えられる。
- ②温帯低気圧や季節風(夏)起因の竜巻は全国で発生しているが、規模的には太平洋側で F3 が発生しているのに対し、日本海側では F2 が最大となっている。（第 2.2.3.1.1 図(b), (c)）
- ③季節風(冬)起因の竜巻は、九州を除く日本海側地域に多く発生している。規模的には、北海道を含む日本海側では F2 竜巻が最大となっており、F3 竜巻は発生していない。（第 2.2.3.1.1 図(d)）
- ④気候区分IV（北海道襟裳岬以東の太平洋側及び関東以北の本州の太平洋側）の地域では、竜巻の発生数が少なく、また特徴的な総観場も見られない。

また、地域ごとの竜巻発生総観場及び寄与割合の比較結果(第2.2.3.2.2図)より、以下の内容を確認した。

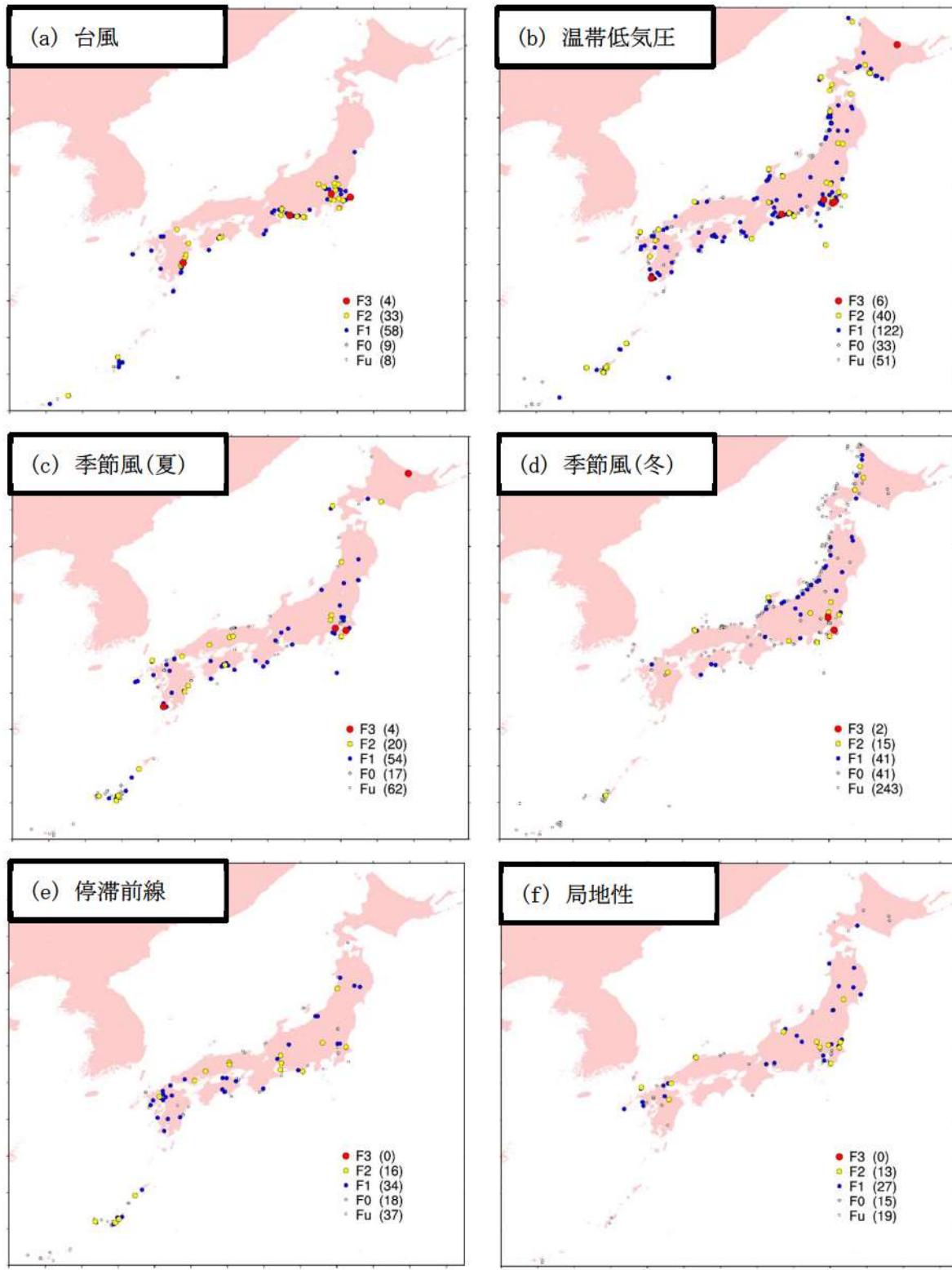
- ⑤「日本海側」と「太平洋側」を比較すると、総観場の分布が大きく異なっており、この点からも気候区分として差別化することが可能と考えられる(第2.2.3.2.2図(a), (b))。
- ⑥「10万km²内の沿岸」と「気候区分I2の沿岸」、「気候区分I3の日本海側の沿岸」、「気候区分I4の沿岸」及び「気候区分I5の沿岸」を比較すると、竜巻の発生数は少ないものの「10万km²内の沿岸」で確認された総観場がすべて確認できること、また、出現割合が上位の総観場がほぼ共通しているため、類似性のあるエリアとして取り扱うことが適切と考えられる(第2.2.3.2.2図(c)～(g))。

以上の分析結果より、日本海側と太平洋側では竜巻発生要因となる気象条件(総観場)が大きく異なっており、また、北海道から本州の日本海側及び北海道の襟裳岬以西は総観場的に類似性のあるエリアとして考慮する必要があると判断した。

よって、北海道から本州の日本海側及び北海道の襟裳岬以西を竜巻検討地域として設定することが適切と判断した。

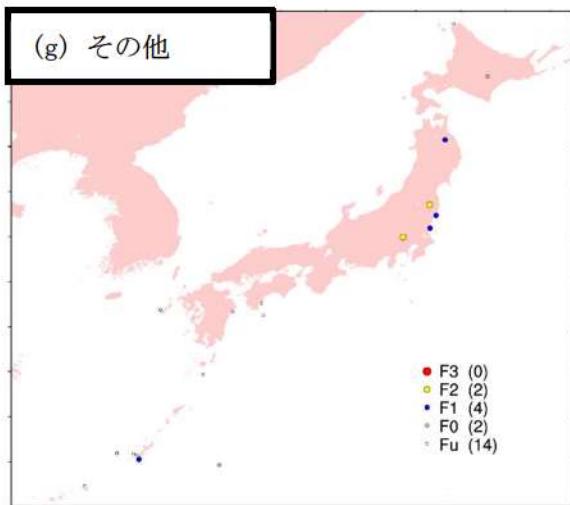
第 2.2.3.1.1 表 総観場の分類法

総観場	気象庁竜巻データベースの分類	特徴
台風	台風	台風を取り巻く雲が竜巻を発生させる。関東以西の太平洋側で発生頻度が高く、F3 竜巻も多くみられる。
温帯低気圧	南岸低気圧, 日本海低気圧, 二つ玉低気圧, 東シナ海低気圧, オホーツク海低気圧, その他（低気圧）, 寒冷前線, 温暖前線, 閉塞前線	寒気と暖気が接し傾圧不安定による組織的な雲が形成する環境場。主に南からの下層の暖湿流が親雲の発達に重要な働きをするため、暖湿流が山岳等で遮られない関東以西の太平洋側で発生頻度が高く、F3 竜巻も見られる。 日本海側での頻度は比較的低め。
季節風（夏）	暖気の移流, 热帯低気圧, 湿舌, 太平洋高気圧	暖湿流が主要因で親雲を形成する環境場。 関東以西の太平洋側や内陸で多く確認されている。
季節風（冬）	寒気の移流, 気圧の谷, 大陸高気圧, 季節風	大気上層に寒気が流入することで大気が不安定になり、竜巻の親雲が形成する環境場。寒気は北～西から移流することが多いため、日本海側や関東以北で発生頻度が高い。
停滞前線	停滞前線, 梅雨前線, 前線帶, 不安定線, その他（前線）	南からの暖湿流により親雲が形成されやすく、関東以西の太平洋側や内陸で発生頻度が高い。
局地性	局地性じょう乱, 雷雨（熱雷）, 雷雨（熱雷を除く）, 地形効果, 局地性降水	局地的な循環により親雲が形成する環境場。内陸で発生頻度が高い。
その他	移動性高気圧, 中緯度高気圧, オホーツク海高気圧, 帯状高気圧, その他（高気圧）, 大循環異常, その他	上記に当てはまらない環境場。全体的に個数は少ない。

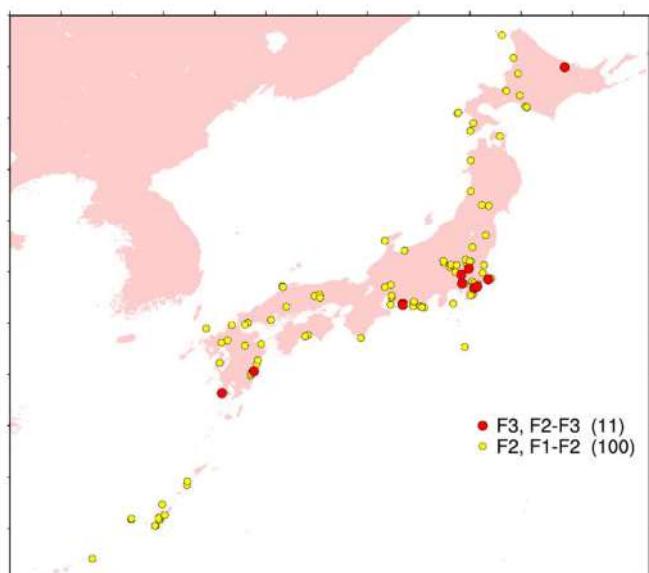


第 2.2.3.1.1 図 総観場ごとのFスケール別龍巻発生分布 (1/2)
(気象庁「龍巻等の突風データベース」をもとに作成)

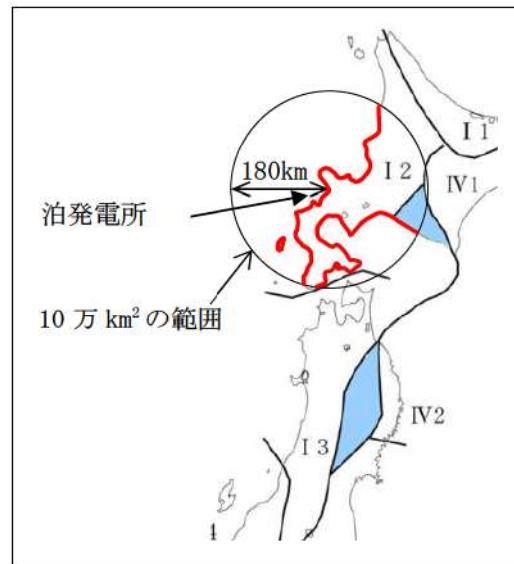
(g) その他



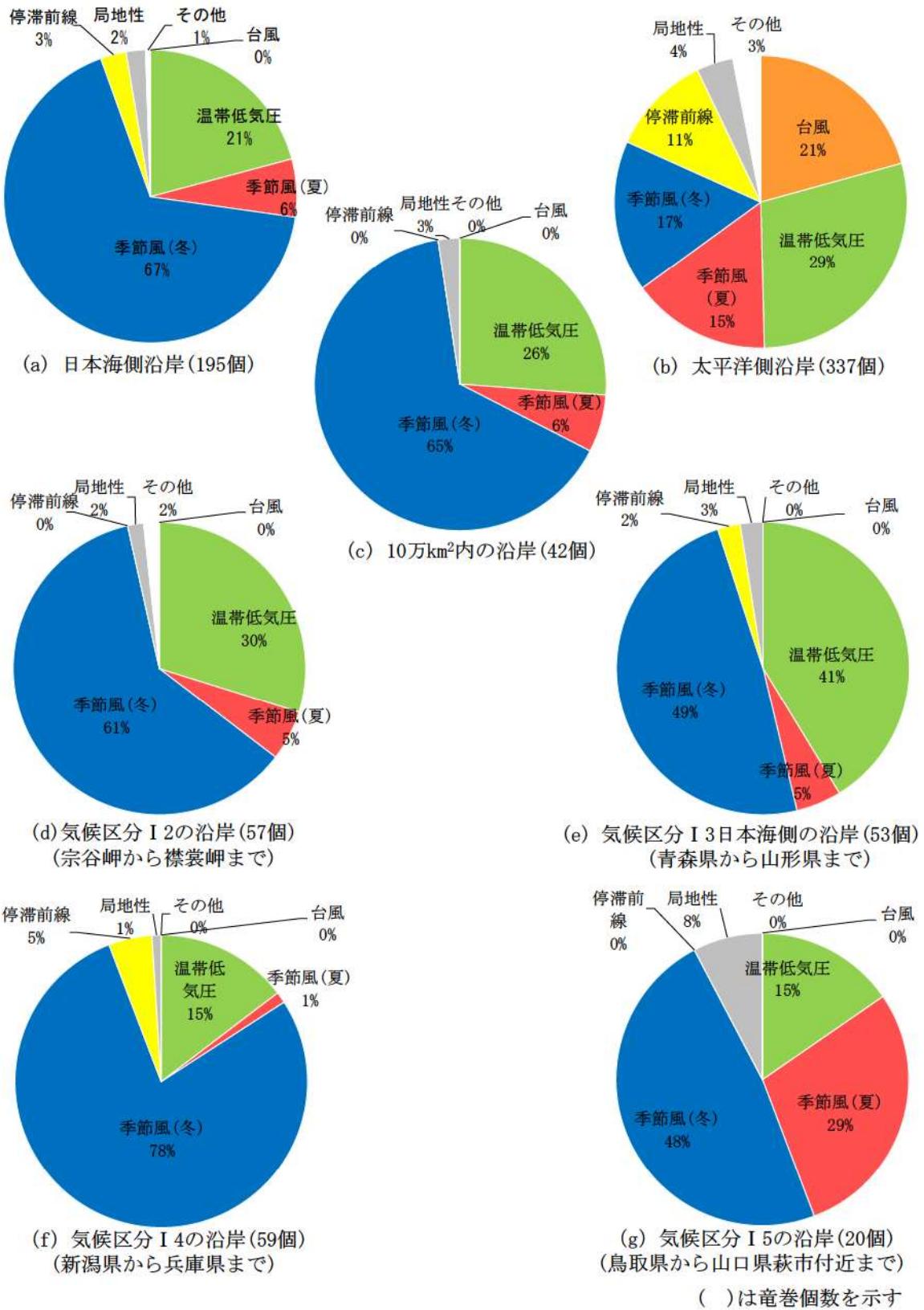
第 2.2.3.1.1 図 総観場ごとのFスケール別竜巻発生分布 (2/2)
(気象庁「竜巻等の突風データベース」をもとに作成)



第 2.2.3.1.2 図 F2 以上の竜巻発生箇所
(気象庁「竜巻等の突風データベース」をもとに作成)



第 2.2.3.2.1 図 泊発電所を中心とする 10 万 km² の範囲



第2.2.3.2.2図 地域ごとの竜巻発生総観場及び寄与割合の比較

第 2.2.3.3.1 表 総観場ごとの竜巻発生分布の傾向

総観場	傾向
台風	<ul style="list-style-type: none"> ・太平洋側で多く発生しており日本海側では確認されていない。規模的には、関東以西の太平洋側ではF3を含む規模の大きな竜巻が発生しているが、東北地方太平洋側ではF1竜巻が1件発生しているのみである。 ・関東地方、中部地方の太平洋側及び九州地方の太平洋側では発生が集中しており、これらの地域は太平洋側の竜巻集中地域に整理されている。 ・台風は北上（低緯度から中高緯度に移動）するに従い減衰するため、東北地方や北海道など、北部での発生数は少なく、規模も小さくなると考えられる。本州に接近・上陸する台風の減衰は、地表面摩擦の増大による風速の減衰に加え、海水温が低下するため、台風の維持、発達に必要な海から供給される水蒸気量が減少し減衰する。
温帯低気圧	<ul style="list-style-type: none"> ・温帯低気圧起因の竜巻は全国で発生しているが、規模的には太平洋側でF3竜巻が発生しているのに対し、日本海側ではF2竜巻が最大となっている。 ・暖湿流が山岳等で遮られない関東以西の太平洋側で多くのF3竜巻の発生が確認できる。 ・日本海側では、寒冷前線やその通過後の寒気の流入により発達した親雲にて発生する竜巻が多い。西側に開けた地域で多く見られ、北海道南西部、日高地方南西部、青森から山形の海岸線沿い、などで多くの竜巻の発生がみられる。
季節風（夏）	<ul style="list-style-type: none"> ・季節風（夏）起因の竜巻は全国で発生しているが、関東以西の太平洋側や内陸で多く発生している。 ・規模的には、太平洋側でF3竜巻が発生しているのに対し、日本海側ではF2竜巻が最大となっている。
季節風（冬）	<ul style="list-style-type: none"> ・季節風（冬）起因の竜巻は、九州を除く日本海側地域に多く発生している。規模的には、北海道日本海側ではF2竜巻が1件発生しているのみで、F3竜巻は発生していない。 ・太平洋側では、大気下層に暖気が流入すると、大気が不安定になり親雲が発達しやすい環境が形成されるため、強い竜巻の発生が多くみられ、F3竜巻が最大となっている。
停滞前線	<ul style="list-style-type: none"> ・関東以西の太平洋側や内陸で発生頻度が高く、日本海側ではF2竜巻が1件発生している。
局地性	<ul style="list-style-type: none"> ・地形的な影響によるものであり、全国で発生している。
その他	<ul style="list-style-type: none"> ・全国的に発生数は少なく、地域差はみられない。

2.2.4 過去の竜巻集中地域に基づく地域特性の確認

日本で竜巻が集中する地域については、独立行政法人原子力安全基盤機構「原子力発電所の竜巻影響評価ガイド（案）及び解説」に、全国 19箇所の竜巻集中地域が示されている。

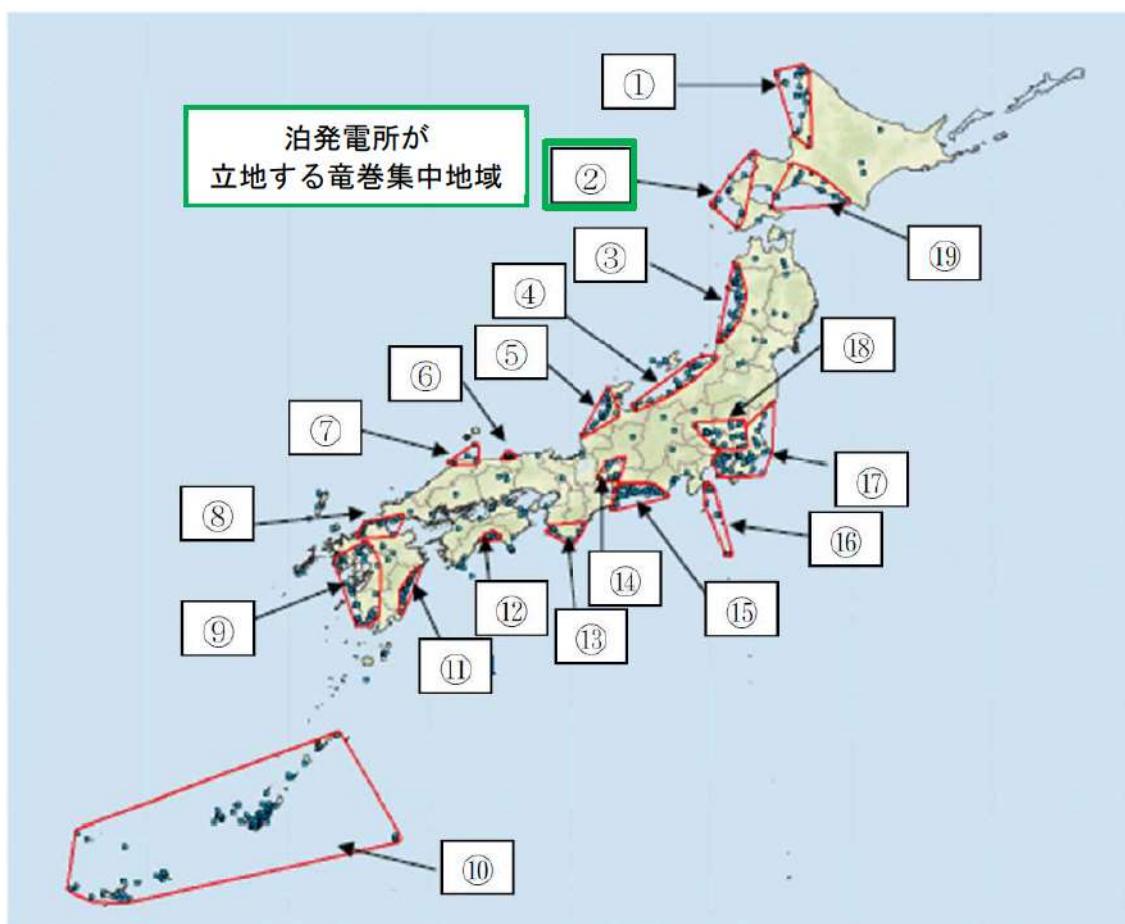
第 2.2.4.1 図に示すとおり、泊発電所は、竜巻集中地域②（北海道の後志地方・渡島地方・檜山地方の一部）に立地している。したがって、基本的な考え方としては泊発電所における竜巻検討地域は、この竜巻集中地域②とすることが考えられる。

ただし、気象庁「竜巻等の突風データベース」によると、1961年1月から2012年6月の51.5年間に発生が確認された竜巻の個数は竜巻集中地域②で21個であり、この期間に竜巻集中地域②で観測されている最も強い竜巻は藤田スケールでF2となる。（第 2.2.4.1 表）

竜巻発生の影響評価の観点からすると、データ数は多い方がよいため、竜巻検討地域として北海道から本州の日本海側及び北海道太平洋側の襟裳岬以西の海岸線を設定し、その妥当性を検討する。

なお、設定した竜巻検討地域の竜巻個数は209個、観測された最も強い竜巻はF2となる。第 2.2.4.2 表に竜巻検討地域内でのF1を超える竜巻の観測記録を示す。

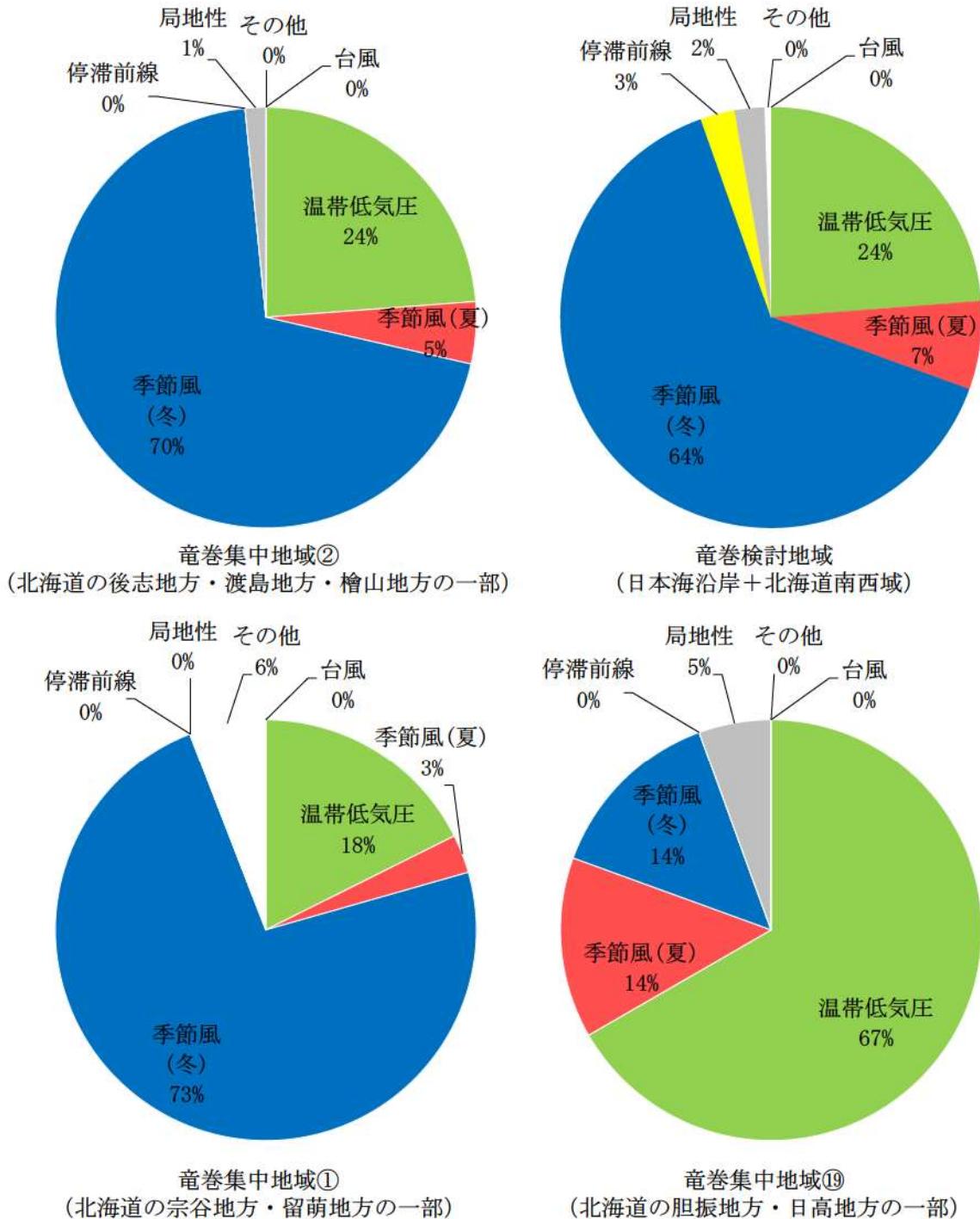
竜巻検討地域と竜巻集中地域②の竜巻発生確率は、 1.0×10^{-4} , 1.1×10^{-4} （個/年/km²）であり、単位面積当たりの竜巻発生数はおおむね同程度である。竜巻集中地域②における竜巻は21事例とかなり少なく、影響評価を行うにはデータ数が乏しいため、209個の竜巻個数がある竜巻検討地域を評価対象とすることは妥当な設定である。



第2.2.4.1図 龍巻の発生地点と龍巻が集中する19個の地域
 (独立行政法人原子力安全基盤機構「原子力発電所の龍巒影響評価ガイド(案)及び解説」より引用)

龍巻の地域特性を検討するため、龍巻集中地域②と龍巻検討地域、龍巻集中地域②に隣接する龍巻集中地域①（北海道の宗谷地方・留萌地方の一部）と⑯（北海道の胆振地方・日高地方の一部）における総観場の比較を行った。

第2.2.4.2図に各地域の龍巻発生要因に関する総観場の特徴を示す。また、第2.2.4.1表に総観場の特徴を示す。



第 2.2.4.2 図 各地域の龍巻発生要因に関する総観場の特徴

龍巻集中地域②で発生した龍巻の総観場は、”季節風(冬)”が70%,”温帯低気圧”が24%を占める。龍巻検討地域では、龍巻集中地域②と同様に”季節風(冬)”と”温帯低気圧”的比率が高い。これらの地域では、寒気にともなって発生した親雲に起因した龍巻が多いと推測できる。また、両地域とも、太平洋側で多くみられる台風起因の龍巻は今のところ確認されていない。

また、龍巻集中地域②に隣接する龍巻集中地域①及び⑯についても、”季節風(冬)”と”温帯低気圧”が龍巻発生の主要因となっている。

以上の分析結果より、北海道から本州の日本海側及び北海道太平洋側の襟裳岬以西を竜巻検討地域に設定することは竜巻集中地域における地域特性の観点からも妥当であると考えられる。

第 2.2.4.1 表 F スケールごとの総観場のまとめ

	個数	総観場 1 位 (比率%)	総観場 2 位 (比率%)	総観場 3 位 (比率%)	主移動方向 (比率%)
集中地域	全体	21	季節風（冬） 70%	温帯低気圧 24%	季節風（夏） 5% 東 29%
	F2	4	温帯低気圧 87%	季節風（夏） 13%	北東, 西 50%
	F1	1	温帯低気圧 50%		北東 100%
	F0	1	温帯低気圧 100%		北東 100%
	F 不明	15	季節風（冬） 98%	局地性 2%	季節風（夏） 2% 東 38%
	② F1 以上	5	温帯低気圧 80%	季節風（夏） 20%	北東 67%
	F0 以上	6	温帯低気圧 83%	季節風（夏） 17%	北東 75%
	全体	209	季節風（冬） 64%	温帯低気圧 24%	季節風（夏） 7% 東 36%
竜巻検討地域	F2	13	温帯低気圧 68%	季節風（冬） 18%	季節風（夏） 8% 北東 56%
	F1	45	温帯低気圧 56%	季節風（冬） 36%	局地性 5% 東 30%
	F0	29	季節風（冬） 67%	温帯低気圧 26%	停滞前線 3% 東 40%
	F 不明	122	季節風（冬） 78%	季節風（夏） 9%	温帯低気圧 7% 東 43%
	F1 以上	58	温帯低気圧 58%	季節風（冬） 32%	局地性 6% 東 25%
	F0 以上	87	温帯低気圧 48%	季節風（冬） 44%	局地性 4% 東 30%
	全体	17	季節風（冬） 73%	温帯低気圧 18%	その他 6% 北東, 東 40%
	① 集中地域				
集中地域	全体	12	温帯低気圧 67%	季節風（冬） 14% 季節風（夏） 14%	北東 46%
	全体	337	温帯低気圧 29%	台風 21%	季節風（冬） 17% 北東 23%
太平洋側					

第2.2.4.2表 竜巻検討地域における竜巻の観測記録 (F1より大きい竜巻)
(気象庁「竜巻等の突風データベース」より作成)

発生日時	発生場所		Fスケール ※	総観場
	都道府県	市町村		
1962年09月28日 14時20分	北海道	宗谷支庁 東利尻町	(F2)	寒冷前線
1971年10月17日 05時00分	北海道	留萌支庁 羽幌町	(F2)	寒気の移流
1974年10月03日 19時05分	北海道	檜山支庁 奥尻郡奥尻町	(F1～F2)	温暖前線
1974年10月20日 15時00分	北海道 檜山支庁	檜山郡上ノ国 町	(F1～F2)	寒冷前線
1975年05月31日 18時10分	島根県	簸川郡大社町	(F2)	日本海低気圧 局地性 じょう乱 寒気の移流
1975年09月08日 01時30分	北海道 檜山支庁	奥尻郡奥尻町	(F1～F2)	日本海低気圧 暖気の 移流
1979年11月02日 01時58分	北海道 渡島支庁	松前郡松前町	(F2)	日本海低気圧 温暖前 線
1980年10月31日 09時30分	北海道 日高支庁	門別町	(F1～F2)	閉塞前線
1989年03月16日 19時20分	島根県	簸川郡大社町	(F2)	局地性じょう乱 寒気 の移流
1990年04月06日 02時55分	石川県	羽咋郡富来町	F2	オホーツク海低気圧 気圧の谷
1994年10月05日 06時35分	北海道 日高支庁	門別町	F1～F2	寒冷前線
1999年11月25日 15時40分	秋田県	八森町	(F1～F2)	日本海低気圧 寒冷前 線
2004年10月22日 16時50分	北海道 日高支庁	門別町	F2	寒冷前線 暖気の移流

※ Fスケールは、ア) 被害の詳細な情報等から推定できたもの、イ) 文献等からの引用又は被害のおおまかな情報等から推定したもの、があり、F2以上の事例ではア)とイ)を区別し、イ)の場合には値を括弧で囲んでいる。

2.2.5 突風関連指標に基づく地域特性の検討

総観場での検討に加え、大きな被害をもたらす強い竜巻の発生要因となる環境場の形成のし易さに対する地域特性を検討するため、気象庁や米国気象局における現業においても竜巻探知・予測に活用されており、竜巻の発生し易さを数値的に示すことができる突風関連指標を用いて地域特性の検討を行った。なお、突風関連指標を用いての検討については日本海側と太平洋側の地域性が異なること、さらに立地地域とその他の地域の特性を確認するために実施したものであり、特

定規模の竜巻発生の可能性を評価するものではない。

2.2.5.1 突風関連指数を用いた竜巻予測の技術について

竜巻の主な発生メカニズムは、二つに大別されると考えられている。一つは局地的な前線（寒気団と暖気団との境界線）に伴って生じた渦が上昇流によって引き伸ばされて竜巻となるもので、比較的寿命が短く強い竜巻になりにくくとされている。

もう一つは「スーパーセル」と呼ばれる、回転する継続した上昇気流域（メソサイクロン）を伴った非常に巨大な積乱雲に伴って竜巻が発生するものである。スーパーセル内では、下降流域と上昇流域が分離されるため、巨大な積乱雲が長時間持続する傾向にある。近年、ドップラーレーダによる解析を基にした竜巻の事例調査が進んだことにより、大きな被害をもたらす強い竜巻の多くはスーパーセルに伴って発生することが判明している。現状、竜巻を直接予測することは困難であるが、大規模竜巻の発生と関係が深いスーパーセルの発生環境を予測することにより竜巻発生を間接的に予測できる。以下に、竜巻発生予測について、突風関連指数を適用している例を示す。

気象庁での突風関連指数の適用状況

気象庁では平成20年3月から、低気圧の発達等に関して半日から1日程度前に発表する予告的な気象情報において、11種類の突風関連指数を算出し、竜巻やダウンバースト等の激しい突風が発生する可能性があると予測される場合には、当気象情報において注意喚起することとした。

その後、気象庁では竜巻等の突風の予測プロダクトとして、平成22年5月より竜巻発生確度ナウキャスト情報の提供を開始した。竜巻発生確度ナウキャストは、「竜巻が今にも発生する（又は発生している）可能性の程度」（発生確度）を10分ごとに解析した結果をもとに、降水域の移動ベクトル等を用いて1時間先まで発生確度を予測する。発生確度の解析は、以下の二つの技術を組み合わせて実施している。

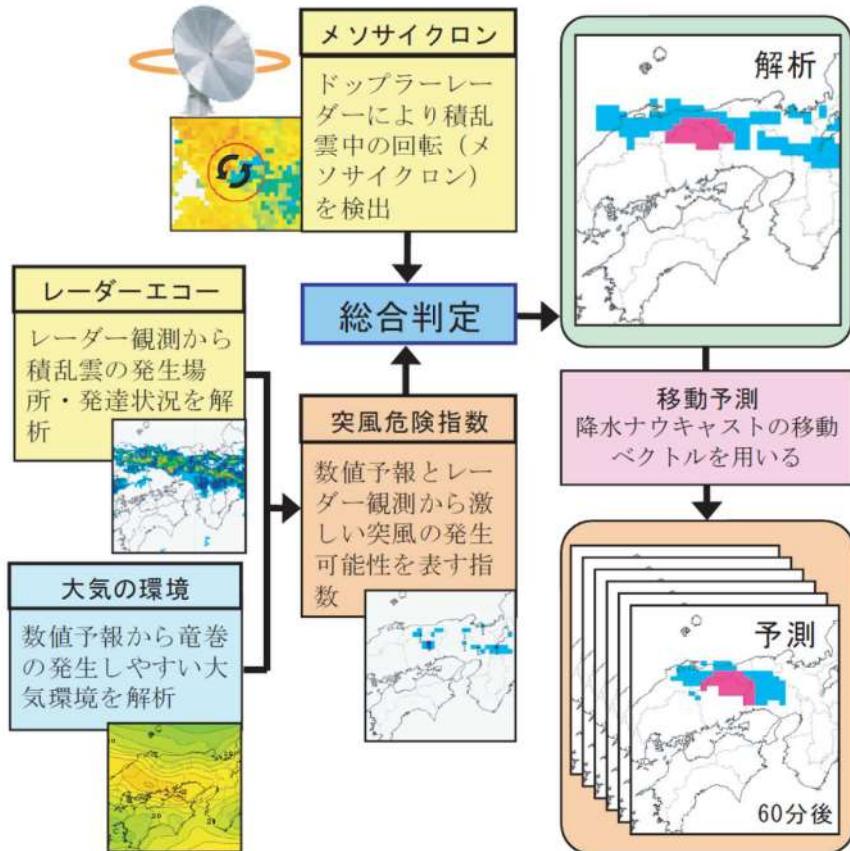
- ・気象ドップラーレーダ観測によるメソサイクロン（親雲）検出技術
- ・メソ数値予測（MSM）を用いた突風危険指数の算出技術

竜巻発生確度ナウキャストにおけるデータ等の流れを第2.2.5.1.1図に示す。竜巻発生確度ナウキャストは最新の観測・解析データをもって短いリードタイムの予測を迅速に行うことが主目的のため、レーダープロダクトに重みを置いている。また、小さな竜巻も見逃しなく予測できるような説明変数として突風関連指数を選択している。

以上のように、気象庁では竜巻の監視や様々なリードタイムに対する予測に突風関連指数を活用している。

海外での突風関連指数の適用状況

海外では、米国の気象庁にあたる NOAA の SPC (ストーム予測センター)においても気象庁と同様に、突風関連指数の情報とレーダー観測のデータが現業で活用されおり、突風関連指数に関する検討も盛んに行われている。



出典：測候時報 78.3 2011 竜巻発生確度ナウキャスト・竜巻注意情報について
－突風に関する防災気象情報の改善－ 潑下洋一

第 2.2.5.1.1 図 竜巻発生確度ナウキャストの解析・予測技術

2.2.5.2 検討に用いる突風関連指数について

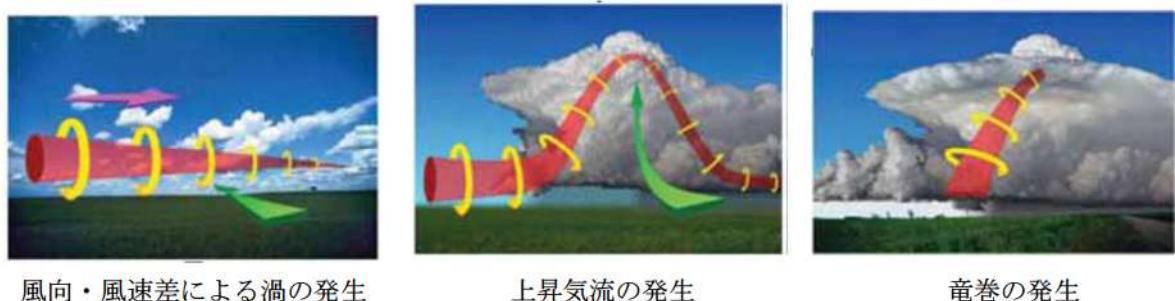
大きな被害をもたらす竜巻の親雲の多くはスーパーセルであり、スーパーセルの発生環境は予測できる技術があつて気象庁等でも活用されていることを述べてきた。ここでは、本検討に用いる突風関連指数について説明する。

第 2.2.5.2.1 図に竜巻の発生メカニズムを示す。スーパーセルが発生しやすい環境場として、大気下層の鉛直シア（異なる高度間での風向・風速差）と、強い上昇気流を起こすきっかけとしての不安定な大気場が必要である。本検討では、大気の不安定度を表す指標として「CAPE」、鉛直シアに伴つて発生する水平渦度が親雲に取り込まれる度合いを表す指標として「SReH」を採用し、両者の指標が同時に高くなる頻度について、地域的な特徴を確認する分析を行つた。また、両者を掛け合わせた指標である EHI による分析も行い、SReH・CAPE の同時超過頻度分析との比較を行つた。

SReH, CAPE, EHI については、竜巻の発生実態を解明する研究において国内

外で広く利用され、竜巻発生の環境場との関連づけ等の知見が多く蓄積されており、気象庁での竜巻予測に用いる突風関連指数の中でも主な指標として紹介されているため、本検討を行う上でも妥当なものと考えられる。

SReH、CAPE 及びその複合指数である EHI について以下に説明する。



第 2.2.5.2.1 図 竜巻の発生メカニズム*

* : U. S. DEPARTMENT OF COMMERCE (National Oceanic and Atmospheric Administration, National Weather Service), A Preparedness Guide Including Tornado Safety Information for Schools

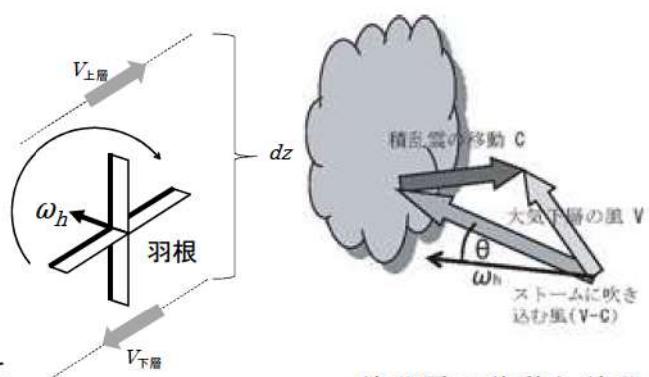
- (1) SReH (Storm Relative Helicity) : ストームの動きに相対的なヘリシティ)
風向・風速差により発生した渦度が親雲に取り込まれる度合であり、値が大きいほど、積乱雲はスーパーセルに発達しやすい（第2.2.5.2.2図）。

$$SReH = \int_{\text{地上}}^{\text{高度}3km} (\mathbf{V} - \mathbf{C}) \cdot \boldsymbol{\omega} dz$$

\mathbf{V} : 水平風速ベクトル
 $\boldsymbol{\omega}$: 鉛直シアに伴う水平渦度



C : ストームの移動速度

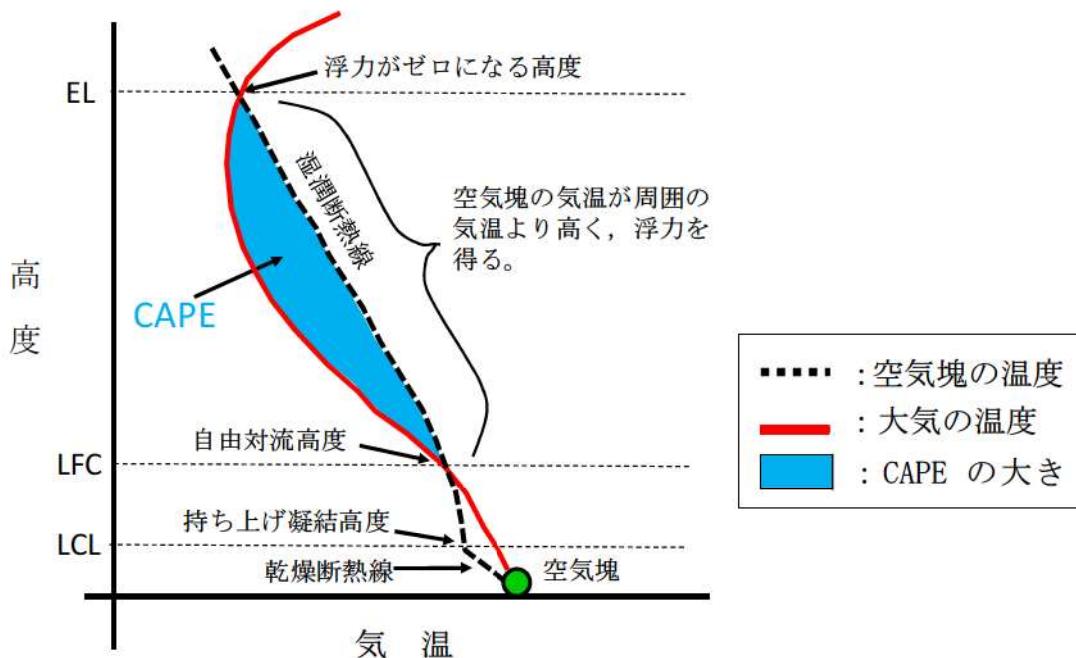


第 2.2.5.2.2 図 SReH の概念図

(2) CAPE (Convective Available Potential Energy : 対流有効位置エネルギー)
上昇気流の発生しやすさを表し、値が大きいほど背の高い積乱雲に発達しやすいため、大気の不安定度の指標となる（第 2.2.5.2.3 図）。

$$\text{CAPE} = \int_{LFC}^{EL} g \frac{\theta_e'(z) - \theta_e(z)}{\theta_e(z)} dz$$

g : 重力加速度 θ_e' : 持ち上げ空気塊の相当温位
 θ_e : ストーム周囲の相当温位 dz : 鉛直方向の層厚



第 2.2.5.2.3 図 CAPE の算出概念*

*: 軽水型原子力発電所の竜巻影響評価における設計竜巻風速及び飛来物速度の設定に関するガイドライン、日本保全学会、原子力規制関連事項検討会、2015

(3) EHI (Energy Helicity Index)

SReH 及び CAPE を用いて算出し、スーパーセルや竜巻の発生しやすさを経験的に指標化したものであり、米国では CAPE 単独又は SReH 単独に比べると、竜巻発生との相関関係が高いとされている。

$$EHI = \frac{SReH \times CAPE}{160,000}$$

(参考) 相当温位

温位とは、下式に示すように気温 T と気圧 p に関する量であり、ある空気塊を断熱的に基準圧力 1,000hPa に戻したときの絶対温度である。

2 つの空気塊を比較した場合、温位の高い空気塊は軽く上昇しやすく（不安定であり）、単位体積中に含みうる水蒸気量が多いため、大きな積乱雲の発生につ

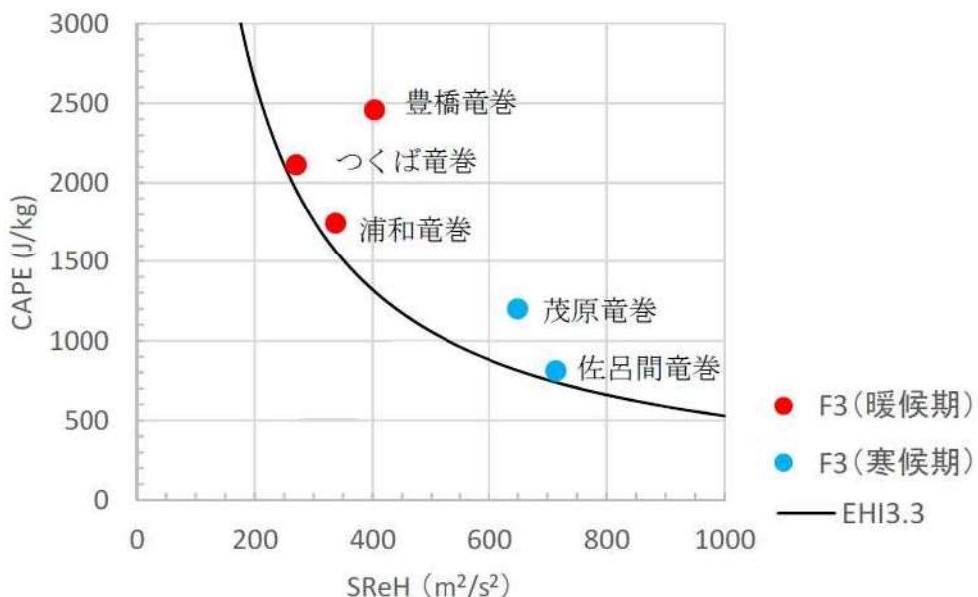
ながる。

相当温位は、空気塊に含まれる水蒸気の持っている潜熱（水蒸気が凝結する際に空気塊の温度が上昇）の影響も考慮された温位である。

$$\theta = T \left(\frac{1000}{p} \right)^{\frac{R}{C_p}} \quad (R: \text{気体定数}, C_p: \text{定圧比熱})$$

2.2.5.3 突風関連指数の地域特性

これまでに発生した F3 竜巻に対する突風関連指数の分析結果を第 2.2.5.3.1 図に示す。WRF モデル (Weather Research and Forecasting model) と呼ばれる数値気象モデルを用いて当時の気象場を解析（再現）し、それをもとに突風関連指数を算出している。第 2.2.5.3.1 図をみると、季節によって CAPE の値が大きく異なるものの、F3 竜巻事例では共通して SReH と CAPE の両方が大きくなる傾向が見られた。



第 2.2.5.3.1 図 F3 竜巻における SReH と CAPE の関係

大きな竜巻を引き起こすスーパーセルの発生要因の指標である SReH と CAPE について、国内で（太平洋側で）発生した F3 竜巻では、SReH と CAPE の両方（あるいは複合指数である EHI）が大きな値をとる傾向が見られる。また、これまでに発生した国内における F2-F3 を含めたすべての F3 竜巻（6 事例）は、スーパーセルを伴っていたことが報告されている。

したがって、SReH と CAPE それぞれに対して閾値を設け、その閾値を同時に超える頻度（以下「同時超過頻度」という。）を分析することにより、スーパーセルに伴って発生するような大規模な竜巻の発生環境を観点とした地域性を見出だすことができると考えられる。

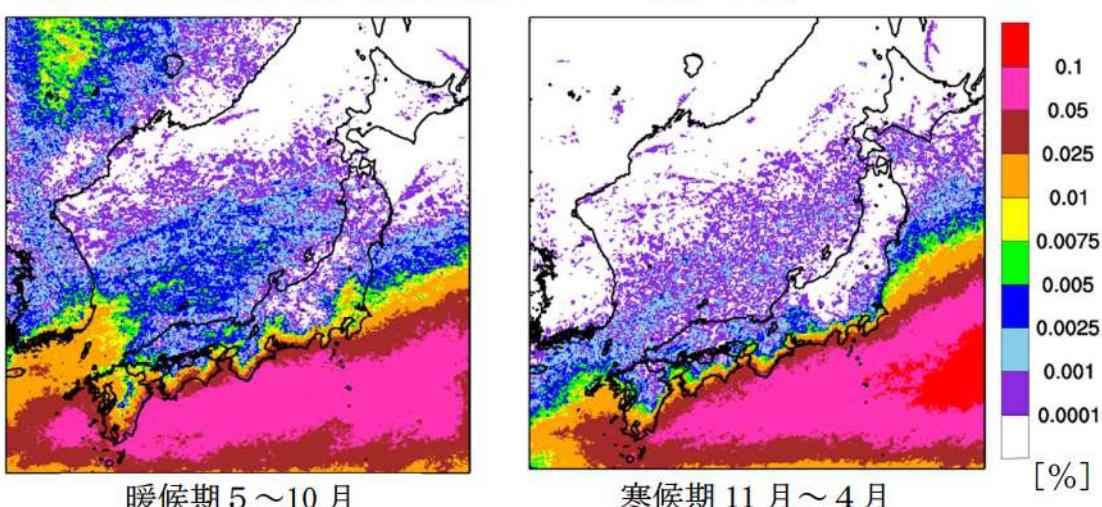
2.2.5.4 突風関連指数の同時超過頻度による地域性の検討

SReH と CAPE の閾値については、第 2.2.4.5.1 図の F3 竜巻のデータをもとに、実際の竜巻発生地点と対応するよう、下記のように設定した。また、CAPE の閾値については、緯度・季節で絶対値が大きく変わるために、5月～10月（暖候期）及び11月～4月（寒候期）に分けて閾値を設定した。

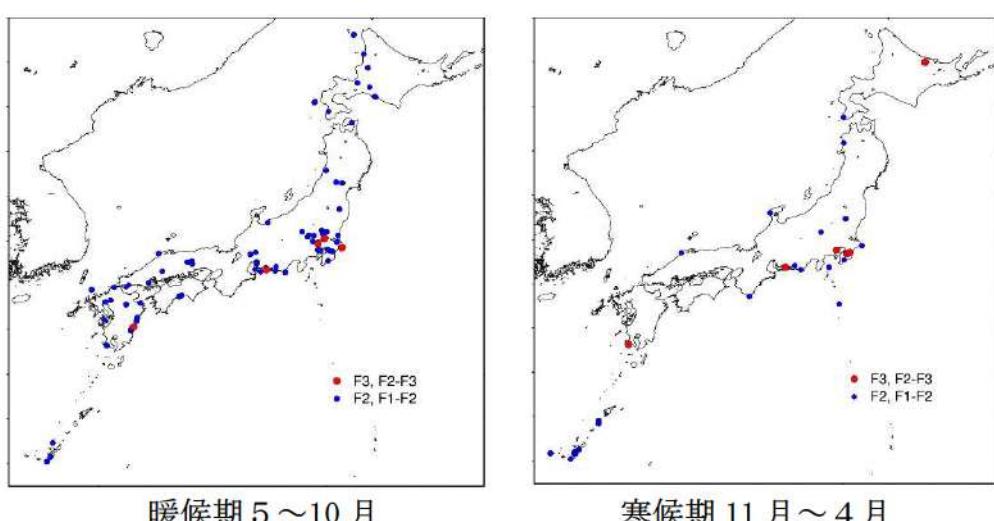
[5月～10月（暖候期）] SReH : 250m²/s², CAPE : 1,600J/kg

[11月～4月（寒候期）] SReH : 250m²/s², CAPE : 600J/kg

第 2.2.5.4.1 図は、1961 年～2010 年までの 50 年間にわたって 1 時間ごとに解析されたデータをもとに、SReH と CAPE の同時超過頻度分布をマップ化したものである。また、気象庁「竜巻等の突風データベース」で確認された F2-F3 竜巻及び F3 竜巻の発生箇所を第 2.2.5.4.2 図に示す。



第 2.2.5.4.1 図 F3 規模以上を対象とした SReH, CAPE 同時超過頻度分布



第 2.2.5.4.2 図 F2 規模以上の発生箇所

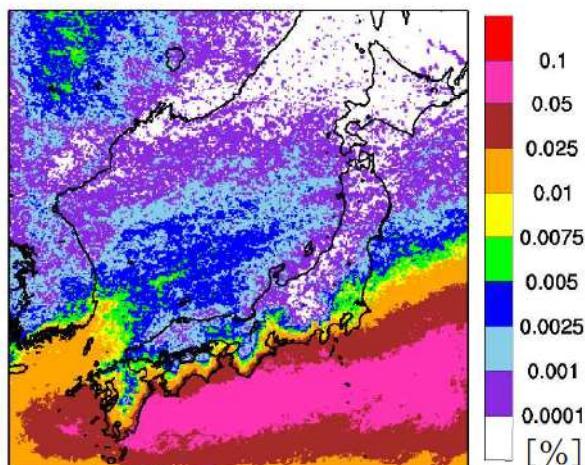
(気象庁「竜巻等の突風データベース」より作成)

また、EHIについても、SReHとCAPEと同様に閾値を設け超過頻度について分析した。EHIの閾値については、過去のいずれのF3事例においてもEHIが3.5程度を越えていることから、それを包含する値としてEHI:3.3を設定した（暖候期と寒候期は分けない）。

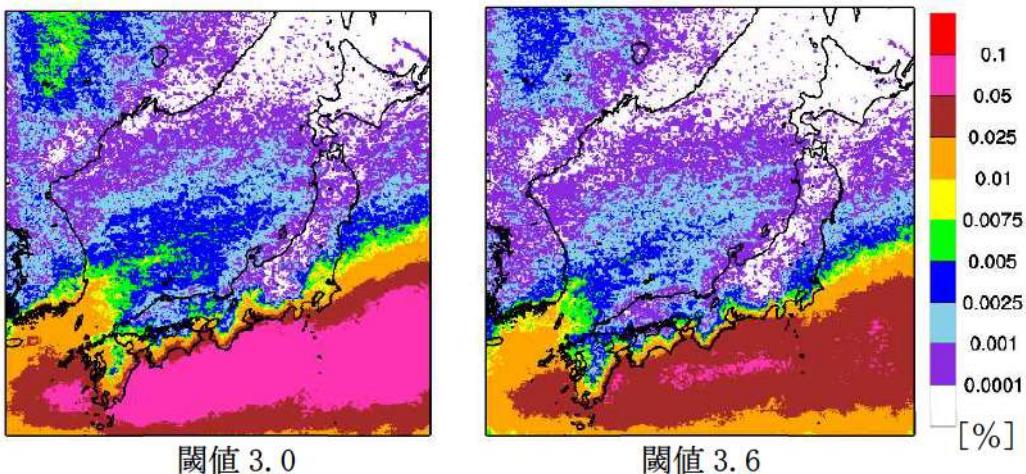
EHIの超過頻度分布をマップ化したものについても第2.2.5.4.3図に示す。SReH、CAPEの同時超過頻度分布（第2.2.5.4.1図）に対応した結果となっており、EHIを用いて通年レベルの評価を行った場合でも地域特性がはつきり表れている。

以上により、CAPE、SReH、EHIについてF3以上を想定した特定の閾値を設けた場合の分析を実施したが、突風関連指標については不確実性が存在するため、EHI:3.0及び3.6を設定した場合についても同様の地域性が現れることを確認した（第2.2.5.4-4図）。ただし、閾値を大きくした場合、実際にF3が発生した関東平野内を包含できなくなる。また閾値を小さくした場合、小さな竜巻が発生する環境場をカウントすることから、地域性は薄れていくことがわかる。

なお、CAPE、SReHについても同様の感度解析を実施しており、同様の傾向が得られることを確認した。【添付資料2.2付録E】



第2.2.5.4.3図 EHIの超過頻度分布（閾値3.3）



第 2.2.5.4.4 図 EHI の超過頻度分布

突風関連指数による、大規模な竜巻形成につながる環境場の発生頻度分析を行った結果、福島県以北の東北地方太平洋側及び日本海側は、茨城県以西の太平洋側沿岸よりも 1~2 オーダー以下の頻度となることが分かった。

スーパーセルに伴って発生する大規模な竜巻形成につながる環境場の発生頻度分布の観点からも、東北地方太平洋側及び日本海側は、茨城県以西の太平洋側と地域特性の違いがあることを確認した。

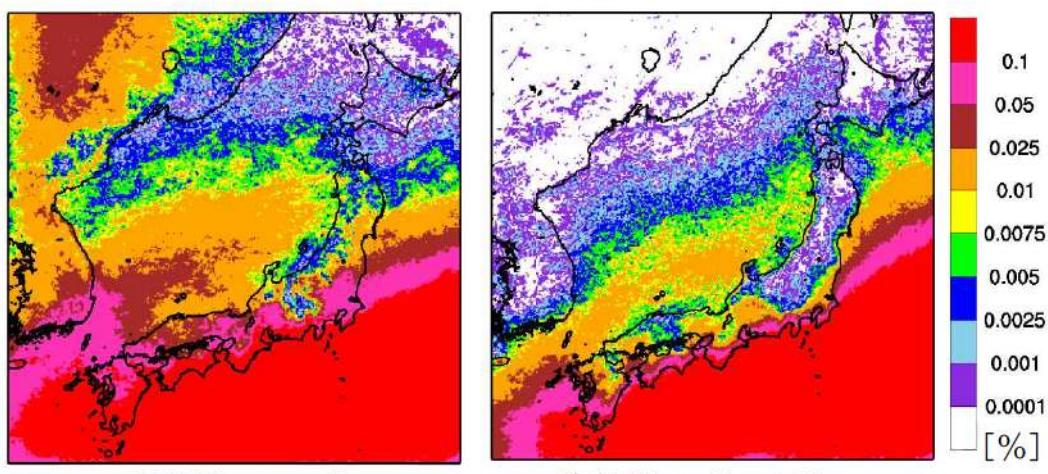
参考として、F2 規模の竜巻について同様の検討を行った。閾値の設定は F2 規模の竜巻発生時の実績をもとに以下の様に設定した。

[5月～10月(暖候期)] SReH : $200\text{m}^2/\text{s}^2$, CAPE : 1,000J/kg

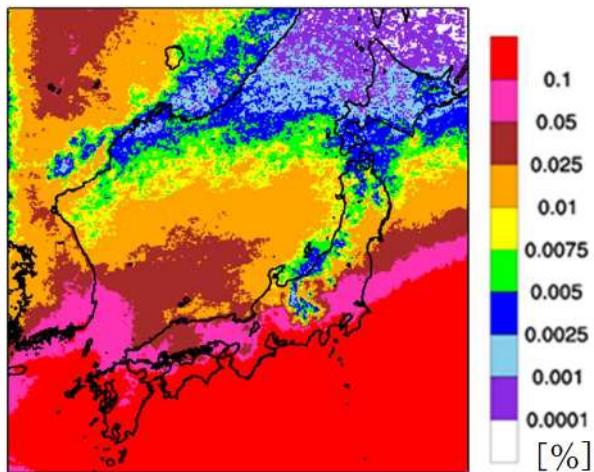
[11月～4月(寒候期)] SReH : $200\text{m}^2/\text{s}^2$, CAPE : 350J/kg

EHI を用いる場合の閾値 EHI : 1.5

SReH, CAPE の同時超過頻度分析の結果を第 2.2.5.4.5 図に、EHI の超過頻度分布を第 2.2.5.4.6 図に示す。F3 規模以上を対象とした閾値の分析結果に比べ、頻度は全体的に上がったが、概ね同様の傾向が確認できた。



第 2.2.5.4.5 図 F2 規模の竜巻形成につながる環境場の閾値の同時超過頻度分布



第 2.2.5.4.6 図 EHI の超過頻度分布（閾値：1.5）

F2 規模相当の閾値での同時超過頻度を解析した結果をみても、東北地方太平洋側及び日本海側は、茨城県以西の太平洋側と比較して頻度が低くなっていることが確認できる。

日本海側で大きな竜巻が発生しにくい原因としては、太平洋側から暖かく湿った空気が、日本列島の中央部に存在する高く複雑な山岳域を湿潤不安定な状態のまま乗り越えてくることができないため、日本海側では大きな竜巻を引き起こす環境場が形成しにくくなっていると考えられる。

2.2.5.5 佐呂間町で発生した竜巻について

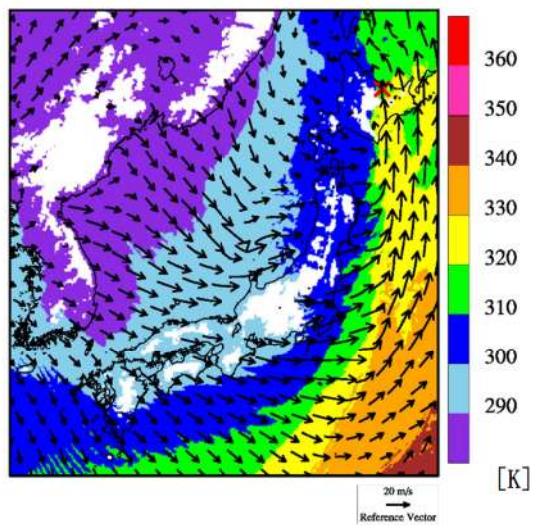
突風関連指数を用いた解析結果から、F3 規模以上の竜巒が発生しやすいとされる地域が分かったが、そのエリアに含まれていない北海道網走支庁佐呂間町では 2006 年 11 月に F3 竜巒が発生している（以下、「佐呂間竜巒」という。）。佐呂間竜巒は、太平洋沿岸で発生した竜巒と比較すると、

- ・国内で唯一内陸部（丘陵地の麓）において発生した竜巒である。
- ・F3 竜巒としては継続時間（1 分）と移動距離（約 1.4km）が非常に短かった。
- という点で異なっている。

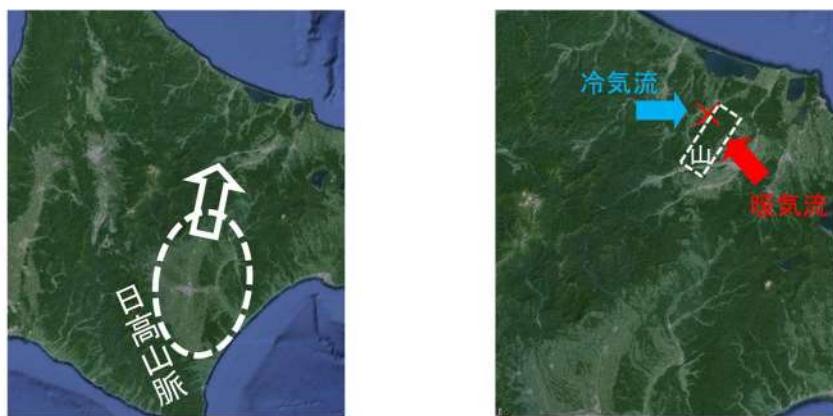
佐呂間竜巒の発生した地域では、太平洋側からの暖湿流が小高い丘を越えて流入するような地形になっており、平野部の冷気流とぶつかることにより大きな上層・下層間の風向差が生じる環境場となっていた（第 2.2.5.5.1 図、第 2.2.5.5.2 図）。

また、日高山脈の東側では、山を越えた冷気流と太平洋側の暖気流がぶつかる地点となっており、ここで発生した親雲が山脈沿いに北上しながら持続的に発達し、佐呂間地域で F3 規模の竜巒を形成するに至ったと考えられる。

これらの発生メカニズムについて、第 2.2.5.5.3 図に模式的に示す。



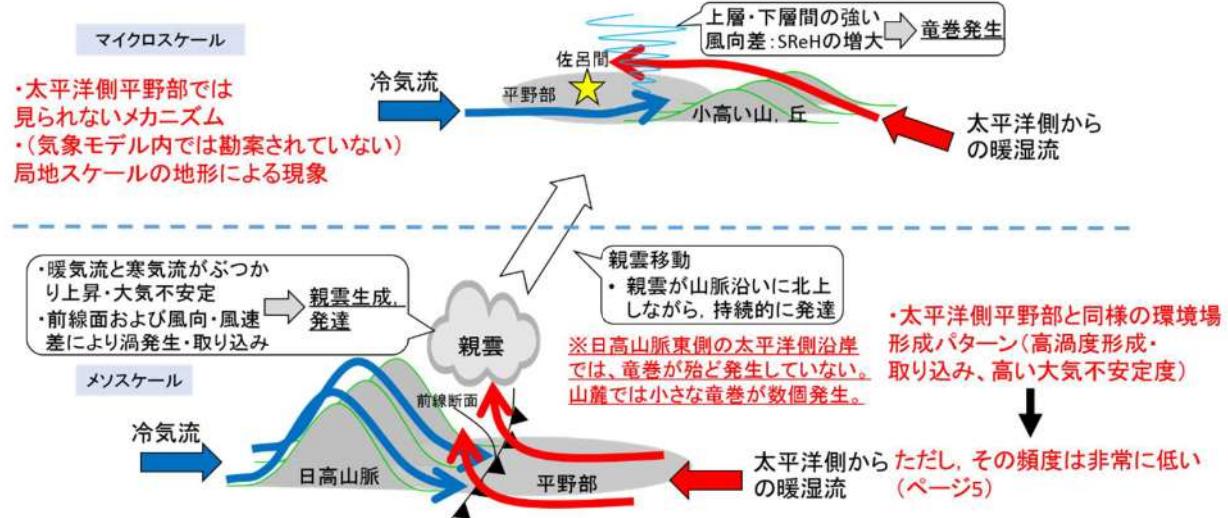
第 2.2.5.5.1 図 佐呂間竜巻発生時の風向・風速及び
相当温位の分布（海拔 500m 高度）



親雲の発生位置（点線内）と移動方向竜巻の発生位置（×）と
影響が指摘される山（点）

第 2.2.5.5.2 図 親雲の発生箇所と移動方向（左）及び竜巻の発生箇所（右）*

※：軽水型原子力発電所の竜巻影響評価における設計竜巻風速及び飛来物速度の設定に関するガイドライン，日本保全学会，原子力規制関連事項検討会，2015



第2.2.5.3 図 佐呂間竜巻の発生メカニズムに関する模式図*

* 軽水型原子力発電所の竜巻影響評価における設計竜巻風速及び飛来物速度の設定に関するガイドライン、日本保全学会、原子力規制関連事項検討会、平成27年1月

このように、佐呂間竜巻の発生メカニズムは、太平洋側沿岸域にて発生しているF3竜巻のメカニズムとは大きく異なっており、竜巻の持続時間・被害域長さも大きく異なっている。

竜巻影響評価における取扱いとしては、基準竜巻設定で対象としている地域性・空間スケールよりも局地的な地形影響を受けており、そういった影響については、設計竜巻 V_D の設定時に考慮するのがガイドの趣旨に沿ったものとなる。

考慮する際のポイントは、以下の2点である。

- ・太平洋側からの暖湿流が高標高山岳等に遮断されずに直接流入しうる地域である。
- ・近隣地形（数キロ程度四方の範囲）において、（太平洋側からの）暖気流の流入する風上側に尾根状の丘・山が存在すること。
その観点で泊発電所周辺の地形を確認すると、以下のように整理できる。
- ・後志地方から胆振地方にかけて高標高山岳が存在するため、太平洋側から暖湿流が直接流入しない。（図2.2.5.4）
- ・日本海側で発達する気流は、主に西から東へ移動する傾向が強く、気流の流入する風上側（海側）に尾根状の丘、山が存在しない。

したがって、泊発電所で佐呂間竜巻と同様な地形条件にはなっていないことを確認した。

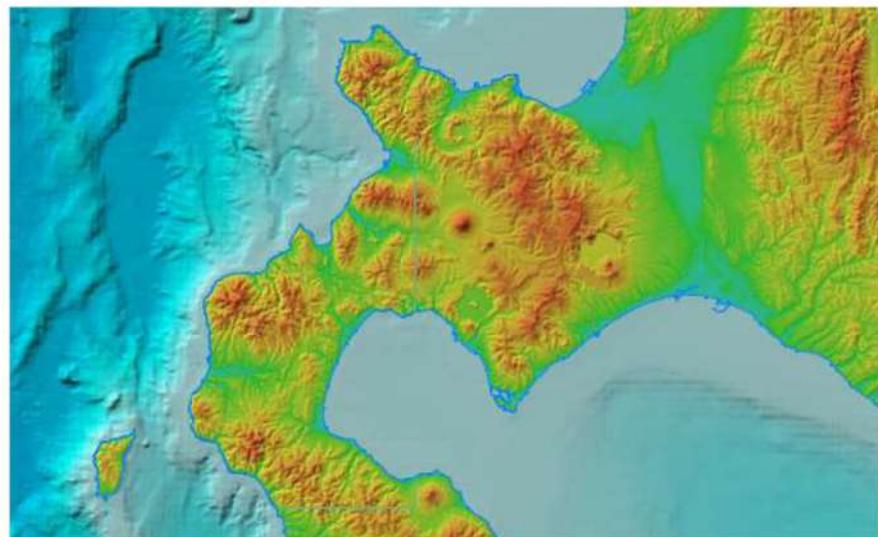


図 2.2.5.5.4 泊発電所周辺地形図
(国土地理院「電子国土 Web」より作成)

さらに、佐呂間竜巻の実績から日高山脈を境にして暖湿・低乾な大気場に大きく分かれていることが確認された。高い標高の山の両側で空気塊の性質は変わりうるため、竜巻発生の観点では、日高山脈を境に道内を2つの地域に分けられ、襟裳岬以西の太平洋側は日本海側と同じ性質であると考えられる。

以上の検討結果より、過去発生した大きな竜巻（F2～F3 及び F3）の解析結果においても例外なく、大きな竜巻の発生時は、太平洋側から流れ込んだ暖湿な大気が高い山岳によって遮蔽されることなく太平洋側の発生地点周辺の平野部に流入していたこと、日本海側へは暖湿な大気が流入していなかったことが確認された。

2.2.6 竜巻検討地域の妥当性確認結果

総観場ごとのFスケール別竜巻発生分布より、発生する竜巻の規模には地域差があり、また、突風関連指数の分析結果から、日本海側は茨城県以西の太平洋側と大規模な竜巻形成につながる環境場の傾向が異なることが確認できた。

一方、総観場による分析では、泊発電所の立地する地域を含む裏日本気候区（I）のエリアの竜巻発生に関する総観場は類似していることが確認できた。

以上の分析結果を踏まえれば、泊発電所の竜巻検討地域として、北海道から本州の日本海側及び北海道太平洋側の襟裳岬以西を設定することが妥当と判断した。

2.3 基準竜巻の最大風速(V_B)の設定

基準竜巻の最大風速は、過去に発生した竜巻による最大風速(V_{B1}) 及び竜巻最大風速のハザード曲線による最大風速(V_{B2})のうち、大きな風速を設定する。

2.3.1 過去に発生した竜巻による最大風速(V_{B1})

泊発電所が立地する北海道日本海側は、過去の発生実績及び突風関連指標を用いた分析結果から、大規模な竜巻は発生しにくいものと考えられる。

また、竜巻は観測の歴史が浅いこと及び気象庁における竜巻観測体制の変遷を踏まえると、他の気象観測データに比べ不確かさがあると考える。

上記を勘案し、日本で過去に発生した竜巻の最大風速を V_{B1} として設定する。

日本で過去に発生した最大の竜巻は F3 スケールである。F スケールと風速の関係より、F3 スケールの風速は 70~92m/s であるため、過去に発生した竜巻による最大風速 V_{B1} は、F3 スケールの上限値である 92m/s とする。

第 2.3.1.1 表に日本で過去に発生した F3 竜巻を示す。

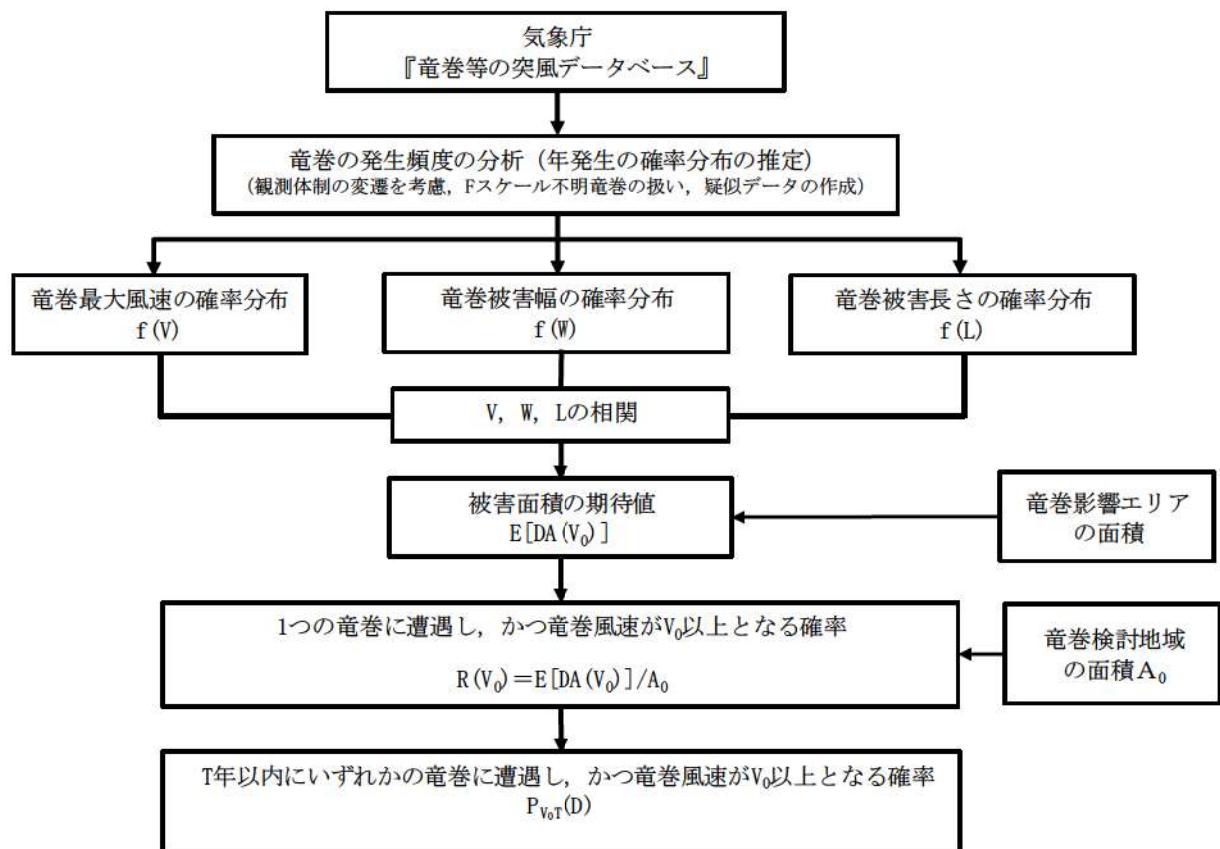
第 2.3.1.1 表 日本で過去に発生した F3 竜巻
(気象庁「竜巻等の突風データベース」より作成)

F スケール	発生日時	発生場所緯度	発生場所経度	発生場所
F3	1971 年 07 月 07 日 07 時 50 分	35 度 52 分 45 秒	139 度 40 分 13 秒	埼玉県浦和市
F3	1990 年 12 月 11 日 19 時 13 分	35 度 25 分 27 秒	140 度 17 分 19 秒	千葉県茂原市
F3	1999 年 09 月 24 日 11 時 07 分	34 度 42 分 4 秒	137 度 23 分 5 秒	愛知県豊橋市
F3	2006 年 11 月 07 日 13 時 23 分	43 度 58 分 39 秒	143 度 42 分 12 秒	北海道網走支庁 佐呂間町
F3	2012 年 05 月 06 日 12 時 35 分	36 度 6 分 38 秒	139 度 56 分 44 秒	茨城県常総市

2.3.2 竜巻最大風速のハザード曲線の求め方【添付資料 2.4 1.】

竜巻最大風速のハザード曲線は、気象庁「竜巻等の突風データベース」より竜巻検討地域における竜巻の観測記録を抽出・評価し、既往の算定法 (Wen and Chu 及び Garson et al.) に基づき算定した。具体的な算定方法は、JNES 委託研究成果報告書※を参考とし、第 2.3.2.1 図に示すフローに従いハザード曲線を算定した。なお、ハザード曲線は、竜巻検討地域の竜巻特性を適切に考慮できる海岸線から陸側及び海側それぞれ 5 km の範囲内で算定した。加えて、竜巻検討地域において過去に発生した竜巻は、竜巻発生確認数にばらつきがあることを踏まえ、ガイドに基づき、ハザード曲線に保守性をもたせるために竜巻検討地域を海岸線に沿って 1 km 範囲ごとに短冊状に細分化した場合のハザード曲線も算定した。

※ 東京工芸大学：「平成 21～22 年度原子力安全基盤調査研究（平成 22 年度）竜巻による原子力施設への影響に関する調査研究」、独立行政法人原子力安全基盤機構委託研究成果報告書、平成 23 年 2 月



第 2.3.2.1 図 竜巻最大風速のハザード曲線の算定フロー

2.3.3 海岸線から陸側及び海側それぞれ 5 km 全域の評価

本評価では、竜巻検討地域外で発生して竜巻検討地域内に移動した竜巻である通過竜巻も発生数にカウントする。被害幅及び被害長さは、それぞれ被害全幅及び被害全長を用いる。

2.3.4 竜巻の発生頻度の分析【添付資料 2.4.2.】

気象庁「竜巻等の突風データベース」を基に 1961 年 1 月～2012 年 6 月までの 51.5 年間の統計量を F スケール別に算出した。なお、観測体制の変遷による観測データ品質のばらつき（第 2.3.4.1 図参照）を踏まえ、以下の①～④の基本的な考え方に基づいて整理を行った。

- ①被害が小さくて見過ごされやすい F0 及び F スケールが不明な竜巻は、観測体制が強化された 2007 年以降の年間発生数や標準偏差を採用する。
- ②被害が比較的軽微な F1 竜巻については、観測体制が整備された 1991 年以降の年間発生数や標準偏差を採用する。
- ③被害が比較的大きく見逃されることが少ない F2, F3 竜巻については、観測データが整備された 1961 年 1 月以降の全期間の年間発生数や標準偏差を採用する。
- ④51.5 年間の発生数を、①～③の観測期間との比率から F スケールごとに推計する。

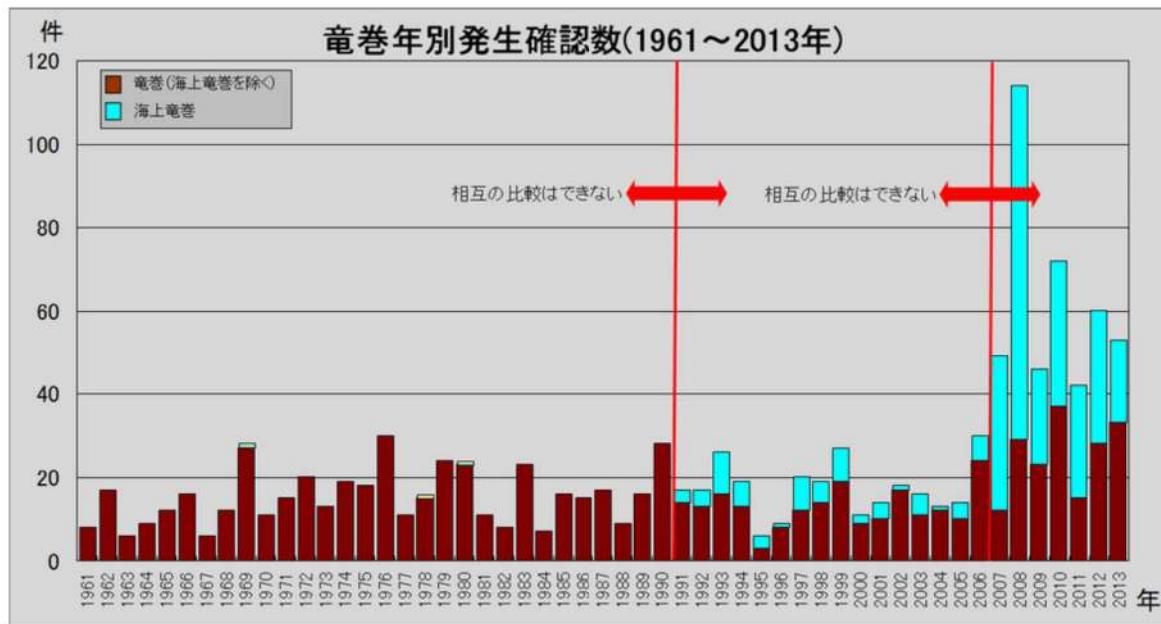
また、F スケールが不明な竜巻については、以下の考え方に基づいて分類した。

- ⑤陸上で発生した F スケールが不明な竜巻及び海上で発生しその後上陸した F スケール不明竜巻は F0 に含める。これにより、すべての陸上竜巻を F0～F3 に分類する。
- ⑥沿岸部近傍での海上竜巻の特性は、陸上竜巻の特性と類似しているとの仮定の下、不明な海上竜巻の発生数を陸上竜巻の F スケール別発生比率で按分する。

上記の基本的な考え方に基づいて観測記録を整理・推定した結果を第 2.3.4.1 表に示す。

また、同表の分析結果に基づき竜巻最大風速のハザード曲線の算出に使用する竜巻の発生数を第 2.3.4.2 表に示す。

なお、竜巻発生の確率モデルは、ガイドに従ってポアソン過程に従うものとし、年発生数の確率分布には、ポリヤ分布を適用した。



第2.3.4.1図 竜巻の年別発生確認数（気象庁HPより）

第2.3.4.1表 竜巻発生数の分析結果

竜巻検討地域 (沿岸±5km)	発生数 の統計	小計	竜巻スケール				不明		総数
			F0	F1	F2	F3	(陸上)	(海上)	
1961～ 2012/6 (51.5年間)	期間内総数	87	29	45	13	0	12	110	209
	平均値(年)	1.69	0.56	0.87	0.25	-	0.23	2.14	4.06
	標準偏差(年)	2.53	1.99	1.03	0.52	-	0.68	5.89	7.91
1991～ 2012/6 (21.5年間)	期間内総数	58	29	26	3	0	11	110	179
	平均値(年)	2.70	1.35	1.21	0.14	-	0.51	5.12	8.33
	標準偏差(年)	3.49	2.95	1.15	0.36	-	0.98	8.37	10.98
2007～ 2012/6 (5.5年間)	期間内総数	31	25	6	0	0	5	92	128
	平均値(年)	5.64	4.55	1.09	-	-	0.91	16.73	23.27
	標準偏差(年)	6.22	4.94	1.34	-	-	1.69	10.96	15.13
疑似 51.5年間 (陸上竜巻)	期間内総数	358	235	63	13	0	47	862	1220
	平均値(年)	6.92	4.55	1.21	0.25	-	0.91	16.73	23.64
	標準偏差(年)	5.37	4.94	1.15	0.52	-	1.69	10.96	12.21
疑似 51.5年間 (全竜巻)	期間内総数	1222	962	215	45	0	0	0	1222
	平均値(年)	23.57	18.59	4.12	0.86	-	-	-	23.57
	標準偏差(年)	9.91	9.63	2.13	0.96	-	-	-	9.91

注1：切り上げの関係で総計数が一致していない箇所がある。

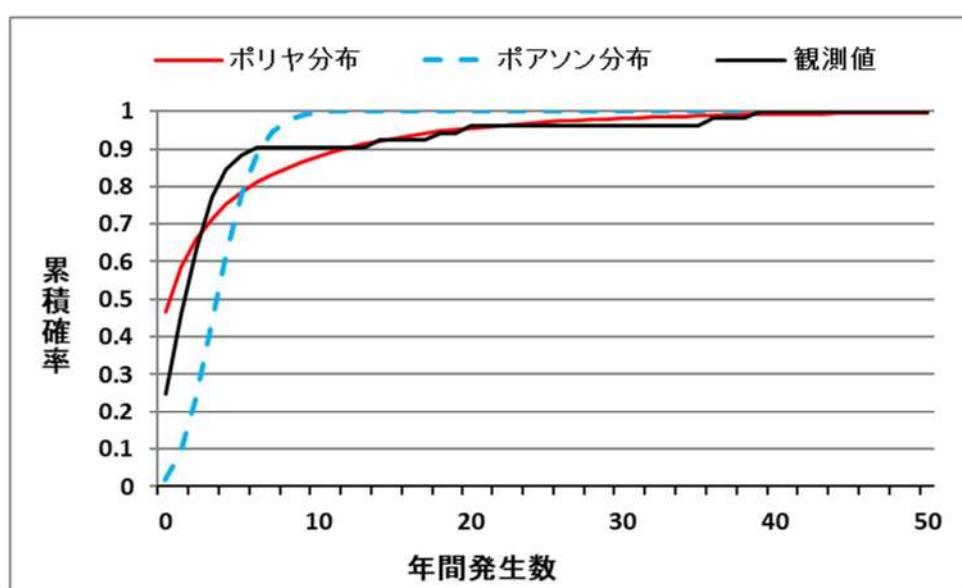
注2：色塗り部分については、竜巻発生頻度の分析に用いるデータを示している。

第2.3.4.2表 分析結果に基づき竜巻最大風速のハザード曲線の算出に使用する竜巻の発生数

竜巻検討地域 (沿岸±5km)	発生数 の統計	竜巻スケール					小計
		F0	F1	F2	F3	不明	
疑似 51.5年間 (全竜巻)	期間内総数	962	215	45	0	0	1222
	平均値(年)	18.68	4.17	0.87	-	-	23.73
	標準偏差(年)	9.63	2.13	0.96	-	-	9.91

(参考) ポリヤ分布の適用について

- ・ガイドにて、 V_{B2} 算定の参考になるとされている東京工芸大学委託成果によれば、Wen and Chuが、竜巻に遭遇しかつ竜巻風速がある値以上となる確率モデルの推定法を提案し、竜巻の発生がポアソン過程に従うと仮定した場合、竜巻の年発生数の確率分布はポアソン分布若しくはポリヤ分布に従うとしている。
- ・ポアソン分布は、生起確率が正確に分からぬがまれな現象の場合に有用な分布である。一方、ポリヤ分布は、発生状況が必ずしも独立でないまれな現象（ある現象が生ずるのはまれであるが、一旦ある現象が発生するとその周囲にもその現象が生じやすくなる性質）の場合に有用な分布である（例えば伝染病の発生件数等）。台風や前線により竜巻が発生した場合、同時多発的に複数の竜巻が発生する状況が考えられるため、ポリヤ分布の方が実現象をより反映できると考えられる。
- ・なお、国内を対象とした竜巻の年発生数の分布の適合性に関する検討結果は、上述の東京工芸大学委託成果に示されており、陸上竜巻及び海上竜巻の両方の発生数について、ポリヤ分布の適合性がポアソン分布に比べて優れているとしている。
- ・今回、竜巻検討地域で発生した竜巒を対象に、発生数に関するポアソン分布及びポリヤ分布の適合性を検討した。竜巒検討地域における竜巒の年発生数の累積頻度を第2.3.4.2図に示す。その結果、竜巒検討地域においても、ポリヤ分布の適合性がポアソン分布に比べて優れていることを確認した。
- ・以上より、ハザード曲線の評価に当たって使用する竜巒年発生数の確率密度分布は、ポリヤ分布を採用した。



第2.3.4.2図 竜巒検討地域における竜巒の年発生数の累積頻度

2.3.5 竜巻最大風速、被害幅、被害長さの確率分布及び相関係数【添付資料 2.4 3.】

【添付資料 2.4 4.】

竜巻ハザードを評価するためには、一つの竜巻が発生した際の竜巻最大風速、被害幅及び被害長さの確率分布が必要となることから、これらの確率密度分布を求める。

なお、竜巻風速の確率密度分布は、Fスケール別の竜巻発生数から求める。

竜巻検討地域における51.5年間の竜巻の発生数、被害幅及び被害長さを基に、確率密度分布についてはガイド及びガイドが参考としているJNES委託研究成果報告書を参照し、対数正規分布に従うものとする(第2.3.5.1図～第2.3.5.6図)。

なお、竜巻最大風速については、ハザードを保守的に評価するとの観点から、第2.3.5.1表に記載のFスケールの各区分の風速範囲内で一様に分布すると仮定する方法により竜巻風速の対数正規分布を算出している。

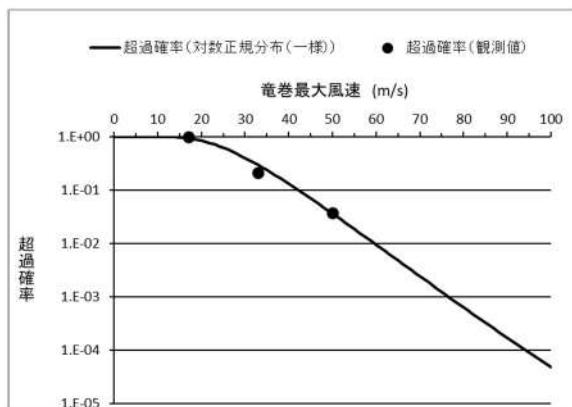
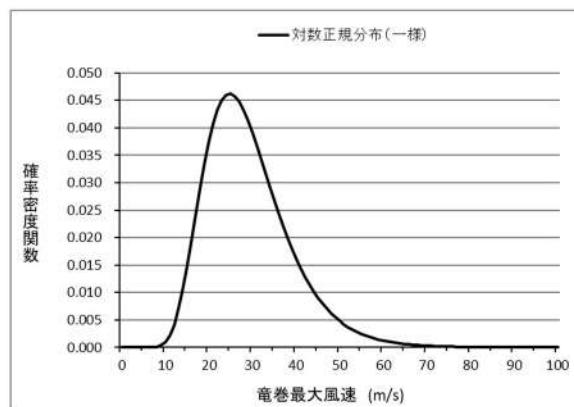
また、疑似的な竜巻の作成に伴う被害幅又は被害長さの情報がない竜巻には、被害幅又は被害長さを有する竜巻の観測値を与えていた。その際は、被害幅又は被害長さが大きいほうから優先的に用いることで、被害幅又は被害長さの平均値が大きくなるように工夫しているとともに、被害幅又は被害長さ0のデータについては計算に用いておらず、保守的な評価を行っている。

このように、前述のFスケール不明の竜巻の取扱い等も含め、データについては保守的な評価となる取扱いを行っている。

また、竜巻のハザードの計算においては、2変量あるいは3変量の確率分布関数を対象とするため、竜巻最大風速、被害幅及び被害長さについての相関係数を求めた。第2.3.5.2表に1961年以降の観測データのみを用いて、竜巻最大風速、被害幅及び被害長さについて相関係数を求めた結果を示す。

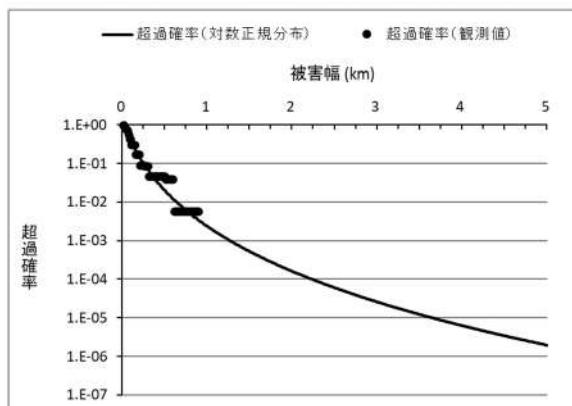
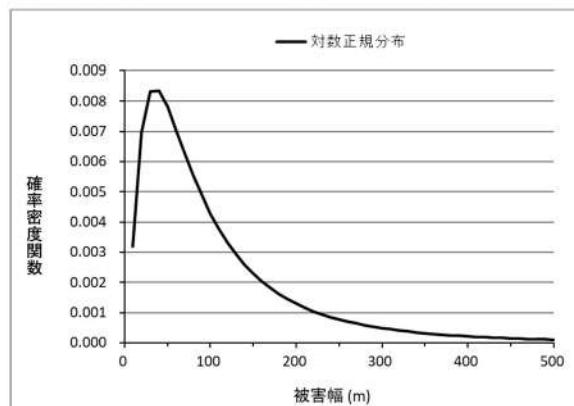
第2.3.5.1表 竜巻検討地域における竜巻パラメータ（51.5年間の推定結果）

疑似 51.5年間 (全竜巻)	パラメータ	統計量	小計	竜巻スケール			
				F0	F1	F2	F3
	発生数	期間内総数	1222	962	215	45	0
		年平均(個)	24	19	4	1	-
		標準偏差(個)	10	10	2	1	-
	被害幅	期間内総数	1222	962	215	45	0
		平均値(m)	118	116	112	179	-
		標準偏差(m)	132	122	102	314	-
	被害長	期間内総数	1222	962	215	45	0
		平均値(km)	1.550	1.082	3.391	2.773	-
		標準偏差(km)	2.654	1.421	4.962	2.948	-



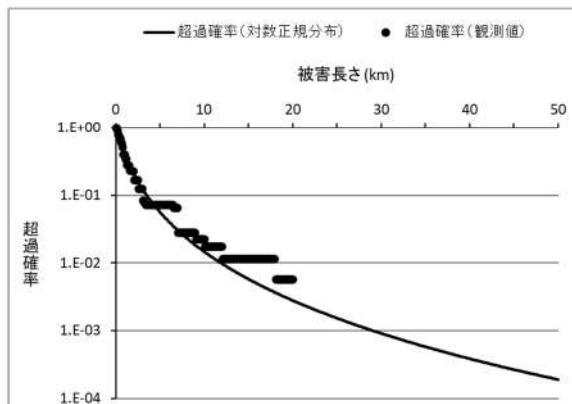
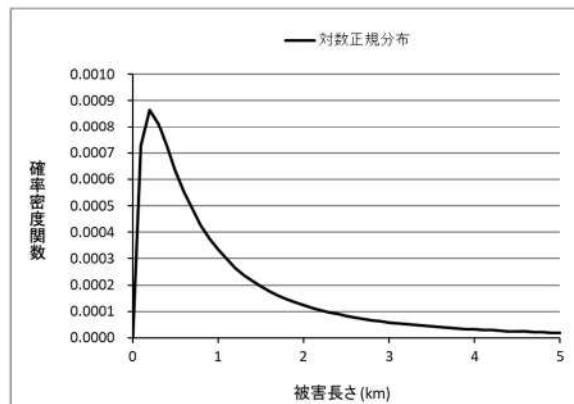
第2.3.5.1図 竜巻最大風速の確率密度分布

第2.3.5.2図 竜巻最大風速の超過確率分布



第2.3.5.3図 被害幅の確率密度分布

第2.3.5.4図 被害幅の超過確率分布



第2.3.5.5図 被害長さの確率密度分布

第2.3.5.6図 被害長さの超過確率分布

第2.3.5.2表 竜巻最大風速、被害幅、被害長さの相関係数（単位無し）

相関係数	竜巻最大風速	被害幅	被害長さ
竜巻最大風速	1. 000	-0. 060*	0. 319
被害幅	-0. 060*	1. 000	0. 458
被害長さ	0. 319	0. 457	1. 000

*竜巻最大風速と被害幅は無相関との知見が得られたため、ハザード算定の際には、相関係数0として計算

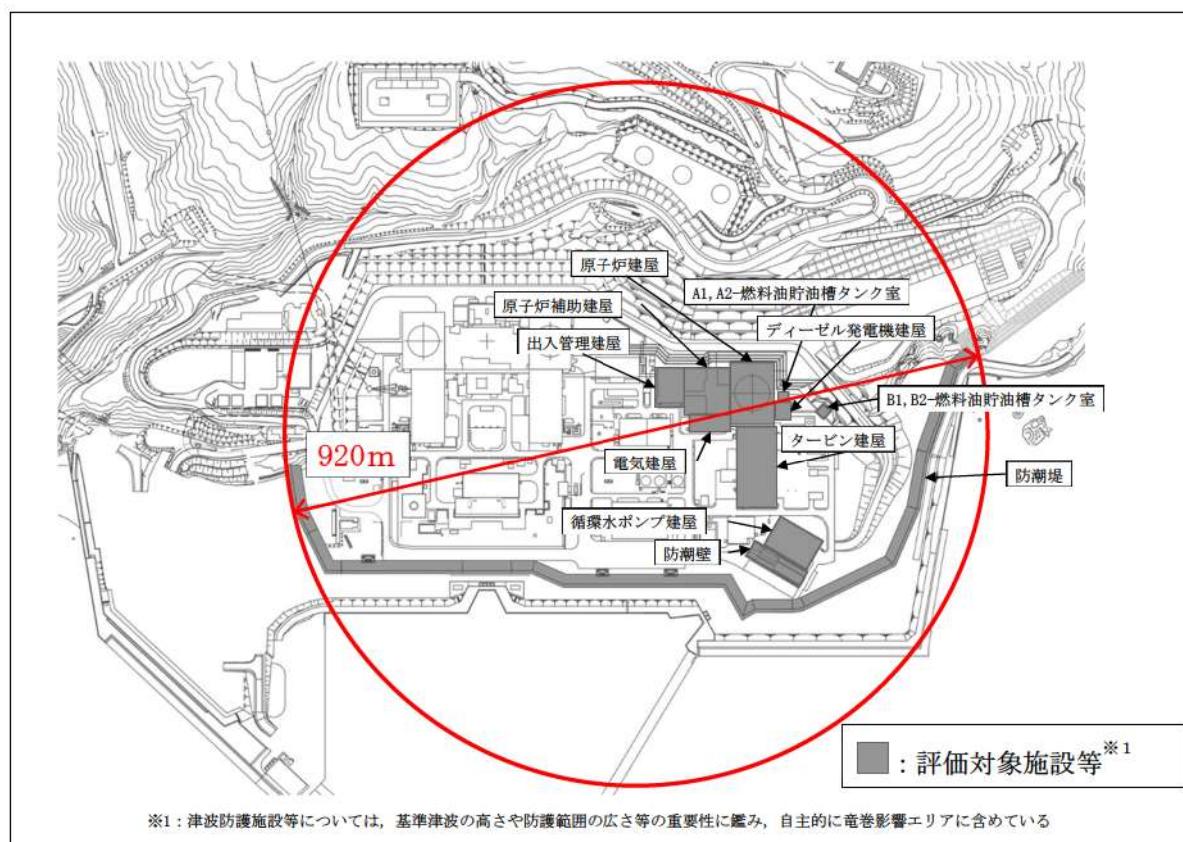
2.3.6 竜巻影響エリアの設定【添付資料 2.4.5.】

竜巻最大風速のハザード曲線による最大風速 (V_{B2}) の算定にあたり、 V_{B2} の発生エリアである竜巻影響エリアを設定する。竜巻影響エリアは、泊発電所 3 号炉の評価対象施設等を十分な余裕をもって包絡するエリアとして設定する。

第 2.3.6.1 図に泊発電所 3 号炉の竜巻影響エリアを示す。

竜巻影響エリアは、泊発電所 3 号炉の評価対象施設を包絡する円形のエリア(直径 920m、面積約 664,000m²)として設定した。

なお、竜巻影響エリアを円形とするため、竜巻移動方向の依存性はない。



第 2.3.6.1 図 評価対象施設等の位置

2.3.7 竜巻最大風速のハザード曲線の算定【添付資料 2.4.6.】

T年以内にいずれかの竜巻に遭遇し、かつ竜巻風速が V_0 以上となる確率を求める。竜巻の年発生数の確率密度分布としてポリヤ分布の適合性が高い。ポリヤ分布は式(1)で示される。

$$P_T(N) = \frac{(vT)^N}{N!} (1 + \beta vT)^{-N-1/\beta} \prod_{k=1}^{N-1} (1 + \beta k) \quad (1)$$

ここで、

N ：竜巻の年発生数

v ：竜巻の年平均発生数

T ：年数

β は分布パラメータであり式(2)で示される。

$$\beta = \left(\frac{\sigma^2}{v} - 1 \right) \times \frac{1}{v} \quad (2)$$

ここで、

σ ：竜巻の年発生数の標準偏差

Dをリスク評価対象構造物が風速 V_0 以上の竜巻に遭遇する事象と定義し、 $R(V_0)$ をリスク評価対象構造物が1つの竜巻に遭遇し、竜巻風速が V_0 以上となる確率と定義すると、T年以内にいずれかの竜巻に遭遇し、かつ竜巻風速が V_0 以上となる確率は式(3)で示される。

$$P_{V_0,T}(D) = 1 - [1 + \beta v R(V_0) T]^{-1/\beta} \quad (3)$$

この $R(V_0)$ は、竜巻影響評価の対象地域の面積を A_0 （つまり竜巻検討地域の面積約 $38,895\text{km}^2$ ）、1つの竜巻の風速が V_0 以上となる面積を $DA(V_0)$ とすると式(4)で示される。

$$R(V_0) = \frac{E[DA(V_0)]}{A_0} \quad (4)$$

ここで、 $E[DA(V_0)]$ は、 $DA(V_0)$ の期待値を意味する。

本評価では、以下のようにして $DA(V_0)$ の期待値を算出し、式(4)により $R(V_0)$ を推定して、式(3)により $P_{V_0,T}(D)$ を求める。竜巻最大風速を V 、被害幅 w 、被害長さ l 、移動方向 α 及び構造物の寸法を A, B とし、 $f(V, w, l)$ 等の同時確率密度関数を用いると、 $DA(V_0)$ の期待値は式(5)で示される。

$$\begin{aligned}
E[DA(V_0)] &= \int_0^{\infty} \int_0^{\infty} \int_{V_0}^{\infty} W(V_0) f(V, w, l) dV dw dl \\
&+ \int_0^{2\pi} \int_0^{\infty} \int_{V_0}^{\infty} H(\alpha) l f(V, l, \alpha) dV dl d\alpha + \int_0^{\infty} \int_0^{\infty} \int_{V_0}^{\infty} W(V_0) G(\alpha) f(V, w, \alpha) dV dw d\alpha \\
&+ AB \int_{V_0}^{\infty} f(V) dV
\end{aligned} \tag{5}$$

ここで、 $W(V_0)$ は竜巻風速が V_0 以上となる幅であり、式(6)で示される。
 $H(\alpha)$ 及び $G(\alpha)$ はそれぞれ、竜巻の被害長さ及び被害幅方向に沿った面にリスク評価対象構造物を投影した時の長さであり、式(7)で示される。

$$W(V_0) = \left(\frac{V_{min}}{V_0} \right)^{1/1.6} w \tag{6}$$

ここで、

$$\begin{aligned}
V_{min} &: \text{被害幅 } w \text{ 内の最小竜巻風速} \\
V_0 &: \text{被害が発生する最小風速}
\end{aligned}$$

$$\begin{aligned}
H(\alpha) &= B |\sin \alpha| + A |\cos \alpha| \\
G(\alpha) &= A |\sin \alpha| + A |\cos \alpha|
\end{aligned} \tag{7}$$

本評価ではリスク評価対象構造物を円形構造物（竜巻影響エリア）で設定しているため、 $H(\alpha)$ 、 $G(\alpha)$ とともに竜巻影響エリアの直径 920m で一定（竜巻の移動方向に依存しない）となる。円の直径を D_0 とした場合の計算式は式(8)で示される。

なお、竜巻最大風速のハザード曲線の算定において、風速の積分範囲の上限値はハザード曲線の形状が不自然にならない程度に大きな値として 120m/s に設定している。

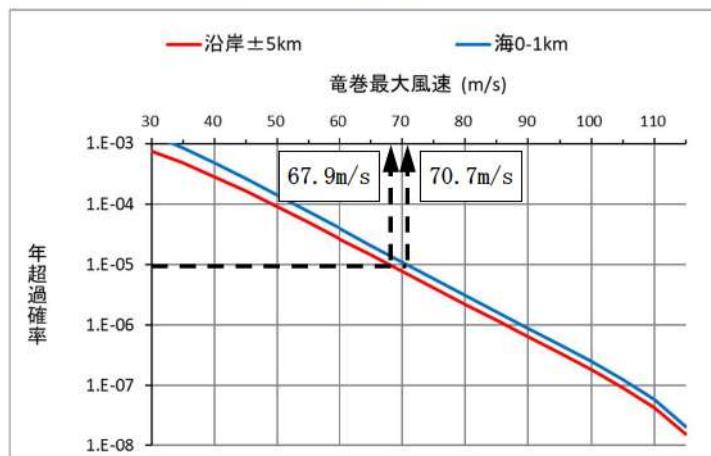
$$\begin{aligned}
E[DA(V_0)] &= \int_0^{\infty} \int_0^{\infty} \int_{V_0}^{\infty} W(V_0) f(V, w, l) dV dw dl \\
&+ D_0 \int_0^{\infty} \int_{V_0}^{\infty} l f(V, l) dV dl + D_0 \int_0^{\infty} \int_{V_0}^{\infty} W(V_0) f(V, w) dV dw \\
&+ \left(D_0^2 \pi / 4 \right) \int_{V_0}^{\infty} f(V) dV
\end{aligned} \tag{8}$$

2.3.8 竜巻最大風速のハザード曲線による最大風速 (V_{B2})

第 2.3.8.1 図に、海岸線から陸側及び海側それぞれ 5 km の範囲全域（竜巻検討地域）及びガイドに従い竜巻検討地域を 1 km 範囲ごとに細分化した場合の竜巻最大風速のハザード曲線を示す。

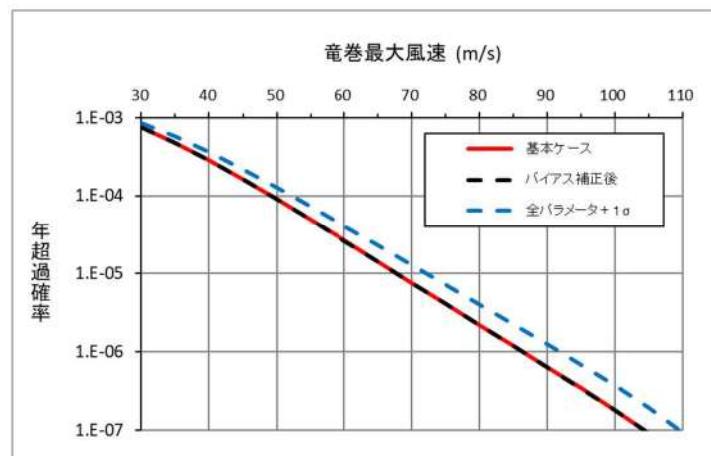
第 2.3.8.1 図より、陸側及び海側それぞれ 5 km の範囲全域を対象とした場合の年超過確率 10^{-5} における風速は 67.9 m/s、竜巻検討地域を 1 km 範囲ごとに細分化した場合の年超過確率 10^{-5} における風速は 70.7 m/s（海側 0 ~ 1 km）となった。

よって、竜巻最大風速のハザード曲線による最大風速 (V_{B2}) は、陸側及び海側それぞれ 5 km の範囲全域及び 1 km 範囲の竜巻最大風速のハザード評価結果のうち大きい方を採用し、 $V_{B2}=70.7\text{m/s}$ とする。



第 2.3.8.1 図 竜巻最大風速のハザード曲線
(陸側及び海側それぞれ 5 km の範囲及び 1 km 範囲)

また、不確実さ要素のハザード算定結果への影響を検討した結果を第 2.3.8.2 図に示す【添付資料 2.4 参考資料 3】。第 2.3.8.2 図より、データ、確率分布形選択及びデータ量が少ないとによる不確実さを表したハザード曲線により、これらの不確実さが小さいことを確認した。



第 2.3.8.2 図 ハザード不確実さ検討結果
(バイアス補正後及び全パラメータ + 1 σ のハザード)

2.3.9 基準竜巻の最大風速 (V_B)

過去に発生した竜巻による最大風速 $V_{B1}=92\text{m/s}$ 及び竜巻最大風速のハザード曲線による最大風速 $V_{B2}=70.7\text{m/s}$ のうち、大きい風速は 92m/s である（第 2.3.9.1 表）。

よって、基準竜巻の最大風速 (V_B) は 92m/s とする。

使用した竜巻の統計データの不確実性については前項までで検討を実施しているが、今後も最新のデータ・知見をもって竜巻検討地域や基準竜巻の最大風速について、必要に応じ見直しを行っていくものとする。

第 2.3.9.1 表 竜巻の最大風速の評価結果

項目	最大風速[m/s]
過去に発生した竜巻による最大風速 (V_{B1})	92 (F3)
竜巻最大風速のハザード曲線による最大風速 (V_{B2})	70.7
基準竜巻の最大風速 (V_B)	92

2.3.10 竜巻データの更新に関する対応

(1) 評価時点以降のデータ更新分について

上記の基準竜巻の検討には、検討実施時点で最新であった 1961 年 1 月～2012 年 6 月までの気象庁竜巻データベースを用いているが、その後、気象庁により継続的にデータベースが更新されている。本状況においても、以下の理由より、最新データを参照した場合でも基準竜巻の最大風速は上記の評価結果を上回るものではなく、現時点での見直しは不要と判断している。

- ・2012 年 6 月以降、現時点での V_{B1} の風速 92m/s を超える竜巻の報告はない。
- ・2012 年 6 月以降、竜巻検討地域で観測された竜巻は F0 若しくは F1 相当のものがほとんどであり、竜巻強度の分布はハザードを下げる方向に変化していると考えられるため、現時点での V_{B2} が更新されることはない。

(2) 将来の気候変動について

将来的な気候変動として予測される地球温暖化により竜巻の規模や発生数が増加する可能性も否定できない。

しかしながら、将来的な気候変動を完全に予測することは難しいため、最新のデータ、知見をもって気候変動の影響に注視し、竜巻検討地域や基準竜巻の最大風速は、必要に応じ見直しを実施していくものとする。

2.4 設計竜巻の最大風速 (V_D) の設定【添付資料 2.5】

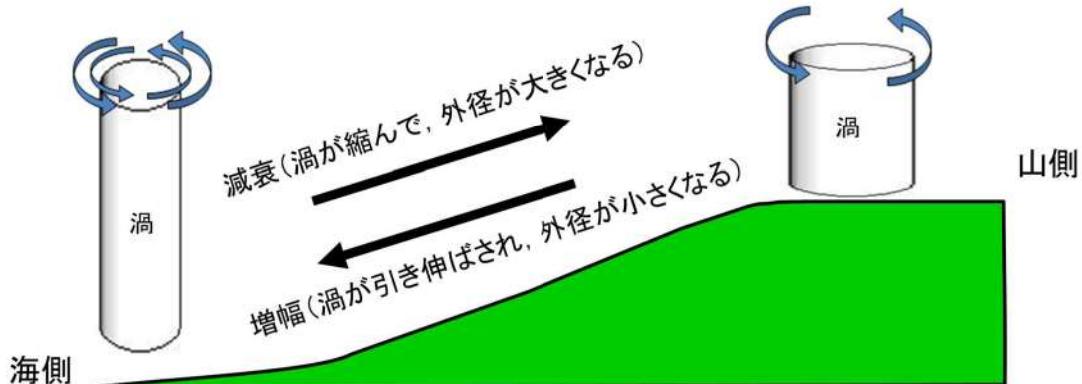
発電所が立地する地域の特性として、周辺の地形や竜巻の移動方向を考慮して、基準竜巻 (V_B) の割り増しを検討し、設計竜巻の最大風速を設定する。

2.4.1 地形効果による竜巻風速への影響

地形効果が竜巻強度に及ぼす影響に関する知見として、(1)地形起伏による影響、(2)地表面粗度による影響、について既往の研究において示されており、その知見を踏まえ、泊発電所周辺の地形効果による竜巻の增幅可能性について検討する。

(1) 地形起伏による影響

竜巻のような回転する流れでは、角運動量保存則により「回転の中心からの距離」及び「周方向の回転速度」の積が一定になるという性質がある。そのため、第 2.4.1.1 図に示すとおり、竜巻の渦が上り斜面を移動する時（海側から山側へ移動する場合）、基本的に渦は弱まり、下り斜面を移動する時（山側から海側へ移動する場合）には強まる。



第 2.4.1.1 図 竜巻旋回流の地形影響に関する模式図

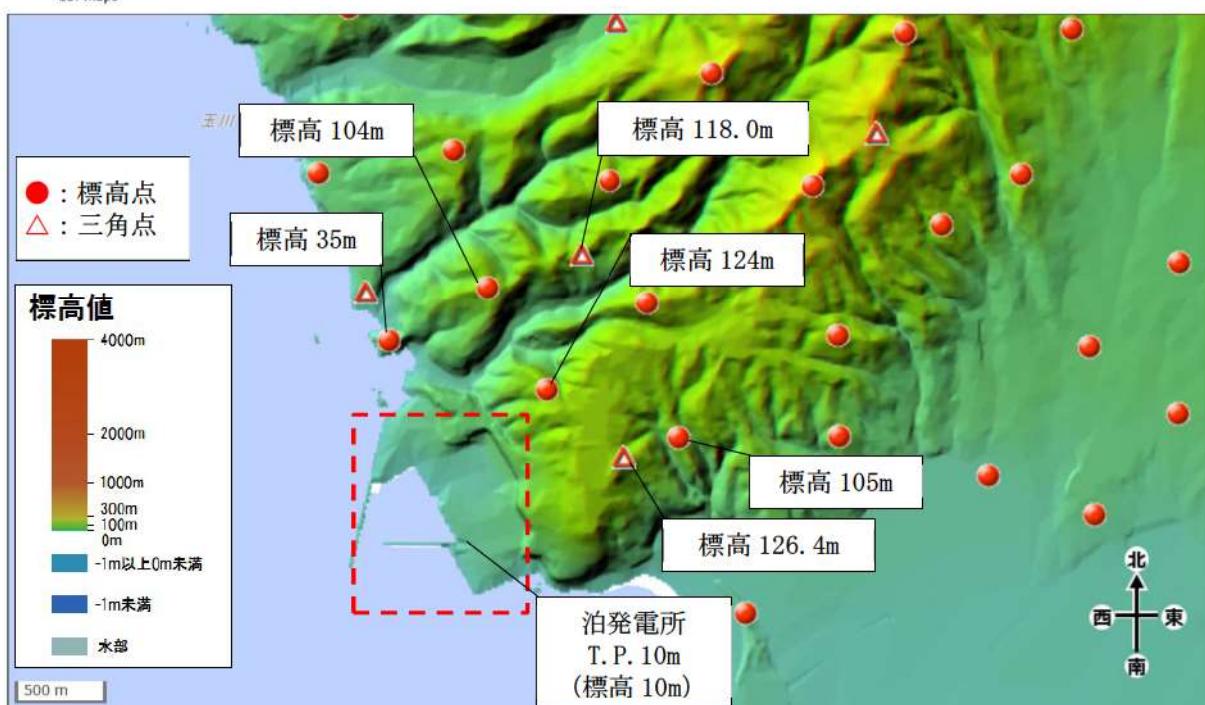
(2) 地表面粗度による影響

風は地表面の細かな凸凹が与える摩擦抵抗の影響を受けやすく、風速は、地表面において 0 となり上空に向かうにつれて増加する。地表面粗度は竜巻の旋回流を減衰させる効果を有し、地表面粗度の構成物が飛来物として運動することで風速が減衰することも示唆されていることから、地表面粗度の増加とともに竜巻に起因する強風の風速を低下させるといえる。

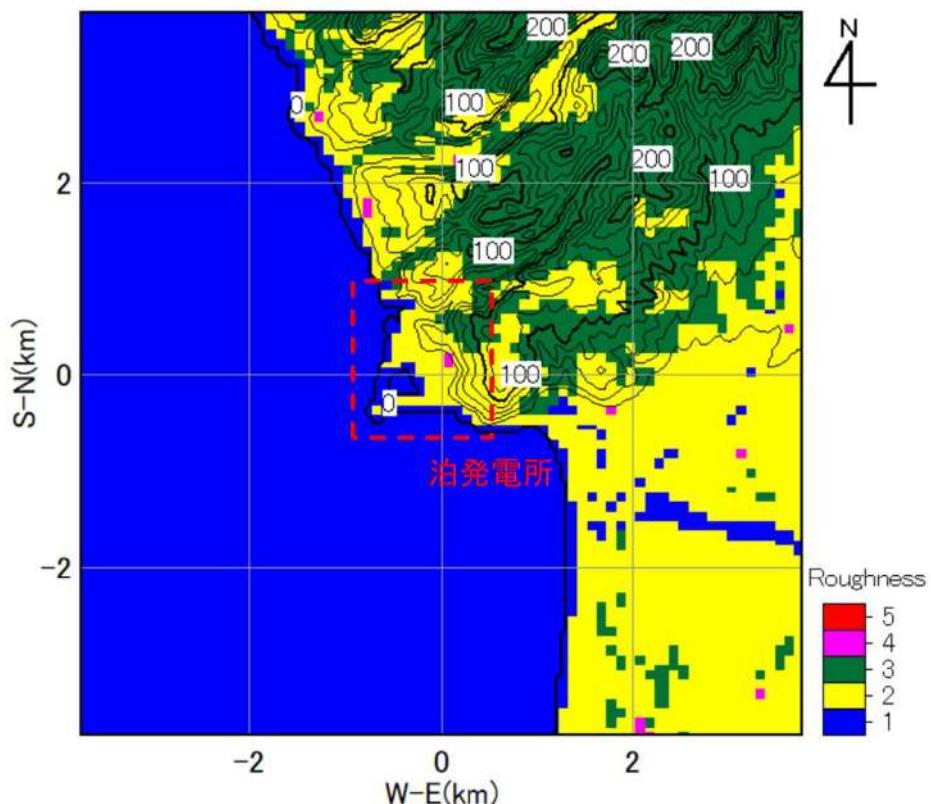
2.4.2 泊発電所周辺の地形

第 2.4.2.1 図に泊発電所周辺の地形図、第 2.4.2.2 図に泊発電所周辺の地表面粗度、第 2.4.2.3 図に泊発電所周辺の標高及び防潮堤高さを示す。発電所が立地する敷地は、敷地前面（北西～南西方向）が日本海に面し、背後は積丹半島中央部の山嶺に続く標高 40m から 130m の丘陵地である。

地理院地図
GSI Maps

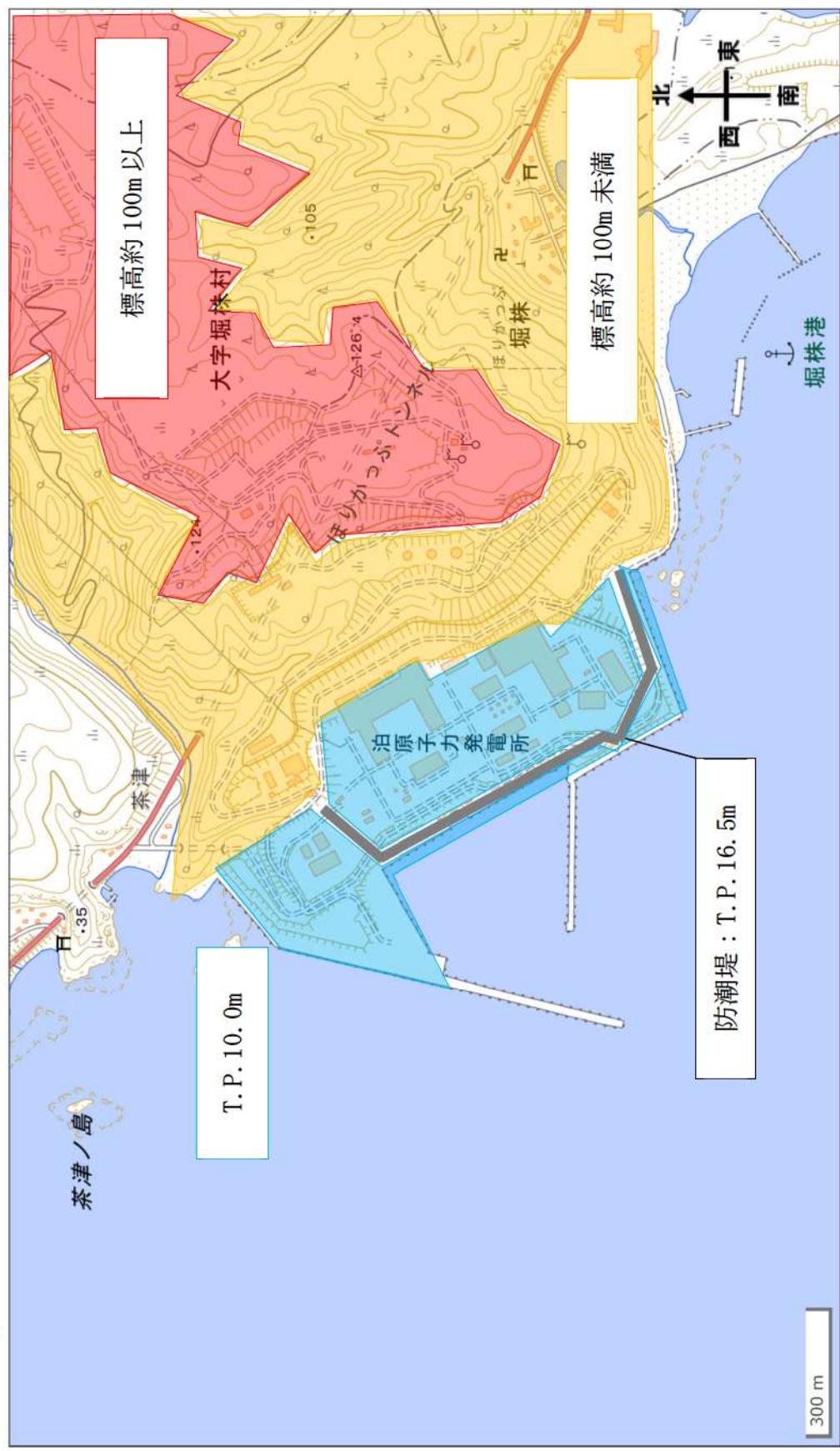


第 2.4.2.1 図 泊発電所周辺の地形 (国土地理院「電子国土 Web」より作成)



第 2.4.2.2 図 泊発電所周辺の地表面粗度

地理院地図
GSI Maps



6条(竜巻)-別添1-59

第2.4.2.3図 泊発電所の周辺の標高及び防潮堤高さ

(1) 地形起伏による影響

これまでの地形効果による竜巻増幅に関する知見等を収集し、泊発電所が立地する地域の周辺地形による竜巻の増幅の可能性について検討を行う。

主な知見として、Fujita(1989)やForbes (1998) の被害調査に関する文献や、Lewellen(2012)のLES計算に関する文献に、下り斜面において竜巻の強さが増す傾向が見られたという報告がある。

この他にも、上りの斜面で増幅するという知見も存在しており、現時点で、地形効果による竜巻増幅を十分に評価できるだけの信頼性を有する知見は存在しない。

(2) 地表面粗度による影響

竜巻の渦は地表面粗度の影響を受けやすい。内陸・山岳部での竜巻発生数が海岸線付近に比べて少ないのは、この影響によるところが大きいと考えられる。

力学的な知見からは、風洞を用いた竜巻状流れ場の可視化実験(松井・田村 2005)等において、旋回流のパラメータの一つであるスワール比に応じて、地表面粗度が旋回流速度の低下に影響を与えることが分かっている。

最近の知見として、ラージ・エディー・シミュレーション(LES)による非定常乱流解析(例えば、Lewellen, D. C., and W. S. Lewellen 2007)で得られたスワール比に依存した竜巻の渦構造に関する知見が妥当であることが実際の竜巻近くで行った観測結果から示唆されている(Karstens et al. 2010)。

したがって、竜巻が地表面粗度の大きい丘陵地を越えてくることは考えにくい。

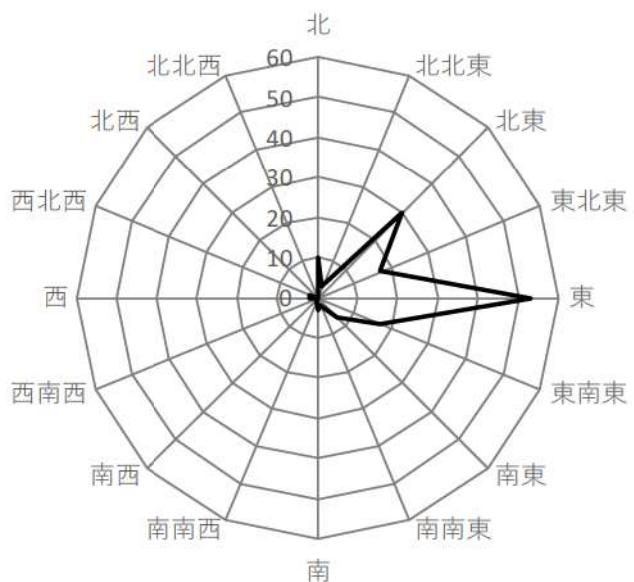
2.4.3 竜巻の移動方向の分析

竜巻検討地域で発生した竜巻のうち、移動方向が判明している竜巻の移動方向を第2.4.3.1図に示す。第2.4.3.1図より、竜巻検討地域で発生した竜巻は、多くが海側から陸側の方向に移動していた。

147個の発生竜巻の内、竜巻の移動方向が海上から陸側へ向かう方向(東側方向)が129個で88%を占めている。以上より、泊発電所付近の竜巻は、海上から陸側へ向かう方向が卓越している。

[個]

北	10
北北東	3
北東	30
東北東	17
東	53
東南東	17
南東	7
南南東	2
南	3
南南西	1
南西	0
西南西	0
西	2
西北西	2
北西	0
北北西	0
計	147



第 2.4.3.1 図 竜巻移動方向

2.4.4 竜巻風速の増幅に関する検討

竜巻検討地域で発生した竜巻は、海側から陸側に進入する可能性が高く、竜巻が増幅することはないと考えられる。竜巻が海上から発電所に進入してきた場合は、地表面粗度の影響を受けて竜巻は減衰した後、さらに防潮堤 (T.P. 16.5m) で減衰するため、竜巻による施設への影響は限定的となると考えられる。また、山側から発電所の敷地に移動してきた場合についても、発電所周辺は広い丘陵地に森林が存在しており、森林による粗度の影響を大きく受けるため減衰する。

したがって、泊発電所において地形効果による竜巻の増幅の影響は受けないものと考えられる。

2.4.5 設計竜巻の最大風速 (V_D)

検討の結果、泊発電所において地形効果による竜巻の増幅を考慮する必要は無いと考えられるため、基準竜巻の割増しは不要と考えるが、将来的な気候変動による竜巻発生の不確実性を考慮し、基準竜巻の 92m/s を安全側に切り上げて、設計竜巻の最大風速 (V_D) は 100m/s とする。

2.5 設計竜巻の特性値

設計竜巻の特性値は、原則として十分な信頼性を有した観測記録等に基づいて設定する必要があり、泊では評価の保守性等も踏まえて、ガイドに示される方法に基づいて設定する。具体的には、ランキン渦モデルを仮定し、①～⑤に従い設定する。設定した結果を第 2.5.1 表に示す。

①設計竜巻の移動速度 (V_T)

$$V_T = 0.15 \cdot V_D$$

V_D (m/s) : 設計竜巻の最大風速

②設計竜巻の最大接線風速 (V_{Rm})

$$V_{Rm} = V_D - V_T$$

V_D (m/s) : 設計竜巻の最大風速, V_T (m/s) : 設計竜巻の移動速度

③設計竜巻の最大接線風速が生じる位置での半径 (R_m)

$$R_m = 30 \text{ (m)}$$

④設計竜巻の気圧低下量 (ΔP_{max})

$$\Delta P_{max} = \rho \cdot V_{Rm}^2$$

ρ : 空気密度 (1.22 (kg/m³)), V_{Rm} (m/s) : 設計竜巻の最大接線風速

⑤設計竜巻の最大気圧低下率 ((dp/dt)_{max})

$$(dp/dt)_{\max} = (V_T/R_m) \cdot \Delta P_{\max}$$

V_T (m/s) : 設計竜巻の移動速度, R_m (m/s) : 設計竜巻の最大接線風速半径

第 2.5.1 表 設計竜巻の特性値

最大風速 V_D (m/s)	移動風速 V_T (m/s)	最大接線風速 V_{Rm} (m/s)	最大接線 風速半径 R_m (m)	最大気圧低下量 ΔP_{\max} (hPa)	最大気圧低下率 $(dp/dt)_{\max}$ (hPa/s)
100	15	85	30	89	45

3. 竜巻影響評価

3.1 評価概要

評価の概要は以下のとおり。

- (1) 設計荷重（設計竜巻荷重及びその他の組合せ荷重）の設定
- (2) 原子力発電所における飛来物に係る調査
- (3) 飛散防止対策
- (4) 考慮すべき設計荷重に対する評価対象施設等の構造健全性等の評価を行い、必要に応じ対策を行うことで安全機能が維持されることを確認

3.2 評価対象施設等

「1.2.2 竜巻影響評価の対象施設」に示すとおり。

3.3 設計荷重の設定

3.3.1 設計竜巻荷重の設定

設計竜巻の最大風速 V_D 等に基づき、「風圧力」、「気圧差による圧力」及び「飛来物の衝撃荷重」について、以下のとおり設定する。

- (1) 設計竜巻による風圧力の設定

設計竜巻の水平方向の最大風速によって施設（屋根を含む）に作用する風圧力 W_w は「建築基準法施行令」及び「日本建築学会 建築物荷重指針・同解説」に準拠して、下式により算定する。

なお、ガスト影響係数 G は、 $G=1.0$ 、風力係数 C は施設の形状や風圧力が作用する部位（屋根、壁等）に応じて設定する。

$$W_w = q \cdot G \cdot C \cdot A$$

q : 設計用速度圧

G : ガスト影響係数($=1.0$)

C : 風力係数

（施設の形状や風圧力が作用する部位（屋根、壁等）に応じて設定）

A : 施設の受圧面積

$$q = (1/2) \cdot \rho \cdot V_D^2$$

ρ : 空気密度

V_D : 設計竜巻の最大風速

ただし、竜巻による最大風速は、一般的には水平方向の風速として算定されるが、鉛直方向の風圧力に対してせい弱と考えられる評価対象施設等が存在する場合には、ランキン

渦モデルの風速場により求まる鉛直方向の風速等に基づいて算出した鉛直方向の風圧力についても考慮する。

(2) 設計竜巻における気圧低下によって生じる評価対象施設等の内外の気圧差による圧力の設定

設計竜巻による評価対象施設等の内外の気圧差による圧力は、最大気圧低下量 ΔP_{\max} に基づき設定する。

a. 建屋・構造物等

建屋については、気圧差による圧力荷重が最も大きくなる「閉じた施設」を想定し、内外気圧差による圧力荷重 W_P を以下の式により設定する。

$$W_P = \Delta P_{\max} \cdot A$$

ΔP_{\max} : 最大気圧低下量

A : 施設の受圧面積

外部事象防護対象施設を内包する建屋・構築物について、影響評価を実施し、当該施設が破損した場合には安全機能維持について確認を行う。

b. 設備(系統、機器)

設備についても、上記と同様に圧力荷重 W_P を設定する。

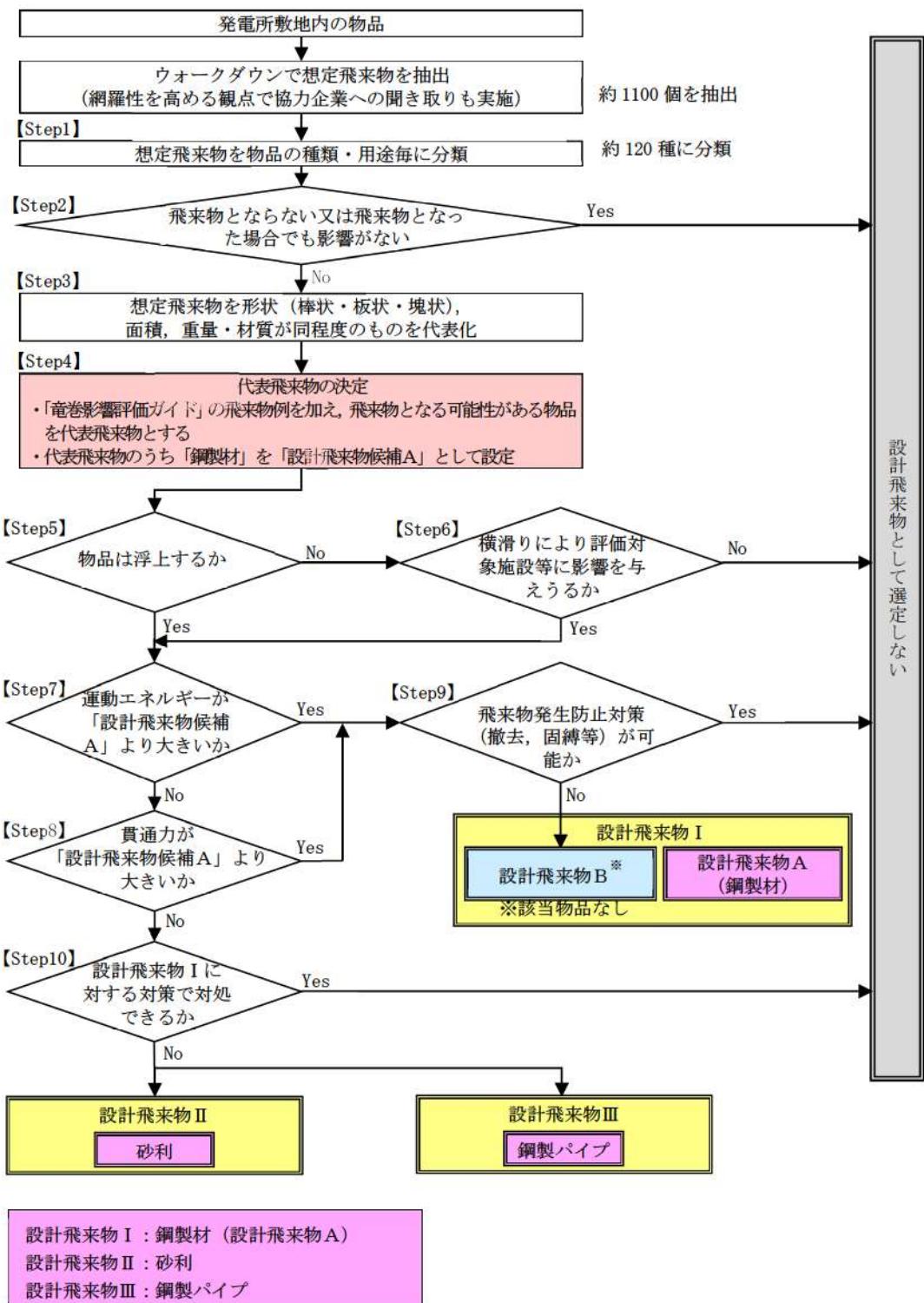
なお、換気空調系のように外気と隔離されている区画の境界部等、気圧差による圧力影響を受ける設備について、圧力影響により作用する応力が許容値内であるか確認し、許容値を上回る場合には安全機能維持への影響について確認する。

(3) 設計竜巻による飛来物が評価対象施設等に衝突する際の衝突荷重の設定

a. 泊発電所3号炉における設計飛来物等の選定【添付資料3.3】

泊発電所3号炉の竜巻影響評価における設計飛来物等については、泊発電所3号炉における飛来物源の現地調査結果及び「竜巻影響評価ガイド」の解説表4.1に示されている設計飛来物の設定例を参照して選定する。

第3.3.1.1図に発電所における設計飛来物の選定フローを、第3.3.1.1表に発電所における設計飛来物を示す。



第 3.3.1.1 図 設計飛来物の選定フロー

(a) 評価に用いる設計竜巻の特性

設計竜巻の最大風速は、100m/sとする。(第2.5.1表)

(b) 設計飛来物の選定

i) 現地調査

飛来物となり得る物品を確認するため、泊発電所の現地調査を実施した。調査範囲は、泊発電所の敷地内（原子炉建屋から約550m（最短距離）～約1100m（最長距離）の範囲）とした。後述の飛散評価の結果によれば、確認された物品の飛散距離は550mを下回ることから、調査範囲は十分と考えられる。

ii) 設計飛来物となり得る飛来物源の抽出

現地調査で確認された物品の最大飛散距離は最大でも430m程度と評価された。したがって、泊発電所3号炉の設計飛来物の設定に際しては、発電所敷地内で認められた物品に「竜巻影響評価ガイド」の解説表4.1に例示された物品を加えたものを飛来物源として抽出した。

iii) 設計飛来物の設定

上記の飛来物源から、第3.3.1.1図のフローに従い、「竜巻影響評価ガイド」に例示されている鋼製材を設計飛来物として設定した。

さらに、鋼製材に対する飛来物防護対策として設置する竜巻防護ネットを通過し得る設計飛来物として、砂利を設定した。砂利のサイズはネットの網目のサイズを考慮して設定した。

また、竜巻防護ネットを通過しないが外部事象防護対象防護施設である使用済燃料ピット等に侵入した場合に燃料集合体に直接落下する可能性がある設計飛来物として、鋼製パイプを設定した。以降の設計飛来物とは、上記の鋼製材、鋼製パイプ及び砂利の3つを示す。

(c) 設計飛来物以外の飛来物源に対する措置

i) 基本方針

設計飛来物以外の飛来物源については、設計竜巻の最大風速100m/sにおける衝突時の運動エネルギー又は貫通力の大きさを、設計飛来物のうちこれらが最大となる鋼製材と比較し、鋼製材を上回る飛来物源（コンテナ等）については、以下のとおり対応する。

・泊発電所敷地内のものは、飛来物発生防止対策（固縛等）を施すか、評価対象施設等及び竜巻飛来物防護対策設備からの離隔及び頑健な建物内への移動等の運用により、設計飛来物による影響を上回らないものとする。

b. 設計飛来物の速度の設定【添付資料3.1】

設計竜巻の最大風速(100m/s)による設計飛来物の最大水平速度($_{M}V_{Hmax}$)及び最大鉛直速度($_{M}V_{Vmax}$)は、衝撃荷重による影響を保守的に評価するため、ガイドに示される設計竜巻の最大風速(V_D)=100m/sの場合と同じ値とする。ガイドにおける鋼製材の最大

水平速度及び最大鉛直速度については、平成 26 年 9 月 17 日に改正（最大水平速度が 57m/s から 51m/s に、最大鉛直速度が 38m/s から 34m/s に改正）されているが改正前の値とし、第 3.3.1.1 表のとおりとする。

ただし、ガイドに記載のない設計飛来物である砂利の速度については、文献*を参考にして、ランキン渦を仮定し風速場の中での速度を算出した。

第 3.3.1.1 表 泊発電所における設計飛来物

項目	飛来物の種類		
	砂利	鋼製パイプ	鋼製材
サイズ[m]	長さ×幅×奥行 0.04×0.04×0.04 ^{*1}	長さ×直径 2×0.05	長さ×幅×奥行 4.2×0.3×0.2
質量[kg]	0.18	8.4	135
最大水平速度[m/s]	62 ^{*2}	49 ^{*4}	57 ^{*4}
最大鉛直速度[m/s]	42 ^{*3}	33 ^{*4}	38 ^{*4}

*1 砂利のサイズは、竜巻防護ネットの金網が目開き 5cm×5cm を 2 枚重ね、4cm×4cm を 1 枚重ねの構造、又は 4 cm×4 cm を 3 枚重ねの構造となっていることを考慮して選定

*2 設計竜巻風速 100m/s、当社が実施するランキン渦モデルの風速場を用いた飛散評価手法による結果

*3 竜巻影響評価ガイドに基づき最大水平速度の 2/3 として算出

*4 衝撃荷重による影響を保守的に評価するため、竜巻影響評価ガイドに示される竜巻の最大風速 (V_D) = 100m/s の場合と同じ値とする。また、鋼製材については、竜巻影響評価ガイド改正前の値とする。

※：竜巻による原子力施設への影響に関する調査研究（東京工芸大学）

E. Simiu and M. Cordes, NBSIR76-1050. Tornado-Borne Missile Speeds, 1976

c. 設計飛来物の衝撃荷重の設定

設計竜巻の最大風速 100m/s による設計飛来物の衝撃荷重は、運動エネルギーが最も大きくなる鋼製材の衝突方向及び衝突面積を考慮し、鋼製材が評価対象施設等に衝突した場合の影響が大きくなる衝突方向で算出する。

鋼製材の最大速度は第 3.3.1.1 表のとおりであり、静的な構造評価を実施する場合の衝撃荷重は、重量分布を均一な直方体として、Riera の方法⁽¹⁾を踏まえた下式にて算出した。

$$W_w = F_{MAX} = MV^2 / L_{MIN}$$

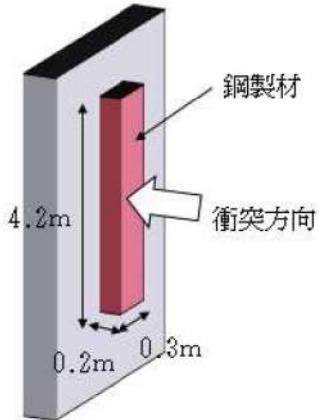
M : 飛来物の質量

V : 飛来物の衝突速度

L_{MIN} : 飛来物の衝突方向長さ

Riera の方法で衝撃荷重を算出する場合、衝撃荷重が最大となるのは第 3.3.1.2 図に示す向きの衝突となる。

なお、有限要素法による飛来物衝突評価を行う場合には、飛来物の衝突速度を初速値として入力し、衝突解析により衝撃荷重を算出する。衝突解析における鋼製材の衝突方向は、鋼製材が評価対象施設等に衝突した場合の影響が大きくなる衝突方向とする。



第 3.3.1.2 図 最大衝撃荷重となる鋼製材衝突方向 (Riera の方法⁽¹⁾)

d. 設計竜巻荷重の組合せ

評価対象施設等の評価に用いる設計竜巻荷重は、設計竜巻による風圧力による荷重 W_w 、気圧差による荷重 W_p 、及び設計飛来物による衝撃荷重 W_m を組み合わせた複合荷重として、以下の式により算出する。

$$W_{T1} = W_p$$

$$W_{T2} = W_w + 0.5 \cdot W_p + W_m$$

ここで、

W_{T1}, W_{T2} : 設計竜巻による複合荷重

W_w : 設計竜巻の風圧力による荷重

W_p : 設計竜巻の気圧差による荷重

W_m : 設計飛来物による衝撃荷重

ここで、竜巻襲来時のある瞬間において、各荷重の作用方向は必ずしも一様ではないが、 W_{T2} の算出においては W_w 、 W_p 及び W_m の作用方向を揃えることとし、保守性を考慮する。また、評価対象施設等には W_{T1} 及び W_{T2} の両荷重をそれぞれ作用させる。

3.3.2 設計竜巻荷重と組み合わせる荷重の設定

設計竜巻荷重と組み合わせる荷重は、以下のとおりとする。

(1) 評価対象施設等に常時作用する荷重、運転時荷重等

評価対象施設等に作用する荷重として、自重等の常時作用する荷重、内圧等の運転時荷重を適切に組み合わせる。

(2) 龍巻以外の自然現象による荷重

龍巻は積乱雲や積雲に伴って発生する現象であり⁽²⁾、積乱雲の発達時に龍巻と同時発生する可能性がある自然現象は、雷、雪、ひょう及び降水である。これらの自然現象の組合せにより発生する荷重は、以下のとおり設計龍巻荷重に包絡される。

なお、龍巻と同時に発生する自然現象については今後も継続的に新たな知見等の収集に取り組み、必要な事項については適切に反映を行う。

①雷

龍巻と雷が同時に発生する場合においても、雷によるプラントへの影響は、雷撃であるため雷による荷重は発生しない。

②雪

龍巻の作用時間は極めて短時間であること、積雪の荷重は冬季の限定された期間に発生し、積雪荷重の大きさや継続時間は除雪を行うことで低減できることから、発生頻度が極めて小さい設計龍巻の風荷重と積雪による荷重が同時に発生し、設備に影響を与えることは考えにくいため、組合せを考慮しない。また、雪が堆積した状態における龍巻の影響については、除雪により雪を長期間堆積状態にしない方針であることから、組合せを考慮しない。

冬期に龍巻が襲来する場合は龍巻通過前後に降雪を伴う可能性はあるが、上昇流の龍巻本体周辺では、龍巻通過時に雪は降らない。また、下降流の龍巻通過時は、龍巻通過前に積もった雪の大部分は龍巻の風により吹き飛ばされ、雪による荷重は十分小さく設計龍巻荷重に包絡される。

③ひょう

ひょうは、積乱雲から直径 5mm 以上の氷の粒⁽³⁾であり、仮に直径 10cm 程度の大型のひょうを想定した場合、その重量は約 0.5kg となる。直径 10cm 程度のひょうの終端速度は 59m/s⁽⁴⁾、運動エネルギーは約 0.9kJ であり、設計飛来物の運動エネルギーと比べ十分に小さく、ひょうの衝突による荷重は設計龍巻荷重に包絡される。

④降水

龍巻と降水が同時に発生する場合においても、雨水により屋外施設に荷重の影響を与えることはなく、また降雨による荷重は十分小さいため、設計龍巻荷重に包絡される。

(3) 設計基準事故時荷重

外部事象防護対象施設は、当該外部事象防護対象施設に大きな影響を及ぼすおそれがあると想定される自然現象により当該外部事象防護対象施設に作用する衝撃及び設計基準事

故時に生ずる応力を、それぞれの因果関係及び時間的変化を考慮して、適切に組み合わせて設計する。

外部事象防護対象施設は、設計竜巻によって安全機能を損なわない設計とするため、設計竜巻は原子炉冷却材喪失事故等の設計基準事故の起因とはならないことから、設計竜巻と設計基準事故は独立事象であり、因果関係はない。

時間的変化の観点からは、事故の影響が長期に及ぶことが考えられる設計基準事故である原子炉冷却材喪失の発生頻度は小さく、また、外部事象防護対象施設に大きな影響を及ぼす竜巻の発生頻度も小さい。よって設計竜巻と設計基準事故が同時に発生する頻度は十分小さいため、設計基準事故時荷重と設計竜巻の荷重を組み合わせる必要はなく、設計竜巻により外部事象防護対象施設に作用する衝撃による応力評価と変わらない。

また、風速が低く発生頻度が高い竜巻と設計基準事故が同時に発生する場合、外部事象防護対象施設のうち設計基準事故時荷重が生じ、外殻となる施設による防護機能が期待できないことから、竜巻による風荷重等の影響を受ける可能性がある屋内施設としては原子炉補機冷却海水ポンプが考えられるが、設計基準事故時においても原子炉補機冷却海水ポンプの圧力及び温度は変わらないため、設計基準事故により考慮すべき荷重はなく、設計竜巻の荷重と設計基準事故時荷重を組み合わせる必要はないため、設計竜巻により外部事象防護対象施設に作用する衝撃による応力評価と変わらない。このため、設計竜巻の荷重と設計基準事故時荷重の組合せは考慮しない。

3.4 評価対象施設等の設計方針

外部事象防護対象施設等のうち評価対象施設については、設計荷重に対してその構造健全性を維持すること又は取替、補修が可能なこと、設計上の要求を維持することにより、安全機能を損なわない設計とする。また、外部事象防護対象施設等に波及影響を及ぼし得る施設については、竜巻及びその随伴事象に対して構造健全性を確保すること、設計上の要求を維持すること又は安全上支障のない期間での修復等の対応により、外部事象防護対象施設の安全機能を損なわない設計とする。

(1) 許容限界

建屋及び構築物の設計において、設計飛来物の衝突による貫通及び裏面剥離発生の有無の評価については、貫通及び裏面剥離が発生しない部材厚さ（貫通限界厚さ及び裏面剥離限界厚さ）と部材の最小厚さを比較することにより行う。さらに、設計荷重により、発生する変形又は応力が以下の法令、規格、基準、指針類等に準拠し算定した許容限界を下回る設計とする。

- ・建築基準法
- ・日本産業規格
- ・日本建築学会及び土木学会等の基準・指針類
- ・原子力発電所耐震設計技術指針 JEAG4601-1987（日本電気協会）

- ・日本機械学会の基準・指針類
- ・震災建築物の被災度区分判定基準及び復旧技術指針（日本建築防災協会）
- ・原子力エネルギー協会（NEI）の基準・指針類等

系統及び機器の設計において、設計飛来物の衝突による貫通の有無の評価については、貫通が発生しない部材厚さ（貫通限界厚さ）と部材の最小厚さを比較することにより行う。設計飛来物が貫通することを考慮する場合には、設計荷重に対して防護対策を考慮した上で、系統及び機器に発生する応力が以下の規格、基準及び指針類に準拠し算定した許容応力度等に基づく許容限界を下回る設計とする。

- ・日本産業規格
- ・日本機械学会の基準・指針類
- ・原子力発電所耐震設計技術指針 JEAG4601-1987（日本電気協会）等

(2) 屋外施設（外部事象防護対象施設を内包する区画を含む。）及び屋内の施設で外気と繋がっている施設

外部事象防護対象施設等のうち屋外施設は、設計荷重に対して、安全機能が維持される設計とし、必要に応じて竜巻飛来物防護対策設備又は運用による竜巻防護対策を講じる方針とする。

外殻となる施設に内包され防護される外部事象防護対象施設のうち、外気と繋がっている施設は、設計荷重に対して、安全機能が維持される設計とし、必要に応じて竜巻飛来物防護対策設備である竜巻防護鋼板の設置又は運用による竜巻防護対策を講じる方針とする。

なお、屋内に配置される施設のうち、外殻となる施設等による防護機能が期待できる施設の内部に配置される施設は、その防護機能により設計荷重に対して影響を受けない設計とする。

また、設計飛来物は評価対象施設等の全面に影響を及ぼすものとして評価及び対策を行う。

a. 排気筒

排気筒は、周辺補機棟に内包されている部分と、周辺補機棟に内包されていない部分がある。周辺補機棟に内包されている部分については、竜巻防護鋼板の設置による竜巻防護対策を行う周辺補機棟に内包されていることを考慮すると、風圧力による荷重及び設計飛来物による衝撃荷重は作用しないため、気圧差による荷重及び排気筒に常時作用する荷重に対して、構造健全性が維持され、安全機能を損なわない設計とする。

また、周辺補機棟に内包されていない部分については、設計飛来物の衝突により貫通し構造健全性が維持されないことを考慮して、補修が可能な設計とすることにより、設計基準事故時における安全機能を損なわない設計とする。さらに、風圧力による荷重、気圧差による荷重及び排気筒に常時作用する荷重に対して、構造健全性が維持され、安

全機能を損なわない設計とする。

- b. 換気空調設備（アニュラス空気浄化設備，格納容器空調装置，補助建屋空調装置，試料採取室空調装置，中央制御室空調装置，電動補助給水ポンプ室換気装置，制御用空気圧縮機室換気装置，ディーゼル発電機室換気装置及び安全補機開閉器室空調装置）

換気空調設備（アニュラス空気浄化設備，格納容器空調装置，補助建屋空調装置，試料採取室空調装置，中央制御室空調装置，電動補助給水ポンプ室換気装置，制御用空気圧縮機室換気装置，ディーゼル発電機室換気装置及び安全補機開閉器室空調装置）は，外部遮へい建屋，竜巻防護鋼板の設置による竜巻防護対策を行う周辺補機棟及び原子炉補助建屋に内包されていることを考慮すると，風圧力による荷重及び設計飛来物による衝撃荷重は作用しないことから，気圧差による荷重及び設備に常時作用する荷重に対して，構造健全性が維持され，安全機能を損なわない設計とする。

<以下，外部事象防護対象施設を内包する区画>

- c. 外部遮へい建屋

外部遮へい建屋は，風圧力による荷重，気圧差による荷重，設計飛来物による衝撃荷重及び常時作用する荷重に対して，構造骨組の構造健全性が維持されるとともに，屋根，壁及び開口部（扉類）の破損により当該建屋内の外部事象防護対象施設が安全機能を損なわない設計とする。また，設計飛来物の衝突時においても，貫通及び裏面剥離の発生により，当該建屋内の外部事象防護対象施設が安全機能を損なわない設計とする。

- d. 周辺補機棟，燃料取扱棟，原子炉補助建屋及びディーゼル発電機建屋

周辺補機棟，燃料取扱棟，原子炉補助建屋及びディーゼル発電機建屋は，風圧力による荷重，気圧差による荷重，設計飛来物による衝撃荷重及び常時作用する荷重に対して，構造骨組の構造健全性が維持されるとともに，屋根，壁及び開口部（扉類）の破損により当該建屋内の外部事象防護対象施設が安全機能を損なわない設計とする。また，設計飛来物の衝突時においても，貫通及び裏面剥離の発生により，当該建屋内の外部事象防護対象施設が安全機能を損なわない設計とする。

ただし，風圧力による荷重，気圧差による荷重，設計飛来物による衝撃荷重及び常時作用する荷重又は設計飛来物の衝突による影響を受け，屋根，壁及び開口部（扉類）が損傷し当該建屋内の外部事象防護対象施設の安全機能を損なう可能性がある場合には，当該建屋内の外部事象防護対象施設が安全機能を損なわないかを評価し，安全機能を損なう可能性がある場合には，竜巻飛来物防護対策設備又は運用による竜巻防護対策を実施する。

- e. A1, A2-燃料油貯油槽タンク室及びB1, B2-燃料油貯油槽タンク室

A1, A2-燃料油貯油槽タンク室及びB1, B2-燃料油貯油槽タンク室は、地下埋設されており風圧力による荷重、気圧差による荷重は作用しないことから、設計飛来物による衝撃荷重に対して、構造健全性が維持され、ディーゼル発電機燃料油貯油槽が安全機能を損なわない設計とする。

f. 循環水ポンプ建屋

循環水ポンプ建屋は、風圧力による荷重、気圧差による荷重、設計飛来物による衝撃荷重及び常時作用する荷重又は設計飛来物の衝突による影響を受け、屋根、壁及び開口部（扉類）が損傷する可能性があるため、当該建屋内の外部事象防護対象施設が安全機能を損なわないかを評価し、安全機能を損なう可能性がある場合には、竜巻飛来物防護対策設備又は運用による竜巻防護対策を実施する。

g. タービン建屋

タービン建屋は、竜巻を起因として蒸気発生器への過剰給水が発生することはないが、独立事象としての重畳の可能性を考慮し、安全上支障のない期間に補修等の対応を行うことで、タービン保安装置及び主蒸気止め弁が安全機能を損なわない設計とする。

(3) 外殻となる施設による防護機能が期待できない施設

外殻となる施設による防護機能が期待できない施設は、設計荷重に対して、安全機能が維持される設計とし、必要に応じて竜巻飛来物防護対策設備である竜巻防護鋼板等の設置又は運用による竜巻防護対策を講じる方針とする。

a. 使用済燃料ピット

設計飛来物が燃料取扱棟の壁を貫通し使用済燃料ピットに侵入する場合でも、設計飛来物の衝撃荷重により、使用済燃料ピットのライニング及びコンクリートの一部が損傷して、ピット水が漏えいすることはほとんどなく、使用済燃料ピットの冷却機能及び遮蔽機能に影響しないことにより使用済燃料ピットが安全機能を損なわない設計とする。

b. 使用済燃料ラック

設計飛来物が燃料取扱棟の壁を貫通し使用済燃料ピットに侵入し使用済燃料ラックに衝突する場合でも、設計飛来物が使用済燃料ラックに貯蔵している燃料の燃料有効部に達することではなく、使用済燃料ラックに貯蔵している燃料の構造健全性が維持されることにより安全機能を損なわない設計とする。

c. 新燃料ラック

設計飛来物が燃料取扱棟の壁を貫通し新燃料貯蔵庫に侵入し新燃料ラックに衝突する

場合でも、設計飛来物が新燃料ラックに貯蔵している燃料の燃料有効部に達することはなく、新燃料ラックに貯蔵している燃料の構造健全性が維持されることにより安全機能を損なわない設計とする。

また、設計飛来物が新燃料ラックに貯蔵している燃料に直接衝突し、燃料の構造健全性が損なわれることを考慮して、竜巻防護鋼板の設置による竜巻防護対策を行うことにより、設計飛来物が新燃料ラックに貯蔵している燃料に直接衝突することを防止し、燃料の構造健全性が維持され安全機能を損なわない設計とする。

d. 燃料移送装置、使用済燃料ピットクレーン、燃料取扱棟クレーン、燃料取替キャナル、キャスクピット、燃料検査ピット

燃料移送装置、使用済燃料ピットクレーン、燃料取扱棟クレーン、燃料取替キャナル、キャスクピット、燃料検査ピットは、設計飛来物が燃料取扱棟の壁を貫通し、燃料移送装置、使用済燃料ピットクレーン、燃料取扱棟クレーン、燃料取替キャナル、キャスクピット、燃料検査ピットに衝突し移送又は取扱い中の燃料の構造健全性が損なわれることを考慮して、竜巻襲来が予想される場合には、燃料取扱作業を中止し、移送中の燃料は燃料移送装置にて外部遮へい建屋内に移動する又は取扱い中の燃料は使用済燃料ピットクレーンにて使用済燃料ラックに貯蔵することにより、移送又は取扱い中の燃料の構造健全性が維持され安全機能を損なわない設計とする。

なお、使用済燃料ピットクレーンは使用済燃料ラック及び使用済燃料ラックに貯蔵している燃料に影響を及ぼさない待機位置への退避措置を行う。

e. 原子炉補機冷却海水ポンプ

原子炉補機冷却海水ポンプは、設計飛来物の衝突により貫通することを考慮し、竜巻防護ネットの設置による竜巻防護対策を行うことにより、設計飛来物の衝突を防止し、風圧力による荷重、気圧差による荷重及び原子炉補機冷却海水ポンプに常時作用する荷重に対して、構造健全性が維持され、安全機能を損なわない設計とする。

f. 原子炉補機冷却海水ポンプ出口ストレーナ

原子炉補機冷却海水ポンプ出口ストレーナは、設計飛来物の衝突により貫通することを考慮し、竜巻防護ネットの設置による竜巻防護対策を行うことにより、設計飛来物の衝突を防止し、風圧力による荷重、気圧差による荷重及び原子炉補機冷却海水出口ストレーナに常時作用する荷重に対して、構造健全性が維持され、安全機能を損なわない設計とする。

g. 配管及び弁（原子炉補機冷却海水系統）

配管及び弁（原子炉補機冷却海水系統）は、設計飛来物の衝突により貫通することを

考慮し、竜巻防護ネットの設置による竜巻防護対策を行うことにより、設計飛来物の衝突を防止し、風圧力による荷重、気圧差による荷重及び配管及び弁（原子炉補機冷却海水系統）に常時作用する荷重に対して、構造健全性が維持され、安全機能を損なわない設計とする。

h. 原子炉補機冷却水サージタンク（配管及び弁含む）

原子炉補機冷却水サージタンク（配管及び弁含む）は、設計飛来物が周辺補機棟の開口部建具である扉を貫通し、原子炉補機冷却水サージタンク（配管及び弁含む）に衝突し安全機能を損なうことを考慮して、竜巻防護壁の設置による竜巻防護対策を行うことにより、設計飛来物の原子炉補機冷却水サージタンク（配管及び弁含む）への衝突を防止し、原子炉補機冷却水サージタンク（配管及び弁含む）の構造健全性が維持され安全機能を損なわない設計とする。

i. 主蒸気系統配管他

主蒸気系統配管他は、設計飛来物が周辺補機棟又はディーゼル発電機建屋の開口部建具であるプローアウトパネル、扉又はガラリを貫通し、主蒸気系統配管他に衝突し安全機能を損なうことを考慮して、竜巻防護鋼板等で開口部建具の竜巻防護対策を行うことにより、設計飛来物の主蒸気系統配管他への衝突を防止し、主蒸気系統配管他の構造健全性が維持され安全機能を損なわない設計とする。

j. 制御用空気系統配管

制御用空気系統配管は、設計飛来物が原子炉補助建屋の開口部建具である扉を貫通し、制御用空気系統配管に衝突し安全機能を損なうことを考慮して、竜巻防護壁の設置による竜巻防護対策を行うことにより、設計飛来物の制御用空気系統配管への衝突を防止し、制御用空気系統配管の構造健全性が維持され安全機能を損なわない設計とする。

k. 蓄熱室加熱器

蓄熱室加熱器は、設計飛来物がディーゼル発電機建屋の開口部建具である扉又はガラリを貫通し、蓄熱室加熱器に衝突し安全機能を損なうことを考慮して、竜巻防護鋼板等の設置による竜巻防護対策を行うことにより、設計飛来物の蓄熱室加熱器への衝突を防止し、蓄熱室加熱器の構造健全性が維持され安全機能を損なわない設計とする。

l. タービン保安装置及び主蒸気止め弁

タービン保安装置及び主蒸気止め弁は、蒸気発生器への過剰給水の緩和手段（タービントリップ機能）として期待している。竜巻を起因として蒸気発生器への過剰給水が発生することはないが、独立事象としての重畠の可能性を考慮し、安全上支障のない期間

に補修等の対応を行うことで、安全機能を損なわない設計とする。

(4) 外部事象防護対象施設等に波及的影響を及ぼし得る施設

外部事象防護対象施設等に波及的影響を及ぼし得る施設については、設計荷重による影響を受ける場合においても外部事象防護対象施設等に影響を及ぼさないよう、必要に応じて施設の補強、竜巻飛来物防護対策設備又は運用による竜巻防護対策を実施することにより、外部事象防護対象施設の安全機能を損なわない設計とする。

a. 循環水ポンプ建屋、タービン建屋、電気建屋及び出入管理建屋

循環水ポンプ建屋、タービン建屋、電気建屋及び出入管理建屋は、風圧力による荷重、気圧差による荷重、設計飛来物による衝撃荷重及び自重等の常時作用する荷重に対して、倒壊により外部事象防護対象施設等へ波及的影響を及ぼさない設計とする。

b. ディーゼル発電機排気消音器

ディーゼル発電機排気消音器は、設計飛来物の衝突により貫通することを考慮しても、ディーゼル発電機排気消音器が閉塞することなく、ディーゼル発電機の排気機能が維持される設計とする。

さらに、ディーゼル発電機排気消音器が風圧力による荷重、気圧差による荷重及び自重等の常時作用する荷重に対して、構造健全性を維持し、安全機能を損なわない設計とし、外部事象防護対象施設であるディーゼル発電機に機能的影響を及ぼさない設計とする。

c. 主蒸気逃がし弁消音器

主蒸気逃がし弁消音器は、設計飛来物の衝突により貫通することを考慮しても、主蒸気逃がし弁消音器が損傷して閉塞することなく、主蒸気逃がし弁の排気機能が維持される設計とする。

さらに、主蒸気逃がし弁消音器が風圧力による荷重、気圧差による荷重及び自重等の常時作用する荷重に対して、構造健全性を維持し、安全機能を損なわない設計とする。

以上より、主蒸気逃がし弁消音器が、外部事象防護対象施設である主蒸気逃がし弁に機能的影響を及ぼさず、主蒸気逃がし弁が安全機能を損なわない設計とする。

d. 主蒸気安全弁排気管

主蒸気安全弁排気管は、設計飛来物の衝突により貫通することを考慮しても、主蒸気安全弁排気管が損傷して閉塞することなく、主蒸気安全弁の排気機能が維持される設計とする。

さらに、主蒸気安全弁排気管が風圧力による荷重、気圧差による荷重及び自重等の常

時作用する荷重に対して、構造健全性を維持し、安全機能を損なわない設計とする。

以上より、主蒸気安全弁排気管が、外部事象防護対象施設である主蒸気安全弁に機能的影響を及ぼさず、主蒸気安全弁が安全機能を損なわない設計とする。

e. タービン動補助給水ポンプ排気管

タービン動補助給水ポンプ排気管は、設計飛来物の衝突により貫通することを考慮しても、タービン動補助給水ポンプ排気管が損傷して閉塞することなく、タービン動補助給水ポンプの機関の排気機能が維持される設計とする。

さらに、タービン動補助給水ポンプ排気管が風圧力による荷重、気圧差による荷重及び自重等の常時作用する荷重に対して、構造健全性を維持し、安全機能を損なわない設計とする。

以上より、タービン動補助給水ポンプ排気管が、外部事象防護対象施設であるタービン動補助給水ポンプに機能的影響を及ぼさず、タービン動補助給水ポンプが安全機能を損なわない設計とする。

f. ディーゼル発電機燃料油貯油槽ベント管

ディーゼル発電機燃料油貯油槽ベント管は、設計飛来物の衝突により貫通することを考慮しても、ディーゼル発電機燃料油貯油槽ベント管が閉塞することがなく、ディーゼル発電機燃料油貯油槽のベント機能が維持される設計とする。

さらに、ディーゼル発電機燃料油貯油槽ベント管が風圧力による荷重、気圧差による荷重及び常時作用する荷重に対して、構造健全性を維持し、安全機能を損なわない設計とし、外部事象防護対象施設であるディーゼル発電機燃料油貯油槽に機能的影響を及ぼさない設計とする。

g. 換気空調設備（蓄電池室排気装置）

換気空調設備が原子炉補助建屋に内包されていることを考慮すると、風圧力による荷重及び設計飛来物による衝撃荷重は作用しない。気圧差による荷重及び設備に常時作用する荷重に対しては、換気空調設備の構造健全性が維持される設計とする。

以上より、換気空調設備が、外部事象防護対象施設である蓄電池に機能的影響を及ぼさず、蓄電池が安全機能を損なわない設計とする。

h. 竜巻随伴事象の影響により外部事象防護対象施設等を機能喪失させる可能性がある施設（溢水により外部事象防護対象施設等の機能を喪失させる可能性がある設備、火災発生により外部事象防護対象施設等の機能を喪失させる可能性がある設備、外部電源）

竜巻随伴事象の影響により外部事象防護対象施設等の機能を喪失させる可能性がある施設の設計方針は、「3.5 竜巻随伴事象に対する評価」に記載する。

(5) 基準津波の高さや防護範囲の広さ等の重要性に鑑み、自主的に機能維持のための配慮を行う施設

a. 防潮堤

風圧力による荷重に対して、構造健全性が維持され安全機能を損なわない設計とする。

設計飛来物による衝突については、衝撃荷重に対して、倒壊せず構造健全性を確保することで、安全機能に影響を及ぼさない設計とする。また、貫通により津波防護施設としての機能に影響が及ぶ可能性がある場合には、損傷状況を踏まえ、必要に応じ、プラントを停止して修復する。

b. 3号炉取水ピットスクリーン室防水壁

風圧力による荷重に対して、構造健全性が維持され安全機能を損なわない設計とする。

3号炉取水ピットスクリーン室防水壁の構造は主に構造的に強度を確保した複数の部材（支柱と壁部材）を組み合わせる構造とすることで、設計飛来物による衝突時の損傷は局所的となり、大規模な損傷に至らない設計とする。損傷した場合には損傷状況を踏まえ、必要に応じ、プラントを停止して修復する。

3.5 竜巻随伴事象に対する評価

竜巻随伴事象は過去の竜巻被害事例及び泊発電所のプラント配置から、想定される事象である、火災、溢水及び外部電源喪失を抽出し、事象が発生した場合の影響評価を行い、外部事象防護対象施設が安全機能を損なわないことを確認した。【添付資料 3.4】

(1) 火災

竜巻随伴事象として、設計竜巻による飛来物が建屋開口部付近の発火性又は引火性物質を内包する機器に衝突する場合及び屋外の危険物貯蔵施設等に飛来物が衝突する場合の火災が想定される。

建屋内については、飛来物が侵入する場合でも、建屋開口部付近には、発電用原子炉施設の安全機能を損なわせる可能性がある発火性又は引火性物質を内包する機器は配置されておらず、設計竜巻により建屋内に火災が発生することではなく、建屋内の外部事象防護対象施設の安全機能を損なわない。

建屋外については、発電所敷地内の屋外にある危険物貯蔵施設等の火災がある。火災源と外部事象防護対象施設の位置関係を踏まえて火災の影響を評価した上で、外部事象防護対象施設が安全機能を損なわない設計とすることを「1.10 外部火災防護に関する基本方針」に記載する。

以上より、竜巻随伴事象としての火災に対して外部事象防護対象施設が安全機能を損なわない設計とする。

(2) 溢水

竜巻随伴事象として、設計竜巻による気圧低下の影響や飛来物が建屋開口部付近の溢水源に衝突する場合及び屋外タンク等に飛来物が衝突する場合の溢水が想定される。

外部事象防護対象施設を内包する建屋内については、飛来物が侵入する場合でも、建屋開口部付近に飛来物が衝突して外部事象防護対象施設の安全機能を損なう可能性がある溢水源が配置されておらず、設計竜巻により建屋内に溢水が発生することはない。また、建屋内は設計竜巻による気圧低下の影響を受けないことから建屋内の外部事象防護対象施設の安全機能を損なわない。

建屋外については、気圧低下の影響による屋外タンク等の破損は考え難いものの、設計竜巻による飛来物の衝突による屋外タンク等の破損に伴う溢水が想定されるが、「1.7 溢水防護に関する基本方針」にて、竜巻時の屋外タンク等の破損を想定し、溢水が安全系機器に影響を及ぼさない設計としていることから、竜巻随伴事象による屋外タンク等が損傷して発生する溢水により外部事象防護対象施設の安全機能を損なわない。

以上より、竜巻随伴事象としての溢水に対して外部事象防護対象施設が安全機能を損なわない設計とする。

(3) 外部電源喪失

設計竜巻又は設計竜巻と同時に発生する雷又はダウンバースト等の影響により送電網に関する施設等が損傷して外部電源喪失が発生する場合が想定される。設計竜巻に対してディーゼル発電機の構造健全性を維持することにより、外部電源喪失の影響がなく外部事象防護対象施設の安全機能を損なわない設計とする。なお、ディーゼル発電機の付属設備について、安全機能を損なわないことを以下のとおり確認している。

- ・吸排気については外気と繋がっているが、竜巻襲来時の短時間での圧力差による影響はない。
- ・排気消音器出口に風圧力による荷重が作用して消音器内に大気が逆流した場合において、排気が阻害され系統内が閉塞気味になり、排気ガス温度が徐々に上昇し、通常運転時を超える温度となり出力制限となることが予想されるが、竜巻は長期間停滞することなく数秒～10数秒のオーダーで通過するため、この程度であれば排気ガス温度の急激な上昇はなくディーゼル発電機運転に支障を来すことはない。

<参考文献>

- (1) J.D.Riera, "A Critical Reappraisal of Nuclear Power Plant safety against Accidental Aircraft Impact", Nuclear Engineering and Design 57, (1980)
- (2) 雷雨とメソ気象 大野久雄, 東京堂出版
- (3) 気象庁ホームページ
(http://www.jma.go.jp/jma/kishou/know/yougo_hp/kousui.html)
- (4) 一般気象学 小倉義光, 東京大学出版会

重大事故等対処設備に対する考慮について

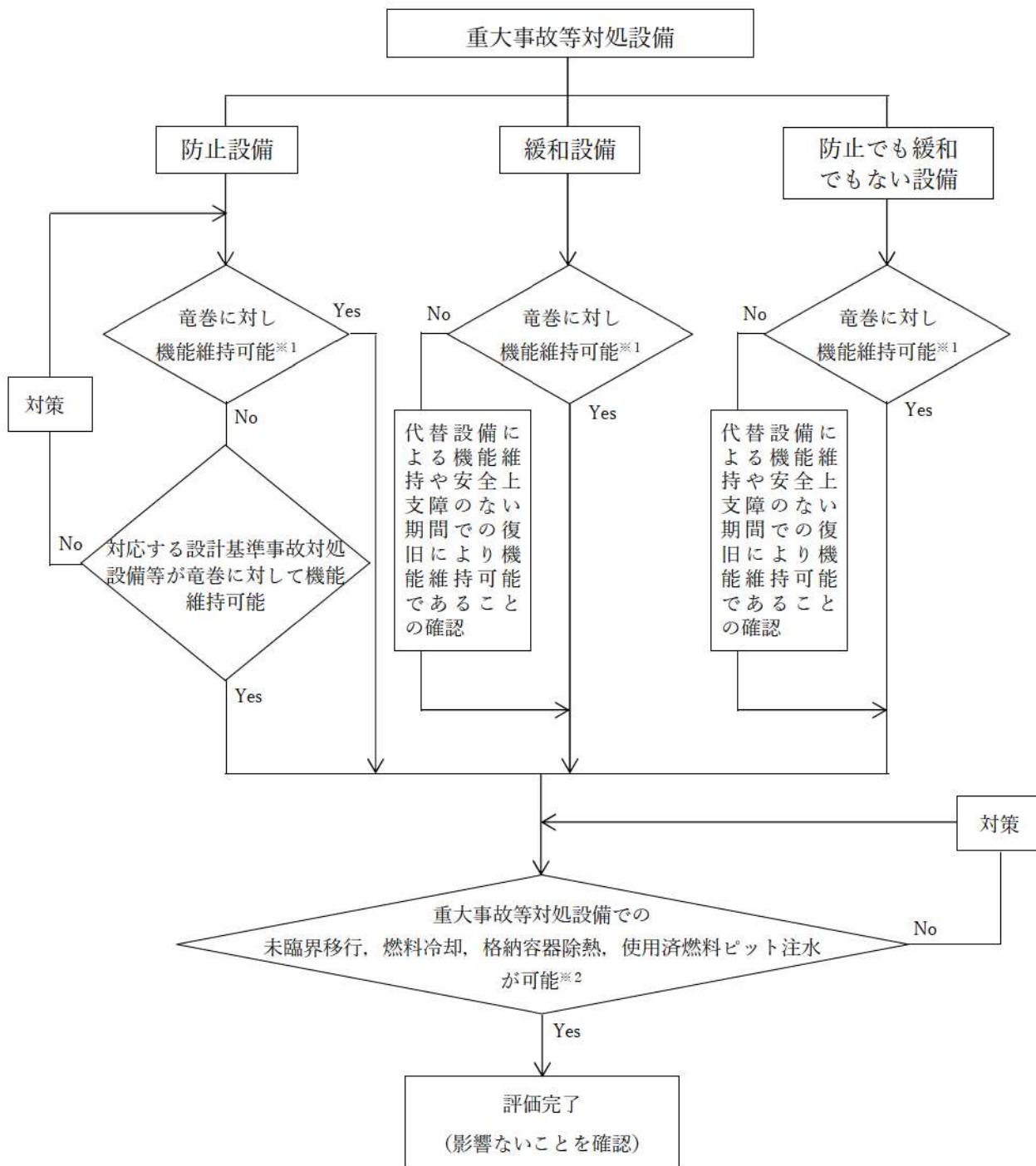
設置許可基準規則第43条（重大事故等対処設備）の要求を踏まえ、設計竜巻によって、設計基準事故対処設備等の安全機能と重大事故等対処設備の機能が同時に損なわれることがないことを確認するとともに、重大事故等対処設備の機能が喪失した場合においても、位置的分散又は頑健性のある外殻となる建屋による防護に期待できる代替手段等により必要な機能を維持できることを確認する。

重大事故等対処設備の機能維持は、以下の方針に従い評価を実施する。

- (1) 重大事故防止設備は竜巻によって対応する設計基準事故対処設備等の安全機能と同時にその機能が損なわれるおそれのこと
- (2) 重大事故等対処設備であって、重大事故防止設備でない設備は、代替設備若しくは安全上支障のない期間内での復旧により機能維持可能であること
- (3) 竜巻が発生した場合においても、重大事故等対処設備によりプラント安全性に関する主要な機能（未臨界移行機能、燃料冷却機能、格納容器除熱機能、使用済燃料ピット注水機能）が維持できること（竜巻により重大事故等対処設備と設計基準事故対処設備等の安全機能が同時に損なわれることはないが、安全上支障のない期間内での復旧により機能維持可能であることを確認する）

竜巻による重大事故等対処設備への影響評価フロー並びに方針(1)及び(2)に対する評価結果をそれぞれ第1図、第1表に示す。また、方針(3)に示した、プラント安全性に関する主要な機能は、以下に例示するとおり重大事故等対処設備により維持される。

- ・未臨界移行機能：手動による原子炉緊急停止、原子炉出力抑制（自動）、原子炉出力抑制（手動）、ほう酸水注入
- ・燃料冷却機能：代替炉心注水（代替格納容器スプレイポンプ）
- ・格納容器除熱機能：格納容器内自然対流冷却
- ・使用済燃料ピット注水機能：使用済燃料ピットへの注水



※1：屋内設備については、当該設備を内包する建屋（原子炉建屋、原子炉補助建屋、ディーゼル発電機建屋、A1,A2-燃料油貯油槽タンク室、B1,B2-燃料油貯油総タンク室、緊急時対策所及び空調上屋）の影響評価を実施し、機能が維持されるかを確認

※2：竜巻により重大事故等対処設備と設計基準事故対処設備等の安全機能が同時に損なわれることはないが、安全上支障のない期間内での復旧により機能維持可能であることを確認

第1図 竜巻による重大事故等対処設備の影響評価フロー

第1表 竜巻に対する重大事故等対処設備の影響評価 (1/24)

設置許可基準	重大事故等対処設備		分類	保管・設置箇所*	竜巻	
					評価	防護方法
第37条 重大事故等の拡大の防止等	—	—	—	—	—	—
第38条 重大事故等対処施設の地盤	—	—	—	—	—	—
第39条 地震による損傷の防止	—	—	—	—	—	—
第40条 津波による損傷の防止	—	—	—	—	—	—
第41条 火災による損傷の防止	—	—	—	—	—	—
第42条 特定重大事故等対処設備	—	特定重大事故等対象施設	申請範囲外	—	—	—
第43条 重大事故等対処設備	アクセスルートの確保	ホイールローダ、バックホウ	防止でも緩和でもない設備	屋外	○	分散配置
第44条 緊急停止失敗時に発電用原子炉を未臨界にするための設備	手動による原子炉緊急停止	原子炉トリップスイッチ	防止設備	A/B	○	建屋内
		制御棒クラスタ	防止設備	C/V	○	建屋内
		原子炉トリップ遮断器	防止設備	R/B	○	建屋内
	原子炉出力抑制(自動)	共通要因故障対策盤(自動制御盤)(ATWS緩和設備)	防止設備	A/B	○	建屋内
		主蒸気隔壁弁 電動補助給水ポンプ タービン動補助給水ポンプ 補助給水ピット 主蒸気逃がし弁 主蒸気安全弁 配管等	防止設備	R/B	○	建屋内
		加圧器逃がし弁 加圧器安全弁 蒸気発生器 配管等	防止設備	C/V	○	建屋内
		主蒸気管	防止設備	C/V, R/B	○	建屋内
		1次冷却設備	1次冷却設備に記載	—	—	—
		主蒸気隔壁弁 電動補助給水ポンプ タービン動補助給水ポンプ 補助給水ピット 主蒸気逃がし弁 主蒸気安全弁 配管等	防止設備	R/B	○	建屋内
		加圧器逃がし弁 加圧器安全弁 蒸気発生器 配管等	防止設備	C/V	○	建屋内
	原子炉出力抑制(手動)	主蒸気管	防止設備	C/V, R/B	○	建屋内
		1次冷却設備	1次冷却設備に記載	—	—	—

凡例 ○：竜巻に対し安全機能を維持できる

又は竜巻による損傷を考慮した場合でも、対応する設計基準対象施設が竜巻に対し安全機能を維持できる(防止設備)

又は竜巻により損傷を考慮して、代替設備による機能維持や安全上支障のない期間での修復等の対応が可能(緩和設備、防止でも緩和でもない設備)

—：他の項目にて整理

※ R/B：原子炉建屋、A/B：原子炉補助建屋、C/V：原子炉格納容器、DG/B：ディーゼル発電機建屋、CWP/B：循環水ポンプ建屋

第1表 竜巻に対する重大事故等対処設備の影響評価 (2/24)

設置許可基準	重大事故等対処設備	分類	保管・設置箇所*	竜巻	
				評価	防護方法
第44条 緊急停止失敗時に発電用原子炉を未臨界にするための設備	ほう酸水注入(ほう酸タンク→充てんライン)	ほう酸タンク ほう酸ポンプ 緊急ほう酸注入弁 充てんポンプ ほう酸フィルタ 配管等	防止設備	A/B	○ 建屋内
		再生熱交換器、配管等	防止設備	C/V	○ 建屋内
		原子炉補機冷却設備	48条に記載		— —
		1次冷却設備	1次冷却設備に記載		— —
		燃料取替用水ピット、配管等	防止設備	R/B	○ 建屋内
	ほう酸水注入(燃料取替用 水ピット→充てんライン)	充てんポンプ、配管等	防止設備	A/B	○ 建屋内
		再生熱交換器、配管等	防止設備	C/V	○ 建屋内
		原子炉補機冷却設備	48条に記載		— —
		1次冷却設備	1次冷却設備に記載		— —
		高圧注入ポンプ 余熱除去ポンプ 余熱除去冷却器 ほう酸注入タンク、配管等	防止設備	A/B	○ 建屋内
第45条 原子炉冷却材圧力バウンダリ 高圧時に発電用原子炉を冷却するための設備	1次系のファードアンドブリード(高圧注入ポンプ)	加圧器逃がし弁 格納容器再循環サンプ 格納容器再循環サンプスクリーン 蓄圧タンク 蓄圧タンク出口弁 配管等	防止設備	C/V	○ 建屋内
		燃料取替用水ピット、配管等	防止設備	R/B	○ 建屋内
		原子炉補機冷却設備	48条に記載		— —
		1次冷却設備	1次冷却設備に記載		— —
		蒸気発生器2次側からの除熱(タービン動補助給水ポンプの機能回復)	タービン動補助給水ポンプ 主蒸気逃がし弁 補助給水ピット タービン動補助給水ポンプ駆動蒸気入口弁、配管等	(設計基準対象施設)	R/B ○ 建屋内
		蒸気発生器、配管等	(設計基準対象施設)	C/V ○	建屋内
		主蒸気管	(設計基準対象施設)	C/V, R/B ○	建屋内
	蒸気発生器2次側からの除熱(電動補助給水ポンプの機能回復)	電動補助給水ポンプ 主蒸気逃がし弁 補助給水ピット、配管等	(設計基準対象施設)	R/B ○	建屋内
		蒸気発生器、配管等	(設計基準対象施設)	C/V ○	建屋内
		主蒸気管	(設計基準対象施設)	C/V, R/B ○	建屋内
	監視及び制御に用いる設備	加圧器水位 蒸気発生器水位(広域) 蒸気発生器水位(狭域) 補助給水流量 補助給水ピット水位	58条に記載		— —
第46条 原子炉冷却材圧力バウンダリを減圧するための設備	1次系のファードアンドブリード(高圧注入ポンプ)	加圧器逃がし弁 格納容器再循環サンプ 格納容器再循環サンプスクリーン 蓄圧タンク 蓄圧タンク出口弁、配管等	防止設備	C/V ○	建屋内

凡例 ○：竜巻に対し安全機能を維持できる

又は竜巻による損傷を考慮した場合でも、対応する設計基準対象施設が竜巻に対し安全機能を維持できる(防止設備)

又は竜巻により損傷を考慮して、代替設備による機能維持や安全上支障のない期間での修復等の対応が可能(緩和設備、防止でも緩和でもない設備)

—：他の項目にて整理

※ R/B：原子炉建屋、A/B：原子炉補助建屋、C/V：原子炉格納容器、DG/B：ディーゼル発電機建屋、CWP/B：循環水ポンプ建屋

第1表 竜巻に対する重大事故等対処設備の影響評価 (3/24)

設置許可基準	重大事故等対処設備		分類	保管・設置箇所*	竜巻	
					評価	防護方法
第46条 原子炉冷却材圧力バウンダリを減圧するための設備	1次系のファイードアンドブリード(高圧注入ポンプ)	高圧注入ポンプ 余熱除去ポンプ 余熱除去冷却器 ほう酸注入タンク	防止設備	A/B	○	建屋内
		燃料取替用水ピット	防止設備	R/B	○	建屋内
		原子炉補機冷却設備	48条に記載		—	—
		1次冷却設備	1次冷却設備に記載		—	—
	蒸気発生器2次側からの除熱	電動補助給水ポンプ タービン動補助給水ポンプ 補助給水ピット 主蒸気逃がし弁 配管等	(設計基準対象施設)	R/B	○	建屋内
		蒸気発生器、配管等	(設計基準対象施設)	C/V	○	建屋内
		主蒸気管	(設計基準対象施設)	C/V, R/B	○	建屋内
	蒸気発生器2次側からの除熱(タービン動補助給水ポンプの機能回復)	タービン動補助給水ポンプ タービン動補助給水ポンプ駆動蒸気入口弁 補助給水ピット 主蒸気逃がし弁 配管等	(設計基準対象施設)	R/B	○	建屋内
		蒸気発生器、配管等	(設計基準対象施設)	C/V	○	建屋内
		主蒸気管	(設計基準対象施設)	C/V, R/B	○	建屋内
	蒸気発生器2次側からの除熱(電動補助給水ポンプの機能回復)	電動補助給水ポンプ 補助給水ピット 主蒸気逃がし弁 配管等	(設計基準対象施設)	R/B	○	建屋内
		蒸気発生器、配管等	(設計基準対象施設)	C/V	○	建屋内
		主蒸気管	(設計基準対象施設)	C/V, R/B	○	建屋内
	加圧器逃がし弁の機能回復	可搬箇所: 加圧器逃がし弁操作用可搬型窒素ガスボンベ、ホース等	防止設備	R/B	○	建屋内
		可搬箇所: 加圧器逃がし弁操作用バッテリ	防止設備	A/B	○	建屋内
		常設箇所: 加圧器逃がし弁	(設計基準対象施設)	C/V	○	建屋内
	加圧器逃がし弁による1次冷却系統の減圧	加圧器逃がし弁	緩和設備	C/V	○	建屋内
	1次冷却系統の減圧(SG伝熱管破損発生時、IS-LOCA発生時)	主蒸気逃がし弁	防止設備	R/B	○	建屋内
		加圧器逃がし弁	防止設備	C/V	○	建屋内
	余熱除去系統の隔離(IS-LOCA発生時)	余熱除去ポンプ入口弁	防止設備	A/B	○	建屋内
第47条 原子炉冷却材圧力バウンダリ低圧時に発電用原子炉を冷却するための設備	炉心注水(充てんポンプ)(1次冷却材喪失事象が発生している場合、フロントライン系機能喪失時)	充てんポンプ、配管等	防止設備	A/B	○	建屋内
		燃料取替用水ピット、配管等	防止設備	R/B	○	建屋内
		再生熱交換器、配管等	防止設備	C/V	○	建屋内
		原子炉補機冷却設備	48条に記載		—	—
		1次冷却設備	1次冷却設備に記載		—	—

凡例 ○:竜巻に対し安全機能を維持できる

又は竜巻による損傷を考慮した場合でも、対応する設計基準対象施設が竜巻に対し安全機能を維持できる(防止設備)

又は竜巻により損傷を考慮して、代替設備による機能維持や安全上支障のない期間での修復等の対応が可能(緩和設備、防止でも緩和でもない設備)

—:他の項目にて整理

※ R/B:原子炉建屋、A/B:原子炉補助建屋、C/V:原子炉格納容器、DG/B:ディーゼル発電機建屋、CWP/B:循環水ポンプ建屋

第1表 竜巻に対する重大事故等対処設備の影響評価 (4/24)

設置許可基準	重大事故等対処設備		分類	保管・設置箇所*	竜巻	
					評価	防護方法
第47条 原子炉冷却材圧力バウンダリ低圧時に発電用原子炉を冷却するための設備	代替炉心注水 (B-格納容器スプレイポンプ) (1次冷却材喪失事象が発生している場合、フロントライン系機能喪失時)	B-格納容器スプレイポンプ B-格納容器スプレイ冷却器 配管等	防止設備	A/B	○	建屋内
		燃料取替用水ピット 配管等	防止設備	R/B	○	建屋内
		原子炉補機冷却設備	48条に記載		—	—
		1次冷却設備	1次冷却設備に記載		—	—
	代替炉心注水 (代替格納容器スプレイポンプ) (1次冷却材喪失事象が発生している場合、フロントライン系機能喪失時)	代替格納容器スプレイポンプ 燃料取替用水ピット 補助給水ピット、配管等	防止設備	R/B	○	建屋内
		1次冷却設備	1次冷却設備に記載		—	—
		可搬箇所：可搬型大型送水ポンプ車、ホース延長・回収車、可搬型ホース	防止設備	可搬型SA設備保管場所	○	分散配置
	常設箇所：接続口、配管等	常設箇所：接続口、配管等	防止設備	A/B, R/B	○	建屋内
		1次冷却設備	1次冷却設備に記載		—	—
		非常用取水設備	非常用取水設備に記載		—	—
		高圧注入ポンプ ほう酸注入タンク、配管等	(設計基準対象施設)	A/B	○	建屋内
再循環運転 (高圧注入ポンプ) (1次冷却材喪失事象が発生している場合、フロントライン系機能喪失時)	格納容器再循環サンプ 格納容器再循環サンプスクリーン	格納容器再循環サンプ 格納容器再循環サンプスクリーン	(設計基準対象施設)	C/V	○	建屋内
		安全注入ポンプ再循環サンプ側入口C/V 外側隔離弁	(設計基準対象施設)	R/B	○	建屋内
		原子炉補機冷却設備	48条に記載		—	—
		1次冷却設備	1次冷却設備に記載		—	—
	代替再循環運転 (B-格納容器スプレイポンプ) (1次冷却材喪失事象が発生している場合、フロントライン系機能喪失時)	B-格納容器スプレイポンプ B-格納容器スプレイ冷却器、配管等	防止設備	A/B	○	建屋内
		B-格納容器再循環サンプ B-格納容器再循環サンプスクリーン	防止設備	C/V	○	建屋内
		B-安全注入ポンプ再循環サンプ側入口C/V 外側隔離弁	防止設備	R/B	○	建屋内
		原子炉補機冷却設備	48条に記載		—	—
		1次冷却設備	1次冷却設備に記載		—	—
炉心注水 (高圧注入ポンプ) (1次冷却材喪失事象が発生している場合、フロントライン系機能喪失時)	高圧注入ポンプ ほう酸注入タンク、配管等	高圧注入ポンプ ほう酸注入タンク、配管等	防止設備	A/B	○	建屋内
		燃料取替用水ピット	防止設備	R/B	○	建屋内
		原子炉補機冷却設備	48条に記載		—	—
	1次冷却設備	1次冷却設備に記載	—	—	—	—

凡例 ○：竜巻に対し安全機能を維持できる

又は竜巻による損傷を考慮した場合でも、対応する設計基準対象施設が竜巻に対し安全機能を維持できる（防止設備）

又は竜巻により損傷を考慮して、代替設備による機能維持や安全上支障のない期間での修復等の対応が可能（緩和設備、防止でも緩和でもない設備）

—：他の項目にて整理

※ R/B：原子炉建屋、A/B：原子炉補助建屋、C/V：原子炉格納容器、DG/B：ディーゼル発電機建屋、CWP/B：循環水ポンプ建屋

第1表 竜巻に対する重大事故等対処設備の影響評価 (5/24)

設置許可基準	重大事故等対処設備	分類	保管・設置箇所*	竜巻	
				評価	防護方法
第47条 原子炉冷却材圧力バウンダリ低圧時に発電用原子炉を冷却するための設備	炉心注水(充てんポンプ) (1次冷却材喪失事象が発生している場合、フロントライン系機能喪失時)	充てんポンプ、配管等	防止設備	A/B	○ 建屋内
		燃料取替用水ピット	防止設備	R/B	○ 建屋内
		再生熱交換器	防止設備	C/V	○ 建屋内
		原子炉補機冷却設備	48条に記載		— —
		1次冷却設備	1次冷却設備に記載		— —
	代替炉心注水(B-格納容器スプレイポンプ) (1次冷却材喪失事象が発生している場合、フロントライン系機能喪失時)	B-格納容器スプレイポンプ B-格納容器スプレイ冷却器 配管等	防止設備	A/B	○ 建屋内
		燃料取替用水ピット、配管等	防止設備	R/B	○ 建屋内
		原子炉補機冷却設備	48条に記載		— —
		1次冷却設備	1次冷却設備に記載		— —
	代替炉心注水(代替格納容器スプレイポンプ) (1次冷却材喪失事象が発生している場合、フロントライン系機能喪失時)	代替格納容器スプレイポンプ 燃料取替用水ピット 補助給水ピット 配管等	防止設備	R/B	○ 建屋内
		原子炉補機冷却設備	48条に記載		— —
		1次冷却設備	1次冷却設備に記載		— —
		可搬箇所: 可搬型大型送水ポンプ車、ホース延長・回収車、可搬型ホース	防止設備	可搬型SA設備保管場所	○ 分散配置
		常設箇所: 接続口、配管等	防止設備	A/B, R/B	○ 建屋内
	代替炉心注水(代替格納容器スプレイポンプ)(代替電源) (1次冷却材喪失事象が発生している場合、サポート系機能喪失時)	1次冷却設備	1次冷却設備に記載		— —
		非常用取水設備	非常用取水設備に記載		— —
		代替格納容器スプレイポンプ 燃料取替用水ピット 補助給水ピット 配管等	防止設備	R/B	○ 建屋内
		1次冷却設備	1次冷却設備に記載		— —
	代替炉心注水(可搬型大型送水ポンプ車: 海水) (1次冷却材喪失事象が発生している場合、サポート系機能喪失時)	可搬箇所: 可搬型大型送水ポンプ車、ホース延長・回収車(送水車用)、可搬型ホース	防止設備	可搬型SA設備保管場所	○ 分散配置
		常設箇所: 接続口、配管等	防止設備	A/B, R/B	○ 建屋内
		1次冷却設備	1次冷却設備に記載		— —
		非常用取水設備	非常用取水設備に記載		— —

凡例 ○: 竜巻に対し安全機能を維持できる

又は竜巻による損傷を考慮した場合でも、対応する設計基準対象施設が竜巻に対し安全機能を維持できる(防止設備)

又は竜巻により損傷を考慮して、代替設備による機能維持や安全上支障のない期間での修復等の対応が可能(緩和設備、防止でも緩和でもない設備)

—:他の項目にて整理

※ R/B: 原子炉建屋, A/B: 原子炉補助建屋, C/V: 原子炉格納容器, DG/B: ディーゼル発電機建屋, CWP/B: 循環水ポンプ建屋

第1表 竜巻に対する重大事故等対処設備の影響評価 (6/24)

設置許可基準	重大事故等対処設備	分類	保管・設置箇所*	竜巻	
				評価	防護方法
第47条 原子炉冷却材圧力バウンダリ低圧時に発電用原子炉を冷却するための設備	代替炉心注水(充てんポンプ(自己冷却))(1次冷却材喪失事象が発生している場合、サポート系機能喪失時)	B-充てんポンプ、配管等 燃料取替用水ピット、配管等 再生熱交換器、配管等 1次冷却設備	防止設備 防止設備 防止設備 1次冷却設備に記載	A/B R/B C/V —	○ 建屋内 ○ 建屋内 ○ 建屋内 —
	代替再循環運転(A-高圧注入ポンプ(海水冷却))(1次冷却材喪失事象が発生している場合、サポート系機能喪失時)	A-高圧注入ポンプ ほう酸注入タンク 可搬箇所：可搬型大型送水ポンプ車、ホース延長・回収車(送水車用)、可搬型ホース 常設箇所：接続口、配管等 A-格納容器再循環サンプ A-格納容器再循環サンプスクリーン 1次冷却設備 非常用取水設備	防止設備 防止設備 防止設備 A/B, R/B 防止設備 非常用取水設備に記載 非常用取水設備に記載	A/B 可搬型 SA 設備保管場所 A/B, R/B C/V — — —	○ 建屋内 ○ 分散配置 ○ 建屋内 ○ 建屋内 —
		格納容器スプレイ(格納容器スプレイポンプ)(格納容器水張り)(1次冷却材喪失事象が発生している場合、溶融デブリが原子炉容器に残存する場合)	格納容器スプレイポンプ 格納容器スプレイ冷却器 燃料取替用水ピット 原子炉補機冷却設備	緩和設備 — R/B 48条に記載	○ 建屋内 — ○ 建屋内 —
		代替格納容器スプレイ(代替格納容器スプレイポンプ)(格納容器水張り)(1次冷却材喪失事象が発生している場合、溶融デブリが原子炉容器に残存する場合)	代替格納容器スプレイポンプ 燃料取替用水ピット 補助給水ピット 配管等	緩和設備 — R/B —	○ 建屋内 — ○ 建屋内 —
		蒸気発生器2次側からの除熱(補助給水ポンプ)(1次冷却材喪失事象が発生していない場合、フロンライン系機能喪失時)	電動補助給水ポンプ タービン動補助給水ポンプ 補助給水ピット 主蒸気逃がし弁 配管等 蒸気発生器、配管等 主蒸気管	(設計基準対象施設) (設計基準対象施設) (設計基準対象施設)	R/B ○ 建屋内 C/V ○ 建屋内 C/V, R/B ○ 建屋内

凡例 ○：竜巻に対し安全機能を維持できる

又は竜巻による損傷を考慮した場合でも、対応する設計基準対象施設が竜巻に対し安全機能を維持できる(防止設備)

又は竜巻により損傷を考慮して、代替設備による機能維持や安全上支障のない期間での修復等の対応が可能(緩和設備、防止でも緩和でもない設備)

—：他の項目にて整理

※ R/B：原子炉建屋、A/B：原子炉補助建屋、C/V：原子炉格納容器、DG/B：ディーゼル発電機建屋、CWP/B：循環水ポンプ建屋

第1表 竜巻に対する重大事故等対処設備の影響評価 (7/24)

設置許可基準	重大事故等対処設備		分類	保管・設置箇所*	竜巻	
					評価	防護方法
第47条 原子炉冷却材圧力バウンダリ低圧時に発電用原子炉を冷却するための設備	蒸気発生器2次側からの除熱(補助給水ポンプ)(代替電源) (1次冷却材喪失事象が発生していない場合、サポート系機能喪失時)	電動補助給水ポンプ タービン動補助給水ポンプ 補助給水ピット 主蒸気逃がし弁 配管等	(設計基準対象施設)	R/B	○	建屋内
		蒸気発生器、配管等	(設計基準対象施設)	C/V	○	建屋内
		主蒸気管	(設計基準対象施設)	C/V, R/B	○	建屋内
	炉心注水(充てんポンプ) (運転停止中の場合、フロントライン系機能喪失時)	充てんポンプ	防止設備	A/B	○	建屋内
		燃料取替用水ピット	防止設備	R/B	○	建屋内
		再生熱交換器	防止設備	C/V	○	建屋内
		1次冷却設備	1次冷却設備に記載	—	—	—
		非常用取水設備	非常用取水設備に記載	—	—	—
	炉心注水(高圧注入ポンプ) (運転停止中の場合、フロントライン系機能喪失時)	高圧注入ポンプ ほう酸注入タンク	(設計基準対象施設)	A/B	○	建屋内
		燃料取替用水ピット	(設計基準対象施設)	R/B	○	建屋内
		1次冷却設備	1次冷却設備に記載	—	—	—
		非常用取水設備	非常用取水設備に記載	—	—	—
	代替炉心注水(B-格納容器スプレイポンプ) (運転停止中の場合、フロントライン系機能喪失時)	B-格納容器スプレイポンプ B-格納容器スプレイ冷却器 配管等	防止設備	A/B	○	建屋内
		燃料取替用水ピット	防止設備	R/B	○	建屋内
		1次冷却設備	1次冷却設備に記載	—	—	—
		非常用取水設備	非常用取水設備に記載	—	—	—
	代替炉心注水(代替格納容器スプレイポンプ) (運転停止中の場合、フロントライン系機能喪失時)	代替格納容器スプレイポンプ 燃料取替用水ピット 補助給水ピット 配管等	防止設備	R/B	○	建屋内
		1次冷却設備	1次冷却設備に記載	—	—	—
	代替炉心注水(可搬型大型送水ポンプ車) (運転停止中の場合、フロントライン系機能喪失時)	可搬箇所: 可搬型大型送水ポンプ車、ホース延長・回収車(送水車用)、可搬型ホース	防止設備	可搬型SA設備保管場所	○	分散配置
		常設箇所: 接続口、配管等	防止設備	A/B, R/B	○	建屋内
		1次冷却設備	1次冷却設備に記載	—	—	—
		非常用取水設備	非常用取水設備に記載	—	—	—
	再循環運転(高圧注入ポンプ) (運転停止中の場合、フロントライン系機能喪失時)	高圧注入ポンプ ほう酸注入タンク 配管等	(設計基準対象施設)	A/B	○	建屋内
		格納容器再循環サンプ 格納容器再循環サンプスクリーン	(設計基準対象施設)	C/V	○	建屋内
		B-安全注入ポンプ再循環サンプ側入口C/V外側隔離弁	(設計基準対象施設)	R/B	○	建屋内
		1次冷却設備	1次冷却設備に記載	—	—	—
		非常用取水設備	非常用取水設備に記載	—	—	—

凡例 ○: 竜巻に対し安全機能を維持できる

又は竜巻による損傷を考慮した場合でも、対応する設計基準対象施設が竜巻に対し安全機能を維持できる(防止設備)

又は竜巻により損傷を考慮して、代替設備による機能維持や安全上支障のない期間での修復等の対応が可能(緩和設備、防止でも緩和でもない設備)

—: 他の項目にて整理

※ R/B: 原子炉建屋, A/B: 原子炉補助建屋, C/V: 原子炉格納容器, DG/B: ディーゼル発電機建屋, CWP/B: 循環水ポンプ建屋

第1表 竜巻に対する重大事故等対処設備の影響評価 (8/24)

設置許可基準	重大事故等対処設備	分類	保管・設置箇所*	竜巻	
				評価	防護方法
第47条 原子炉冷却材圧力バウンダリ低圧時に発電用原子炉を冷却するための設備	代替再循環運転 (B-格納容器スプレイポンプ) (運転停止中の場合、フロントライン系機能喪失時)	B-格納容器スプレイポンプ B-格納容器スプレイ冷却器	防止設備	A/B	○ 建屋内
		B-格納容器再循環サンプ B-格納容器再循環サンプスクリーン	防止設備	C/V	○ 建屋内
		B-安全注入ポンプ再循環サンプ側入口 C/V 外側隔離弁	防止設備	R/B	○ 建屋内
		1次冷却設備	1次冷却設備に記載		— —
		非常用取水設備	非常用取水設備に記載		— —
	蒸気発生器2次側からの除熱 (補助給水ポンプ) (運転停止中の場合、フロントライン系機能喪失時)	電動補助給水ポンプ タービン動補助給水ポンプ 補助給水ピット 主蒸気逃がし弁 配管等	(設計基準対象施設)	R/B	○ 建屋内
		蒸気発生器 配管等	(設計基準対象施設)	C/V	○ 建屋内
		主蒸気管	(設計基準対象施設)	C/V, R/B	○ 建屋内
	代替炉心注水 (代替格納容器スプレイポンプ) (代替電源) (運転停止中の場合、サポート系機能喪失時)	代替格納容器スプレイポンプ 燃料取替用水ピット 補助給水ピット 配管等	防止設備	R/B	○ 建屋内
		1次冷却設備	1次冷却設備に記載		— —
		可搬箇所：可搬型大型送水ポンプ車、ホース延長・回収車（送水車用）、可搬型ホース	防止設備	可搬型 SA 設備保管場所	○ 分散設置
		常設箇所：接続口、配管等	防止設備	A/B, R/B	○ 建屋内
	代替炉心注水 (充てんポンプ (自己冷却)) (運転停止中の場合、サポート系機能喪失時)	1次冷却設備	1次冷却設備に記載		— —
		非常用取水設備	非常用取水設備に記載		— —
		充てんポンプ	防止設備	A/B	○ 建屋内
		燃料取替用水ピット	防止設備	R/B	○ 建屋内
	代替再循環運転 (A-高压注入ポンプ (海水冷却)) (運転停止中の場合、サポート系機能喪失時)	再生熱交換器	防止設備	C/V	○ 建屋内
		1次冷却設備	1次冷却設備に記載		— —
		A-高压注入ポンプ ほう酸注入タンク 配管等	(設計基準対象施設)	A/B	○ 建屋内
		可搬箇所：可搬型大型送水ポンプ車、ホース延長・回収車（送水車用）、可搬型ホース	防止設備	可搬型 SA 設備保管場所	○ 分散設置
		常設箇所：接続口、配管等	防止設備	A/B, R/B	○ 建屋内
		A-格納容器再循環サンプ A-格納容器再循環サンプスクリーン	(設計基準対象施設)	C/V	○ 建屋内
		A-安全注入ポンプ再循環サンプ側入口 C/V 外側隔離弁	(設計基準対象施設)	R/B	○ 建屋内
		1次冷却設備	1次冷却設備に記載		— —
		非常用取水設備	非常用取水設備に記載		— —

凡例 ○：竜巻に対し安全機能を維持できる

又は竜巻による損傷を考慮した場合でも、対応する設計基準対象施設が竜巻に対し安全機能を維持できる（防止設備）

又は竜巻により損傷を考慮して、代替設備による機能維持や安全上支障のない期間での修復等の対応が可能（緩和設備、防止でも緩和でもない設備）

—：他の項目にて整理

※ R/B：原子炉建屋、A/B：原子炉補助建屋、C/V：原子炉格納容器、DG/B：ディーゼル発電機建屋、CWP/B：循環水ポンプ建屋

第1表 竜巻に対する重大事故等対処設備の影響評価 (9/24)

設置許可基準	重大事故等対処設備		分類	保管・設置箇所*	竜巻	
					評価	防護方法
第47条 原子炉冷却材圧力バウンダリ低圧時に発電用原子炉を冷却するための設備	蒸気発生器2次側からの除熱（補助給水ポンプ）（代替電源） （運転停止中の場合、サポート系機能喪失時）	電動補助給水ポンプ タービン動補助給水ポンプ 補助給水ピット 主蒸気逃がし弁 配管等	(設計基準対象施設)	R/B	○	建屋内
		蒸気発生器	(設計基準対象施設)	C/V	○	建屋内
		主蒸気管	(設計基準対象施設)	C/V, R/B	○	建屋内
	炉心注水（高圧注入ポンプ） （溶融炉心の原子炉格納容器下部への落下遅延及び防止、交流動力電源及び原子炉補機冷却機能が健全である場合）	高圧注入ポンプ ほう酸注入タンク	(設計基準対象施設)	A/B	○	建屋内
		燃料取替用水ピット	(設計基準対象施設)	R/B	○	建屋内
		原子炉補機冷却設備	48条に記載		—	—
		1次冷却設備	1次冷却設備に記載		—	—
	炉心注水（余熱除去ポンプ） （溶融炉心の原子炉格納容器下部への落下遅延及び防止、交流動力電源及び原子炉補機冷却機能が健全である場合）	余熱除去ポンプ 余熱除去冷却器	(設計基準対象施設)	A/B	○	建屋内
		燃料取替用水ピット	(設計基準対象施設)	R/B	○	建屋内
		原子炉補機冷却設備	48条に記載		—	—
		1次冷却設備	1次冷却設備に記載		—	—
第47条 原子炉冷却材圧力バウンダリ低圧時に発電用原子炉を冷却するための設備	炉心注水（充てんポンプ） （溶融炉心の原子炉格納容器下部への落下遅延及び防止、交流動力電源及び原子炉補機冷却機能が健全である場合）	充てんポンプ	緩和設備	A/B	○	建屋内
		燃料取替用水ピット	緩和設備	R/B	○	建屋内
		再生熱交換器	緩和設備	C/V	○	建屋内
		原子炉補機冷却設備	48条に記載		—	—
		1次冷却設備	1次冷却設備に記載		—	—
	代替炉心注水（B-格納容器スプレイポンプ） （溶融炉心の原子炉格納容器下部への落下遅延及び防止、交流動力電源及び原子炉補機冷却機能が健全である場合）	B-格納容器スプレイポンプ B-格納容器スプレイ冷却器	緩和設備	A/B	○	建屋内
		燃料取替用水ピット	緩和設備	R/B	○	建屋内

凡例 ○：竜巻に対し安全機能を維持できる

又は竜巻による損傷を考慮した場合でも、対応する設計基準対象施設が竜巻に対し安全機能を維持できる（防止設備）

又は竜巻により損傷を考慮して、代替設備による機能維持や安全上支障のない期間での修復等の対応が可能（緩和設備、防止でも緩和でもない設備）

—：他の項目にて整理

※ R/B：原子炉建屋、A/B：原子炉補助建屋、C/V：原子炉格納容器、DG/B：ディーゼル発電機建屋、CWP/B：循環水ポンプ建屋

第1表 竜巻に対する重大事故等対処設備の影響評価（10/24）

設置許可基準	重大事故等対処設備		分類	保管・設置箇所*	竜巻	
					評価	防護方法
第47条 原子炉冷却材圧力バウンダリ低圧時に発電用原子炉を冷却するための設備	代替炉心注水 (代替格納容器スプレイポンプ) (溶融炉心の原子炉格納容器下部への落下遲延及び防止、交流動力電源及び原子炉補機冷却機能が健全である場合)	代替格納容器スプレイポンプ 燃料取替用水ピット 補助給水ピット 配管等	緩和設備	R/B	○	建屋内
		原子炉補機冷却設備	48条に記載		—	—
		1次冷却設備	1次冷却設備に記載		—	—
	代替炉心注水 (充てんポンプ)(自己冷却) (溶融炉心の原子炉格納容器下部への落下遲延及び防止、全交流動力電源喪失又は原子炉補機冷却機能喪失時)	B-充てんポンプ	緩和設備	A/B	○	建屋内
		燃料取替用水ピット	緩和設備	R/B	○	建屋内
		再生熱交換器	緩和設備	C/V	○	建屋内
		1次冷却設備	1次冷却設備に記載		—	—
	代替炉心注水 (代替格納容器スプレイポンプ)(代替電源) (溶融炉心の原子炉格納容器下部への落下遲延及び防止、全交流動力電源喪失又は原子炉補機冷却機能喪失時)	代替格納容器スプレイポンプ 燃料取替用水ピット 補助給水ピット 配管等	緩和設備	R/B	○	建屋内
		1次冷却設備	1次冷却設備に記載		—	—
	余熱除去ポンプ 余熱除去冷却器 配管等	余熱除去ポンプ 余熱除去冷却器 配管等	(設計基準対象施設)	A/B	○	建屋内
		原子炉補機冷却設備	48条に記載		—	—
		1次冷却設備	1次冷却設備に記載		—	—
低圧注水系 低圧時再循環	余熱除去ポンプ 余熱除去冷却器 配管等	余熱除去ポンプ 余熱除去冷却器 配管等	(設計基準対象施設)	A/B	○	建屋内
		格納容器再循環サンプ 格納容器再循環サンプスクリーン 配管等	(設計基準対象施設)	C/V	○	建屋内
	燃料取替用水ピット 配管等	燃料取替用水ピット 配管等	(設計基準対象施設)	R/B	○	建屋内
		1次冷却設備	1次冷却設備に記載		—	—

凡例 ○：竜巻に対し安全機能を維持できる

又は竜巻による損傷を考慮した場合でも、対応する設計基準対象施設が竜巻に対し安全機能を維持できる（防止設備）

又は竜巻により損傷を考慮して、代替設備による機能維持や安全上支障のない期間での修復等の対応が可能（緩和設備、防止でも緩和でもない設備）

—：他の項目にて整理

※ R/B：原子炉建屋、A/B：原子炉補助建屋、C/V：原子炉格納容器、DG/B：ディーゼル発電機建屋、CWP/B：循環水ポンプ建屋

第1表 竜巻に対する重大事故等対処設備の影響評価 (11/24)

設置許可基準	重大事故等対処設備		分類	保管・設置箇所*	竜巻	
					評価	防護方法
第48条 最終ヒートシンクへ熱を輸送するための設備	蒸気発生器2次側からの除熱(補助給水ポンプ) (フロントライン系機能喪失時)	電動補助給水ポンプ タービン動補助給水ポンプ 補助給水ピット 主蒸気逃がし弁 配管等	(設計基準対象施設)	R/B	○	建屋内
		蒸気発生器 配管等	(設計基準対象施設)	C/V	○	建屋内
		主蒸気管	(設計基準対象施設)	C/V, R/B	○	建屋内
	格納容器内自然対流冷却(C/V再循環ユニット:海水) (フロントライン系機能喪失時)	C, D-格納容器再循環ユニット	防止設備	C/V	○	建屋内
		可搬箇所: 可搬型大型送水ポンプ車、ホース延長・回収車(送水車用)、可搬型ホース	防止設備	可搬型SA設備保管場所	○	分散配置
		常設箇所: 接続口、配管等	防止設備	屋外A/B廻り及びR/B内	○	分散配置(2箇所は建屋内)
		可搬型温度計測装置	58条に記載		-	-
		非常用取水設備	非常用取水設備に記載		-	-
	代替補機冷却(A-高圧注入ポンプ(海水冷却)) (フロントライン系機能喪失時)	可搬箇所: 可搬型大型送水ポンプ車、ホース延長・回収車(送水車用)、可搬型ホース	防止設備	可搬型SA設備保管場所	○	分散配置
		常設箇所: 接続口、配管等	防止設備	屋外A/B廻り及びR/B内	○	分散配置(2箇所は建屋内)
		A-高圧注入ポンプ	(設計基準対象施設)	A/B	○	建屋内
		非常用取水設備	非常用取水設備に記載		-	-
	蒸気発生器2次側からの除熱(補助給水ポンプ)(代替電源) (サポート系機能喪失時)	電動補助給水ポンプ タービン動補助給水ポンプ 補助給水ピット 主蒸気逃がし弁 配管等	(設計基準対象施設)	R/B	○	建屋内
		蒸気発生器、配管等	(設計基準対象施設)	C/V	○	建屋内
		主蒸気管	(設計基準対象施設)	C/V, R/B	○	建屋内
	格納容器内自然対流冷却(海水) (サポート系機能喪失時)	C, D-格納容器再循環ユニット	防止設備	C/V	○	建屋内
		可搬箇所: 可搬型大型送水ポンプ車、ホース延長・回収車(送水車用)、可搬型ホース	防止設備	可搬型SA設備保管場所	○	分散配置
		常設箇所: 接続口、配管等	防止設備	屋外A/B廻り及びR/B内	○	分散配置(2箇所は建屋内)
		可搬型温度計測装置	58条に記載		-	-
		非常用取水設備	非常用取水設備に記載		-	-
	代替補機冷却(高圧注入ポンプ(海水冷却))(代替電源) (サポート系機能喪失時)	可搬箇所: 可搬型大型送水ポンプ車、ホース延長・回収車(送水車用)、可搬型ホース	防止設備	可搬型SA設備保管場所	○	分散配置
		常設箇所: 接続口、配管等	防止設備	屋外A/B廻り及びR/B内	○	分散配置(2箇所は建屋内)
		A-高圧注入ポンプ	(設計基準対象施設)	A/B	○	建屋内
		非常用取水設備	非常用取水設備に記載		-	-

凡例 ○: 竜巻に対し安全機能を維持できる

又は竜巻による損傷を考慮した場合でも、対応する設計基準対象施設が竜巻に対し安全機能を維持できる(防止設備)

又は竜巻により損傷を考慮して、代替設備による機能維持や安全上支障のない期間での修復等の対応が可能(緩和設備、防止でも緩和でもない設備)

-: 他の項目にて整理

※ R/B: 原子炉建屋, A/B: 原子炉補助建屋, C/V: 原子炉格納容器, DG/B: ディーゼル発電機建屋, CWP/B: 循環水ポンプ建屋

第1表 竜巻に対する重大事故等対処設備の影響評価 (12/24)

設置許可基準	重大事故等対処設備		分類	保管・設置箇所*	竜巻	
					評価	防護方法
第48条 最終ヒートシンクへ熱を輸送するための設備	原子炉補機冷却設備	原子炉補機冷却水ポンプ 原子炉補機冷却水冷却器 配管等	(設計基準対象施設)	A/B	○	建屋内
		原子炉補機冷却海水ポンプ 配管等	(設計基準対象施設)	CWP/B	○	防護対策実施
第49条 原子炉格納容器内の冷却等のための設備	格納容器内自然対流冷却 (原子炉補機冷却水) (炉心の著しい損傷防止、 フロントライン系機能喪失時)	C, D-格納容器再循環ユニット	防止設備	C/V	○	建屋内
		C, D-原子炉補機冷却水ポンプ C, D-原子炉補機冷却水冷却器 原子炉補機冷却水サージタンク C, D-原子炉補機冷却水冷却器海水 入口ストレーナ 配管等	防止設備	R/B	○	建屋内
		可搬箇所：原子炉補機冷却水サージタ ンク加圧用可搬型窒素ガスポンベ、ホ ース・弁	防止設備	R/B	○	建屋内
		C, D-原子炉補機冷却海水ポンプ C, D-原子炉補機冷却海水ポンプ出 口ストレーナ	防止設備	CWP/B	○	防護対策実施
		可搬型温度計測装置	58条に記載		-	-
		非常用取水設備	非常用取水設備に記載		-	-
		代替格納容器スプレイ(代替格納容器スプレイポンブ) (炉心の著しい損傷防止、 フロントライン系機能喪失時)	代替格納容器スプレイポンブ 燃料取替用水ピット 補助給水ピット 配管等	防止設備	R/B	○
	格納容器内自然対流冷却 (海水) (炉心の著しい損傷防止、 サポート系機能喪失時)	代替格納容器スプレイポンブ 燃料取替用水ピット 補助給水ピット 配管等	防止設備	R/B	○	建屋内
		可搬箇所：可搬型大型送水ポンプ車、 ホース延長・回収車(送水車用)、可 搬型ホース	防止設備	可搬型 SA 設備 保管場所	○	分散配置
		常設箇所：接続口、配管等	防止設備	屋外 A/B廻り及び R/B 内	○	分散配置 (2箇所は建屋内)
		C, D-格納容器再循環ユニット	防止設備	C/V	○	建屋内
		可搬型温度計測装置	58条に記載		-	-
		非常用取水設備	非常用取水設備に記載		-	-

凡例 ○：竜巻に対し安全機能を維持できる

又は竜巻による損傷を考慮した場合でも、対応する設計基準対象施設が竜巻に対し安全機能を維持できる(防止設備)

又は竜巻により損傷を考慮して、代替設備による機能維持や安全上支障のない期間での修復等の対応が可能(緩和設備、防止でも緩和でもない設備)

—：他の項目にて整理

※ R/B：原子炉建屋、A/B：原子炉補助建屋、C/V：原子炉格納容器、D/G/B：ディーゼル発電機建屋、CWP/B：循環水ポンプ建屋

第1表 竜巻に対する重大事故等対処設備の影響評価 (13/24)

設置許可基準	重大事故等対処設備	分類	保管・設置箇所*	竜巻	
				評価	防護方法
第49条 原子炉格納容器内の冷却等のための設備	格納容器内自然対流冷却 (原子炉補機冷却水) (格納容器破損防止、フロントライン系機能喪失時)	C, D-格納容器再循環ユニット	緩和設備	C/V	○ 建屋内
		C, D-原子炉補機冷却水ポンプ C, D-原子炉補機冷却水冷却器 原子炉補機冷却水サージタンク C, D-原子炉補機冷却水冷却器海水入口ストレーナ 配管等	緩和設備	R/B	○ 建屋内
		可搬箇所：原子炉補機冷却水サージタンク加圧用可搬型窒素ガスボンベ	緩和設備	R/B	○ 建屋内
		C, D-原子炉補機冷却海水ポンプ C, D-原子炉補機冷却海水ポンプ出ロストレーナ	緩和設備	CWP/B	○ 防護対策実施
	格納容器内自然対流冷却 (原子炉補機冷却水) (格納容器破損防止、フロントライン系機能喪失時)	可搬型温度計測装置	58条に記載		— —
		非常用取水設備	非常用取水設備に記載		— —
	代替格納容器スプレイ(代替格納容器スプレイポンプ) (格納容器破損防止、フロントライン系機能喪失時)	代替格納容器スプレイポンプ 燃料取替用水ピット 補助給水ピット 配管等	緩和設備	R/B	○ 建屋内
	代替格納容器スプレイ(代替格納容器スプレイポンプ)(代替電源) (格納容器破損防止、サポート系機能喪失時)	代替格納容器スプレイポンプ 燃料取替用水ピット 補助給水ピット 配管等	緩和設備	R/B	○ 建屋内
	格納容器内自然対流冷却 (海水) (格納容器破損防止、サポート系機能喪失時)	可搬箇所：可搬型大型送水ポンプ車、ホース延長・回収車(送水車用)、可搬型ホース	緩和設備	可搬型SA設備保管場所	○ 分散配置
		常設箇所：接続口、配管等	緩和設備	屋外A/B廻り及びR/B内	○ 分散配置 (2箇所は建屋内)
		C, D-格納容器再循環ユニット	緩和設備	C/V	○ 建屋内
		可搬型温度計測装置	58条に記載		— —
		非常用取水設備	非常用取水設備に記載		— —
格納容器スプレイ 格納容器スプレイ再循環	格納容器スプレイポンプ 格納容器スプレイ冷却器 配管等	(設計基準対象施設)	A/B	○	建屋内
	燃料取替用水ピット	(設計基準対象施設)	R/B	○	建屋内
	格納容器再循環サンプ 格納容器再循環サンプスクリーン 配管等	(設計基準対象施設)	C/V	○	建屋内
	原子炉補機冷却設備	48条に記載		—	—

凡例 ○：竜巻に対し安全機能を維持できる

又は竜巻による損傷を考慮した場合でも、対応する設計基準対象施設が竜巻に対し安全機能を維持できる(防護設備)

又は竜巻により損傷を考慮して、代替設備による機能維持や安全上支障のない期間での修復等の対応が可能(緩和設備、防止でも緩和でもない設備)

—：他の項目にて整理

※ R/B：原子炉建屋、A/B：原子炉補助建屋、C/V：原子炉格納容器、DG/B：ディーゼル発電機建屋、CWP/B：循環水ポンプ建屋

第1表 竜巻に対する重大事故等対処設備の影響評価（14/24）

設置許可基準	重大事故等対処設備		分類	保管・設置箇所*	竜巻	
					評価	防護方法
第50条 原子炉格納容器の過圧破損を防止するための設備	格納容器スプレイ（格納容器スプレイポンプ） (交流動力電源及び原子炉補機冷却機能が健全である場合)	格納容器スプレイポンプ 格納容器スプレイ冷却器	(設計基準対象施設)	A/B	○	建屋内
		燃料取替用水ピット	(設計基準対象施設)	R/B	○	建屋内
		原子炉補機冷却設備	48条に記載		—	—
		C, D-格納容器再循環ユニット	緩和設備	C/V	○	建屋内
		C, D-原子炉補機冷却水ポンプ C, D-原子炉補機冷却水冷却器 原子炉補機冷却水サージタンク C, D-原子炉補機冷却水冷却器海水入口ストレーナ	緩和設備	R/B	○	建屋内
		可搬箇所：原子炉補機冷却水サージタンク加圧用可搬型窒素ガスポンベ、ホース・弁	緩和設備	R/B	○	建屋内
		C, D-原子炉補機冷却海水ポンプ C, D-原子炉補機冷却海水ポンプ出ロストレーナ	緩和設備	CWP/B	○	防護対策実施
		可搬型温度計測装置	58条に記載		—	—
		非常用取水設備	非常用取水設備に記載		—	—
		代替格納容器スプレイ（代替格納容器スプレイポンプ） (交流動力電源及び原子炉補機冷却機能が健全である場合)	代替格納容器スプレイポンプ 燃料取替用水ピット 補助給水ピット 配管等	緩和設備	R/B	○
第50条 原子炉格納容器の過圧破損を防止するための設備	格納容器内自然対流冷却（海水） (全交流動力電源又は原子炉補機冷却機能喪失時)	C, D-格納容器再循環ユニット	緩和設備	C/V	○	建屋内
		可搬箇所：可搬型大型送水ポンプ車、ホース延長・回収車（送水車用）、可搬型ホース	緩和設備	可搬型 SA 設備保管場所	○	分散配置
		常設箇所：接続口、配管等	緩和設備	屋外 A/B 回り及び R/B 内	○	分散配置（2箇所は建屋内）
		可搬型温度計測装置	58条に記載		—	—
		非常用取水設備	非常用取水設備に記載		—	—
	代替格納容器スプレイ（代替格納容器スプレイポンプ）（代替電源） (全交流動力電源又は原子炉補機冷却機能喪失時)	代替格納容器スプレイポンプ 燃料取替用水ピット 補助給水ピット 配管等	緩和設備	R/B	○	建屋内

凡例 ○：竜巻に対し安全機能を維持できる

又は竜巻による損傷を考慮した場合でも、対応する設計基準対象施設が竜巻に対し安全機能を維持できる（防止設備）

又は竜巻により損傷を考慮して、代替設備による機能維持や安全上支障のない期間での修復等の対応が可能（緩和設備、防止でも緩和でもない設備）

—：他の項目にて整理

※ R/B：原子炉建屋、A/B：原子炉補助建屋、C/V：原子炉格納容器、DG/B：ディーゼル発電機建屋、CWP/B：循環水ポンプ建屋